

ミレニアム開発目標 (MDGs)

—— 国際社会が協力して解決しなければならない人間開発と貧困撲滅のための課題

MDGsとは

2000年9月、189カ国が一堂に会する国家首脳会合、国連ミレニアム・サミットがニューヨークで開催され、21世紀の国際社会の目標となるミレニアム宣言が採択されました。宣言では、平和と安全、開発と貧困、環境、人権、弱者の保護などの課題を挙げ、国連の役割に明確な方向性が提示されています。

この宣言と、1990年代に行われた主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、共通の枠組みとしてまとめたものが「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」です。MDGsは、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げています。

2010年9月に開催された「MDGs国連首脳会合」では、MDGsの進展は目標や地域ごとに差異があり、食料価格の高騰、経済危機、気候変動、紛争などの課題はあるものの、国際社会のいっそうの努力があれば2015年までにMDGsの達成は可能としています。このなかで日本政府は進捗が遅れている母子保健を含む保健と、基礎教育をはじめとした教育に関し、具体的なコミットメント(管コミットメント)を表明しました。

この首脳会合のフォローアップを行うため、JICAは2011年6月に、日本政府、世界銀行、国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF) と「MDGsフォローアップ会合」を共催しました。MDGs達成に有効な教訓や知見を参加者と共有し、2015年以降の国際開発目標に向けた国際的議論を開始しました。その後も

日本政府のリードで2015年以降の国際開発目標のあり方について政策担当者が議論する非公式会合が開催され、JICAも参加しています。

国連は、2012年7月にポスト2015年開発目標に関するハイレベル・パネルを立ち上げ、菅元総理がメンバーに選ばれました。UNDPでも新しい開発目標には市民の声を取り入れるべきとの考えから、NGOや民間団体を含めたさまざまなステークホルダーを入れて国別やテーマ別の協議を始めています。2015年以降の開発目標に向けた議論が地域、機関を超えてますます盛んとなっています。

JICAのMDGsへの取り組み

JICAではこれまで、開発途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、インフラ開発などへの包括的な支援を通じて、貧困削減に貢献してきました。JICAは、次の観点からMDGsの達成に向けて取り組んでいます。

■ 「人間の安全保障」とMDGs

— JICAのMDGs達成に向けての考え方

JICAは、人々に着目し、人々が直面するさまざまな脅威の全体を視野に入れた「人間の安全保障」をMDGs達成のための重要な概念ととらえてきました。また、「人間の安全保障」を実現するためのひとつの重要なアプローチとして、開発途上国が自らの手で開発課題に対処するための能力を向上する「キャパシティ・

8つのMDGs



極度の貧困と飢餓の撲滅



普遍的初等教育の達成



ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上



乳幼児死亡率の削減



妊産婦の健康の改善



HIV／エイズ、マラリアおよびその他の疾病の蔓延防止



持続可能な環境の確保



開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

ロゴ作成：NPO 法人「ほっとけない 世界のまずしさ」

JICAのMDGsへの取り組み

ミレニアム宣言／MDGs



MDGsはミレニアム宣言の開発アジェンダに関する具体的な目標です。JICAは次の2つの面(視点とアプローチ)をあわせもつ「人間の安全保障」の理念に基づいた協力を行うことにより、MDGsの達成とその成果の持続を目指しています。

①視点：欠乏に加えて、恐怖への対応も視野に入れる。

②アプローチ：上からと下からのアプローチにより、開発途上国自身の課題対応能力を高める内発的プロセスを支援する(キャパシティ・ディベロップメント)。

また、これらの取り組みを下から支えるのが、インフラ整備分野の協力です。

ディベロップメント」を重視しています。さらに、人々がその潜在能力を発揮し、人々の可能性を実現させるために必要な基盤としての役割をもつ「インフラ」の整備を支援しています。

今後も、JICAは2015年の目標達成年に向けて、以下の取り組みを強化していきます。

■ アジアの経験を世界へ

一 持続的な成長を通じた貧困削減

アジアでは、人材育成、制度構築、インフラ整備を一体的に進めたことにより民間セクターが成長し、それに伴い経済成長や雇用機会の拡大を実現してきました。経済成長は、途上国政府の財政基盤強化を通じて、教育、保健・医療分野などへの公共支出の拡大にも寄与しています。

日本は自身の近代化や戦後復興の経験、そしてアジアへの協力経験から、開発途上国の自主性こそが

開発の推進力であることや、MDGsの達成を含む開発の成果の維持・発展には持続的な成長が必要不可欠であることを学んできました。JICAは、こうしたアジアにおける開発の成功経験と教訓を世界の多くのの人々と共有していきます。

■ MDGsを取り巻くリスクにも対処 一 地球規模課題への対応

気候変動、食料・エネルギー価格の高騰といった問題は、MDGs達成にとって大きなリスク要因であり、こうした地球規模のリスクにも対処していかなければなりません。また、MDGsの達成と平和の構築は相互に関連しているため、紛争を予防し、再発を防ぎ、平和を定着させるための努力も必要です。

JICAは、教育、保健、水といったMDGsに直接関係する分野に対する取り組みを強化するとともに、MDGsを取り巻くリスクにも対処していくことにより、MDGsの達成とその成果の持続性の確保を目指します。

■ パートナーシップの拡大に向けて

近年、新興経済国が積極的に国際協力を展開し、開発途上国間の「南南協力」が拡大するなど、開発協力の担い手は多様化し、NGOや民間財団、民間企業による活動なども活発化しています。MDGs達成のためには、これらの多様なアクター間の連携を強化することにより、開発協力の質を向上させることが重要です。また、ODAの増大や民間資金の動員を図るとともに、国際連帯税などの追加的な開発資金を新たに確保していく必要があります。

JICAは、「南南・三角協力」、NGOや民間企業などとのさらなる連携強化を通じて、開発協力の効果増大を目指します。



マングローブの苗を植える子どもたち(フィリピン：マングローブ林の再生による生活の質向上プロジェクト)



貯水タンクから各家庭に配管された水道(ボリビア：生命の水プロジェクト)

経済基盤開発 — ひとびとの希望を叶えるインフラ



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国では、経済基盤となる公共インフラとその管理・運営を支える基本的仕組みが未発達・未整備な場合が多く、国の発展を妨げる一因になっています。

急速に進展する都市化は経済活動の効率化をもたらし、経済発展の原動力となる反面、住環境や交通、治安の悪化等のゆがみや、都市部と地方部の格差拡大などの問題も引き起こしかねません。また、実効ある都市・地域開発を推進するには、個々の地域内の開発を考えるだけではすまず、他地域や国を越える経済圏との関係など、マクロな視点からの計画づくりが求められています。

JICAは、持続的な経済基盤の開発に向けて、適切な社会システムや制度の検討を含めた都市・地域開発計画を策定し、その計画に基づく運輸交通インフラや情報通信ネットワークの整備と、それらを維持管理・運営する組織の強化や人材の育成に協力しています。

都市・地域開発

■ 課題の概要

世界の人口は、約70億人に達したといわれています。特に、開発途上国の都市人口は1970年の約6.8億人から、2010年に約25.6億人に増加し、2030年には世界の都市人口の約80%が開発途上国に集中すると予測されています。

都市の成長は、国の経済発展を支えるうえで欠かせません。しかし、開発途上国の都市では、職業機会を求め、急速に流入する人口を受け入れる住宅やインフラ、雇用制度の整備などが追いつかず、多くの人々が、劣悪な居住環境、不安定な収入での生活を強いられています。また、都市部の人口増に伴い、交通渋滞や都市ゴミの増加による環境汚染、治安の悪化など、都市問題は年々複雑・深刻化しています。

■ JICAの取り組み

日本でも、戦後、世界的に類を見ないペースで都市化が進み、さまざまな都市問題を経験してきました。問題に対応するため、都市開発に必要な基準を定めながらインフラ整備や宅地開発を進め、公害と生産向上を両立する新たな技術開発にも注力してきました。また、地震や台風などの自然災害のリスクを軽減するため、早くから防災、復旧対策の整備が進められました。JICAは、こうした日本の経験、技術を生かして、

開発途上国の都市・地域開発の都市・地域開発のため、主に6点の支援を展開しています。

1. 経済活動に寄与する基幹インフラ整備
2. 良好な居住空間の実現
3. 低炭素都市の実現
4. 災害に強い都市の実現
5. 良好な都市経営の実現
6. 都市復興の実現

すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発

JICAは、相互に絡み合った開発途上国の都市が抱える課題に迅速に対応し、中長期的な視野に立って、経済成長と貧困削減の好循環を生みだしていく都市の構築を支援します。この目的に向け、「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発」をビジョンとして、特定の層に都市発展の利益が集中することがないよう、あらゆる人々が参画できる開発プロセスを重視します。

開発の構想策定から人材育成までの総合的な支援

開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるためには、開発計画の策定、計画に沿った開発の具体化、導入された施設などの運営・維持管理にわたって、さまざまな段階での支援が必要です。将来的に、こうしたプロセスを自立的に実行するためには、都市・地域開発計画の実施の担い手となる機関の組織、

パッケージ型インフラ海外展開への布石

ベトナムの首都ハノイのノイバイ国際空港では、航空旅客需要が急増しており、旅客ターミナルビルの取扱実績(2010年950万人)は、すでに計画容量(年間600万人)を超過しています。JICAは、ノイバイ空港の第二旅客ターミナルの建設に円借款を供与するとともに、その運営・維持管理の体制づくりを支援しています。

航空旅客急増に応える

ベトナムの経済成長のために、ノイバイ空港の旅客取扱施設の拡張は急務です。JICAは2010年にノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業に対する貸付契約を結び、円借款を供与しています。事業は、年間1,000万人の旅客取り扱いを可能とする第二旅客ターミナルビル(T2)の建設と付帯施設一式の整備を行うもので、2015年の供用を目指し

建設が進められています。

T2では、ベトナム初の最先端技術が導入される予定です。ベトナム空港会社(ACV)が、T2の供用開始以降、適切な運営・維持管理(O&M)を自ら実施できるようにするためには、限られた期間内に集中的に組織体制づくりや人材育成、さらには関係機関との調整などの供用準備を行うことが必要です。

JICAは、ACVの要請に基づき、支援

スキーム(有償勘定技術支援)を活用し、官民連携で空港運営ノウハウをベトナムへ展開しています。日本の最先端システムのO&Mに関する知識やノウハウ、経験の蓄積を生かし、T2の最大活用を図り、開発効果の最大化を目指しています。

官民連携による日本の協力支援体制を構築

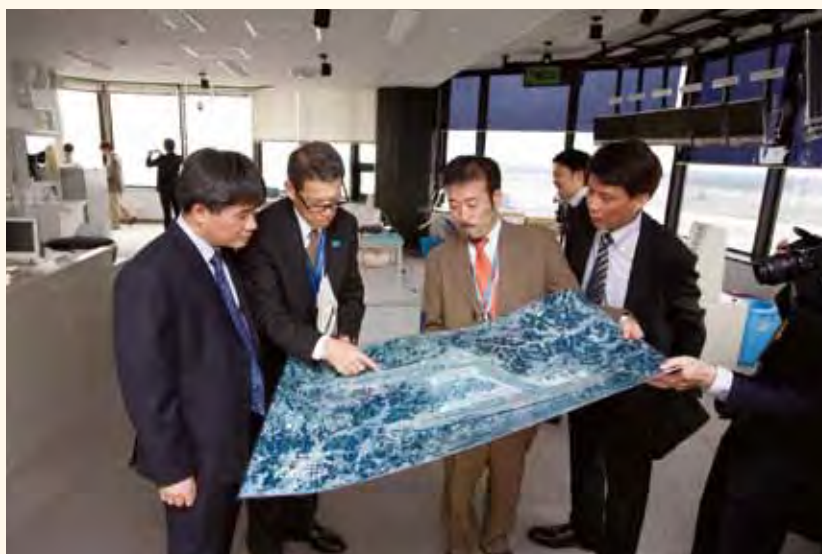
2011年11月には、供用準備の一元的な進捗管理などを図るため、両国の関係機関で構成される「T2供用準備委員会」の設立で合意しました。議長は、ACVの社長が務め、ベトナム側は、ACVの取締役メンバーと関係部署の責任者、日本側は、JICA、国土交通省航空局、成田国際空港(株)のメンバーで構成しています。また、本体事業は、本邦技術活用条件(STEP)適用案件で、コントラクター、施工監理コンサルタントも日本企業です。オールジャパン体制で各者の強みを生かし、官民連携して最新のシステムを備えた新ターミナルの建設供用をサポートすることで、ACVが健全な空港経営ができるよう支援しています。

1,000万人規模のターミナル運営に係るマネジメント支援は日本初

供用準備の進捗管理に権限を持つ委員会を設置し、JICAの支援スキームを活用して、日本側の官民が連携して委員会に参画し、巨大空港ターミナルの運営に向けた支援を行うという試みは、日本初の取り組みです。インフラ整備というハード面に加え、マネジメント支援というソフト面とのセットで、パッケージとしてインフラ展開を図っていきます。これにより、T2の最大活用を図り、開発効果を拡大させることが可能となります。



意見交換会



成田空港視察

スタッフの能力向上、必要な法制度改善などを合わせて行わなくてはなりません。

JICAは、技術協力、資金協力、ボランティア事業など、複数の支援メニューを活用し、包括的に都市・地域開発を支援します。

運輸交通

■ 課題の概要

開発途上国では、道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備が遅れているために経済発展が進まず、貧困の一因ともなっています。持続的な発展と成長のためには、人や物の移動手段である運輸交通インフラの整備が不可欠です。

運輸交通インフラの整備に対する需要は世界的に高く、老朽化した施設の維持管理や改修、更新のニーズも急増しています。運輸交通インフラの整備には多大な資金を要するため、財源確保が大きな課題です。限られた公的資金で必要なすべてのインフラを整備することは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源を確保し、運輸交通サービスを無駄なく持続的に提供していくことが求められています。

さらに、公共交通機関の導入や交通手段の転換を

通じて、渋滞解消や物流効率化によるCO₂削減、大気汚染物質の抑制など、相手国の環境社会配慮に対する取り組みを支援していくことも必要です。

■ JICAの取り組み

JICAの協力は、人や物を迅速、円滑、安全に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の所得向上や生活環境の改善に貢献することを目指しています。

開発途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に道路や橋を整備するだけでは十分ではありません。効率的な運輸交通システムの計画策定が必要なほか、運輸交通インフラを適切に維持管理・運営する人材の育成、組織の強化、組織を支える社会・制度の仕組みも構築しなければなりません。JICAは、利用者や周辺住民など受益者に焦点を当て、“何のために、誰のために”を考え、住民参加による協力の実施やNGOとの連携なども積極的に進めています。

また、運輸交通分野の協力においては、物流・人流の国際化や国境をまたぐ地域経済圏の発展を促進するための「国際交通」、人々の移動の可能性を公平に確保し国土の調和ある発展に対応する「全国交通」、都市の持続的な発展と生活水準の向上に対応する「都



約30年前に円借款で建設されたコンゴ民主共和国のマタディ橋のケーブル開放調査の様子。現在も適切に維持管理されている

市交通」、開発から取り残されてしまいがちな地方の生活水準を向上させるための「地方交通」など、複眼的な視野が必要です。このように、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を、JICAは目指しています。

新成長戦略への貢献

日本政府は、2010年、「新成長戦略」としてODAを通じて民間企業の開発途上国への進出を後押しするとともに、開発途上国の持続的な経済成長を支援する

ことを閣議決定しています。これを受けて、JICAは、民間連携体制や科学技術事業の強化を行うとともに、運輸交通分野でも、新成長戦略の大きな柱である「パッケージ型インフラ輸出」の主要11分野のひとつにあげられた鉄道事業の海外展開を後押ししています。その一環として、高速鉄道セミナーへの開発途上国鉄道事業関係者の招へい、国内鉄道関連業界との海外展開にかかる意見交換の実施などを通じて、本邦企業が海外展開しやすい環境を整えています。

事例

南スーダン 社会経済インフラ総合開発と緊急支援計画策定調査

国家建設の最大ニーズに応える

2011年に独立した南スーダン。JICAは、3大都市のひとつ、アッパーナイル州のマラカルタウンの道路、河川、給水施設改善など社会経済インフラ開発に協力しています。

「独立には成功した。これからは地方を開発しなければ新しい国づくりは立ち行かなくなる」。

南スーダン政府の誰もが認識する南スーダン国家建設の最大のニーズに応え、JICAが目指すインクルーシブな開発を実現すべく、2012年2月、JICAは南スーダンの地方都市、マラカルタウンでのプロジェクトを開始しました。

和平合意後アスファルト舗装が進み、給水施設が整備され、学校が再開され開発が目に見えて進みつつある首都ジュバに対して、南スーダン3大都市のひとつの、マラカルは、ジュバとの政治的・物理的距離一北の要塞都市としてかつて整備され、最大野党の拠点地、陸路600kmあり道路は通じていない一により、独立後も一切開発がなされてこなかった地域です。

このような地政学上重要なマラカルに、「独立の配当」をもたらすことはマラカルの人々のためにも南スーダン全体の平和の定着のためにも極めて重要な課題といえます。

プロジェクトでは6カ月程度で「見捨てられた」都市の包括的なインフラ開発計画を策定し、その後、1年半かけて、コミュニティ道路、河川港、給水施設改善のためのパイロットプロジェクトを実施します。南スーダン側からはインフラ整備だけでなく、整備のための人材育成も強く要望されており、研修、OJTも実施し、マラカルタウンの復興を3本柱で支援していきます。



20年にわたる紛争で不在の人材を育成する。2011年12月には州の指導者層を招へいし、日本の戦後復興・開発の経験から、南スーダンの復興や地域開発をどのように進めていくべきか、また州の指導者層としてどうあるべきかについてディスカッションが繰り返された



建設されてから50年以上の浄水場から供給される水質は極めて低く、人々はナイル川の原水を利用して生活している。給水率は東アフリカ最悪といわれている



市内で舗装されている道路はほとんどないうえにブラックコットンソイルと呼ばれる土質によって、雨季には四駆、ロバすら通行できず陸の孤島になってしまう



マラカル港。地域のハブ港として利用されているものの、施設は老朽化し効率も、安全性も低い作業がなされている

情報通信 (ICT)

■ 課題の概要

先進国では情報通信技術 (ICT) が著しい発展を遂げています。ICTは、中央省庁の業務のコンピュータ化(電子政府)、インターネットを利用した教育(e-ラーニング)、電子商取引(e-コマース)など、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ICTは、国の経済社会構造を効率化し、生産性の向上、生活の質的向上、省エネルギー化など、あらゆる活動の改善を下支えする潜在的能力をもっています。

多くの開発途上国ではICTの普及が遅れており、先進国とのICT格差(デジタル・デバイド)が生まれ、それが両者の経済格差をますます拡大していくという構図が発生しています。

■ JICAの取り組み

JICAでは、デジタル・デバイドの是正があらゆる協力の有効化・効率化に必要と考えており、開発途上国におけるICT利用を促進することに貢献しています。

日本政府は、2000年7月に開催されたG8九州・沖縄サミットで、遠隔学習の導入など開発援助におけるICT利用の促進により、デジタル・デバイドの解消へ貢献するとともに、ODAの効率化を図るために、30

カ所のICT拠点の設置を表明するなど、アジアを中心として開発途上国のICT化に向けた協力を推進しています。

社会・経済開発につながるICT政策

JICAは、開発途上国のICT化の推進に向け、5つのメニューを提供しています。

- ① ICT政策策定能力向上：電気通信に関する国家戦略、関連産業育成などICT政策の策定を支援するアドバイザーを派遣しています。
- ② ICTインフラ整備：基幹通信網や地方の通信基盤整備のための将来計画の作成や、維持管理体制強化への支援などを実施しています。
- ③ ICT利用による援助効果・効率の向上：政府行政部門へのITの導入や教育、医療、商業などあらゆる分野の協力でITを活用することにより、事業の効果・効率の向上につなげています。
- ④ ICT人材の育成：ITを広く普及させるために、技術者、政策担当者などの能力向上を目標とした人材育成プロジェクトを実施しています。IT分野の支援のなかで大きな比重を占めるものです。
- ⑤ 放送：電波障害や干渉に強く、安定的な受信を可能とする地上デジタル日本方式の普及などの協力を行っています。



フィリピン「高度IT人材育成プロジェクト」。フィリピン大学ITトレーニングセンターでの授業風景

衛星通信ネットワークの整備で遠隔教育を充実

JICAは南太平洋の12カ国が共同設立した南太平洋大学を支援しています。すでに学生の48%が遠隔教育を受講していますが、さらに衛星通信ネットワークを充実し、離島でも高度な教育を受けられるようになりました。

南太平洋大学は、1969年に地域島嶼国12カ国(フィジー、バヌアツ、ツバル、トンガ、トケラウ、ソロモン諸島、サモア、ニウエ、ナウル、マーシャル諸島、キリバス、クック諸島)が、それぞれ資金を拠出して共同設立した域内最高水準の国際高等教育機関です。南太平洋大学は、フィジーの首都スバの本校舎に域内各国

から留学生を受け入れるとともに、地域の地理的条件に配慮して域内各国の学生に対し衛星通信を利用した遠隔教育を実施しています(2011年度在校生数約22,000人のうち48%が遠隔教育により授業を受けています)。

また、情報通信技術関連教育の充足を図り、増加する学生に対応するため、日本の無償資金協力により、大洋州における情報通信技術の中核施設となる「Japan-Pacific ICTセンター」と「多目的講堂」がスバに建設され、2012年2月に正式オープンしています。

大洋州地域は高等教育機関が少なく、南太平洋大学の遠隔キャンパスが唯一の

高等教育機関である国も少なくありません。そのため、域内の人々に高等教育の機会を提供し、その質を向上させるため、学士号プログラムの支援や衛星通信ネットワークの強化、遠隔教育システムの改善、Japan-Pacific ICTセンターの有効活用などを目的とする技術協力プロジェクト「南太平洋大学ICTキャパシティビルディングプロジェクト」を2010年2月～2013年1月まで実施しています。これまでアクセスが困難だった離島部にも衛星アンテナが設置され、各国の本島と同様の遠隔教育を受講できるようになり、学習環境の格差(デジタル・デバイド)が解消されています。



左上 トンガのパバウキャンパスにおける衛星通信ネットワークを用いた遠隔教育風景
中央 南太平洋大学スバ本校での講義風景
右上 南太平洋大学の衛星通信ネットワーク

公共政策

人々のニーズに基づいた質の高い
公共サービスの実現に向けて



※MDGsの8つの目標のうち、
該当するものを表しています。

開発途上国の安定と持続的な発展のためには、自らの力で自国の資源を効率的に、国民の意思を反映できる形で動員し、配分・管理できることが重要です。政府の取り組みだけでなく、国民や民間部門も含めて社会が運営される仕組み、いわゆる「ガバナンス」が鍵となります。

JICAは、公共政策分野の支援として、国の根幹を支える法・司法制度の整備、行政の効率化や透明化、地方政府の行政能力向上、財政・金融の強化などの協力を通じてガバナンスの強化を図り、開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っています。

開発途上国では法・司法制度や行政機構、財政管理をはじめ国家の基本的な仕組みや基盤が脆弱なことが多く、運用する人材も不足しているのが実情です。不十分な社会的基盤は国の発展を妨げる一因となり、開発援助の効果や効率に大きく影響を及ぼすこともあります。

国家の基本的な仕組みや制度を対象とする公共政策分野の支援には、ガバナンス改善に向けた開発途上国の問題意識と強いオーナーシップが不可欠です。JICAは、個人、組織、社会の各レベルでの内発的な発展プロセスを支援するというキャパシティ・ディベロップメントの考え方を重視しています。

法・司法制度整備

法・司法制度整備への支援

■ 課題の概要

ガバナンス改善のためには、「法の支配」の確立、つまり、社会において、ルールがその内容と成立過程において妥当であり、公正・中立な紛争解決のシステムが構築され、システムへのアクセスが市民に保障されることが不可欠の要素です。

適切なルールや透明で公平な紛争解決手続のない社会では、暴力や金銭によって利害の衝突が解決されることになりかねず、貧困層や女性をはじめ弱者の人権が保障されないことに加え、社会不安の一因にもつながります。また、トラブルの解決方法が不合理であったり、結果の予測が困難であったりすることで取

引のコストが増大し、経済活動を阻害することにもなります。

また、法制度の整備は、行政職務の執行や紛争解決の基準の明確化・透明化による汚職防止の側面も有しています。ただし、ルールや組織が整備されるだけでは十分ではなく、人々が納得できるような合理的で透明な紛争解決の事例を積み重ねることによって、法や制度が市民の信頼を獲得するまでは、法の支配が確立したとはいええないため、そのプロセスには長期間を要します。

■ JICAの取り組み

日本は、明治維新以降、国家の近代化を目指して大規模な法制度改革を行い、法律と司法制度を国際標準に近づけるプロセスを経験しています。この過程で、外国の法律や司法制度を選択的に取り入れ、国の発展段階や社会・伝統にあわせてカスタマイズしてきた経験があります。この日本の経験そのものに、法制度の整備に取り組む多くの開発途上国が高い関心を寄せています。日本は経験に基づいた比較優位性を生かして、相手国社会の現状とニーズを踏まえたきめ細かい協力を実施しています。

JICAの法整備支援は、市場経済移行国や復興国を中心に、社会の安定と発展に向けて「法の支配」を浸透させ、ガバナンスの改善に資することを旨として、開発途上国の法・制度構築の長期的プロセスを支援し、①法律・法令などの起草支援(ルールの整備)、②法を執行・運用する組織の整備(組織の整備)、③人々の法制度・司法制度へのアクセス向上(法・司法への

アクセスの改善)、④これらに従事する人材の育成への支援(人材育成)のための協力を行っています。

法律や制度は、相手国の文化、慣習、既存の制度との調和に配慮したものでなければ根付きません。国の発展段階や社会状況の変化も考慮する必要があります。JICAは、対話を重視したアプローチを大切にしており、ルールの起草や組織強化の活動では、相手国との対話を重ねながら共同作業を進め、社会に根づく援助を目指しています。

JICAは、1996年に開始した「ベトナム法整備支援プロジェクト」を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始し、市場経済化に向けた法整備の構築・改善が必要とされている開発途上国や紛争終結国の法・司法制度の再構築・人材育成に対する支援を実施しています。

具体的には、民法など基本法整備(ベトナム、ラオス、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、中国、東ティ

モール)、競争法などの経済法整備(ベトナム、中国、インドネシア)、民事紛争の和解調停制度整備(モンゴル、インドネシア)を中心に支援を行ってきました。

法の支配の確立には長い時間を要するため、これまで支援を行ってきた国々に対しても、将来的な自立を目指してオーナーシップを尊重しつつ、整備を支援した法令の普及支援や関連法令の整備、新しい法令に基づく法律実務や運営組織の改善支援などを実施していく必要があります。

■ 民主的制度の整備への支援

JICAの支援においては、政治体制の変革を一方向的に押し付けるのではなく、広く国民が政策過程に関与でき、国民が信頼しうる体制を構築することを支援の主眼にしています。

そのための具体的な支援として、公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強

事例

カンボジア 法制度整備プロジェクト フェーズ3

公布から4年を経て、新民法が施行

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権下で法令がすべて廃止され、旧民法も失効して以降、体系的に定めた社会生活関係の基本法が存在せず、相続や一部の契約などの重要な制度の拠り所となる法令が存在しない状態となっていました。JICAは、1999年から法整備支援を開始し、民法と民事訴訟法の起草、立法化支援、関連法令の起草支援を行ってきました。

起草支援では、カンボジア側の起草チームと日本側作業部会のメンバーと専門家が討議を繰り返しながら、カンボジ

アの旧民法・現行法令や慣習、日本民法のほか、フランスやドイツの民法なども参考にして、共同作業により一条ごと

に草案を検討し、これまでクメール語になかった新しい概念や制度を表現するため、法律用語の確定などの作業も行いました。

民事訴訟法は公布から1年を経て2007年に適用開始となりました。しかし、1,305条から成る民法は、2007年に公布されたものの、さまざまな関連法令との調整や付随する制度の整備などが必要とされたため、別に民法適用法を策定して適用開始日を決定することとなりました。その間、JICAは、民法適用法、登記その他の関連法令の起草も支援し、公布から4年を経た2011年12月21日に民法の適用が開始されました。

今後、新しいカンボジア民法と民事訴訟法がより適切に運用され、人々の安定した生活が保障されるよう、JICAは、司法省職員、法律実務家、大学教員などに対する新法定着・普及のための継続的な支援を行っていきます。



新民法施行の記念式典

化、権力の監視機能となるメディアの能力強化などに取り組んでいます。

2011年は、「アラブの春」を受けて政権交代や選挙が実施された国に対し、中立・公正な立場で選挙にかかる正しい情報を国民に届けるためのメディアの能力強化などに関する支援を実施しました【[P.45 事例を参照ください](#)】。また、新国家として2011年7月に独立した南スーダンではジャーナリストの能力強化支援などを実施しました。

■ 公共安全分野の支援

公共安全の分野では、「市民のための警察」に向けた体制整備や人材育成を進める国々に対する支援や、科学捜査能力向上などへの支援を行っており、インドネシアでの市民警察支援、フィリピンでの犯罪対処能力向上支援などを行っています。また、紛争経験国における公共安全の強化に向け、アフガニスタンや東ティモールでも、警察官の人材育成などを支援しています。



チュニジアメディアセミナーで、国営放送局職員に日本側講師が助言を行う



ラオス法律人材育成強化プロジェクト 民事訴訟法現地セミナーでのワークショップ



ベトナムで開催された国家賠償法トレーニングコース【撮影：谷本美加】

行財政・金融

■ 行政機能分野に関する課題の概要

JICAは、行政機能を「①国民の生存権と社会的権利の保障、②社会的公正の増進と格差の是正、③経済の安定と成長の促進という3つの使命を果たすため、社会の資源を管理し、サービスを提供し、さらには民間の活動の環境整備とルールづくりを行うこと」と定義しており、効率的な行政サービスを実現することはすべての分野において取り組む必要のある課題です。

開発途上国の多くは、行政官の数も限られているうえに、歳入構造が脆弱で、行政サービスの選択と集中が行われず、効率的な行政サービスの提供が困難になっています。また、公共事業の計画や発注のプロセスが不透明だったり、住民や民間セクターの参加や市民・メディアの監視も不十分だったりするケースが多く、不正や腐敗、汚職の原因となっているケースも認められます。

それらを踏まえ、開発途上国では、①行政の効率性と質を高めること、②財源や人的資源などの行政資源

を増やしたうえで最適に配分すること、③市民や民間セクターの参加を促進し透明性を高めることが求められています。この目的を達成するため、行政組織と制度の改善を図る行政改革、行政機関の能力向上、受益者である住民に近いところでの開発計画の立案と効率的な行政サービス提供を目指す地方分権化などを行う必要があります。

■ 行政機能分野に関するJICAの取り組み

JICAは、行政機能の強化を目指して、開発途上国の開発計画の策定・管理(モニタリング、評価)や公務員の能力強化などを目指した行政基盤強化の支援、地方自治体が地域住民のニーズに即した行政サービスを提供できることを目指した地方分権化や地方行政官の能力向上支援、国の開発計画を策定するうえで不可欠な人口センサスや経済センサスなどの統計を整備する支援などを行っています。

行政の効率性と質の強化の視点からは、より良い行政サービスを地域の住民・組織に届けること、中長期的な視点に立って相手国のオーナーシップを醸成しな

事例

カンボジア 政府統計能力向上プロジェクト フェーズ3

カンボジア初の企業の「国勢調査」を支援

カンボジアでは内戦の影響などにより統計の整備が遅れていましたが、2011年3月にカンボジア史上初となる経済センサスが実施されました。JICAは技術協力と資金協力を組み合わせ、信頼性の高い統計のための支援を行いました。

経済センサスとは企業・事業所の国勢調査のことで、カンボジア全国の企業・事業所を対象に、事業所の所在地、従業員数、売り上げ、資産などの調査が行われました。

プロジェクトでは、日本人専門家を派遣して、中央省庁が実施する州指導員や調査員などに対する各種研修を実施したほか、見返り資金を活用して4,000人の調査員を動員するなど、技術協力と資金協力を組み合わせる支援を行いました。

この結果、カンボジア全国の事業所の実態が初めて明らかとなり、信頼性の高い統計が作成されました。

カンボジア各省庁からも今回の経済センサスに対する期待は高く、商務省からは「商標登

録に関するデータの収集に問題を抱えているため、経済センサス結果を活用したい」、カンボジア国立銀行からは「国民所得やGDPを把握するうえで極めて重要な調査である」といった評価と反響がありました。

2011年経済センサス結果は、中央や地方政府の各種政策や計画の立案に利用されるほか、大学や研究所での学術研究、民間部門での経営戦略や市場調査などに利用される予定です。

相手国政府関係者の声

計画省大臣

Chhay Than氏

経済センサスによってデータに基づいた計画立案が可能とな

り、社会経済の発展に貢献していると考えています。経済センサスは多くの人の役に立つものであると確信しています。



事業所で調査を行う調査員

がら支援を行うこと、制度の構築だけではなくその制度が機能するために必要となる能力強化も行うこと、関連する省庁や組織に対して複層的に働きかけることなどを意識して支援しています。また、地方行政に関する支援の中で住民参加を促すことで、行政の透明性を高める取り組みも行っています。

なお、行政資源の最適な配分を実現し、行政サービスを効率的・効果的に行うとともに、開発計画の持続性を確保するためには財政の裏付けが必須であり、予算制度の改善を念頭に置いた支援を実施するようにしています。

■ 財政・金融分野に関する課題の概要

国の持続的な経済発展は、財政・金融システムが健全に運営されているかどうかによって左右されます。財政や金融システムが破綻すれば、行政サービスの供給の低下、金融仲介機能の低下、インフレなどによって国民の財産や生活、企業の経済活動が悪影響を受けることとなります。開発途上国へのさまざまな支援は、財政・金融システムの健全な運営と経済の安定があってこそ実効性が高まりますが、開発途上国では経済基盤が弱く、経済運営が不安定な場合が多いのが実情です。

1997年のアジア金融危機の際は、ASEAN諸国では多くの国民が財産や職を失い、多大な経済的損失を被りました。金融危機の原因として挙げられたのがASEAN各国の金融システムの脆弱性でした。その後の2008年の世界的な金融・経済危機は、金融システム強化の必要性を再認識させる結果となりました。

また、行政資源は限られており、財源を効果的・効

率的に活用するという観点が必要となっていますが、財政収支を適切にコントロールすること、一定の予算の下でその国の開発課題において最も重要な分野に予算を配分すること、予算の確保された計画を効率的に実施すること、といった公共財政管理は十分に行われていない状況です。

財政・金融分野への支援は、こうした開発途上国の財政・金融の体質を強化することを目指しています。

■ 財政・金融分野に関するJICAの取り組み

税収基盤の拡大と税収を伸ばすことは、開発途上国の政策実現・行政サービスの提供のために重要です。そのため、財務省をはじめ中央政府や政策機関全般に対し、政策立案能力の向上、徴税機関に対する法に基づく税金の適切な徴収と管理・執行に関するキャパシティ・ディベロップメントなどを支援しています。また、国の財政が適正に執行されているかどうかを監査する能力を向上させることを目的として、公的部門の内部監査機能や会計検査院などの監査機関に対する監査能力の強化に関する支援を行っています。

金融システムの強化としては、金融監督能力の向上、金融仲介機能の強化、中小企業金融制度の改善などを支援しています。金融システムの安定化と効率的な運営は、国家の安定的な経済政策の基礎となるもので、中央銀行や開発銀行などを対象に能力強化を図っています。

そのほか、マクロ経済運営の基盤整備として、競争法などの経済関連法の整備、マクロ経済モデルの構築、産業連関表などの経済統計の整備に対する支援などを行っています。



ブータン：地方行政支援プロジェクトフェーズ3
隣接する県のスタッフと地区長がパイロットプロジェクトを視察



インドネシア「貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト」で作成した貿易関連ルールブック

財政・金融分野は、多くのドナーによる支援実績があり、一般財政支援※なども行われているため、ドナー間の協調や技術協力と資金協力との効果的な連携が重要です。また、人的リソースなどの一定の制約

を踏まえつつ、日本のプレゼンスをいかにアピールしていくかということも、金融・財政分野支援の今後の課題です。

※ 一般財政支援：国家レベルでの開発効果を目指し、開発途上国と援助国・機関が合意した戦略に基づき、被援助国政府の一般会計に資金を直接拠出する援助方法。



中国で行われた独占禁止法のセミナー

事例

フィリピン 優遇税制分析調査

優遇措置の活用実態を把握、改善策を提案

フィリピンでは、教育、保健、環境などの公共サービス分野で、免税、税控除、税還付などの優遇措置を設けています。しかし、フィリピン政府は、優遇措置の活用状況、税収のロス、政策目的の達成状況を把握できていませんでした。そこで、JICAは、活用実態を把握し、優遇税制の効果的・効率的な活用に向けた改革提言と行動計画を策定することにしました。

実態調査の結果、優遇措置の約40%が活用されていないうえ、モニタリングも行われていないため、税収ロスなどの



最終報告書

推計ができない状況にあることがわかりました(入手可能なほかの統計資料を用いた推計では、NPO、協同組合の法人税免税や高齢者のVAT免税が最も税収ロスが大きいという試算結果が得られています)。また、監査・監督機能が弱く、優遇措置の目的外の活用や濫用を招き、政策目標の達成の観点からも非効率的な状況となっていることも判明しました。

改善策として、監査、税務調査の実施、関連省庁間での情報共有、租税支出の情報公開、優遇措置の適格性の確認などを含むガイドラインの整備やサンセット条項*の導入などを提言しました。これ

らの提言はレポートとしてまとめられ、政府職員、国会議員、NPOなどを招いたセミナーで発表されました。今後、提言内容が生かされることを期待します。

※ 一定期間後に自動的に優遇措置が消滅する仕組み。

相手国政府関係者の声

財務省

ギル・ベルトゥラン次官

調査結果は、現状の優遇税制、特に、システム管理と優遇措置のモニタリングの改善、手続きの透明性の確保などに役立つでしょう。また、いくつかの提言は優遇税制の制度体系そのものを大きく改善する可能性があるかと期待しています。



ジェンダー主流化

ジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確に



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いをもちます。世界を見ると、女性の方が社会・政治・経済的に不利な立場に置かれていることが多く、国連のミレニアム開発目標(MDGs)にも「ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられています。

JICAは、すべての政策・事業において、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

■ 課題の概要

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野での「ジェンダー平等」*を達成するための手段を指します。開発政策や施策、事業は、その作成過程やインパクトが中立ではなく、男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提のもと、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスです。

ジェンダーは、その国の人々の意識、文化、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策、制度、組織などもその影響を受けています。そこで、相手国の政策や各種制度がジェンダー視点に立つよう、女性省などのナショナル・マシーナリー(ジェンダー平等を目指す国の機関・機構・組織)を支援することが大切になります。

多くの場合、統計やデータ、各種指標がジェンダー視点に基づいて集計されていないのも問題です。対象となる地域社会への理解が不足したままジェンダーの概念を取り入れると、かえってジェンダー格差を拡大したり、負のインパクトを招いたりします。各種計画・事業に必要な基礎データを地域、性別、年齢、民族、宗教別に収集し、総合的に分析すると同時に、そういった視点を有する人材を育成することも重要です。

ジェンダー主流化を進めるには、女性のエンパワーメント推進も重要ですが、女性だけに焦点をあてれば実現できるものでもありません。地域の男性や意思決定者、社会への影響力の大きい人々(行政官、教育者、政治家、宗教リーダーなど)の意識変革が必要であり、女性を取り巻く社会構造や制度の変革につながる取り

組みが求められています。さらに、例えば農作業の多くを担う女性が使いやすい農機具開発や、水資源管理組合への女性の参画を促すなど、一見ジェンダー視点が不要に見えるさまざまな分野・事業でもジェンダー視点に立って見直し、男性と女性それぞれが実際に果たしている役割に即した、きめ細かな活動を支援に組み込むことが必要です。

■ JICAの取り組み

JICAは、長年にわたり、「開発と女性」の視点を組み入れた援助を実施するために、基本方針や重点課題の検討を重ねるとともに、組織的にジェンダー主流化推進体制を構築してきました。

実際の援助でも、ジェンダー平等のための政策・制度づくり、組織能力強化をアフガニスタン、カンボジア、ネパールのナショナル・マシーナリーの支援を通じて行っています。また、女性のエンパワーメントを推進するため、ナイジェリアでは女性センターの活性化、ホンジュラスでは特に貧困層の女性に焦点をあてた起業家育成、イエメンでは女子教育向上など、多岐にわたる支援を行っています。

また、その他多様な分野において、ジェンダーの視点を成果や活動に反映させるよう配慮しています。インドでは、植林事業に女性を雇用しただけでなく、

※ OECD開発援助委員会(DAC)の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である」(OECD“DAC Guidelines on Gender Equality” p.12 Boxより)。

女性の収入向上支援を組み合わせることによって、薪を確保するために若木を伐採することのないよう(代替燃料を購入できるよう)工夫しました。ケニアでの小規模園芸農家への支援では、女性の農業生産活動に果たす役割に着目し、各種活動に女性の参加を確保し、男女双方へのジェンダー啓発活動を行いました。その結果、農家の夫婦関係が平等な経営パートナーへと変容し、また収入増加などの成果も見られました。

近年の課題に、人身取引(トラフィッキング)をはじめとする女性に対する暴力があります。人身取引は、被害者(女性と児童が多いが男性も含まれる)に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害を伴う犯罪であり、人道的な観点からも国際組織犯罪対策としても、迅速かつ的確な対応が求められています。

JICAは人身取引対策にかかわる組織や人材の能力強化を支援するため、2009年からタイでプロジェクトを開始しました。【[事例を参照ください](#)】。

また、ニカラグアでは、治安の悪化が深刻化する中、犯罪被害者と加害者の双方において青少年が占める割合が大きく、青少年が直面する社会リスクの大きさ

が深刻な問題となっています。家庭内暴力や性的虐待なども増加傾向にあります。このような社会リスクの軽減に向けて、家族関係の改善と地域社会の再構築を念頭に置いた「予防」活動と、すでに家庭やコミュニティで起きている問題に対応する「ケア」活動の両側面からの包括的な行政サービスを確立するため、人材育成や業務改善を行っています。活動の実施では、女性や子供が直面する社会リスクへの対応が適切に行われるよう、ジェンダー視点に立った研修計画の策定やコミュニティの調査・分析などを行うことにしています。



家族省の支所技官がコミュニティで子供の出生登録について相談

事例

人身取引対策 メコン地域における広域協力支援

タイを中核にメコン地域に展開

急速な経済発展と情報のグローバル化に伴い、タイでは1980年代以降、人身取引が多発しています。JICAは、2009年3月から、タイ政府とともに「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を実施しています。

タイは、人身取引の被害者の日本・アメリカ・欧州・中近東諸国などへの「送出国」、メコン地域から連れてこられた被害者を移送する「中継国」、そして周辺国からの被害者の「受入国」となっています。タイ政府は2003年に人身取引対策に関する国家政策・計画を策定、2008年には人身取引防止法を制定するなど、包括的に取り組むための法的枠組みを整え、課題に取り組んでいます。

人身取引対策では、「政策・法整備」「被害の予防」「被害者の保護・自立支援」「取締りと法執行」への対応が求められます。プロジェクトは、特に「被害者の保護・自立支援」に焦点を当て、社会開発・人間安全保障省を核として、国家警察、検察庁、法務省、労働省などの関係省庁や民間団体(NGO)で構成される「多分野協働チーム(MDT)」の機能・活動強化を

目指しています。ワークショップや研修の実施、ガイドラインの作成を通じた機能強化、被害者支援計画の策定、ケースマネジャーの育成などを行っています。また、被害者で結成するピアグループの活動を支援し、その情報に基づいて、MDTが被害者の視点でサービスを提供できるように努めています。

ASEANの地域統合の動きに伴い、国家間の人の移動が活発化する中、人身取引被害者の増加も懸念されています。

JICAは、地域全体の関係者の能力強化と国を越えたネットワーク強化への支援も行っています。2012年2月には、バンコクで「第3回メコン地域ワークショップ」を開催し、日本、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアから約90人が参加し、情報共有と連携強化に関して議論がなされました。また、タイ

のチェンマイ大学と連携して、メコン地域におけるネットワーク構築を目的とした第三国研修も実施しています。

2012年度からは、タイでの経験を踏まえ、周辺国でも体制強化をするため、ミャンマーで人身取引被害者の保護と自立支援に携わるソーシャルワーカーの能力強化、ベトナムで人身取引の予防と被害者支援を目的としたホットラインの運営体制の整備支援を実施します。さらに、人身取引は課題が複雑であることから、各国でのさまざまなアプローチを通じて得られた知見や教訓を域内のネットワークを通じて共有を図り、地域全体の総合力を高めていきます。



保護施設で職業訓練を受けた被害者たちが、街中でラーメンを作って販売

平和構築

平和構築の支援は、同時に、紛争の再発を防ぐ支援



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

紛争の多くは、開発途上国のなかでも特に貧しい国や地域で起きている国内紛争です。兵士だけでなく、一般市民や子どもが被害者や加害者になることも多く、紛争終結後も人々の生活に多大な影響を与えます。

JICAは平和の促進と紛争・再発の予防に貢献するために、紛争の要因となる貧富の格差や機会不平等などの解決につながる社会資本や経済の復興と、国の統治機能の回復、治安強化などの支援に力を注いでいます。

■ 課題の概要

近年、世界で勃発している紛争のほとんどが開発途上国での国内紛争です。なかでも多くが経済的に貧しい国や地域で発生し、犠牲となる市民の数が増えるとともに、兵士と市民の明確な境界線がなくなり、一般市民や子供が加害者となる紛争も増えてきました。

武力を伴う紛争は人々の生活の礎であるインフラを破壊するだけでなく、社会の絆を裂き、相互不信や憎しみを増長させます。それまで築き上げてきたさまざまなものを破壊し、その後の再建の道に負の遺産を残します。ある統計では、「和平・停戦合意後5年以内に、半数に近い国々が紛争状況に逆戻りする」ともいわれ

ています。

平和構築支援では「軍事」、「政治」、「社会／経済」の3つの枠組みで行う包括的な取り組みが必要です。紛争を予防、解決し、平和を定着させるためには、軍事的な手段や予防外交などの政治的な手段とともに、紛争の要因となる貧富の格差の是正や機会の不平等などを改善するための開発援助が重要となります。

■ JICAの取り組み

JICAは、紛争の予防と平和の促進に配慮して、紛争の発生と再発の予防に貢献できるように取り組んでいます。紛争中とその直後に人々が直面するさまざま

事例

地雷・不発弾対策分野へのJICAの協力

紛争による「負の遺産」を除くために

紛争中に埋設された地雷や着弾した不発弾は、紛争終結後も長期間にわたって人々を脅かし、農業や経済開発の阻害要因となります。JICAはカンボジアで地雷除去支援を行っており、その成果は南南協力によりラオスでも展開されています。

カンボジアは、全農村の約46%が地雷・不発弾に汚染されているか、その恐れがあるといわれています。JICAは、1999年から、地雷除去の政府機関であるカンボジア地雷対策センター(CMAC)の能力強化を目的として、専門家派遣による技術協力とあわせ、金属探知器や、植生除去や地雷除去に用いる重機、後方支援体制の強化を目的とした機材(テント、通信機器、車両など)の調達を支援してきました。CMACに対する協力は、地雷除去の加速化、組織・人材強化の面で着実に成果を上げており、CMAC

を通じて他の地雷・不発弾被災国への支援を南南協力という形で展開することが可能となっています。

CMACに蓄積されたノウハウを、ベトナム戦争により、7,800万個の不発弾が残存しているともいわれる隣国ラオスと共有することを目的として、2011年から、ラオスの不発弾除去政府機関であるラオス不発弾対策プログラム(UXO Lao)とCMACとの知識共有ワークショップを実施しています。これまでビエンチャン、プノンペン、現在も年間約800発の不発弾が発見されている沖縄で開催

しました。今後も、両機関の知識共有ワークショップを継続的に開催する予定です。さらに、UXO Laoに対して、研修管理能力向上と不発弾処理を通じた貧困削減を促進するための専門家の派遣、不発弾探知機・後方支援体制の強化のための機材整備支援を行い、ラオスの不発弾除去に貢献していく予定です。



ラオスの不発弾対策政府機関の職員がカンボジアを訪れ、CMAC研修センター、修理工場、不発弾除去活動を視察した

な困難を緩和し、中長期にわたる安定的な発展を達成することを目的とした協力を展開しています。

具体的には、①社会資本の復興に対する支援、②経済活動の復興に対する支援、③国家の統治機能の回復に対する支援、④治安強化に対する支援を重点課題に掲げています。

近年力を入れている取り組みは、紛争後の国家建設のプロセスにおいて、中央政府と地方政府のつながりを強化し、紛争要因のひとつである地域間格差を解決する事業の強化です。例えば、南スーダンでは、スーダンとの国境地域に位置するアッパーナイル州マラカル市の都市計画策定と緊急復興事業の実施支援

を行っています。復興が遅れており、南スーダン全体の平和の定着において重要なマラカル市の開発を通じて、地域間格差は正に貢献するとともに、中央と地方の関係づくりも視野に入れた協力を行っています。

また、紛争後の国や地域における人々の生計向上と雇用確保を促進するために有効な事業のあり方について、これまでのJICA事業の経験をレビューし教訓を導き出す取り組みも行っていきます。

今後も、JICAは紛争影響国や地域で事業を積み重ねていくとともに、平和構築に携わる専門家の人材育成などを通じて、平和構築分野での支援を強化していきます。

事例

スーダン支援

紛争終結後の復興支援につなげる

スーダンは、西部、南部、東部の複数の紛争影響地域を抱えています。紛争の影響は、国民生活に大きな影を落としています。JICAは紛争の終結と復興開発のために、行政サービス提供能力の向上や人材育成など包括的な開発行政支援を行っています。

西部のダルフル地域では、2003年以降、スーダン政府と反政府勢力との間で紛争が激化し、2006年からいくつかの反政府勢力が政府と和平合意を締結したものの、包括的な和平合意には至らず、現在も紛争が続いています。ダルフル紛争の要因としては、開発の遅れに加え、気候変動による少雨と砂漠化、人口圧力による資源の奪い合い、民族間の対立に対する介入の失敗など、多くの要素が絡みあっているといわれています。

また、スーダンと南スーダンとの国境に位置する暫定統治三地域(南コルドファン州、青ナイル州、アビエイ地区)には、南部系の住民が多く居住し、現在も続く戦闘によって、多数の国内避難民が発生するなど、南北間紛争の影響を最も受けており、食料不足による飢饉の発生も懸念されています。同地域の紛争の終結と復興開発は、スーダンの重要な課題となっています。

長年にわたる紛争の影響により、ダルフルと暫定統治三地域は、基礎的な行政サービスや人材育成分野で多くの課題を抱えています。

JICAは2009年からこれらの地域(治安上活動が困難なアビエイ地区を除く)で給水、保健医療、職業訓練分野での

行政サービス提供能力の向上を目的として、州政府の開発計画策定やモニタリング、予算などのリソース配分に関する調整機能の強化や、給水、保健医療、職業訓練分野などでの人材の育成などを通じて協力を実施しています。

スーダン東部(紅海州、カッサラ州、ゲダレフ州)でも、開発の遅れに対する政府への不満から、現地反政府勢力が1994年に武装蜂起し、2005年には政府軍との間で武力紛争が激化しました。2006年に両者間で和平合意が締結され、その後、治安情勢は大きく改善しましたが、この地域に対する開発支援は限定的であり、現在も開発が大きく遅れた地域といえます。

さらに、カッサラ州は国境を接するエリトリアやエチオピアの紛争や政情不安などにより避難してきた難民や、飢餓、干ばつを逃れてきた国内避難民などを受け入れており、難民、国内避難民の問題もカッサラ州の開発を進める課題のひとつとなっています。

JICAは、2011年5月から、カッサラ州政府の給水、保健医療、職業訓練、農業・生計向上、開発計画の分野にお



カッサラ州アブダ村で農業機械研修を受ける農家

ける行政サービスの強化を目的として、包括的に州政府の開発行政支援を展開しています。

専門家の声

プロジェクト総括 田中 清文さん

私はスーダン東部のカッサラ州で基本行政サービス向上による復興支援プロジェクトを運営しています。プロジェクトは、スーダンで最も開発が遅れているカッサラ州を対象に、住民ニーズが最も高い分野の行政サービスを改善して、持続的な地域開発を実現し、地域住民が目に見える平和の効果を実感できるようにして紛争の再発を防ぐことを目指しています。

プロジェクトでは、カッサラ州政府のオーナーシップを尊重し、州政府自身による問題分析、優先課題選定、課題解決のためのアクションプラン策定とその実施を支援しています。その結果、カッサラ州政府は本プロジェクトを最優先プロジェクトと位置づけてくれ、政府負担分の予算を100%執行するなど、高いコミットメントを示しています。

貧困削減 — 貧困層のもつ潜在的な能力・可能性の拡大を支援



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国全体における貧困人口は、アジアの経済発展などもあって、1990年の41.7%から2005年には25.7%に減少しています。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も人口の約半数が貧困にあえいでいます。また、近年の食料価格の高騰や金融危機の影響などにより、貧困に転落する人口の増加が懸念されています。

JICAは、JICAのビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を進めるため、4つの戦略のひとつとして「公正な成長と貧困削減」を掲げ、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援しています。

■ 課題の概要

貧困は、日本がODAの理念として掲げる「人間の安全保障」の観点からも、看過できない課題です。1日1.25ドル未満で生活する貧困層の数は、世界で14億人以上と推定されています。

また、自然災害や環境破壊などによって伝統的な生計手段を続けていくことが困難になり、貧困に転落しやすい脆弱な人々がいます。病気や失業、教育の低さ、社会的差別といった問題は、それぞれが影響し合います。ひとたびその悪循環に陥ってしまうと、別の不利な状況を生んで生活はどんどん悪化し、貧困からの脱却をいっそう難しくします。これは「窮乏化の罠」と呼ばれ、貧困削減に取り組む際の大きな課題となっています。貧困や脆弱性を放置しておくことは、貧富の格差の拡大や生活資源の争奪を助長して社会を不安定化させる要因になります。

近年では貧困は、安定的・持続的な生計を確保できること(①経済的能力)に加え、健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること(②人的能力)、人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること(③保護能力)、人間としての尊厳や自らの文化や習慣が尊重され、社会に参加できること(④政治的能力、⑤社会・文化的能力)の、5つの能力が欠如した状態であるとの考え方が主流になってきています。

■ JICAの取り組み

JICAは公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、5つの能力を強化し、能力を発揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却することを目指します。具体的には、①貧困層を直接的な支援の対象とする「貧困対策」、②事業を実施したことによる貧困層の便益を最大化することで貧困層の現状を改善する工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取り組みを実施しています。

このため、どこにどのような貧困層がいるのか(ターゲティング)といった情報を整備し、貧困削減に有効なノウハウを集積しています。また、収入の不安定な暮



コミュニティ道路を整備する住民(東ティモール)
近隣の道路を整備することで、住民はクリニックや学校、市場などに行きやすくなる。また、住民が工事に参加するため、住民の主体性が育まれ維持管理の効果も高まる

らしを送る貧困層が、毎月安定して医療、教育、食料などに支出できるよう、貯蓄サービスや少額からの資金の貸し付けを提供するマイクロファイナンスや条件付所得移転(政府が個人や世帯に、現金やそれに準じるものを直接支給することで所得の再分配を行う所得

移転に、受給資格要件や義務等の条件を付した給付方法)、貧困層への短期雇用を創出できる労働集約工法など、近年注目されている新しいノウハウについて、研修や勉強会などを通じ、関係者の理解を深めています。

事例

マイクロファイナンスへの取り組み(能力強化研修)

理論と事例の研修で、幅広い人材を育成

世界では労働年齢にある成人のうち約25億人が公式な金融サービスから疎外され、持続的な経済成長の足枷となっているといわれています。JICAは、金融サービスへのアクセスを確保することを通じた貧困の削減に貢献するため、技術協力や資金協力を通じてマイクロファイナンスへ取り組んでいます。

最近話題となっている金融包摂(Financial Inclusion)は、貧困層を含むすべての人々が良質で安価な金融サービスにアクセスできる状況を指します。現在、金融包摂を目指す動きが国際的に進められており、そのなかで貧困層の金融へのアクセスを確保し、貧困層の経済的自立を支援する有効なツールとして、マイクロファイナンスが注目を集めています。

JICAも村落開発・森林保全分野での協力案件の中にマイクロファイナンスを取り入れたり、政府・公的金融機関を通じた貧困層向け金融サービスへの資金協力などを行っています。

マイクロファイナンスは開発途上国で発展してきた取り組みであり、進展の早い未成熟な分野のため、最新の動向を把握したうえでマイクロファイナンス関連事業に従事する人材の育成が急がれています。

JICAは2012年2月に、技術協力専門家などとして、将来にわたって開発途上国の貧困削減に関与していこうという意思を持つ人材を対象に、能力強化研修「マイクロファイナンス」を開催しました。研修ではマイクロファイナンスに関する理論や事例を取り上げ、マイクロファイナンスを活用した支援を推進していくために不可欠な知識と技術を習得するとともに、JICAの実施するマイクロファイナンス事業に対する理解を深めることを目的としました。主なテーマは10項目です。

- ① 貧困削減とマイクロファイナンス
- ② マイクロファイナンスの変遷と国際的潮流

- ③ マイクロファイナンスの効果と課題
- ④ マイクロファイナンスのサービスと市場
- ⑤ マイクロファイナンスを取り巻く法整備
- ⑥ マイクロファイナンス機関の運営・管理
- ⑦ マイクロファイナンスにおける政府・ドナー・民間の役割
- ⑧ マイクロファイナンスの評価手法
- ⑨ コンポーネント型のマイクロファイナンス
- ⑩ JICA、他ドナーにおける事例紹介

各講義では、マイクロファイナンスの基礎的な理論や事例の紹介に加えて、携帯電話などのITを使った新しい取り組みとともに、マイクロファイナンスの社会的パフォーマンスの測定方法や消費者保護など、国際的に議論されているトピックも扱っています。現地での支援において、マイクロファイナンス事業の導入・指導の際に考慮すべき事項の理解を促すカリキュラムとしました。また、受講者がマイクロファイナンス機関と顧客の立場に分かれて、顧客のニーズを調査して商品を開発する演習や、マイクロファイナンス機関の財務分析、

金融機関としての財務持続性と貧困削減に貢献するという社会的目標の両立を目指した事業計画を如何に策定していくか、などの演習を行いました。

さらに、第一線のマイクロファイナンス研究者や、ドナー関係者、マイクロファイナンス機関を支援するNGOからの講師も招き、幅広い視点から受講者の理解を促しました。

受講者からは「体系的に整理された内容で、マイクロファイナンスを取り巻く課題を理解できた」、「マイクロファイナンスは援助に近いイメージを持っていたが、金融としての持続性を確保することの重要性を認識した」、「JICAのマイクロファイナンスの取り組みを包括的に理解できた」などの感想が寄せられました。

研修は今後も実施していく予定です。



ジブチでのマイクロファイナンス【撮影：船尾 修】

人間開発 — 世界のすべての人が豊かな人生を歩めるように



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

ミレニアム開発目標(MDGs)の2015年の達成に向けて、国際社会は共に努力していますが、学校に通っていない子どもは全世界で6,700万人に上り、5歳に満たない子どもが1日に20,000人以上も亡くなるなど、現在も多くの人々が、人間的な生活を営むことができない状況にあります。

JICAは、人々が健康で創造的な毎日を過ごし、意義ある目標を追求できることを目指し、「人間の安全保障」の理念に基づき、「教育」「保健医療」「社会保障」の協力を実施しています。

教育

■ 課題の概要

教育は、すべての開発の礎です。教育により知識や技能を獲得することで、人は自らの人生の可能性を切り開き、豊かなものとしていくことができます。人々が能力を高めることで、総体として、社会全体の貧困削減や経済的な成長、科学技術の発展などを促進します。また、世界全体の安定と平和には、宗教や民族を超えた相互理解の促進が不可欠であり、この点でも教育が重要な役割を担っています。

しかし、開発途上国では、教育の量、質ともに多くの課題を抱えています。学校に通っていない子どもの数は1999年に比べ3,800万人減少したとはいえ、依然として6,700万人にも上ります。しかも、最貧国では、たとえ小学校に入学しても3分の1が卒業できずに退

学しています。初等教育が普及した国でも、多くが中等教育(技術教育なども含む)の就学率は低い水準に留まっています。

さらに、開発途上国では、高等教育に対する関心が近年急速に高まっています。MDGs以降も見据えて、知識やイノベーションの創造(研究)、社会経済開発をけん引する人材の育成(教育)、経済や社会のグローバル化に伴い複雑化する開発課題の解決や産業界・社会への還元(社会貢献)などを通じて、高等教育機関が各国の知識基盤社会づくりで中核的な役割を果たすことが期待されています。

日本にとっても、特にアジア地域の大学と本邦大学との連携強化は、高等教育機関の国際化を促進するとともに、産業界が求める高度人材の育成を通じて域内の経済成長を後押しし、日本の社会経済を活性化する観点からも重要です。



2011年の東日本大震災に伴う生産拠点や部品供給地の海外移転、タイ・バンコクが大洪水に見舞われた際に日本のサプライチェーンが受けた影響が示唆するように、域内連携の重要性は論を待ちません。一方で、開発途上国の高等教育機関の多くは、十分な資格・能力をもった教員や教育・研究用の施設・機材の不足などの問題に直面し、質の高い教育や研究活動の提供が難しいのが実情です。この点からも、高等教育支援の重要性は高い、といえます。

花の観察に集中する生徒たち。よりよい授業の実現を目指し、教師間で授業を公開する「研究授業」でのコマ(ザンビア)

■ JICAの取り組み

1. 基礎教育

基礎教育とは、「読み・書き・計算」といった、基礎的な知識や技能を教える教育のことで、初等・中等教育のほか、就学前教育や、ノンフォーマル教育(識字教育や地域社会教育など)を含みます。

基礎教育セクターでの開発途上国の抱える課題はさまざまですが、JICAは、特に、初中等教育のアクセスの拡大、初中等教育の質の向上、教育マネジメント(教育行政・学校運営)の改善、の3つを基礎教育の重点としています。

これまでの協力経験を踏まえ、①教員研修の改善を通じた教員の能力強化、②コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立、③現地業者を活用した学校校舎の建設、④これらの協力の持続性確保の観点から、中央、地方の教育行政官の能力強化を重点とした協力を推進しています。

特に、教育開発が最も遅れているサブサハラ・アフリカの国々では、2008年5月に表明された第4回ア

フリカ開発会議(TICAD IV)の横浜行動計画に沿って、①アクセス拡大(小・中学校1,000校、5,500教室を建設し、約40万人の子どもに教育機会を提供)、②教育の質向上(10万人の理数科教員に対する研修を実施)、③学校マネジメント改善(住民参画型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万校に拡大)に対する包括的な支援を重点的に実施しており、その目標を達成しつつあります。

開発途上国で一人でも多くの人々が良質な教育を受けることが可能となるように支援を行うことは国際社会の責務であり、「万人のための教育(Education for All: EFA)」、MDGs達成の目標年である2015年に向けて、JICAは引き続き基礎教育に対する協力を着実に実施していきます。

2. 高等教育

一国の教育制度の最終段階に位置するものが高等教育です。近年、特に重視されている高等教育の量、質、公平性の向上を目的として、JICAは、日本の大

事例

ミャンマー 児童中心型教育強化プロジェクト フェーズ2

創造力、考える力、問題解決能力を高める教育へ

ミャンマーは初等教育へのアクセスが順調に高まっていますが、小学校でも最終学年(5年生)までに約3割の児童が退学するなど、教育の質が課題となっています。教育に対する保護者の期待を高め、子どもが楽しんで学び、創造力・考える力・問題解決能力を養う教育へ。JICAは、1997年から基礎教育分野への協力をスタートし、2004年からの技術協力プロジェクト(フェーズ1及び2)で、全国での新しい教育の実施に向けて、教育関係者のスキルアップを支援してきました。

ミャンマーでは小学校の就学率こそ97%に達しましたが、卒業まで到達する児童は約70%にとどまっています。その大きな要因のひとつに、授業が暗記・暗唱中心で、児童の学習意欲や関心が高まらないことがありました。

JICAは、1997年から基礎教育分野への協力を開始し、理科の復活・社会科の充実・総合学習の導入など初等教育カリキュラム改訂の提案とあわせて、子供たちが自由に考え、創造する力・考える力・問題解決する力を育てる「児童中心型教育(Child Centered Approach: CCA)」の導入を提言してきました。

これを受け、教育省は、2004年に

CCAの導入を決め、JICAに支援を求めました。そこで事前調査に基づき、2004

年から「児童中心型教育強化プロジェクト(フェーズ1)」を開始し、中核となる基礎教育リソース開発センター職員の能力強化、現職教員の研修、教員養成大学のカリキュラム見直し、教育評価手法の開発などを支援してきました。

2008年からのフェーズ2では、CCAの全国普及に向けて、教員養成体制の強化、現職教員研修や授業改善を継続する仕組みづくりに協力し、教育省関係者や全国20の教員養成大学教官、64の



授業にグループワークを取り入れ、子どもたちの考える力を育む

タウンシップ(市町村)の教員に対するCCA研修を支援してきました。あわせて、研修用教材や算数指導書などの開発なども行ってきました。2012年3月のフェーズ2終了時までには、合計約5万人が研修を受けています。

ミャンマー政府は一連の活動を高く評価し、独自予算を確保して2015年までにCCAを全国の残りの261タウンシップに普及させるための研修を実施しています。



E-JUSTメカトロニクス・ロボティクス工学専攻の講義風景

学の協力を得ながら、効率的、効果的な事業を実施しています。国や地域の高等教育セクターをけん引する中核的な拠点大学を主な支援対象とし、教員の能力向上、キャンパスや教育研究資機材整備、大学運営体制強化、産学地連携促進、大学間ネットワーク構築等を通じ、その教育・研究能力の向上を支援しています。

アジア地域では、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)への支援を中核に置き、必要に応じて個々の拠点大学への協力も実施しています。さらに、日本の大学院の正規課程での長期研修による高度人材の育成も図っています。また、経済などの結びつきが強化される一方で、学術的相互交流がやや薄いインドでも、「産」「官」に加えて、「学」との連携を強化するプロジェクトも始動しています。

中東・アフリカ地域では、2010年2月に部分開校したエジプト日本科学技術大学(E-JUST)への支援を中核に置き、産業界での活躍も見据えた実践力を有する高度人材の育成を図っています。

技術、それに伴う社会の変化が激しい昨今、JICAは、世の中のニーズに対応し、新たなイノベーションを生み出し、国をけん引していく人材を育成・輩出するために、引き続き支援に取り組んでいきます。

保健医療

■ 課題の概要

開発途上国では、適切な保健医療サービスを受けられずに多くの人々が命を失っています。保健分野で

は、世界保健機関(WHO)をはじめ国際機関、各国ドナー、民間の基金が支援を行っていますが、2015年までのMDGs達成は困難といわれています。日本政府もTICAD IVやMDGs会合などで継続的な支援を表明しています。JICAは、国際機関、各国ドナーなどとも協調して、次のような視点で「母子保健」「感染症対策」「保健システム強化」といった課題に取り組んでいます。

■ JICAの取り組み

1. 母子保健の向上

妊娠・出産で命を落とす年間36万人の妊産婦や、5歳未満で亡くなる年間810万人の子どものうち99%が開発途上国の人々です。妊産婦と子どもの健康は開発途上国において最も深刻な問題となっています。

JICAは、2011年度に課題別指針「母子保健」を作成し、包括的な母子継続ケア普及と持続のための保健システム強化を支援しています。具体的には、母子保健サービス展開に向けた保健省の政策・事業管理能力の強化、地方行政能力強化、保健医療施設の機能強化、助産師などの保健人材の能力強化、コミュニティの意識向上と体制強化、サービス実施に係る病院や保健所などの関係者間の連携体制の強化に着目し、その仕組み・能力の強化を目指しています。

2011年度には、妊産婦の安全なお産と新生児ケアの実施体制を強化するため、フィリピンで「コーディネラ地域保健システム強化プロジェクト」、タジキスタンで「母子保健プロジェクト」を開始しました。バングラデシュでは、政府の保健プログラムの枠組みのもと、「母性保護サービス強化プロジェクト」による妊産婦・新生児の保健サービス改善のアプローチが政府に高く評価されたことを受け、その内容を母子保健政策・戦略に反映するとともに全国への普及展開を目指して、技術協力「母性保護サービス強化プロジェクト フェーズ2」、個別派遣専門家(保健省政策アドバイザー)、円借款(母子保健改善のための人材育成、資機材供与、施設整備)を開始しました。

主要感染症対策と、基礎保健スタッフ強化を柱に

政情不安が続いていたミャンマー連邦共和国は、長らく世界の二国間援助機関が支援できない状況でしたが、JICAは人間の安全保障の観点から、保健分野や教育分野など特定の人道支援分野で継続的な支援を行ってきました。

保健分野では、技術協力プロジェクトとして、2005年から「主要感染症対策プロジェクト」、2009年から「基礎保健スタッフ強化プロジェクト」を展開しています。

エイズ、結核、マラリアの感染を防ぎ、治療を促進する

ミャンマーでは、3疾病(HIV/エイズ、結核、マラリア)が患者数、死亡数の上位を占め、国民にとって大きな脅威となっており、国家保健計画では、エイズ・結核・マラリア対策を最優先課題としています。こうした状況を受け、JICAは2005年から「主要感染症対策プロジェクト」を展開しました。

HIV/エイズ対策では、国家エイズ対策プログラムを強化するため、献血者選択システムの強化、HIV検査の強化、スタッフの能力強化を行いました。その結果、全国の献血者のHIV感染率は、2005年の0.7%から2008年には0.4%まで減少、7つの基幹病院における同感染率は平均1.27%から2010年には平均0.26%まで減少しました。

結核対策では、国家結核対策プログラムを強化するため、ヤンゴンとマンダレーの2管区をプロジェクト対象地域として、結核検査業務の改善、官民連携の促進、啓発活動の促進を行いました。この結果、患者発見率は2006年にヤンゴン、マンダレーで各70%、65%であったものが、2009年には82%、67%に、治癒率に関しては、2006年に同78%、75%だったものが、2010年には86%、83%に改善しました。

また、マラリア対策では、東西バゴー管区の16タウンシップ(延長フェーズからはマグウェイ管区、およびラカイン州が追加)で、コミュニティベースマラリア対策プログラムを導入し、他地域への拡大適用を想定したパッケージ開発を行い、国家マラリア対策プログラムを強化し、東西バゴー管区ではマラリア死亡数が2004年の106人から2010年には38人に、ラカイン州およびマグウェイ管区では2006~2009年の平均死亡数146人、67人から2010年には57人、23人まで

減少しました。

2012年3月から、各疾病対策プログラムのさらなる強化、プロジェクト活動の面的拡大、質の向上を図るため、フェーズ2がスタートしています。

JICAのミャンマー事務所の横森佳世企画調査員は、「JICAは現場に根付いた活動の実施とともに政府保健省に入り込み、直接的に技術的支援を行っている唯一の機関です。これまで培った政府や住民との信頼関係をもとに、フェーズ1を深化させ、ミャンマーの政情安定化に伴って支援に動き出した世界エイズ結核マラリア対策基金をはじめ国際援助機関やNGOとも連携・協調し、全国レベルでの対策を進めて、3大感染症の封じ込めや撲滅に貢献していきます」と語っています。

住民を守る基礎保健スタッフを育てる

ミャンマーでは、乳児死亡率が1,000出生当たり54(2009年)、5歳未満児死亡率が1,000出生あたり71(2009年)、妊産婦死亡率が100,000出生当たり240(2008年)と東南アジア平均(乳児死亡率45、5歳未満児死亡率59、妊産婦死亡率240)と比べても同程度が高い値を示しています(WHO「World Health Statistics 2011」)。

その原因のひとつが基礎保健サービスの最前線を担う基礎保健スタッフが業務過多、能力強化のための機会の不足などにより適切な保健医療サービスを提供できていないことです。

2009年5月から「基礎保健スタッフ強化プロジェクト

」を開始し、保健省が設置した中央トレーニングチームへの研修と合わせ、州/管区、タウンシップ(市町村に相当)のトレーニングチームの能力強化を支援し、教授法、研修マネジメント手法、研修評価法など効果的に研修を行うシステム整備やツールの作成などを行い、基礎保健スタッフへの補完的継続研修が効率的・効果的に実施できるよう支援を行っています。

また、各タウンシップにて実施されている研修情報の収集・分析を行えるように、研修情報システムを導入し、研修計画の改善に向けた支援を行っています。

専門家の声

基礎保健スタッフ強化プロジェクト 橋本千代子チーフアドバイザー

プロジェクトは3年が経過し、研修マネジメント、評価、情報システムに関して記載した「トレーニングチームのためのハンドブック」を作成し、ミャンマーの半分の地域に展開しており、タウンシップレベルでは研修マネジメントが定着しつつあります。研修方法も今まで一方向の教授法中心から、指導者と基礎保健スタッフとの双方向での方法に変化してきています。また、研修目標、目的を設定することで「何を学ぶ必要があるのかがわかるようになった」と基礎保健スタッフからの意見も聞かれており、成果は着実に上がってきています。今後もさらなる改善・定着を目指して、活動を進めていきたいと考えています。



蚊帳の配布

2. 感染症対策

エイズ・結核・マラリアだけでも毎年400万人以上の命を奪う感染症は、開発途上国の人々への直接的な脅威であり、経済・社会発展の阻害要因となっています。しかも、経済活動や運輸・交通の発達により世界に拡大するおそれがあるだけに、世界全体で取り組むべき課題です。

JICAの主な支援は、検査へのアクセスと質の向上、保健情報の収集・分析や治療サービス提供能力の強化などです。また、国レベルでは政策策定、地方レベルでは行政・保健施設・コミュニティにおける対策事業の拡充を支援しています。2010年度には、タンザニアで「HIV/エイズサービスのための保健システム強化プロジェクト」を開始し、全国の保健医療施設で実施されるエイズ対策の質の向上を図るため、モニタリング評価や巡回監督指導の仕組みの全国展開を支援しています。さらに、日本の感染症研究分野の知見を活用し、「地球規模課題対応国際科学技術協力」をアジアやアフリカで実施し、感染症についての共同研究を進めています。

3. 保健システム

保健システムとは、保健医療サービスを人々に提供するための基盤(行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握とその有効活用、財政管理と財源の確保)と、それらに携わる組織・人材、サービスを提供する人材の育成・管理を含む仕組みを意味します。特定の疾病・課題と、保健システム全体の強化にバランスよく取り組む必要があると同時に、多様な支援機関による保健システムに特化したパートナーシップが設立されるなか、国際的援助協調の枠組みを踏まえた役割と協力が求められています。

JICAは積極的に国家保健計画や予算策定に貢献し、計画の円滑な実施を支援しています。イラクでは保健システムの復興支援を目的として円借款を活用して地方中核病院の整備を行うため、準備調査を実施しました。ケニアでは保健省の政策に沿って、地方保健行政のマネジメント能力強化とコミュニティレベルでの健康増進活動を支えるコミュニティヘルス戦略の強化に取り組んでいます。タンザニア、南スーダンでは、保健人材マネジメントを支える保健人材データベースの構築・普及を支援しています。また、アフリカ域内における共通課題に対応し、アフリカ域内での知見の

創造や共有を促進し、自立的な保健システムの強化を図るため、アフリカ域内の保健分野高等教育機関のネットワークとケニア政府との共同による保健システムマネジメント人材の育成や、保健人材マネジメントに関するフランス語圏アフリカの域内協力、病院などの保健医療施設の経営改善を目指した日本型経営手法の応用・普及にも取り組んでいます。

社会保障

■ 課題の概要

近年、開発途上国に限らず、先進国を含めた世界のさまざまな国・地域で、経済的格差の拡大が問題として取り上げられ、それに伴う社会的騒乱も広がってきました。開発途上国の中には、目覚ましい経済成長を遂げた国・地域がある一方で、多くの人々が依然として成長の恩恵を享受できないまま、脆弱な立場に置かれています。

経済成長とともに安定した社会を構築していくためには、医療保障や所得保障の充実を図り、社会全体でさまざまなリスクに備え、安心、安全な社会を築いていくことが重要です。さらに、社会的弱者の自立支援は、社会・経済活動への参加を促すことにもなり、活力ある国づくりにつながっていきます。

JICAは、包括的な協力推進という観点から、各種社会保障に関する協力に取り組んでいます。

■ JICAの取り組み

JICAは、日本の社会保障の知見や経験を生かしつつ、「社会保険・社会福祉」「障害者支援」「労働・雇用」の3分野を中心に、開発途上国の社会保障の充実に取り組んでいます。

1. 社会保険・社会福祉

医療保障、所得保障(年金など)の社会保険制度の整備、高齢者などに対する社会福祉施策の強化を支援しています。これらの分野では、日本の知見を実地に学び、自国の経済社会状況に合った制度を構築する際の参考としたいというニーズが高く、関係各省の中核人材を日本に招き、関係分野の講義の聴講や関係者との意見交換を行う協力を継続しています。

2. 障害者支援

一般に障害者支援は社会福祉に位置づけられますが、

JICAは障害者を福祉サービスの受け手と見るだけでなく、開発の担い手としてとらえています。「障害の有無にかかわらず、すべての人が住みやすい国をつくる」という願いは、JICAの大きな目標です。

JICAは、開発途上国の障害者の「参加と平等」の実現を目的とし、障害者が主体的に社会に参画できるような支援を重視し、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワメント、バリアフリー環境の整備などに力を注いでいます【[P.91 事例を参照ください](#)】。

3. 労働・雇用

労働政策、雇用政策支援のほか、労働安全衛生などの支援を進めています。

開発途上国では、経済発展の一方で労働安全衛生などの法制度や実施体制の整備が遅れており、労働災害が増加しています。労働災害による被害を受けても十分な補償を受けられない場合には、収入の道が絶たれ、直ちに貧困状態に陥るリスクを抱えています。また、労働災害は、労働者とその家族だけでなく、雇用者や社会にとっても大きなリスクといえ、近年、世界的に、雇用の問題は大きく取り上げられています。

JICAは、アジアを中心に、労働安全衛生改善、雇用紹介サービス改善のための支援を実施しています。

事例

コスタリカ 地域住民参加の総合リハビリテーション強化

「みんな同じ大地の産物」－障害者の社会参加促進

中米のコスタリカでは、全人口457万人の約5%が障害者といわれています(2000年同国国勢調査)。JICAは、80年代後半から青年海外協力隊の派遣によりコスタリカでの障害者支援に関する協力を行ってききましたが、その流れも汲み、障害者が社会に参加しやすい「仕組みづくり」を目指し、2007年から5年間、技術協力プロジェクト「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化(通称「Kaloie(みんな同じ大地の産物)」プロジェクト)を進めてきました。コスタリカ政府は、ブルンカ地方で培われたモデルを今後全国に広げていくことにしています。

コスタリカは、1996年に障害者機会均等法を制定しました。しかし、保健・医療、教育、労働関係機関などの連携が進まず、また医療リハビリテーションの技術不足、コミュニティにおける障害者に対する理解の問題なども重なり、障害者に対する社会サービスは十分ではなく、障害者が社会に出ていくことが困難な状況がありました。

そこで、さまざまな省庁の人員により構成された国家リハビリテーション特殊教育審議会は、特定地域(パイロットサイト)で障害者が社会に参加しやすい仕組みのモデルをつくって全国展開しようという計画を立て、日本に協力を要請しました。

JICAはこれに応えて、2006年に首都圏の南東に位置するブルンカ地方を候補

地として事前調査を行いました。ここでは貧困率が高く、同時に障害者が多い地域です。

2007年から「Kaloie」プロジェクトがスタートしました。まず、障害者の社会参加というテーマにセクター横断的に取り組む体制をつくるため、中央およびブルンカ地方に関係行政機関担当者や医療従事者、障害当事者などで構成される委員会を設置し、セクター間のネットワーク化を図りました。さらに、リハビリテーション機材の供与、理学療法士など専門職人材に対する研修を通して医療リハビリテーションサービスの向上を行いました。また、日本からの障害当事者専門家の派遣や、障害者を対象とした日本での自立生活センターなどでの研修を通して、障害者のエンパワメント(あるがままの自己を受容し、内在する力に働きかけるプロセス)を促進する活動を実施してきました。

この結果、障害者が自らの権利と義務を認識しながら社会に積極的に参加するようになりました。その効果として、行政や医療施設が障害者のニーズを的確に把握できるようになり、社会・医療サービスの改善が進んでいます。

コスタリカ政府は、国家開発計画に「インクルーシブ開発」という概念を取り入れ、このモデルを全国に広げていくことにしています。



研修でエンパワメントされた障害者は、今度は自ら講師となって他の障害者に経験を伝えていく

地球環境 — 貧困と環境破壊の悪循環を断つために



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国では、人々の生活基盤である環境の破壊が進み、ますます貧困が深刻化していくという悪循環が起きています。私たちはかけがえのない自然環境を刻々と失いつつあり、環境と調和の取れた持続可能な社会と開発を実現する必要に迫られています。

JICAは、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、「自然環境保全」「環境管理」「水資源」「防災」「気候変動対策」における取り組みを軸に、地球環境問題に対する協力を幅広く実施しています。

自然環境保全

■ 課題の概要

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林や湿地の減少、土壌劣化、野生生物の絶滅など自然環境の破壊が急速に進んでいます。森林については、薪炭材や建材の採取などを目的とした森林伐採、農地への転用、森林が再生するための十分な期間を設けない焼畑農業の増加などにより、毎年、日本の国土面積の3分の1にあたる約1,300万haの森林が減少しているといわれ、そのために絶滅の恐れのある野生生物は6万種を超えるといわれています。

私たち人間の暮らしは、自然の恵みを受けて成り立っており、生態系のバランスの崩壊は、人々の生活に大きな影響を及ぼします。特に、開発途上国の貧困層の多くは、日々の生活に欠かせない水や食料、薬などを周囲の森林などから採取して生活しているため、自然環境の破壊は貧困層の生活をさらに悪化させることにつながります。

地球上で失われつつある森林や湿地などの人類の生存基盤である自然環境を保全し、生態系と人間活動の調和がとれた社会のあり方を実現する必要に迫られています。

■ JICAの取り組み

JICAは、2000年から2011年にかけて1,362万haの保全地域(森林保全1,130万ha、生態系保全232万ha)を対象に、森林情報の整備、管理計画の立案や地域住民の生活改善などの活動を行うとともに、森林再生のために305万haの植林を行いました。これらの活

動によって便益を受ける人口は累計で約1,069万人に上っています。自然環境の破壊と貧困の悪循環を解消し、生態系と調和した社会を形成することが重要な課題となっていることから、JICAは「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことを目的に、次の3つのテーマを掲げて自然環境保全の協力を実施しています。

1. 住民による自然資源の持続的利用

開発途上国には自然資源を利用しながら生活している人々が多くいますが、人口の急激な増加などで自然の回復力を超えた過剰な利用が行われ、生活基盤である自然環境の悪化の原因となっています。

JICAは、相手国政府と住民が協働で、自然資源の持続的利用を推進できる仕組みの構築を目指し、周辺の自然資源を有効活用しながら、住民の生計向上を図ることのできる技術の普及などに取り組んでいます。

2. 生物多様性の保全

人間の暮らしは、食料や衣服、医薬品、木材資源などといった生物多様性からの恵みに支えられて成り立っています。森林伐採、放牧や薪炭材の採取などによる自然資源の過剰利用、野生生物の乱獲や外来種の持ち込み、地球温暖化の脅威などにより、毎年把握しきれないほど多数の野生生物が絶滅しており、世界各地で生態系の機能が劣化しています。

JICAは、自然生態系と人間の営みが調和した持続可能な社会の構築を目指し、行政と住民との協働による保護区管理計画の策定、調査・モニタリングおよび管理体制の構築、行政官や研究者の研究能力向上のための技術支援、エコツーリズムの導入と推進、生産

性向上と生態系保全を両立させる農業技術の開発・普及、地域住民への環境教育を通じた意識向上などのさまざまな支援を行っています。特に、ラムサール条約登録湿地や国立公園、生物多様性ホットスポットなどの重要な地域で、生物多様性保全の取り組みを重点的に展開しています。

また、JICAは、2010年10月に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」で採択された、今後世界各国が生物多様性保全を推進していくうえで目標とすべき「愛知ターゲット」を踏まえ、目標達成に貢献できるような開発途上国の取り組みを支援しています。

3. 持続可能な森林経営

森林には木材資源を供給する機能だけではなく、水を蓄え安定供給する機能、二酸化炭素を吸収・蓄積し地球温暖化を防ぐ機能、土壌の栄養分を保持する機能、洪水や土砂崩れといった自然災害を防止する機能などがあります。世界各地で森林減少が加速化する中、植林で森林を再生させるだけでなく、現存する森林を適切に保全・管理して「これ以上減らさない」努力がますます重要になっています。

JICAは、森林資源の現状を把握しモニタリングするための技術指導、森林を回復させるための造林などの技術開発、森林を適切に保全・管理するための体制構

築支援、森林の重要性に対する住民の意識の向上などの活動を実施しています。また、気候変動対策の一環として近年国際社会で進められているREDD-plus[※]の制度づくりへの貢献を視野に入れ、森林保全に関する協力を実施しています【[事例を参照ください](#)】。

※ REDD-plus：森林減少・劣化の抑制(REDD)に加え、森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積量の増大を図る取り組み。

環境管理(公害対策)

■ 課題の概要

経済発展に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題は、世界中に広がっており、野生生物のみならず人類の生活や健康を脅かすとともに、健全な経済発展を阻害する要因ともなっています。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取り組みは生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れです。必要なのは、予防に重点を置いた取り組みであり、環境対策の制度づくりといった環境問題への対応能力の強化が重要です。

■ JICAの取り組み

環境問題は、複数の要因が重層的に係り、空間的な広がりをもつことが多いことから、短期間で解決を図ることが困難という特徴があります。人類の活動全

事例

森林減少・劣化を防ぎ、温室効果ガス排出量の削減

REDD-plus、気候変動対策としての森林保全を支援

森林減少・劣化の抑制(REDD)に加え、戦略的に森林保全、持続可能な森林経営を促進して、森林炭素蓄積量の増大を図る取り組みがREDD-plusです。JICAは、インドネシアの森林管理、ラオスの森林政策、パプアニューギニアでの森林資源モニタリングの能力向上などの協力・支援を行っています。

JICAは、2009年の「第15回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議(COP15)」で重要議題となったREDD-plusについては、インドネシア、ラオス、パプアニューギニアなどで取り組んでいます。また、2010年には国際熱帯木材機関(ITTO)を覚書を交わし、REDD-plusについて連携を図ることになりました。

2011年からは、カンボジアでREDD-plusに関する戦略や政策の実施を支援するプロジェクトを開始しました。カンボジアでは、経済成長に伴って森林の農地転

換、過剰伐採などにより、年率1%を超えて森林減少が進んでいます。カンボジア政府は2010年に「国家森林計画」をまとめ、森林の境界設定、森林統治の強化、持続的に利用できる林業の振興などを行うとともに、国連や世界銀行の支援を得て「REDD-plusロードマップ」を策定し、実施に取り組んでいます。

JICAは2016年までの5年にわたり、国全体でのREDD-plus戦略の策定、現場での森林保全活動、森林炭素量測定、研究開発など多岐にわたる活動を通じて、



森林観測塔(インドネシア)

ロードマップの実施を支援しています。

JICAでは、今後も東南アジアだけでなく、アマゾン川流域とともに「世界の2つの肺」と呼ばれる中部アフリカコンゴ川流域のガボン、コンゴ民主共和国や、南部アフリカのモザンビークなどで、REDD-plusにつながる協力を進めていくことにしています。

般から発生する環境への負荷を最小限に抑え、持続可能な発展をするための方策として適切な「環境管理」が重要となっています。

JICAは、開発途上国の発展状況やその地域にあわせた多様な支援を行っています。その際、環境管理を行う組織や個人の対応能力の強化が不可欠との認識から、近年は、環境管理能力の開発(キャパシティ・ディベロップメント)を強化しています。

1. 水環境

水質の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、河川・湖沼・海洋の水質汚濁防止のための施策を支援しています。また、下水道施設整備など、生活廃水や産業廃水を処理し、衛生環境を改善するために必要となる計画の立案や施設の整備・運営・管理に向けた支援も実施しています。

2. 大気環境

大気質の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、大気汚染防止の施策を支援しています。大気汚染物質を除去する施設整備や新たな汚染物質測定に向けた支援にも取り組んでいます。

3. 廃棄物管理

廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分にわたる行政サービス能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、廃棄物管理の施策を支援しています。

近年は、廃棄物の減量・再利用・リサイクルの推進(3Rの推進)を通じて循環型社会の形成に向けた支援への取り組みを強化しています【[OP.63 事例を参照ください](#)】。

4. その他

環境管理基本計画の策定を支援しているほか、化学物質対策といったより進んだ環境管理への支援にも取り組んでいます。

水と衛生

■ 課題の概要

水は、人間が生きていくうえで不可欠です。飲料水、食料生産、生計を確保する経済活動に必要なものとして、直接・間接的に人間の生存を支えています。

しかし、利用可能な水資源には限りがあります。地球上の全水量のうち比較的容易に利用できる河川水や

湖沼水はわずか0.01%です。

一方で人口増加が続く開発途上国では水需要も増え続けており、限りある水資源を国民の生存のために、国の発展のために、自然環境の保全のために、いかに配分するかという極めて困難な課題に直面しています。

また、水と密接に関連しているのが、衛生の問題です。世界の下痢症による5歳未満児の死亡者数は年間150万人にも及びます。下痢症の多くは、糞便から排出される病原菌が水、食べ物、人の指などを介して人の口に入ることにより感染します。したがって、糞便を生活環境から隔離すること、衛生施設(トイレ)の整備が非常に重要となります。加えて排便後の手洗い、給水施設の回りを清潔に保つといった衛生的な行動により感染経路を遮断できます。つまり、衛生施設は飲み水を安全に保つために不可欠であり、手洗いなどの衛生的な行動にも水が不可欠であるという相互補完関係にあります。疾病の減少には給水と衛生を同時に改善していくことが極めて重要です。

日本は戦後の経済成長の中で、洪水や渇水を克服しながら、上下水道を着実に整備し、衛生的な社会をつくりあげてきました。その一方で、直接または間接的に多くの水を輸入する大量消費国であり、開発途上国の水・衛生問題の解決に携わることは日本の責務であるといえます。

■ JICAの取り組み

1. 水資源の管理と効率的な水利用

増大する水需要に対し利用可能な水資源量が限られている中では、水資源の「適正な管理」が重要です。セクター間の水配分をいかに調整し、同時に水環境の保全を図るかということです。これを怠ると無秩序な水利用が進み、「アラル海の悲劇」のような環境破壊が繰り返されるおそれもあります。限りある水資源を有効に活用し、水供給の安定を通じて衛生状態の改善、食料生産の安定、工業の発展を同時に図ることで貧困削減に結び付け、さらに水環境も守っていくことは、開発途上国にとっては非常に困難な課題であり、日本をはじめとする援助国の英知を総動員する必要があります。JICAは統合水資源管理の観点から、各国の水資源管理計画の策定を中心に協力を進めます。

この困難な課題に立ち向かう中では、水利用の効率化がきわめて重要です。節水農業の促進、排水や下水処理水の再利用などがこれにあたります。JICAは、特に、日本の経験・技術を生かせる上水道における漏

水などの無収水の削減を中心に、積極的に協力を進めていきます。

2.安全な水と衛生施設へのアクセス改善

「安全な水と基礎的な衛生施設(トイレ)へのアクセス」は、ミレニアム開発目標(MDGs)に掲げられ、国際社会における主要開発目標のひとつとなっています。2010年7月の国連総会でも「基本的人権」として宣言されています。

しかし、世界では、2010年時点で、いまだ7.8億人が安全な水にアクセスできないほか、基礎的な衛生施設にアクセスできない人々は25億人にのぼります。

JICAは国際社会の一員として、これらのアクセス改善に積極的に取り組んでいます。具体的には、都市部と村落部の双方で、資金協力による給水施設の整備と技術協力による運営・維持管理体制の強化を同時に進めています。都市給水では、水道事業体の経営改善まで踏み込み、膨大な施設整備ニーズに対して民間

事例

ブータン 氷河湖決壊洪水の研究

日本の科学技術を生かし、氷河湖決壊を研究

地球温暖化の影響で、近年、ヒマラヤの氷河が縮小しています。氷が消えた跡には氷河湖が数多くできており、決壊による洪水被害が懸念されています。

JICAは、2008年度から新しいODAの枠組みとして、「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS)を開始しており、その一環として、2009年から2012年3月までブータンと氷河湖決壊に関する共同研究を行いました。



ブータンヒマラヤの氷河湖における調査風景

地球規模の課題解決へ共同研究

ヒマラヤ山脈の南斜面に位置するブータンには、2千数百個以上といわれる氷河湖があります。氷河湖の多くは、氷河が運んだ土砂がつくったつみ状の地形(モレーン)が溶解水を堰き止めてできたもの。モレーンはもろく、氷河からの雪崩などの影響を受け一気に決壊するおそれがあります。1994年にはそのひとつが決壊し、大量の土石流が古都プナカに押し寄せて大きな被害をもたらしました。

JICAは、2008年度から外務省、文部科学省、科学技術振興機構と連携し、気候変動、食料、エネルギー、生物資源、自然災害、感染症などの地球規模の課題解決に向けて、日本の大学や研究機関と開発途上国が共同研究を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力」を開始、初年度は12案件を採択しました。

そのひとつが、2009年にブータンで実施した氷河湖の研究です。日本側から名古屋大学大学院環境学研究所の西村浩一教授を中心に国内の雪氷、防災、リモートセンシング分野の研究者が参加、ブータンの経済省地質鉱山局と共同で、「ブータン・ヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究プロジェクト」を行いました。

危険度評価と洪水想定規模を可視化

今回の研究は、氷河湖の危険度評価、

氷河湖拡大メカニズムの検討、決壊洪水発生時の早期警戒システムの立案、ハザードマップづくりなど幅広いテーマに取り組みました。

最初に、衛星データによりブータン・ヒマラヤ地域全体で危険度が高いと思われる氷河湖を抽出・分析し、モンデチュ川流域を対象に実地調査を行いました。氷河湖は標高5,000m以上の高地に点在しているため、時には崩れた登山道を切りひらき高山病と闘う困難な調査になりました。また、洪水の影響を調べるため、下流の谷の測量や過去の地すべり跡などの調査も行いました。2年目からは決壊の原因ともなる地震の研究のために、活断層調査も追加実施しています。

2012年3月までの約3年間の研究で、氷河湖決壊の危険度評価と洪水想定規模を可視化するモデルづくりに成功し、特に危険とされていた25個の氷河湖の評価を見直すことができました。また下流域での地すべり・活断層分布図も作られ、これらの成果はブータン国経済省はもとより、地方行政や教育機関へも普及されました。

今回の共同研究を通じて、ブータン側に技術移転が行われ、核となる人材育成が図られたことも大きな収穫です。JICAの支援のもと、ブータンでは決壊洪水に対する自治体や住民の理解を深めて迅速

な対応を図るため、他の流域でのハザードマップの作成と早期警戒システムの計画立案を進め、水力発電所の立地計画などにも生かしていくことにしています。

専門家の声

名古屋大学大学院環境学研究所

小森次郎 特任助教(現 帝京平成大学)

日本・ブータンによる氷河湖の共同研究は1998年から行われており、私は2002年の調査に加わりました。そのことが本プロジェクトへの参画のきっかけとなりました。ブータンでは日本人への信頼が厚く、それは現地滞在中で強く印象に残りました。これには故西岡京治氏(1964年から28年間にわたってブータン農業の近代化に貢献した元JICA専門家)から始まった国際協力の歴史が大きな要因となっています。また、ネパールにおける日本人研究者の長年の経験と実績も、プロジェクトの推進に大きく寄与しました。ブータン以外のヒマラヤ諸国において温暖化問題は深刻であり、本プロジェクトで得られた技術や知見はさらに広く活用される必要があります。一方、SATREPSのスキームは援助と研究という分野で相手国と日本側双方にさまざまな恩恵をもたらすものであり、このタイプの活動は今後ますます重要となっていくと確信しています。

資金も動員できるようにしています。

また、取り組みが遅れていた衛生施設へのアクセス改善では、サブサハラ・アフリカを中心に徐々に協力を拡大していきます。

防災

■ 課題の概要

風水害、地震、火山活動など、世界ではさまざまな災害が発生していますが、この30年ほどで災害数や被害が増加しています。特に、開発途上国では社会基盤の整備が遅れているうえに、人口の都市部への集中が重なり、災害に対して脆弱です。自然災害は、尊い人命を奪うだけでなく、人々の暮らしを直撃し、貧困に拍車をかけてしまいます。従来の防災支援は、ダムや堤防などの構造物(ハード)による対策が主流でしたが、予警報やハザードマップの作成や避難訓練などのソフト面も重視して、ソフトとハードを適切に組み合わせることで人や社会の災害対応力を総合的に向上させる支援が必要です。

■ JICAの取り組み

1. 取り組み方針

JICAは「予防→災害発生直後の応急対応→復旧・復興→さらなる予防活動の促進」という災害マネジメントサイクルに基づいて、継続的な支援を行っています。

(1) 安心・安全な社会への取り組み

開発途上国の自然災害リスクは増加しています。防災先進国である日本の技術力を活用し、開発途上国の災害リスクを評価することで、潜在的なリスクの軽減対策と想定される災害への予防対策などを提案し、人々が安心して暮らせる社会への取り組みを支援します。

(2) 総合的な防災計画策定への支援

災害リスクの把握、行政機関の防災体制・能力の向上、関連法制度の整備、防災意識の向上や災害発生時の対応能力の強化などの総合的な防災計画(マスタープラン)と活動計画(アクションプラン)の策定を支援します。

(3) 住民への啓発・普及活動を通じた支援

日本の経験から「公助」に加え、相手国の「自助」や「共助」が重要ですが、行政の防災体制能力が不十分な開発途上国では、コミュニティ自身による災害対策が特に重要です。これを継続的なものとするために、コミュニティや個人の防災能力強化への直接的な取組

みに加え、行政とコミュニティや個人との連携の強化を支援します。

2. 主な取り組み

東日本大震災の教訓などを収集・分析しました【P.97 事例を参照ください】。そして、①リスクについて適切に理解すること(Risk Literacy)、②災害対策を多重に講じたり、他の分野の事業にも防災の視点を付加したりすることにより、災害リスクを軽減すること(Redundancy)、③社会変化に対応するために常に改善し続けること(Kaizen)の3つを「災害に強いしなやかな社会づくり」を実現する国際防災協力のアプローチとして提案しています。

また、タイでは、2011年7月から3カ月以上にわたり大規模な洪水が発生し、230万人もの人々が被災、日系企業などの産業も深刻な被害を受けました。JICAは迅速に調査団と専門家チーム・ポンプ車を派遣し、応急対応や復旧・復興に向けた事業を実施しています【P.15、139 事例を参照ください】。

気候変動対策

■ 課題の概要

気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。公正な経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組んでいくべき重要な課題です。近年、気温や海水面の上昇などに伴う沿岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水等の異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少などの気候変動の悪影響と考えられる現象が各地で報告されています。今後、より広範囲な地域、分野で深刻化すると予測されています。

■ JICAの取り組み

1. 温室効果ガス削減への取り組みを支援

近年、開発途上国からの温室効果ガスの排出量が増加しており、気候変動がもたらす悪影響を最小限に抑えるには、先進国だけでなく、開発途上国を含めた温室効果ガスの排出削減の取り組み、「緩和策」の実施が不可欠です。

貧困削減など解決すべき課題が山積みする開発途上国にとっては、温室効果ガスの削減と生計向上や経済開発といった開発便益を両立させるアプローチが重

要となってきます。

JICAは、再生可能エネルギーの導入、省エネの促進、都市公共交通システムの整備、廃棄物管理、森林管理や植林支援などの分野で協力を実施しているほか、国家温室効果ガスインベントリの作成、省エネ法の整備、低炭素型の都市づくりなど、政策策定や戦略づくりの支援を幅広く行っています。

2. 気候変動の悪影響から途上国の人々を守るために

気候変動の悪影響を最も受けるのは開発途上国の貧困層であり、人間の安全保障の観点からの取り組みが非常に重要です。

JICAは、気象災害に対する防災、護岸や堤防整備、飲料水供給施設の整備、水資源の適正管理、生態系保全、灌漑農業の推進、乾燥耐性に優れた農作物の

導入/品種改良など、その国のニーズに応じた「適応策」支援を展開しています。また、気象観測や気候変動予測、影響評価などに基づいた、地域ごと、国ごとの適応策の立案、実施支援も進めています。こうした協力は、今後ますます重要になってくると考えられます。

気候変動の問題は、エネルギー、運輸・交通、森林、水資源、防災、農業、保健・衛生など、途上国が抱えるさまざまな課題に密接に関係しています。開発途上国にとって気候変動問題はまさに開発の問題そのものといえます。

JICAは、これまでの持続可能な開発への支援の経験を土台に、国際的な議論を踏まえ、内外の関係機関との連携を図りながら、政策レベルから具体的な事業実施への支援、研究など様々な切り口から、開発途上国における気候変動対策の支援に取り組んでいます。

事例

東日本大震災の教訓

東日本大震災の経験を世界へ

2011年3月の東日本大震災は、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの方が犠牲となりました。JICAは国内にある複数の研修施設を避難所として被災者の方々に開放したほか、被災地で活動するNPOの支援や東北大学などの津波被害調査に協力してきました。また、東日本大震災の経験を開発途上国の防災に生かす取り組みとして、東北大学と協力し、東日本大震災の経験・教訓をレビューする調査研究を行い、JICA事業への反映と知見の対外発信に取り組んでいます*。



東松島市役所の災害対策本部で世界銀行グローバルファンリティのサロジ氏(当時)と意見交換

3つのアプローチ

日本では、発生しうる災害(シナリオ)を想定したうえで、堤防やダムなどの構造物(ハード)と避難訓練や予警報システム・防災教育などの非構造物(ソフト)を組み合わせた計画をつくって、対策を講じてきました。しかし、東日本大震災では、こうした備えをしていた地域・社会も大きな被害を受けています。このことは、個々の対策を実施するだけでなく、効果的な対策を行う必要があることを認識させました。調査研究では、東日本大震災の主な被災事例のレビューを行い、「効果的な対策を実施するうえで、必要な視点」を整理することを目的としました。

この結果、「計画段階で想定されていた地域・社会の災害への対応能力」と「災害発生時の地域・社会の災害対応能力」の間にさまざまな「ギャップ」があり、そ

れが被害を拡大する要因となったと考察されました。また、この「ギャップ」は開発途上国の災害にも共通することが判明しました。

そこで、JICAの防災協力のゴールを「災害に対してしなやかな対応力のある(レジリエントな)社会の構築」に設定しました。このゴールを達成するには、「ギャップ」を埋めることが重要です。JICAは、災害リスクを軽減するための全体的な戦略を基礎に、「カイゼン(KAIZEN)」「リスク・リテラシー(Risk Literacy)」「多重防御・付加価値(Redundancy)」の3つの視点を意識した一体的なアプローチに整理し、これを「Three Principles Approach」と名付けています。

防災の主流化に向けて

「Three Principles Approach」の中でも、特に多重防御・付加価値を実現す

る方策が重要で、議論が必要です。開発途上国では、防災セクターだけに十分な予算を投資することは容易ではありません。しかし、道路や港湾の整備といった他の事業に防災の視点を加えることで、リスクの軽減につなげることができます。

このように、さまざまな分野に「防災の視点」を加えることを、「防災の主流化」と呼んでいます。日本だけでなく、他の援助機関も「防災の主流化」に向けて動き出しています。どのような方法で「防災の主流化」を図るのが効果的なのか。JICAは、開発途上国や他の援助機関とともに取り組み、災害リスクの削減のために貢献したいと考えています。

* http://www.jica.go.jp/english/operations/thematic_issues/water/earthquake/index.html

農村開発 — 世界の食料不安と貧困問題に取り組む



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

2011年の食料価格の年平均値は、価格高騰が大問題となった2008年を凌駕しました。原因として、新興国の穀物需要増や、特定地域に輸出が限定され変動しやすい国際市場の構造的原因に加え、「アフリカの角」の天候不順、「アラブの春」など原油供給地域の政情不安によるエネルギー価格の高騰などの短期的原因が考えられます。価格高騰は、開発途上国の食料安全保障を脅かします。特に、都市部貧困層や自家消費分すら賄えない零細農漁民に大きな被害を与えます。

JICAは、農村部と都市部双方の住民への食料・栄養の確保支援を通じて、ミレニアム開発目標(MDGs)の「極度の貧困と飢餓の撲滅」に貢献するため、農業・水産・農村開発の課題に対する協力を展開しています。

農業・農村開発

■ 課題の概要

グローバル化の急速な進展、不作に伴う農産物の輸出規制、気候変動、食料価格と原油価格の高騰、バイオ燃料の需要拡大、世界的な農地争奪、紛争後の復興など、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化しています。多くの開発途上国では農業従事者が人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住しており、こうした変化による影響を最も受けることとなります。

食料供給の安定

国連食糧農業機関(FAO)の推計によると、食料価格の高騰とその後の世界経済危機の影響により、開発途上国の栄養不足人口は、2009年に初めて10億人に達しました。2010年も9億2,500万人と、依然高い水準です。MDGsの目標のひとつ「2015年までに世界の栄養不足人口半減」の達成は困難な状況です。

国民に安定的に必要な量の食料を供給すること(食料安全保障)は、国家の経済と社会の安定の基礎となる重要な政策課題です。しかし、多くの途上国では政府の計画策定・実施能力の不足、農業インフラの未整備、生産技術の低さ、流通面の未整備などから国民の食料安全保障が脅かされています。

この結果、国民の健康悪化、食料輸入による貴重な外貨の流出、農村部から都市部への出稼ぎや離農者による都市部の貧困問題の悪化につながっており、国の経済・社会の不安定要因のひとつとなっています。

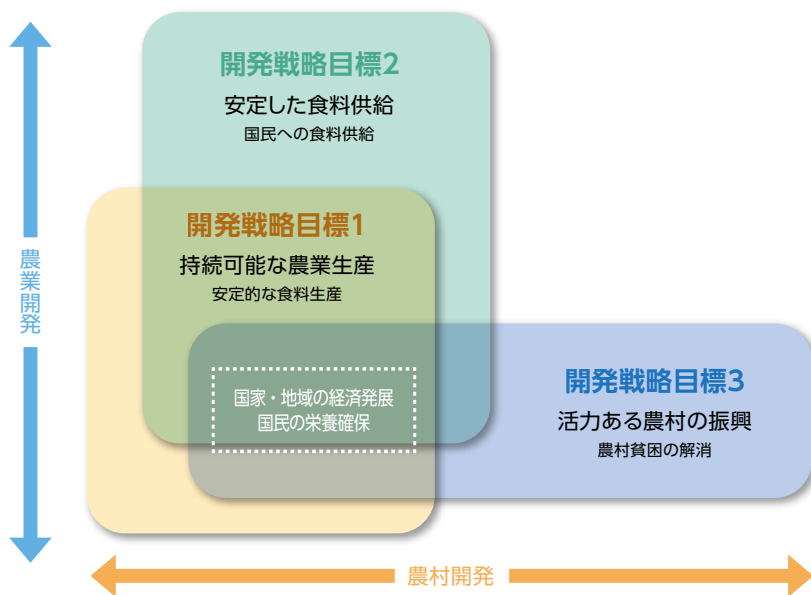
農村貧困の削減

2012年2月末に、世界銀行が発表した2008年以降を対象とした最新の4年間の分析結果によると、最貧困層(1日1.25ドル未満の生活)は、現在の削減ペースでは、2008年の12億9,000万人に対し、2015年でもなお約10億人が最貧困状態にとどまるとしています。地域別の削減状況の差も大きく、同銀行の2005年~2008年の最貧困モニタリング調査報告書によれば、サブサハラ・アフリカ的最貧困層は人口の半数近くの47%です。南米や東南アジアなど、主要穀物の自給に一定の目途がつくとともに都市部の中間層が伸びている地域では、都市と農村の経済的格差が大きくなり、その是正が課題となっています。

■ JICAの取り組み

農業・農村開発の協力は、農村部と都市部双方の住民への食料供給の安定と農村貧困の削減、それらを通じた国や地域の経済発展を目的としており、MDGs目標1の達成に貢献するものです。食料安全保障のためには持続的な農業生産を行うことが基本であり、都市部への供給を通じた国全体の安定した食料供給や農村部における食料不足の改善による貧困の解消の前提となります。

このためJICAでは具体的な協力目標として、次の1~3を掲げています。



1. 持続可能な農業生産

近年の食料供給に関するリスクは、天候不順による不作やこれらを契機とした投機のような短期的要因と、新興国の人口増と需要構造の変化・土地や水といった生産資源の制約・気候変動に対する脆弱性・バイオ燃料需要拡大と食料の競合などの長期的要因が複雑に絡み合う中で発生しています。対処にあたっては、地域ごとに異なる状況を踏まえ、それぞれの原因に即した対応を検討する必要があります。JICAはこうした多様な問題に対応すべく、持続可能な農業生産を目指しています。

JICAは、持続可能な農業生産に向けたアプローチとして、対象国の農業セクター全体の特徴に即した農業政策の立案を支援しています。そうした政策に基づき、灌漑施設などの生産基盤の整備・維持・保全・管理、種子・肥料などの農業生産資材の確保・利用の改善、穀物・家畜などの生産技術の確立・普及、組織強化などの農業経営の改善に取り組んでいます。

また、食料生産と競合しない第二世代バイオマスエネルギーの開発、備蓄体制・農業統計・天候保険の活用など、気候変動に対する強靱性強化について検討・着手しています。

アフリカは、世界でも栄養不足に苦しむ人々の割合が最も高く(栄養不足人口の割合が2008年で29%)、食料増産の必要性がきわめて高い地域です。コメはアフリカで消費量が急増していることに加え、今後の持続可能な生産増の可能性が高く、アフリカの食料不足の解消の鍵となるものと考えられています。

JICAは2008年に「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」イニシアティブを他ドナーとともに立ち上げました。10年後の2018年までにアフリカのコメ生産を1,400万トンから2,800万トンに倍増する目標の達成に向けて、CARD参加国(23カ国)の国家稲作振興戦略の策定を支援し、各国の戦略に沿ってコメの増産支援を行っています。CARD第一グループ12カ国では基準年である2007年の1,196万トンから2010年には1,564万トンと30%増産されました。

2. 安定した食料供給

国民への安定した食料供給のためには、持続可能な生産を前提として、国際的な食料安全保障を視野に入れた国全体の食料需給政策の策定・輸入体制の整備・援助食料の適正な利用が図られねばなりません。

例えば、モザンビークでは、JICAは農業生産拡大のポテンシャルが高い熱帯サバンナ地域で、同じく熱帯サバンナのセラードの開発を通じて世界有数の農産物輸出国となったブラジルとの三角協力を行っています。小規模農家の貧困削減・国内食料問題の低減を図るとともに、民間企業による「責任ある投資」を通じた中・大規模農家による国際市場への供給拡大を支援することで国際的な食料安全保障に貢献する取り組みを進めています。エチオピアやケニアでは、多発する干ばつに対し、食料援助の適正な利用を支援する緊急・福祉的対応だけでなく、自助努力による食料安定供給能力の向上を目的とする支援を開始しました。



多発する干ばつへの対応の一環として、住民参加型で小規模灌漑施設を建設する候補地を調査、農民組織の活動状況、農地のポテンシャル、また干ばつ時の農作物栽培状況や対応状況などを確認した(ケニア「緊急開発調査半乾燥地持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト」の事前の調査)

3.活力ある農村の振興

貧困問題に向けた農村開発では、農業生産の拡大や食料の安定した供給を基盤として、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の振興を目指すことが重要です。このためには、生産性向上にとどまらず、食料の流通販売の改善・農産品加工業の振興・輸出促進策の強化・農外所得の向上などの農家経営の改善が必要です。

さらに、地方行政機能の強化・生活道路や飲料水

確保など農村生活インフラの整備、農村生活環境の改善・住民の保健教育水準の向上・参加型農村開発・ジェンダーなど、多様な分野での支援を組み合わせる行うことが必要となります。

JICAでは、農村振興の取り組みとして、地方行政機関が農村住民の参加を得ながら開発計画を策定していく仕組みづくりの支援や、農村コミュニティが収入向上や生活改善の取り組みを行うための実施体制の構築、農産物の流通・販売の改善などを支援して

事例

アフガニスタン コムギ育種素材開発プロジェクト

「第二の緑の革命」を目指すフロンティアスピリットを

JICAはアフガニスタンの基幹産業である農業・農村開発セクターを最重点支援分野とし、農村地域における持続的で自立発展的な農業・農村開発の基盤を形成することを旨とした支援を行っています。

Food for Life :

一粒の種が世界を救う

農家が安定して生活の糧となる収穫を得るためには、土地(農地)・水(灌漑)の維持管理、正しい情報に基づく適切な栽培手法の確立と普及など、多岐にわたる農業インフラ整備と持続的な人材育成が必要です。その中でも地域の自然・社会経済環境に適応して安定的な生産力を発揮できる種子(作物品種)へのアクセスは、農家にとって最も重要で欠かすことのできない必要資材のひとつです。

アフガニスタンでは、過去25年以上続いた戦乱によって、自立発展的な食糧安全保障の根幹となる主食であるコムギ

においても、自国での遺伝資源の保存や品種改良システムが崩壊しました。多くの農民が干ばつや洪水が頻発する厳しい自然条件下で、収穫量が低い品種を用いて天気に頼った不安定な古典的農業を強いられています。また、同国における農業技術の改良推進や指導の中核となる研究者や技術者、優れた技術を農家に伝達する普及員といった人材が圧倒的に不足している状況です。

これを受け、JICAは独立行政法人科学技術振興機構(JST)と連携し、日本の科学技術を活用して地球規模課題解決のために開発途上国の関係機関と共同研究を行う科学技術協力(SATREPS)「持続的

食料生産のためのコムギ育種素材開発プロジェクト」を2011年4月～2016年3月までの期間にわたり実施しています。プロジェクトは、アフガニスタン農業灌漑牧畜省をカウンターパート機関とし、横浜市立大学木原生物学研究所のほか、鳥取大学、理化学研究所、CIMMYT、ICARDAとの連携のもとで進められるものであり、アフガニスタンのコムギ品種改良と持続的食料生産を支えていく同国の若手研究者の人材育成を進めています。

具体的には、1955年にカラコルム・ヒンドークシュ探検隊(木原均団長)がアフガニスタンで採集した在来コムギの遺伝資源とその祖先にあたる野生種の種子(木原生物学研究所に保存)を生かして、歴史的にも世界的にも貴重な遺伝資源の特性を日本の科学技術を用いて分析し、近代品種と交配選抜することで、耐乾性・耐病性の高い機能をもった品種を育種開発することを試みています。日本で守られてきたアフガニスタンの遺伝資源を活用し、アフガニスタンの厳しい環境にも耐えうる耐乾性・耐病性に優れた新たなコムギの育種素材開発を、日本のフラッグシップで国内外の研究機関と連携しながら進めています。

2011年11月には、半世紀の時を超えアフガニスタンのコムギ遺伝資源がカブールに里帰りを果たし、現在同国の研究者が栽培試験を行っています。近い将来、このプロジェクトで育った人材の一人一人、コムギ種子の一粒一粒がアフガニスタンに豊潤な実りをもたらすことを目指しています。



小麦の栽培方法について研修を受ける農業技術者たち

います。

例えば、フィリピンでは、農地改革により新たに農地を取得した農民を支援するため、受益農民で構成されるコミュニティを対象にして、灌漑施設・収穫後処理施設・市場へのアクセス道路などインフラの整備、

農協・水利組合の強化を行うことによって、農地生産性の改善と農家所得の向上を一體的に図る有償資金協力を10年以上にわたって進めてきました。その結果、受益農民の灌漑用水や市場へのアクセスが改善され、徐々に農民の生計も向上しています。

事例

イラク クルド地域園芸技術の改善・普及

イラク戦後初の技術協力プロジェクト—農業の再興への第一歩

クルド自治地域は、旧フセイン政権時代の圧政と混乱により、農村の荒廃が進み、農業技術の継承が途絶えていました。JICAは、クルド農業水資源省の要請に応じて、現金収入につながる園芸技術の改善・普及を支援しています。

市場ニーズに応える適正な園芸作物栽培技術を

園芸技術改善普及プロジェクトは、イラク北部のクルド自治地域の栽培条件に適し、市場ニーズに応える園芸作物の栽培技術の普及を目標として、2011年8月に開始されました。イラクにとって2003年以降初めての日本人専門家によるJICAの技術協力プロジェクトです。

クルド自治政府農業水資源省の本省および各県の試験局、園芸局、普及局の3つの部局の有機的な連携を図り、プロジェクト目標の検証とその普及に取り組んでいます。

農村の復興、農家の農村への帰還のために

かつて、クルド自治地域は、イラク有数の農業地域でした。しかし、旧フセイン政権時代とその後の混乱により、農村の荒廃や住民の離散が進んだ結果、多くの農村では、世代間でなされていた技術や経験の継承が途絶えてしまいました。

こうした状況を打破すべく、クルド農業水資源省は農家の育成を支援する政策

を実施しています。クルド自治地域は年間降水量が300~1,200mmとイラク国内では比較的多いことから、潜在的な農業生産性は高い地域です。園芸作物(果樹・野菜)は、集約的な栽培により小規模の農地面積でも多くの現金収入を得る手段となり得るため、農村の生計向上に貢献します。クルド農業水資源省は、園芸作物の利点を十分理解したうえで、農村の復興、農家の農村への帰還のために、野菜の施設栽培導入や果樹の新品種導入などに取り組んできました。

しかし、適正な技術の更新や、農業関係者に対する教育、普及システムの整備は十分には行われてきませんでした。

ひとつひとつを共に

そこで、プロジェクトでは、JICAが派遣する専門家がクルド農業水資源省に勤務し、同省の職員(カウンターパート)と、プロジェクト活動ひとつひとつを共に企画し、かつ彼ら自身に実施してもらうことで経験を提供するように心がけています。まさに、かつて多くの農村で、世代間で当然のようになされてきた技術や経験の

継承と同様です。

具体的には、ベースライン調査の実施のために同省内に調査実施委員会を設置、調査項目の列挙から調査票の作成、各県300程度の農家へ行うインタビューなどをJICA専門家が同省担当者や各地域のカウンターパートと協働し、専門家頼りではない真に持続的で自立的な能力向上を図っています。また、その結果の分析と報告書づくりも日本人専門家と共同で行います。

これから実施する適正技術の検証試験でも、検証内容をカウンターパートとのワークショップ形式で決定しました。これも、主体的に行う意識をもってもらうためのものです。

イラクの厳しい治安状況のもと、専門家は防弾車両を使って、対象地域のクルド自治区の3県にまたがるプロジェクト対象地域を駆け回り、各地域で主体的にプロジェクト活動の企画・実施・モニタリングができる実施体制の構築を支援しています。地道な活動ですが、プロジェクトのカウンターパートが生きた経験をひとつずつ蓄積していき、プロジェクト終了後も、クルド農業水資源省のカウンターパート自身で活動を継続し展開できる地力をつけられるように、専門家一同、JICA本部とイラク事務所と連携しつつ、

粘り強く取り組んでいます。



スレイマニア県育苗圃場視察



ドホーク県農業試験場試験圃場視察

水産

■ 課題の概要

海や河川、湖沼の恵みである魚介類は、開発途上国の人々にとって比較的安価に入手できる貴重な食料です。FAOの統計によると、開発途上国で摂取される動物性たんぱく質の約20%は水産物に依存しています。水産業は、土地や安定した収入源を持たない人々にとって食料確保や生活の安定のための重要な手段となっており、特に貧困層や女性にとって重要な生計手段となっています。また、世界の水産物輸出での開発途上国の割合は金額で50%、重量で61%を占めており(2008年)、開発途上国の経済にとって水産業が重要な位置付けにあるといえます。

世界の水産物の生産量は1950年の約2千万トンと比較すると、2008年には約7倍に伸びています。しかし、1990年代以降、海面漁業の生産量は頭打ちになっており、海産物資源の利用はほぼ満限に達しています。天然資源への漁獲圧力が高まっている中で、1990年代以降は養殖業の生産量が増大し、全生産量の3分の1を占めるまでに至り、水産物の供給を支えています。

開発途上国でも、過剰な漁獲や環境破壊による水産資源の減少は深刻な問題となっていますが、漁民に資源を管理するという考え方が十分に浸透していない

こと、生活難から目の前の利益を優先してしまうなどの傾向があるため、漁業活動をうまく管理することは容易ではありません。このため、水産資源の管理と保全を図り、持続可能な水産業を振興していくことが大きな課題となっています。

■ JICAの取り組み

開発途上国の重要な産業である水産業は、資源管理の不備や環境の悪化による水産資源の減少や枯渇や沿岸域の漁村における慢性的な貧困などの問題を有しています。漁業開発だけでなく、支援の対象を漁民とともに漁村に住む「漁村民」全体に広げ、生計向上を目指した漁村開発の視点が必要です。

水産協力は、「国民への食料の安定供給」、「良質な栄養分の供給による栄養不良の解消」、「貧困層への生計手段の提供による貧困削減」の3つを目的とし、その前提となる水産資源の保全や管理を図り、水産資源の持続的利用に基づく漁村開発を進めていくことが重要です。JICAは、具体的な協力目標として、次の3点に取り組んでいます。

1. 活力ある漁村の振興

慢性的な漁村の貧困問題の解決に向けた漁村振興として、持続的な漁業への正しい理解や適正な技術の選択により、家計収入の安定化を図る地道な支援と

事例

モロッコ 零細漁業資源管理

人工漁礁を導入した漁業で成果

モロッコでは、近年、過剰漁獲による漁業資源の枯渇が問題となっており、同国の農業・海洋漁業省は、これまでの漁獲量増大のための漁業開発振興から、適正な資源管理に基づく持続的な水産開発への政策転換を打ち出しています。JICAはこれに応じて、専門家を派遣して、零細漁業者に資源管理型漁業の導入を支援しています。

モロッコの基幹産業のひとつである水産業は、漁業直接従事者の約35%を零細漁業者が占めています。経済的に脆弱な零細漁村では、漁民の生活向上を図りつつ持続的な資源管理型漁業を導入することが喫緊の課題となっています。

JICAは、零細漁業資源管理の専門家を派遣し、2008年8月から2012年3月の間、4つの零細漁村で、漁業組織の振興と強化や漁民の収入向上を組み合わせた、持続的な資源管理型漁業の実践

を支援してきました。

これまでモロッコでは行われていなかった人工漁礁を導入した資源管理型漁業の実践では、違法トロール船の侵入を防止し漁場の保全を行っています。これまでの成果として、姿を消していた重要魚種資源の回復や新しい生態系の形成などが見られ、零細漁民はもちろん行政関係者からも高い評価を受けました。

この活動では、漁民の主体的な参加と



漁民により作成された人工漁礁プロジェクト説明会の様子。漁礁の設置位置、設置に伴う禁漁期の設定について説明がなされた

ともに、計画から実践まで漁業研究所などの関係者を効果的に巻き込んだことで、有用な資源管理方法と認知され、他地域でも自主的に実践されています。

また現在では、対象漁村にとどまらず、他ドナーとともに全国に普及していくことが計画されています。

もに、農業など他の産業振興や、教育、保健医療などの社会開発を含めた包括的な取り組みが必要です。

JICAは、漁業収入の増大・安定化につながる水揚・流通施設の建設、漁民組織の強化による漁業経営の効率化や経費の削減などを支援しています【P.102 事例を参照ください】。また、零細漁村の女性グループによる水産加工から販売までの活動を支援し、生活の改善に必要な組織の能力強化にも取り組んでいます。

2. 安定した食料供給(水産資源の有効活用)

開発途上国では、急激な人口増加に伴い、食料不足という重大な課題に直面しており、水産資源の収奪にいつそうの圧力を及ぼしています。

JICAは、水産資源の厳しい状況を踏まえて、動物性たんぱく質の確保の観点から、低コストで伝統的な技術を応用した粗放的な養殖の振興を支援しています。内水面養殖では、コイ、ティラピア、ナマズ類などの養殖を農業や畜産との有機的な組み合わせで支援し、海面では、海藻や貝などの比較的簡単な養殖を支援しています。養殖振興の核となる養殖普及センターなどの施設建設や、研究者、技術者、普及員などの人材育成にも一体的に取り組んでいます。

水産物は、常温で保存できないため、流通インフラの整備が遅れている開発途上国では、変質・腐敗によって廃棄される比率が高いことが問題です。JICAは、水揚げ場や魚市場などの流通施設の整備、塩干品や燻製などの簡易加工、冷凍加工などの技術向上により、水産物の鮮度と品質改善を支援し、水産資源の有効活用を促進しています。例えば、モーリタニア「頭足類輸出規格・品質管理専門家派遣」では、タコの品質管理を支援しました。同国で漁獲されるタコの大部分は日本向けに輸出されており、この支援を通じて日本の食の安全、安定供給にも貢献しています。



モーリタニアのプロジェクトではタコの規格・品質管理を支援。写真はサイズ選別後のタコ

3. 水産資源の保全管理

水産資源は、一定限度内の漁獲であれば、自律的に回復する再生産可能な資源です。資源利用度を適正なレベルに抑え、資源量を維持しつつ、漁業を行うことが重要です。行政と漁民の意識の向上、科学的なデータの整備や国境を越えた広域的な取り組み、漁業だけでなく、海洋環境の保全、河川や上流にある森林の管理など、陸域と水域の生態系を念頭に入れた長期的な取り組みが必要です。

JICAは、水産資源管理や漁場環境保全の観点から、行政の漁業管理制度などの策定や運用能力の向上支援、漁民や地域住民を巻き込んだ参加型のアプローチによる意識向上に取り組んでいます。沿岸零細漁民の参加のもと、漁業資源を育む藻場の再生・保全や、試験的な種苗の人工生産・放流による資源回復にも取り組んでいます。

4. 日本と開発途上国の研究者による共同研究プログラム

JICAでは、独立行政法人科学技術振興機構(JST)と連携し、日本の科学技術を活用して地球規模課題の解決に繋がる新たな知見の獲得およびその成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)を目指し、開発途上国の研究機関と共同研究を行う地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)を実施しています。日本に比較優位のある水産分野の最新科学技術に係る国際共同研究協力として、パナマにおいては、天然のマグロ類資源の減少が危惧されている中、キハダと太平洋クロマグロの持続的利用に必要な科学的知見(産卵生態および初期生活史)を解明するための研究技術開発として「資源の持続的利用に向けたマグロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究」を実施しています。また、タイにおいては、病気への耐性が強く、成長の早い魚介類の育種技術の向上を目指し、ハタ、スズキ、クルマエビ等の市場性の高い魚種において、持続的かつ高品質な魚介類生産に必要な新しい養殖技術の開発を目的とした「次世代の食糧安全保障のための養殖技術研究開発」事業を実施しています。

産業開発

開発途上国自身で産業を振興し、
経済的に自立できる社会へ



※MDGsの8つの目標のうち、
該当するものを表しています。

産業開発分野では、貿易・投資促進、中小企業振興、地場産業振興／地域経済活性化、観光開発など経済発展のエンジンとなる民間セクターの開発に資する支援や、電力安定供給、鉱業開発、再生可能エネルギー開発、省エネルギー促進など開発途上国の産業基盤を整えるための支援に幅広く取り組んでいます。開発の目標は、開発途上国自身が産業の基盤を整え、産業を興し、雇用機会を増やし、人々が経済発展の恩恵を幅広く受け取ることができる社会を自らの手でつくることです。

経済のグローバル化への対応、民間との連携も重要なテーマとなっており、環境関連など日本の高度な技術を生かせる協力、開発途上国と日本の産業の双方に裨益する協力にも力を入れています。

民間セクター開発

■ 課題の概要

民間セクター開発分野の協力では、民間企業や地場産業の活力を伸ばすことで開発途上国の経済発展に貢献することを目指しています。民間企業や地場産業の成長と拡大は、開発途上国の産業の多様化や競争力強化を図るうえで欠かせません。また、円滑にビジネス活動を行うことのできる環境を整えることは、企業の活性化を通じた産業振興のみならず、人々の自己実現や、地域資源を活用した地域コミュニティの開発にもつながります。このようなダイナミックかつ包括的な視点で民間の活力を引き出すことで、雇用機会を拡大し、貧困削減に貢献することが開発途上国の政府に求められています。

また、日本政府の新成長戦略でも、成長著しいアジアの諸国などと日本との連携強化を図ることが求められており、この観点からも民間セクター開発分野の重要性は増えています。

■ JICAの取り組み

JICAの民間セクター開発支援は、東アジア・東南アジアを中心に協力を実施してきました。今日、両地域は目覚ましい経済発展を遂げています。こうした成果を踏まえ、アフリカを含め世界の開発途上国から、アジアでの支援の経験を生かした協力の要請が寄せられています。

世界経済は、グローバル化の進展によって貿易・投

資量が飛躍的に伸びています。新興経済国に成長したアジアの国々だけでなく、アフリカ地域の国々など多くの開発途上国も、世界貿易機関(WTO)や経済連携協定(EPA)など国際的な枠組みへの参加を積極的に進めています。

その一方で経済のグローバル化は、2008年秋の世界金融・経済危機、2011年の中東各国の情勢不安、東日本大震災による開発途上国経済への悪影響に象徴されるように、一国の経済苦境の影響が短期間かつ広範囲に広がり、経済基盤の脆弱な国・地域に大きなダメージをもたらす可能性を高めています。JICAは、経済のグローバル化の中で開発途上国自身が産業の基盤を整え、雇用機会を増やし、経済的発展の恩恵を広く受け取ることができる社会を目指して、さまざまな民間セクター開発分野の支援を実施しています。

1. 貿易・投資促進

貿易の振興と投資の促進は、新たな市場創造、資本・経営ノウハウなどの専門知識・技術の導入、雇用創出、国際競争力の強化といった効果をもたらします。

JICAは、①知的財産権や基準認証など貿易・投資を促進する基盤となる法令や制度の整備と、産業発展のためのハードインフラ整備などの「産業基盤づくり」に対する支援、②各国の貿易・投資促進機関や企業の「組織・体制の強化」に対する支援、③国の政策責任者、実行者、民間企業の人材を育てる「能力開発」に対する支援の観点から、産業政策といった上位レベルの協力から輸出振興・投資促進の実施面まで一貫した支援

を行うことができます。

最近の実績では、カンボジア「開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト」、インドネシア「知的財産権保護強化プロジェクト」「日伊経済連携協定活用強化プロジェクト」、ベトナム「基準認証制度運用体制強化

プロジェクト」などがあります。また、日系企業の海外展開支援も視野に入れつつ、各国の促進機関への助言を行う投資政策アドバイザーの派遣も積極的に行っています。

カンボジアでは、海外直接投資の誘致による輸出関

事例

インドネシア クリーンコールテクノロジーの導入促進

高効率・低炭素・低公害の石炭火力発電システムの導入を支援

インドネシアは、日本にとって第2位の石炭供給国。そのインドネシアでも経済成長につれて電力需要が急増し、石炭の国内消費が拡大しています。

JICAは、インドネシアにおける石炭資源の有効活用と温室効果ガス低減、低公害化に貢献するために、日本の高効率石炭火力発電技術を生かして、クリーンコールテクノロジーの導入促進を支援しています。

石炭の高効率かつ環境負荷を最小化した利用のために

石炭は、世界のエネルギーの約半分を担っています。しかも、世界最大の石炭生産国の中国が2011年に石炭輸入でも世界1位になるなど、新興経済国での需要拡大が急速に進んでいます。

それまで石炭輸入が世界1位だった日本では、発電に占める石炭火力の比率は約25%でしたが、東日本大震災の影響で火力発電への依存度が高まっており、石炭資源はいっそう重要となっています。

インドネシアは、日本にとって第2位の石炭供給国であり、両政府は、これまでも石炭利用に関して政策対話や協力事業を行うなど重層的かつ緊密な関係を築いてきました。

JICAでも、インドネシアに対して地熱発電の開発や省エネルギーの推進などと合わせて、石炭の効率利用につながる協力を進めてきました。2011年4月からは、日本の最先端技術を生かして、クリーンコールテクノロジー(CCT)の導入を促進するプロジェクトを実施してきました。

発電効率50%の将来技術を取り込む

クリーンコールテクノロジーとは、石炭の採掘から発電、廃棄物処理に至るまで、二酸化炭素などの排出を抑制する幅広い環境保全技術です。今回のインドネシアへの技術協力では、石炭火力発電部分に焦点を絞り、高効率発電により燃焼時に発生する二酸化炭素や硫酸化物、窒素酸化物などを大きく減らす技術をいかにしてインドネシアに適した形で

導入するかがポイントでした。

現在、世界の主流になっている亜臨海の石炭火力発電の発電効率(Net, LHV)は36%程度ですが、より高温・高圧の水蒸気で発電する超々臨界圧石炭火力発電では42%が期待でき、日本は世界最高水準の技術・実績をもっています。将来技術として発電効率50%を目指す石炭ガス複合発電(IGCC:石炭をガス化して燃焼し、燃焼ガスと水蒸気による複合発電)の開発でも世界をリードしています。

インドネシアにおけるCCTの導入では、このIGCC導入まで視野に入れて、ロードマップの策定、モデル発電所の開発計画の基礎的検討などを行い、インドネシアの中長期的政策づくりに向けた提言を行いました。

この一環として、2011年11月にJICA研究所国際会議場で「インドネシアの電力政策、電力開発計画の現状及びCCT導入計画」のセミナーを開催しました。セミナーには、インドネシアのエネルギー鉱物資源省、PLN(国有電力会社)、日本政府、電力事業関係者が出席し活発な議論が行われました。席上、PLN関係者は、本プロジェクトによる提言に基づ



インドネシアのCCT導入の最新の動向を紹介したセミナー(2011年11月)

き、2016年頃から運転開始する発電所への超々臨界圧火力の導入、他国での商業運転の状況を見つつ2025年以降のIGCC導入の検討計画を明らかにしており、JICAによる提言が正式なインドネシア政府の電力開発政策に反映されることが期待されています。

JICAは、2018年頃に運転開始予定のインドラマユ石炭火力発電所(超々臨界圧)に円借款を供与するなど、資金協力面からもCCT導入を支援しています。このような協力は、日本の最先端技術の移転と、両国の関係強化によるエネルギー資源の安定確保にもつながるものです。

現地の声

インドネシア政策策定関係者

電力の安定供給は、人々の生活水準向上のために欠かせないものであり、特に経済成長が好調な中(インドネシアの2011年の経済成長率は7.5%)、その重要性はいっそうの高まりをみせています。こういった電力へのニーズを、国内の天然資源を有効に活用しつつ満たす観点から、インドネシアにとって石炭火力開発は極めて重要ですが、その開発に当たってはCO₂排出量の抑制など、環境負荷軽減の視点も欠かすことはできません。

今回実施した、2025年頃までのCCT導入計画策定への協力は時宜に合ったものあり、その成果は、今後の石炭火力開発に具体的に適用されることが期待されています。インドネシアにとって、CCTの導入は、石炭資源の有効利用、温室効果ガス排出削減、電力の安定供給のいずれの側面からも重要であることから、引き続き日本によるCCT協力を期待しています。

連産業の発展と若年層の雇用機会の創出を期待し、唯一の国際港であるシハヌークヴィル港に隣接する約70haに経済特別区の整備、投資誘致窓口の機能強化を複層的に図っています。

2. 中小企業振興

中小企業は社会経済の中で柔軟で特色ある事業活動を行い、就業機会を提供し、経済基盤を形成する等の多面的な機能・役割を果たしており、多くの国がその振興を重要課題に位置づけています。

しかし、開発途上国では、中小企業振興のための政策や制度の整備が遅れているうえに、企業間ネットワーク、技術・経営ノウハウや資金へのアクセスが不足しているため、中小企業の成長が阻害されている状況にあります。企業の現場で活躍できる産業人材の育成も十分ではありません。

JICAは、中小企業振興を担う公的機関や産業人材の育成を担う教育機関の機能強化を通じ、中小企業が品質・生産性の向上(カイゼン)といった業績改善を実現できるよう、技術協力を中心に支援しています。また、中小企業が融資を受けるのが難しい状況を改善するため、円借款による資金的な援助を組み合わせることで、効果的な協力を目指しています。

最近では、タイ、ベトナム、メキシコなど日系企業が多く進出している開発途上国を中心に、日系企業とのWin-Win関係を志向した協力にも力を入れています。例えば、ベトナムでは、地場産業が日系企業に部品や材料を供給する「裾野産業」の役割を担えるようになることや、日系企業で活躍できる産業人材の育成を目指して、日系企業の協力を得ながら、中小企業振興を所管する行政機関、教育機関、金融機関などに対する包括的な協力を展開しています。

日本的な経営理念・手法である5Sやカイゼンの活用にも力を入れており、これら日本の優位性のある理念・手法を生かしつつ、企業向け支援サービス提供体制の強化に向けた協力に取り組んでいます。カンボジアでは、モデル企業に5S、カイゼンを適用した成果を踏まえて、企業向け支援サービスのあり方に関する政策対話を行い、政府の政策に反映されています。

また、コロンビアの投降兵士家族など、脆弱な立場に置かれた個人に着目し、企業への就業や、起業支援にも取り組んでいます。

3. 地場産業振興／地域経済活性化

経済成長が進むにつれて、国内の地域間格差が大きな課題となる国が増えてきており、地域経済の活性化を通じて地域の雇用創出と地場産業の振興を図りたいという開発途上国のニーズは増加傾向にあります。

このような要望に応え、JICAは小規模生産グループや零細企業に対して「一村一品運動」の手法を生かした地場産業振興のための協力を実施しています。

特に、アフリカでは、「第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)」で発表された横浜行動計画のなかで、JICAは「一村一品運動」を12カ国に広げていくことを表明しています。マラウイをはじめ、ケニア、ウガンダ、ナイジェリアなどで調査、技術協力を実施し、地方の小規模生産グループ支援のための行政の体制整備、会計などの基本的なビジネススキルや生産技術の支援、また市場と生産グループをつなぐための連携体制の強化などを行っています。また、アジアや中南米でも、同様の協力を展開しています。

4. 観光開発

一般的にこれまでの観光は、観光開発業者や旅行会社、ホテルチェーンなどの外部資本が主導的に開発を進める観光、「他律的観光開発」が主流でした。このため、多くの場合、地域の人々が観光産業の恩恵を十分に受けていたわけではありません。

こうした状況を踏まえ、JICAは地域の人々がそれぞれの資源を使って持続可能な形で自律的に開発を進める観光、「自律的観光開発」の推進に取り組んでいます。

例えば、①観光省や地方観光局などの公的機関、旅行会社やガイド組合といった民間企業、地域住民の三者が協調するための体制づくり、②観光振興に必要なノウハウを伝える人材の育成、③地域特有の手工芸・民芸品といった地場産品にとどまらず、地域の史跡名勝などの観光資源を生かした観光商品開発、④観光プロモーション・マーケティング能力とその実施体制の整備・強化などを支援しています。こうした協力を通じて、地域の人々の収入向上、雇用創出、社会的調和の推進力の強化を図り、貧困削減にも資する地域振興を実現するための持続可能な観光を目指しています。

例えばパレスチナ、ドミニカ共和国、エルサルバドルでは、地域資源を活用した観光商品開発とそのプロモーション支援などを通じ、地域住民に持続的に恩恵がもたらされる観光開発の仕組みづくりを目的とした

「官民連携による豊かな観光地域づくりプロジェクト」を実施しています【[OP.55 事例を参照ください](#)】。

また、ASEAN加盟国間の格差是正のために、開発の遅れているラオスを対象として、自然、文化、歴史にまつわる観光資源を適切、持続的に活用する観光開発の振興を目的とした「JICA-ASEAN連携ラオス・パイロット・プロジェクト(観光振興コンポーネント)」などがあります。

このように、JICAは、先方政府のニーズ、地域コミュニティの現状などを総合的に判断し、その国・地域に合った「本当に必要な観光開発」を進めています。

資源・エネルギー

■ 課題の概要

資源・エネルギー分野では、国際社会は歴史的な変化を迎えています。

資源分野では、新興国の経済成長などに伴い多くの鉱物資源の価格が高騰し、買い手市場から売り手市場に、完全に市場構造が逆転しています。また、レアアースに代表されるような稀少資源に至っては、その入手が政治的な要因も絡んで困難になるなど、国際社会にとって資源問題は大きな課題となっています。

エネルギー分野でも、より低炭素なエネルギーへ

の転換や導入を通じて、地球温暖化の防止に資するグリーン成長と貧困削減の両立が志向されています。国連は2012年を「すべての人のための持続可能エネルギーの国際年」に定め、ミレニアム開発目標の達成のためにも、あらゆる人々が近代的エネルギーを安価かつ効率的にアクセスできるよう、各国に行動を呼びかけています。このように、エネルギー供給のあり方は、地球温暖化防止と貧困削減の実現に向けての中心課題であるとの認識が国際社会で共有されつつあります。一方で、低炭素かつ環境・社会面への影響の小さなエネルギー供給を強く志向する先進国の一部と、経済成長のために安価かつ安定確保可能なエネルギー供給を志向する多くの開発途上国との間での認識の隔たりも顕著になってきています。

日本は、2011年12月に「日本再生の基本戦略」を閣議決定し、世界のグリーン経済移行への貢献を日本の優れた環境・エネルギー技術の普及によって行うことを掲げています。

資源の安定確保やエネルギーの効率的かつ安定的な供給は、国際社会が平和で持続的な成長を実現するうえで不可欠な要素です。

JICAは、こうした国内外の情勢の変化を踏まえつつ、日本の強みを生かしながら開発途上国にもメリットの大きな支援を積極的に進めていきます。

事例

トルコ 揚水発電開発支援

本邦技術を生かす可変速揚水発電でピークに対応

経済成長が続くトルコは電力需要が年率7%で伸びており、2015年にもピーク需要に対応できなくなると懸念されています。また、風力発電の大量導入に合わせた周波数調整など電気の安定供給も課題となっています。

そこで、トルコ政府は、日本政府に協力要請をし、JICAは2010年に適切な電源の構成について調査と計画づくりを実施、2011年から可変速揚水発電所の実現に向けて、専門家派遣と日本での研修受入を行っています。

揚水発電は、夜間の余剰電力で下池から上池に水を汲み上げ、需要ピーク時に発電を行うもので、電気を貯める「巨大蓄電池」です。また、発電機に電気を流すとポンプ水車を駆動するモーターに変身します。可変速発電設備では、発電時と揚水時ごとに出力を任意に調整することでピーク時の需要対応とオフピーク時の周波数調整の機能を果たし、発電システム全体の効率化を実現します。

日本は、1980年代から世界最先端の

可変速揚水発電設備を開発しており、その実績を買われてトルコから協力依頼がありました。

JICAは、2010年から専門家による調査を実施しました。トルコの発電設備は火力が中心で、今後、風力・ソーラーなど再生可能エネルギーの拡大を目指しています。しかし、乾季・雨季、夏季・冬季の季節変動が大きいので、ピーク対策に加えて電力の安定供給・品質確保の面からも揚水発電の導入が最適と判断し、



トルコの電力関係者を招いての葛野川揚水発電所での研修

立地候補を2カ所選定しました。

トルコの電力関係機関は、トルコ初の可変速揚水発電に大きな期待を寄せており、2011年からトルコによる検討計画に対する技術的助言を行い、日本の可変速揚水発電所での研修にトルコの電力関係者を招いています。また、日本での研修に合わせて、日本の電力会社、発電設備メーカーなどとの交流促進を図る「トルコ電力セミナー」を開催しました。

■ JICAの取り組み

1. 電力・エネルギー

電力・エネルギー分野の支援のポイントは、①電力の安定供給による持続的な経済発展の支援、②最適な技術の導入による地球温暖化ガス削減の推進、③貧困削減を念頭においた地方電化の推進です。

電力の安定供給を確保するには、発電・送変電・配電設備の迅速でバランスの取れた開発と、運営にあたる人材の育成が重要です。こういった観点から、発電所新規開発では、その国の事情を踏まえた発電設備の設計を技術協力により支援し、建設段階では円借款による資金協力を実施することで、一体的で速やかな具体化を図ることが可能です。さらに発電設備を運営、保守管理するうえで必要な知識・技術の研修などを通じて、開発途上国の人材による自立的な維持管理が可能となり、さらなる協力効果の発現が期待されます。

また、世界的な地球温暖化ガス削減の取り組みが活性化する中、開発途上国でも太陽光発電や風力発電、地熱発電などの再生可能エネルギーや、高効率火力発電の導入を促進する動きが始まっています。日本はこうした分野で豊富な知見を有しており、開発途上国のエネルギーセクターの地球温暖化ガス削減努力を支援することが求められます。

受益者への配慮が求められる地方電化の推進では、受益者である住民の立場やニーズ、地方産業開発、他の開発計画を考慮した電化計画づくりや実施を支援することが重要です。さらに、開発途上国では発電や送変配電に従事する技術者の数が少ないことから、設備の保守管理体制を同時に進めることが重要です。また、アフリカなどの電化率の低い国々に対して、太陽光発電などを使用した独立型の電源を使用し、電化率向上に向けた取り組みを行っています。

また、JICAは、ルワンダやシエラレオネといった復興国に対して、電力設備の維持管理に資する人材育成も含めた協力を実施しています。

2. 鉱業(資源)

中進国の経済発展に伴い、鉱物資源の需要は大きく増えています。資源を巡っては、市場構造が買い手市場から売り手市場へと大きく変化しており、資源価格の高騰に加え、鉱業権の所有までを行わないと資源そのものの入手が困難となる状況が出てきています。見方を変えれば、鉱物資源ブームは、資源を保有する途上国にとっては、持続的成長に向けたチャンスで

す。JICAは、資源を保有する途上国と日本がWin-Winの関係になるように、支援事業を展開しています。具体的には、開発途上国の鉱物資源の持続可能な開発や投資促進のための制度支援・人材育成・マスタープランづくりを行っています【[P.11 事例を参照ください](#)】。また、鉱山開発に伴う環境保全対策に対する提言や、環境や関連産業に留意した周辺のインフラの整備計画、コミュニティに対する支援計画を提言しています。

3. 省エネルギー

日本の高度な技術力が期待される省エネルギー支援の特徴として、エネルギー管理士の育成があります。これまでタイ、トルコ、ポーランドで、熱や電力などを管理するエネルギー管理士制度の構築や管理士育成のための支援を実施してきました。トルコでは、JICAの協力の後、国内で自立的省エネルギー人材の育成センターを運用し、今ではトルコ周辺の第三国の研修拠点となるなど高い成果を上げています。

円借款では、省エネや再生可能エネルギーに特化したツーステップローン*をインドやベトナムで実施しています。ツーステップローンは、省エネプロジェクトの形成能力や融資機能の強化といった技術協力と組み合わせることで、援助効果を高めることができます。こうしたスキームにより、民間活動への資金協力を行いやすくなりました。

* 円借款の資金を借入国の開発金融機関などに供与し、その資金を開発金融機関が国内の関連事業者に転貸するもの。

JICAの「貿易のための援助」に対する取り組み

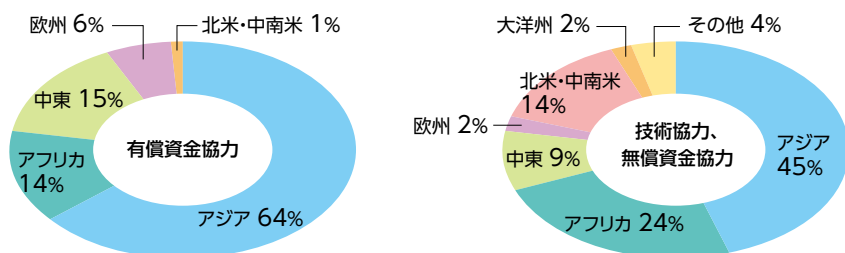
■ 貿易のための援助(AfT)とは

貿易のための援助(Aid for Trade: AfT)は、多角的貿易体制から十分な利益を得ていない開発途上国が、生産基盤を整備し、競争力のある製品をつくり、これを輸出して利益を得ることができるよう支援をする考え方です。これにより、貿易の利益を高めてその国の経済成長につなげるものです。

■ JICAの取り組み

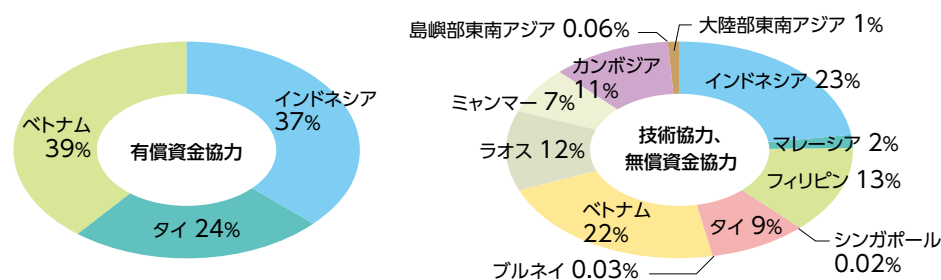
JICAは、積極的にAfTに取り組んでいます。2010年は、有償資金協力の全体事業の約76%がAfTに振り向けられました。

図1 地域別Aft実績(2010年)



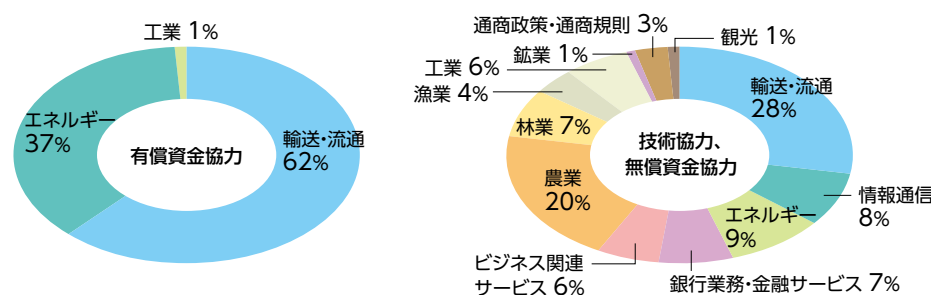
● 協力地域では、有償資金協力、技術協力・無償資金協力ともにアジアが主となっており、2010年ではアジアはAft関連有償資金協力全体の64%、技術協力・無償資金協力の45%を占めています。
● 技術協力・無償資金協力では、アフリカ地域が24%を占め、アジアに次ぐ協力地域となっています。

図2 ASEAN国別Aft実績(2010年)



● ASEAN地域だけを見ると、技術協力ではCLMV諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)が52%を占めています。

図3 ASEANにおける分野別Aft実績(2010年)



● ASEAN地域の協力を分野で見ると、経済インフラ関連が主な支援分野となっています。経済インフラ整備を通じて、人々の生活に届く経済成長を目指していることがわかります。

事例

オマーン 電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト

電力供給側の協りに続き、消費側の省エネ対策を支援

アラビア半島先端に位置するオマーンは、人口増加と経済成長につれて、今後、電力需要は年10%を超える急激な増加が懸念されています。

JICAは、1997年から1998年まで電力供給側のシステム合理化に関する協力を行っており、2012年から電力消費側の省エネルギーを推進するマスタープランづくりを支援しています。

オマーンでは、電力需要の90%以上を自国産天然ガスによる火力発電でまかされており、電力料金も低く設定されてきたことから、節電に対する意識は高くありません。しかし、近年の人口増加と経済成長により、首都マスカット、第二の都市サラールなど都市部をはじめ電力消費は急激に拡大しており、夏場には計画停電を行うケースもあります。このため、省エネルギーが重要な課題のひとつとなっています。

JICAは「電力合理化システム需給管理

計画調査」(1997年から1998年)を実施し、需要に即して電力システムを最適に管理するシステムを提言、電力供給側の改善に協力してきました。しかし、これまで電力の消費側に対する取り組みは、ほとんど行われていない状況です。

そこで、オマーン電気・水庁は、消費側の省エネルギーの推進による電力需給バランスの改善に関する協力をJICAに要請し、2012年2月から「電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」をスタートしました。



電力の使用実態調査

プロジェクトでは、現地調査やエネルギー診断を通じて、工場・事業所やビル、店舗、家庭の電力の使用実態を把握し、また、日本の経験・技術を紹介したうえで、例えば、高効率電化製品の基準づくり・普及、省エネ意識の啓発などの施策の有効性や、導入にあたっての優先順位の検討を進めています。2013年3月までに、2020年までのロードマップを含めた「電力省エネルギーマスタープラン」を提案する予定です。

研究活動

開発実務へのフィードバックと世界の
開発潮流へのインプットを狙うJICA研究所



※MDGsの8つの目標のうち、
該当するものを表しています。

JICA研究所は、開発援助機関として蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパー、ポリシー・ブリーフ、書籍などの形で発刊し、ホームページなどを通じて幅広く発信しています。

研究活動の基本方針と重点研究領域

国際社会は、貧困や武力紛争、環境破壊など、開発途上国が抱えるさまざまな問題に取り組んできました。しかし、いずれの課題も、いまだに根本的な解決には至っていません。JICA研究所は、こうした問題の解決につながる価値ある研究を推進するために、4つの基本方針と4つの重点研究領域を定めています。

■ 基本方針

1. 総合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国に係る諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的視点から分析する。

2. 過去と未来の融合

JICAを含めた世界のあらゆる開発援助機関の経験とこれまでの研究結果を踏まえ、未来の援助活動につなげる。

3. 日本および東アジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発援助において日本が深く関わった東アジア諸国の成長経験を分析し、他地域の開発援助に生かす方法を探る。

4. 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発援助機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、広く研究過程とその成果を発信していく。

■ 重点研究領域

1. 平和と開発

武力紛争の予防と管理、紛争後の平和構築を迅速

かつ有効に進める方法を探るために、過去の経験を比較分析しています。また、感染症や越境犯罪、環境汚染など、一国では解決が困難な諸問題に対しても、地域的・国際的な取り組みの経験を分析して、より有効な方法を探っています。

2. 成長と貧困削減

日本と東アジア諸国は、国際社会から成長を実現し貧困を克服した成功例と評価されています。そうした事例を人間・国家・市場・社会という複合的視点から見つめ、アフリカ諸国の経済発展との比較分析を行います。

3. 環境と開発／気候変動

地域、地球規模の環境破壊は、開発途上国の人々の安全保障を脅かす大きな要因となっています。自然科学分野の知見、援助現場での経験やデータを踏まえ、環境保全策の推進方法や気候変動による環境変化への適応策の策定を進めます。

4. 援助戦略

人々、組織、社会といった多層にわたる能力の向上を目指す「キャパシティ・ディベロップメント」のアプローチや、「人間の安全保障」「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発」の理念などに基づく援助のあり方を、日本の経験と知見を生かしながら研究することで、国際協力のあり方を提言していきます。

これらの4つの研究領域のなかでも、特に、「紛争影響国など脆弱な国家への対応」「アフリカの開発とアジアの経験」「気候変動への対応」「援助効果の分析と改善」「ASEAN統合上の諸問題」の5項目を重点テーマとして、研究活動を進めています。

■ 内外の機関と連携した研究活動

研究プロジェクトの概要は、JICA研究所のホームページ上*で公開しているほか、研究の中間成果物もワーキング・ペーパーとして、ホームページ上*に発表しています。2011年度には、17本のワーキング・ペーパーを発行しました。ワーキング・ペーパーは、英語論文として世界の開発援助に関わる人々に向けて広く発信しています。

また、ワーキング・ペーパーの研究結果から引き出される政策的・実務的なメッセージをわかりやすくまとめた“ポリシー・ブリーフ”を、逐次発刊しています。ポリシー・ブリーフは、政策決定や、援助の方向性を考えるうえでの示唆を提供することを目指しています。

2011年度は、海外出版社より、2冊の書籍も発刊しました。6月には、JICA、韓国国際協力団(KOICA)、そして米国ブルッキングス研究所開発センターの3者による共同研究の成果として『Catalyzing Development: A New Vision for Aid』(ブルッキングス研究所)を出版しました。

2012年3月には、米国コロンビア大学のスティグリッツ教授が主宰するシンクタンクInitiative for Policy Dialogue (IPD)にJICAが協力した共同研究の成果をまとめた『Good Growth and Governance in Africa』(オックスフォード大学出版局)が刊行されました。

これらの研究成果は、国際的な研究会・学会などの場でも積極的に発信しています。2011年度は、「釜山ハイレベルフォーラム」[☞事例を参照ください]で、サイドイベントを実施し、三角協力・南南協力について発表を行いました。また、国連開発計画(UNDP)の人間開発報告書について、東アジア・コンサルテーションを共催し、2012年度と2013年度の報告書の内容について議論を行いました。さらに、『世界開発報告書(WDR)2012: ジェンダーの平等と開発』にバックグラウンドペーパーを提供しました。

このほか、シンポジウムやセミナーを通じても、研究成果の発表を続けています。

研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関・援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。海外の機関では、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関をはじめ、米国ハーバード大学、英国オックスフォード大学、ブルッキングス研究所などの研究者と共同研究を進めています。

なお、こうした国際的発信に加え、日本の開発途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する「プロジェクト・ヒストリー」研究を進め、その成果を日本語書籍として出版しました。

* JICA研究所URL <http://jica-ri.jica.go.jp/ja/index.html>

事例

釜山ハイレベル会合イベント／本会合

南南・三角協力に関するJICAの知見を共有

第4回援助効果向上に関するハイレベル会合(HLF-4)が、2011年11月29日から12月1日まで韓国釜山で開催され、156の国・団体から3,000名を超える人々が参加しました。会合には李明博(イ・ミョンバク)韓国大統領やヒラリー・クリントン米務長官、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長らが出席し、開発援助政策の課題を協議しました。

JICA研究所からは、細野昭雄所長をはじめ3名が会合とイベントに参加しました。

イベントは、開発効果への国際的取り組みをテーマに、韓国開発研究院(KDI)と韓国国際開発協力学会(KAIDEC)による共催として、本会合に先駆けて開かれました。

2003年にスタートしたハイレベル会合は、当初、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)のメンバー国と国際機関が主導的役割を果たしていま

た。現在では、民間セクターや新興国など、多様なアクターが参加しています。

KDIとKAIDECが共催したイベントでは、援助効果から開発効果への移行についての概念的議論や、新興ドナーと伝統的ドナーそれぞれの開発援助手法、キャパシティ・ディベロップメントと制度構築の取り組みなど、HLF-4の主論点に関する活発な議論が研究者間で行われました。

細野所長は其中で、JICAが過去40年間実施してきた南南・三角協力の先駆

的な取り組みを紹介しました。

最も注目を集めた成功例は、クリントン国務長官も開



細野昭雄 JICA研究所所長

会式の基調講演で言及したJICAの三角協力です。JICAは、ブラジルで不毛のサバンナを世界有数の農業地帯へ変えるプロジェクトを実施し、同国を技術的・経済的に援助してきました。今ではブラジルが、日本の協力のもとモザンビークの農業生産を支援しています。

細野所長は、HLF-4のテーマ別セッションとJICA主催のサイドイベントでも、南南・三角協力について発表を行い、これらの協力の重要性について述べました。



なんとかしなきゃ!

見過ごせない——55億人

なんとかしなきゃ! プロジェクト 2年目の取り組み

市民参加型の国際協力推進活動として、2010年7月にスタートした「なんとかしなきゃ! プロジェクト—見過ごせない55億人」。国内の市民団体、国際機関、政府機関、企業、地方自治体、教育機関など、国際協力の担い手が連携して情報発信することで、国際協力への関心、理解、支持、行動・参画が波紋のように社会全体に広がっていくことを目指しています。

プロジェクトが2年目を迎えた2011年度は、未曾有の大災害となった東日本大震災を経験した日本においてどのようなメッセージを発信すべきか迷いながらのスタートとなりました。その中で続々と寄せられたのは、プロジェクトメンバーの著名人や国際協力NGOが東北の被災地にいち早く駆けつけ、緊急救援活動や復興支援に取り組んでいるという情報でした。これまでの国際協力活動で培われた人脈やノウハウが、日本国内の支援活動にも生かされたのです。

被災地への支援は、開発途上国からも数多く寄せられました。震災をきっかけに、あらためて世界とつながっている日本を見つめ直し、これからの国際協力のあり方を議論したいという思いから、プロジェクト1周年記念の企画にジャーナリストの池上彰さんを迎え、「支援される日本、支援する日本」と題したトークイベントを開催しました。

また、このイベントでは、NPO法人地球のステージ代表理事の桑山紀彦さんによる「地球のステージ 東日本大震災と国際協力版」が上演されました。桑山さんは、同NPO法人の代表理事を務めながら、被災した東北国際クリニックの医師として診療活動を続けています。彼の弾き語りによって、一番苦しい時に駆けつけてくれた国際協力の仲間たちの存在や、復興に向かおうとする人々の姿が伝えられました。



地球のステージ「東日本大震災と国際協力版」を演奏中の桑山紀彦さん



1周年記念企画「池上彰と考える 支援される日本、支援する日本」会場の様子

年度の後半からプロジェクトが力を入れたのは、ソマリアをはじめ東アフリカ地域で深刻化した干ばつと食糧危機についての情報発信「SOS AFRICAキャンペーン」です。約1,330万人が命の危険にさらされた東アフリカの現状を、もっとたくさんの人々に知ってもらいたいという思いで、国連機関や国際協力NGOなど18団体が力を合わせ、メディア向けの勉強会や国際協力イベントでのパネルディスカッションを開催しました。

このキャンペーンで情報伝達の頼もしい手段となったのが、新たに開設したfacebookです。東アフリカ各国の最新情報や、支援活動の様子を写真や動画とともにわかりやすく伝え、4カ月間で7,000人を超える人々がページの「ファン[※]」となりました。その結果、facebookを通じて、延べ190万人以上の人々に情報が届けられました。

3月上旬には、「なんとかしなきゃ! プロジェクト」本体のfacebookもオープンしました。3年目となる2012年度は、環境、貧困、教育、アフリカ開発といったテーマに沿って情報を発信していく予定です。

※ 「いいね!」を押した人のことをさします。



SOS AFRICAキャンペーンのfacebookページ



実施体制

ラオス：日本の支援で建設された第2メコン友好橋 【撮影：久野真一】

協力の形態

技術協力	114
地球規模課題に対応する 科学技術協力	115
有償資金協力	116
無償資金協力	118
フォローアップ	120
本邦研修	122
JICA-Net	124
日本センター	125
ボランティア	126
市民参加協力	128
NGO等との連携	130
民間連携	132
移住者・日系人支援	134
人材養成・確保	136
災害緊急援助	138
開発パートナーシップ	140

運営・管理・評価

広報活動	142
情報公開	144
コンプライアンス	145
環境社会配慮ガイドライン	146
金融リスク管理	150
海外での安全管理	151
業績評価制度	152
事業評価	153
業務改善への取り組み	154
ISOへの取り組み	155

技術協力

重層的な支援により、開発途上国の課題解決能力向上を目指す

多様化するニーズに応じて

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人を介した協力です。開発途上国のニーズは、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、市場経済化、平和構築・復興、環境・気候変動等、多様化してきています。JICAは、現場の状況に応じたオーダーメイドの協力計画を開発途上国の人々とつくりあげ、日本と開発途上国の知識・経験・技術を生かして、開発途上国の人材育成、組織体制の強化、政策立案・制度構築を重層的に支援しています。

さまざまなメニューを効果的に組み合わせる

1. 専門家派遣

開発途上国に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者(カウンターパート)に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。相手国の地域特性や文化特性などを考慮して、第三国(日本と相手国以外の国)からの人材派遣が効率的な場合には、第三国専門家を派遣します。

2. 研修員受入

開発途上国から、当該分野の開発を担っている人材を研修員として日本に招き、必要とする知識や技術に関する研修を行う「本邦研修」[[OP.122を参照ください](#)]、のほか、「在外研修」があります。

3. 機材供与

専門家などが効果的な協力を実施するにあたって必要な機材を相手国に供与します。

4. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」「研修員受入」「機材供与」などを最適な形で組み合わせる実施する技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果が得られます。

実施のプロセス

① 案件発掘・形成

相手国政府との協議、協力準備調査などにより案件発掘・形成を行います。

② 要請～採択

相手国からの要請に基づき、日本の外務省が採択可否を決定します。JICA、関係省庁も検討に参加します。採択された案件は相手国政府へ通報され、実施のための国際約束が締結されます。

③ 計画検討／事前評価

対象案件の具体的な協力内容や予想される協力効果を明確にし、実施の適切性を総合的に検討するため、「妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性」の5つの評価項目による事前評価を行います。

④ プロジェクトの実施／終了時評価

プロジェクトの実施や活動内容・必要な措置について、JICAと相手国政府実施機関との間で合意文書を締結します。

実施中は定期的にプロジェクトの活動と実施プロセスを把握し、必要に応じて当初計画の見直しを行います。プロジェクト終了前においては、相手国とともにプロジェクト目標の達成度等の評価(終了時評価)を行い、協力終了の適否等の判断のほか、得られた教訓や提言を相手国と共有し、今後の事業に活用します。

⑤ 事後評価

事後評価はプロジェクトの終了後数年が経った時点でを行い、プロジェクトの持続性やインパクトを確認します。評価結果は類似プロジェクトの形成・実施のための教訓として活用します。

5. 開発計画調査型技術協力

開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支援するとともに、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行います。

協力終了後は、開発途上国が、1) 提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を実施する、2) 国際機関などからの資金調達により計画(プロジェクト)を実施する、3) 提言された組織改革、制度改革を行うことなどが期待されます。

6. 地球規模課題に対応する科学技術協力

日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、地球規模課題(一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている環境・エネルギー問題・自然災害(防災)・感染症・食糧問題などの課題)に対応する新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力も実施しています[[OP.115を参照ください](#)]。

地球規模課題に対応する 科学技術協力

地球規模課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装を目指し、国際共同研究を推進することにより、開発途上国研究機関の人材育成と自立的な研究開発能力を向上

背景

近年、日本の科学技術を活用し、地球規模課題、すなわち一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている環境・エネルギー、感染症、自然災害等の課題に関し、これらに脆弱な開発途上国における課題の克服に向けた国際協力の重要性が指摘されています。

地球規模課題に対応しつつ、開発途上国の自立的、持続的な発展を支えるには、日本の既存技術や知見を活用するという従来のアプローチに加え、日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携して、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究を実施して課題解決を進め、両国の科学技術水準の向上と開発途上国の総合的な対処能力の強化を図ることが求められています。

これに応えるべく、JICAは2008年度から次の2つの事業で構成される地球規模課題に対応する科学技術協力を開始しました。

- ①地球規模課題対応国際科学技術協力(技術協力プロジェクト型)
- ②科学技術研究員派遣(個別派遣専門家型)

地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS[※])

1. 概要

環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決を視野に、これら諸課題の解決につながる新たな知見の獲得およびその成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)を目指し、開発途上国の社会的ニーズをもとに日本の研究機関と開発途上国の研究機関が協力して技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進する。

2. 目的

- ①開発途上国の人材育成および自立的な研究開発能力の向上
- ②地球規模課題の解決に資する持続的活動体制の構築
- ③科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得と全地球的な課題解決への寄与

3. 実施体制

独立行政法人科学技術振興機構(JST)と連携して実施する。JSTによる大学・研究機関等を対象の公募にて選定された研究課題について、提案者(日本側研究代表者)が所属する機関とJICAが連携して実施する。相手国内に必要な活動経費等(専門家派遣、相手国研究員の本邦受入、機材供与、現地活動費等)についてはJICAが技術協力プロジェクトの枠組みにより支援し、相手国以外(日本国内および第三国)で必要な研究費については、JSTが科学技術振興にかかる競争的資金の枠組みにより支援する。

4. 対象分野

2012年度は、環境、低炭素、生物資源、防災、感染症およびこれらの境界の6領域を公募対象とした。

科学技術研究員派遣

1. 概要

開発途上国のニーズに基づき、共同研究及び能力開発に最適な日本人研究員をJICAの技術協力専門家(個別案件)の枠組みにより派遣する。

2. 目的

- ①日本の研究機関等の研究者を開発途上国に派遣し、共同研究を通してキャパシティ・ビルディングの支援
- ②日本の研究機関等との交流基盤作り/活性化、研究計画作りの支援等

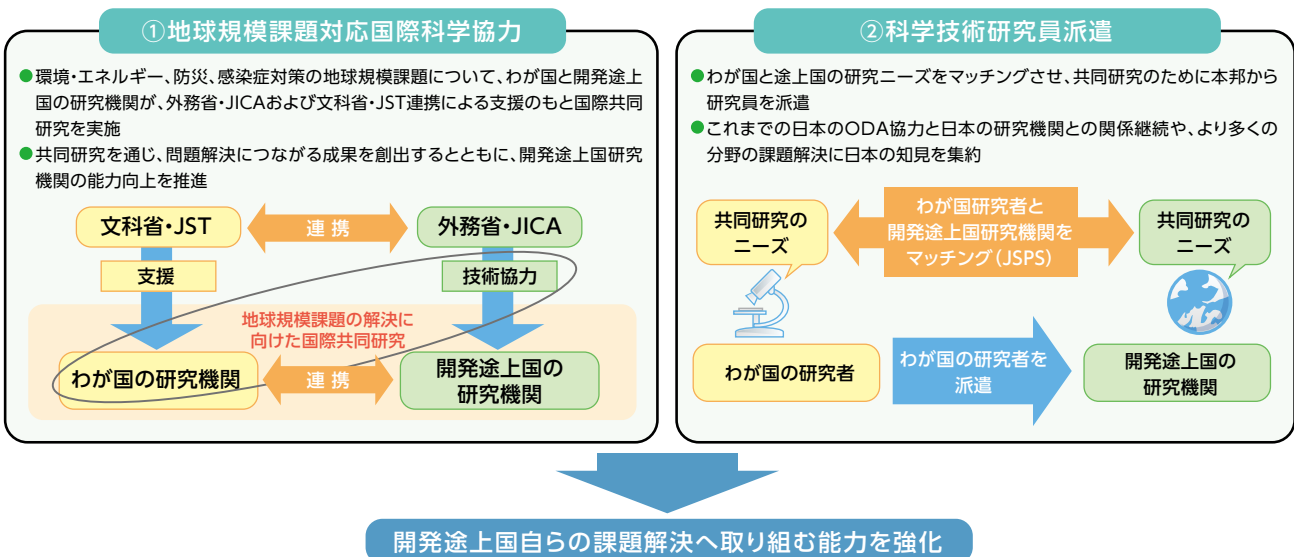
3. 実施体制

日本国内の研究者ネットワークを有する独立行政法人日本学術振興会(JSPS)と連携し、専門家の人選は文部科学省/JSPSが行う。

4. 対象分野

科学技術分野全般を対象とし、地球規模課題の解決に向けた取り組みである限り、特に限定していない。

※ Science and Technology Research Partnership for Sustainable Developmentの略称。



有償資金協力

緩やかな条件の開発資金を供与し、
開発途上地域のオーナーシップを支援

開発途上地域の持続的な発展のために

多くの開発途上地域では、電力・ガス、運輸、上下水などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困問題に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、気候変動、紛争・テロ、金融危機などの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「ミレニアム開発目標(MDGs)」などの共通のゴールを設定し、各国がさまざまな施策を打ち出しています。

有償資金協力は、開発途上地域に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を供与し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

円借款の流れ—プロジェクトサイクル—

円借款は、図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼んでいます。

円借款の種類

1. プロジェクト型借款

①プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。

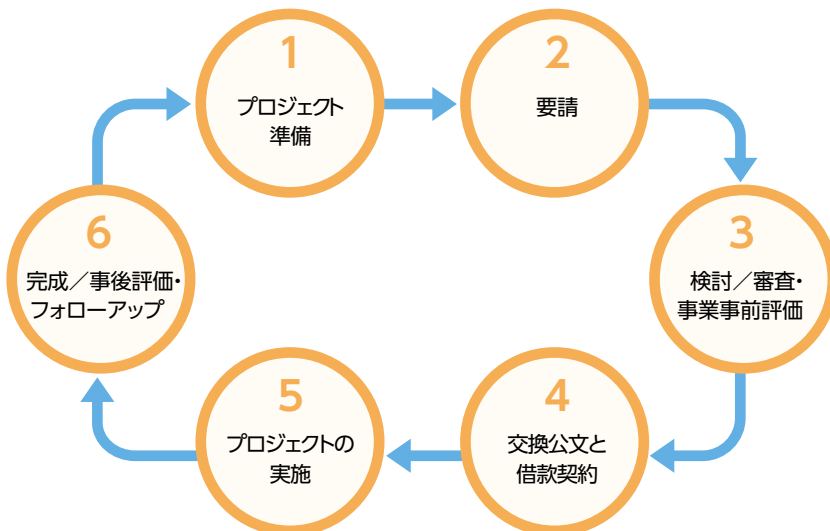
②エンジニアリング・サービス(Engineering Service: E/S)借款

プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス(現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など)を本体業務に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じく、フィービリティ調査(F/S)などが終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。

③開発金融借款

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに2つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介することによって、その金融機関の能力強化や金融セクター開発を支援することができます。

プロジェクトサイクル



④セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策、制度改善にもつなげます。

2. ノンプロジェクト型借款

①開発政策借款

政策改善と制度全般の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略実施などを支援するための借款です。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結、資金を供与し、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。達成の確認では、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で改革を支援します。この借款は、世界銀行など国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くあります。

②商品借款

外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的としま

す。借款資金は、通常、両政府間であらかじめ合意した商品(工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械など)の輸入のために使用されます。

③セクター・プログラム・ローン

商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するものです。輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)を、あらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けます。

海外投融資

2011年1月25日の閣議決定「新成長戦略実現2011」において、JICAの海外投融資についてパイロットアプローチ^{*}の下での再開の方針が決定されました。

これを受けてJICAは、開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象に海外投融資事業を実施することを目的にパイロットアプローチを進めています。

^{*} 具体的案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行うもの。

事例

エジプト カイロ地下鉄4号線第一期整備事業

日本の地下鉄技術で交通渋滞を緩和

大カイロ都市圏は、エジプトの人口の4分の1にあたる約1,700万人が集まる政治・経済の中心地です。しかし、人口の急激な増加と経済発展に道路整備が追いつかず、交通渋滞の慢性化が問題となっています。JICAは、革命後初の円借款により、日本の地下鉄技術によるカイロ地下鉄4号線の建設を支援しています。

今回の「カイロ地下鉄4号線第一期整備事業」では、カイロ中心部から大カイロ都市圏南西部に位置するピラミッド地区を結ぶ地下鉄(16駅、約17Km)を建設します。革命後のエジプトに対し、JICAは「公正な政治・行政運営支援」「雇用促進・産業育成支援」「人づくり支援」を中心とした活動に取り組んでいます。都市交通の改善を通じ、持続的成長と雇用創出に貢献する本事業は、革命後のエジプトに供与する初めての円借款事業となります。

また、エジプト政府の要請に基づき、本事業は本邦技術活用条件(STEP)

が適用され、日本の鉄道技術の活用が予定されています。エジプト政府関係者も、このSTEPの適用により日本企業の経験共有や関係構築ができると期待しています。この円借款の貸付資金は、地下鉄土木工事、駅舎、車両基地の建設、電気・機械設備、信号・通信設備、車両等の調達、コンサルティング・サービスに充当されます。詳細設計については、JICAの技術協力により作成される予定です。



L/A署名後に握手を交わす、緒方前JICA理事長とサイド運輸大臣(2012年3月)

カイロ地下鉄4号線は2020年に開業予定で、開業時には1日に135万人、2050年には1日約250万人の利用客が見込まれています。カイロ中心部からピラミッド地区まで30分以内で移動できる路線であることから、日本人をはじめ多くの観光客が利用する観光路線としても大きく注目されています。

無償資金協力 — 開発途上国の将来の生活基盤づくりのための資金協力

所得水準の低い国の将来のために

無償資金協力は、開発途上国に返済義務を課さない資金協力です。開発途上国のなかでも、所得水準の低い諸国を中心に、病院や橋の建設など社会・経済の基盤づくりや、教育、HIV／エイズ、子どもの健康、環境など、開発途上国の将来の国づくりの基礎となる協力を幅広く行っています。

JICAは、外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除いて、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査(協力準備調査)」、支払い業務などの「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

ニーズの多様化で広がるフロンティア

グローバル化の進展に伴い、気候変動や大規模災害、紛争、テロ等世界は新たな課題に直面しています。その影響は途上国でより顕在化する傾向にあり、近年、こうした支援ニーズの多様化を受け、無償資金協力の対象も拡大しています。例えば、アフガニスタンなどの紛争経験国における道路や病院等基礎インフラの復旧・整備を通じた平和構築・復興支援、国境管理や海上警備の強化等のテロ対策、再生可能エネルギー導入や安全で安定した水の供給のための施設整備などの環境・気候変動対策、頻発・大規模化する洪水等気象災害や地震・津波等に係る施設・機材、システム整備といった防災・災害復興支援など、日々刻々と

変化する国際情勢やニーズに合わせ、迅速な取り組みを行っています。これら新たな領域の取り組みは、その多くが国境を超えた地球規模の課題であることから、日本の平和と安定、経済的繁栄にとっても重要なものです。同時に、日本の知見や技術が有益である場合には、それらを積極的に活用しています。

また、こうした対象領域の拡大とともに、技術指導や人材育成などソフト面の支援と合わせて行う総合的取り組みを強化しています。例えば、無償資金協力で設置された機材の維持管理のノウハウを現地の人に身につけてもらうため、日本から専門家を派遣したり、日本での研修に招いたりしています。開発効果のいっそうの増大のために技術協力と組み合わせ、人材育成や組織体制強化に必要な訓練・研究などの施設を無償資金協力で建設することもあります。



アフガニスタンの空の玄関口・首都カブールの国際空港ターミナルを整備。整備前には年間30万人程度だった利用者が、今では90万人を超え、アフガニスタンと世界をつなぐ人・モノの流れを支えている【撮影：Sayad Jan Sabawoon】

無償資金協力の種類 (JICA実施分)

スキーム名	概要
一般プロジェクト無償	基礎生活分野、教育分野などにおいて実施するプロジェクト(病院や学校、道路の施設建設、公共輸送用車両などの資機材調達など)への支援
コミュニティ開発支援無償	人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援
紛争予防・平和構築無償	紛争終結国などにおいて、必要な経済・社会基盤普及のための支援など
防災・災害復興支援無償	防災対策や災害後の復興支援
環境・気候変動対策無償	温暖化対策などに関する政策・計画策定およびプロジェクトへの支援
貧困削減戦略支援無償	貧困削減戦略を実施している国への財政支援
人材育成支援無償	若手行政官の育成に対する支援
水産無償	水産振興を図るための事業に対する支援
一般文化無償	文化の振興などに必要な機材の調達や施設整備の支援
貧困農民支援	食糧自給のための自助努力支援を目的とした、農業機械、肥料などの購入に必要な支援
テロ対策等治安無償	テロ・海賊対策など治安対策強化のための支援

無償資金協力の実施の流れ

案件発掘・形成

プロジェクトの内容に関し、JICAは協力準備調査などを通じて相手国政府と協議しながら、相手国の現状、実施の目的、協力規模、実施した場合の管理・運営体制、期待される効果など、さまざまな観点から調査を実施します。また、これらの情報に基づき、必要な経費を積算します。

案件審査・実施決定

協力準備調査の実施過程と調査結果について、日本政府と情報を共有しつつ、JICAはプロジェクト実施の妥当性を検証し、協力内容を審査します。

日本政府は、調査の結果を受け、予算を確保するために必要な検討と手続きを行い、最終的に閣議で対象案件の実施を決定します。

交換公文と贈与契約

閣議決定後、相手国政府と日本政府の間で、プロジェクトの協力の目的や内容についてまとめた文書(交換公文)の署名が行われます。

これを受けて、JICAは相手国政府との間で具体的な贈与内容や条件を定めた「贈与契約」を締結します。

プロジェクトの実施

交換公文署名、贈与契約締結後の実施段階では、JICAは施設の建設や資機材の調達に適正に滞りなく行われるように、契約締結から建設の完了、資機材の引き渡しまで、相手国政府やコンサルタントに対して、助言や実施指導を行います。

事後監理

協力終了後は、相手国政府が維持管理を行います。が、機材の故障など、当初予想されなかった問題が生じることがあります。JICAは、必要に応じて資機材の調達、修理班の派遣、応急対策工事などのフォローアップ協力を実施し、協力の効果が持続するよう支援します。

協力準備調査

有償資金協力、無償資金協力、技術協力の特色を生かした協力を策定

事前の調査を機動的に行い、協力効果の高い事業に速やかに着手

協力準備調査は、「協力プログラム」の形成と個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性などの確認を行う調査です。必要に応じて随時、外務省と協議して実施を決定し、適当と認められる場合には協力プログラムと個別案件形成のための調査をひとつの調査としてまとめて実施することもできるため、機動的かつ迅速に実施することができます。

また、この調査の実施により、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法の特色を生かして、最適な援助投入の組み合わせを検討・展開することで相乗効果が生まれ、開発効果の高い協力を実施することも期待できます。

協力準備調査の目的は、大きく以下の2つのタイプに区分されます。

- ①特定の開発課題の解決を効果的・効率的に支援するために、「どこまで協力するか、その目標」を設定し、「それを達成するための適切な協力シナリオ(協力プログラム)」を形成する調査
- ②個別の案件を発掘・形成し、当該案件の妥当性・有効性・効率性などを事前に確認し、その案件の基本事業計画の策定と協力内容の提案を行う調査

フォローアップ — 事業の付加価値を高めるフォローアップ協力

案件終了後の支援

JICAのさまざまな事業は、一定の協力期間を経て終了します。JICAは終了後も相手国の自助努力により事業の成果が維持・発展しているか継続的にモニタリングしています。さらに必要がある場合には側面支援や補完的な支援を行っています。このような支援を「フォローアップ協力」と呼び、大きく分けて2つの種類があります。

1. 施設・機材の問題を解決するフォローアップ

日本の協力で整備・建設された施設や機材が自然災害でダメージを受けたり、相手国の経済状況の悪化等による予算不足、使用方法や維持管理の問題で機能しなくなったりした際に、問題を解決するために実施する協力です。

例えば、ツバルでは無償資金協力事業により、島嶼間の人や物資の円滑な輸送に貢献するため、2001年度に離島間連絡船(マヌファラウ号)を供与しました。

ツバル政府はマヌファラウ号の維持管理に努めながら、毎年50回程度の航海で4,000人近い旅客や約3,000m³の貨物の輸送を行ってきました。しかし、1987年に建造され、老朽化が深刻化していたもう1隻の離島間連絡船の改修などに政府予算を優先的に充てなければならなくなり、マヌファラウ号の維持管理予算の捻出が困難になりました。そうしたなか、ツバルでの修理がむずかしいエンジンなどの主要な機関に不具合が生じ、航行への影響が懸念される状況になりました。そこでJICAは、交換部品の供与や修理技術者の派遣のためのフォローアップ協力を実施しました。

ツバル国内には船舶を修理するためのドックがない

ため、JICAはマヌファラウ号を隣国フィジーへ航行させ、エンジン、ポンプ、油水分離機などの主要機関の修理を行うとともに、維持管理技術の強化のために改めて船員に対して技術指導を行いました。この結果、マヌファラウ号は再び安全かつ安定的に運航されることになり、ツバルの人々のライフラインの維持に貢献しました。

2. 成果をさらに広げるフォローアップ

プロジェクトや研修の実施後に、相手国がプロジェクトの目標に沿ってさらなる付加価値を生み出せるように追加支援を行い、実施した事業の効果を促進・拡大する協力です。

例えば、JICAはブラジルの治安改善を支援する協力の一環として、2005年から2011年にかけて「地域警察活動プロジェクト」や「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」を実施し、交番を中心とした日本式の地域警察システムの導入や、そのブラジル全土への普及に取り組んできました。

この長年にわたる協力の成果を、ブラジルと文化的・社会的背景が類似し、治安対策が喫緊の課題となっている中米諸国に普及させるため、JICAはブラジルの関係機関とともにフォローアップ協力を実施しました。2012年3月には中米諸国の政府関係者や警察官をブラジルに招き、交番を中心とした日本式の地域警察活動を視察してもらうなどし、その有効性について理解を深めてもらうことができました。また、その結果として、ブラジル、中米諸国、JICAの三者間の連携が強化され、今後も協力して中米各国での地域警察活動の改善に継続的に取り組んでいくことで合意しました。



修理のためドック施設に停泊するマヌファラウ号(ツバル)



地域警察活動について説明を受ける中米各国関係者(ブラジル)

また、JICA関西(旧JICA大阪)が実施している「救急・大災害医療」研修では、日本の救急医療・災害医療システムを各国からの研修員に紹介し、彼らが同システムを自国で適用できるようにアクションプランの作成を支援するという協力を行っています。2008年にタイのプーケット県保健局から本研修に参加した研修員は、スマトラ島沖地震での津波被害を通じて災害時の救急医療活動のむずかしさを痛感していたこともあり、研修で学んだ日本の「災害派遣医療チーム」の仕組みに感銘を受け、帰国後にタイ版の災害派遣医療チームの立ち上げに尽力しています。これまでにタイ各地の医療従事者約350名に対して災害派遣医療チームについての基礎トレーニングが実施されており、この成果として、2011年の洪水被害をはじめとするタイ国内の災害の現場で同チームが活動するにいたっています。

タイの災害派遣医療チームの仕組みのさらなる改善を支援するために、JICAは2011年12月にフォローアップ協力を行いました。JICA関西での研修実施にあたり協力を得ている大阪府済生会千里病院などから講師を派遣し、タイ全土から集まった138名の医療従事者を対象に実践的な講義や演習を行うとともに、東日本大震災での救急医療活動の経験についても共有しました。このフォローアップ協力を通じて育成された医療従事者は、災害派遣医療チームの統括役としてタイ各地での活躍が期待されています。



災害派遣医療チームの統括役の育成(タイ)

帰国研修員同窓会への支援

このほか、フォローアップ協力では帰国研修員の同窓会を支援しています。

JICAは設立以来、28万人を超える研修員を開発途上国から日本へ受け入れてきました。研修参加者は、将来の母国の国づくりの担い手となり、日本との懸け橋となる貴重な「人的財産」です。日本のよき理解者で

ある彼らとの友好を維持・発展させ、日本で習得した技術や知識をさらに向上させるため、JICAは帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を支援しています。2011年時点で全世界で130団体を超える同窓会が活動を行っています。

多くの同窓会では、帰国研修員が講師を務める勉強会が開かれているほか、ウェブサイトやニュースレターによる情報発信、年次総会の開催によって自国でのJICAの活動や帰国研修員の研修成果を共有する取り組みが行われています。

JICAでは、このような「人的財産」である同窓会と連携し、効果的なフォローアップ協力を実施しています。

例えば、レバノンの帰国研修員同窓会は、毎年、中東各国の帰国研修員同窓会メンバーをレバノンに招き、合同ワークショップを開催しています。気候変動、水管理など毎回テーマを決め、日本でのグッドプラクティスや最新情報、参加各国での取り組み事例の共有などを行い、帰国研修員の技術の向上や知見・経験の共有を促進しています。また、ワークショップの結果を取りまとめ、域内各国への提言も行っており、域内の共通課題の解決に向けた議論ができる非常に有意義な場となっています。

2012年2月には「アラブ人の目を見た日本の産業」をテーマに合同ワークショップが開催されました。ワークショップでは参加5カ国・地域の発表に加えて、ヨルダンに派遣中のシニア海外ボランティア2名が講師となり、日本の産業についてプレゼンテーションが行われました。中東地域では産業育成が重要な課題となっており、域内各国や日本の事例紹介を受け活発な議論が行われました。



合同ワークショップ「アラブ人の目を見た日本の産業」(レバノン)

フォローアップ協力は過去に実施した協力の成果を、より長期間持続、発展させることで、日本の国際協力の効果と質を高めるために役立っています。

本邦研修 — 知的プラットフォームの要

「知」の蓄積と循環に取り組む

JICAの国内事業部と国内機関は、在外事務所、地域部、課題部*など主に開発途上国で事業を実施している部門と密接に連携を取りながら、国内での研修事業、市民参加協力事業、留学生事業、大学との連携事業などの事業を通じて、開発途上国における開発課題解決への取り組みを支援しています。

下図「開発途上国をめぐる知の蓄積と循環」のように、各国内機関は地域の強みや、これまでの事業のなかで培ってきた各分野の援助の担い手や研修実施機関とのパートナーシップを基盤として、開発分野課題に対応する知見を蓄積し、開発途上国のさまざまなニーズに応じていくための効果的で質の高い協力の実現に向けて取り組んでいます。

日本国内における協力活動の現場は、いわば開発課題解決に向けたナレッジ集積や知的創造のプラットフォームといえます。海外での協力活動の担い手である専門家やボランティア、調査団員といった人材に蓄積された開発途上国での現場経験や協力効果を高めるためのさまざまなノウハウは、このプラットフォームを介して国内の協力事業に生かされ、さらに地域の協力機関・団体などの活動と組み合わせられて、開発途上国の発展のために活用されます。

本邦研修は、開発途上国での協力事業の現場と

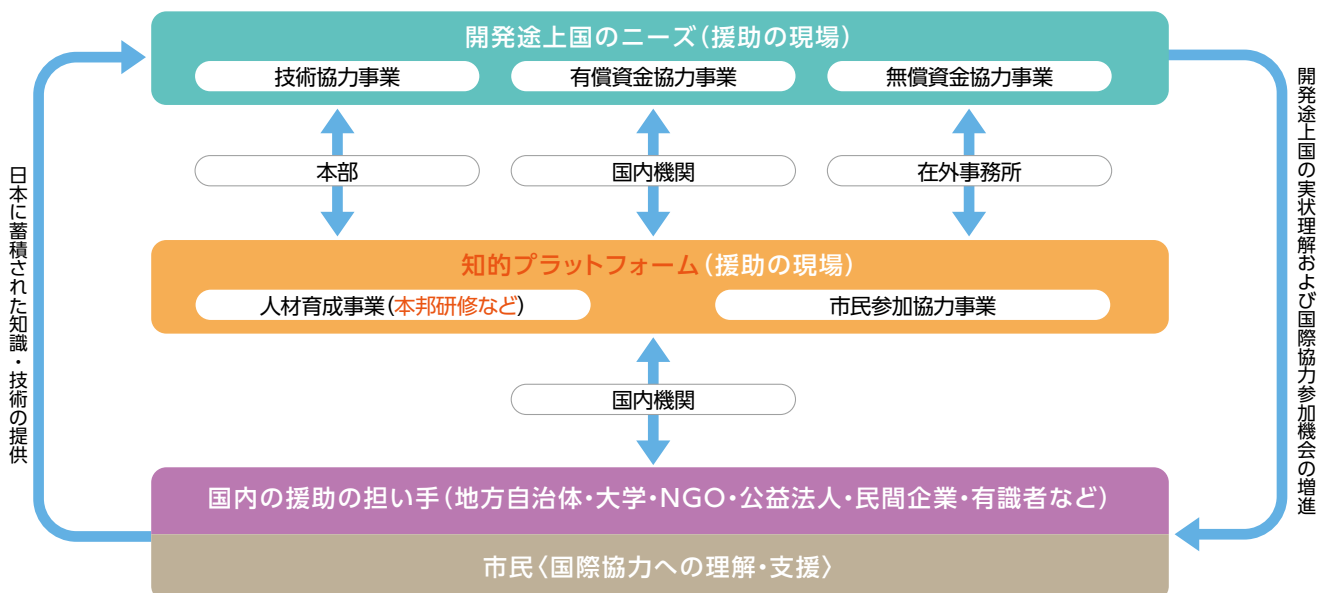
国内のパートナーとを効果的かつ有機的に結びつけ、蓄積された「知」を循環させる機能を担った国内の現場です。

一方、東日本大震災を契機として国内と海外の課題を一元的にとらえ「国際協力事業で得た知見を生かしてもっと国内の問題解決に貢献できないか」、「国際協力事業を通して、国内の課題解決にも貢献できないか」との声があがってきました。実際に、世界の課題と国内の課題はつながっており、国際協力が必ずしも一方的な支援ではなく、日本にもその成果が還元される事例も多くなっています。

また、本邦研修参加者の累計は28万人を超えており、研修を通じて多くの知識や技術を得るとともに、研修員は日本滞在中に多くの日本人に出会い、また、日本文化に親しむことによって日本への理解を深め親近感を抱いて帰国していきます。JICAは各国で研修参加者が自発的に組織している帰国研修員同窓会等への支援を通じ、人的ネットワークの拡充によって研修員が日本で得た知見のさらなる普及・定着を図るとともに、開発途上国における日本の理解促進にも努めています。

このように本邦研修の成果には、開発途上国への貢献とともに、国内の課題解決への貢献、知日家・親日家の育成といった要素があることも認識し、この点を

開発途上国をめぐる知の蓄積と循環





JICA北海道(帯広)では、食糧生産基地としての特色を生かし、環境対応型農業をテーマにした研修が実施されている(集団研修「食糧増産のための環境対応型農業」)



計画段階などにおいて明示しようという動きも始まっています。

※ JICAの組織のうち、経済基盤開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、産業開発・公共政策部の計5部の総称。

世界的にユニークな研修事業

技術協力の具体的な実施方法は、それぞれの分野の専門家やボランティア等を開発途上国に派遣して現地で協力を行う方法と、開発途上国の関係者を日本に招いて協力を行う方法に大きく分けられます。本邦研修は、日本国内で技術協力を実施するさまざまな研修形態の総称です。

日本国内で実施する研修の意義は、各分野における日本の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりはむしろ、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。そのためには日本がこれまで蓄積してきた「知」に対する理解が重要となりますが、これには組織のノウハウや社会制度の背景・変遷を含めて日本で直接見聞きし経験することで初めて理解できるというものが少なくありません。また、日本という異文化に接し、自国の経験や実情を外国である日本から見つめ直すことにより、自国の問題を異なる角度から検討する機会を開発途上国の研修員に提供できることも、本邦研修の特長です。



日本の消防救助活動技術を移転し、途上国の状況に適した消防救助技術が普及することを目指した「消防活動指揮技術」コースがJICA東京にて実施された(地域別研修「ベトナム国消防活動指揮技術」)

なかでもさまざまな開発途上国から研修員が参加して集団型で実施する「課題別研修」では、日本と自国の視点だけでなく、他の研修員との意見交換から得られる別の視点も加わるため、より複眼的な気づきを促し、参加者にきわめて重要な示唆や発見を与えるものとなります。

本邦研修はこうした日本ならではの「知」を用いて、開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする技術協力の重要なツールです。

全国9カ所の国際センターと3カ所の支部を中心に、毎年約1万人規模の研修員を受け入れています。その大半は途上国政府の関係者ですが、開発途上国におけるニーズの多様化や日本の協力内容の広がりなども反映して、近年、NGO関係者などの参加も増えてきています。研修の実施にあたっては、国や自治体のほか、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て開発途上国の課題解決に対応する幅広い分野において研修を実施しています。JICAの本邦研修は規模と内容の多様性という点において世界でもきわめてユニークな研修事業であり、日本の国際協力の大きな特長のひとつとなっています。

効果的、効率的な実施

一方、本邦研修についても、限られた予算の中でいかにして効果的、効率的に実施していくかが課題となっています。途上国に共通する開発課題をテーマとした課題別研修では、想定される地域や国の援助実施方針に沿った活動となるよう、コースのラインアップや研修プログラムの内容を検討する取り組みを行っています。

このように本邦研修が開発途上国にとって効果的であると同時に効率的な事業となるよう、常に改善や見直しを行っていく方針です。

JICA-Net — 時間と距離の制約を超えた新しい形の国際協力を実現

JICA-Netとは、JICAが推進する遠隔技術協力事業です。遠隔講義・セミナーの実施、マルチメディア教材の作成、ウェブサイトを通じた教材の紹介・配信など、さまざまな情報通信技術を活用し、時間と距離の制約を超えてJICA事業の効率化と質の向上を図っています。

JICA-Netの誕生は、2000年に開催された九州・沖縄サミットに端を発します。その後、マルチメディア教材や遠隔講義・セミナーなどコンテンツの蓄積、テレビ会議ネットワークの海外拠点の拡大に伴い、その効果が認知され、利用数も増加しています。

2011年度のテレビ会議システムの利用件数は約6,200件、接続時間は約9,900時間、遠隔セミナー・テレビ会議の参加者は6万6,000人を超えました。現在、日本国内では本部を含む18機関に、海外では計68カ国、72拠点にテレビ会議システムが設置されています。また、外部機関のネットワークを通じた相互利用も行っています。特に、世界銀行GDLN(Global Development Learning Network)とは施設利用のみでなく共同での遠隔セミナー企画・実施などコンテンツ利活用にも取り組んでいます。

JICA-Netでは、以下のような手法により、遠隔技術協力の浸透を図っています。

遠隔講義・セミナーの実施

JICA事業の効率と効果を高めるツールとして、テレビ会議システムを活用し、日本からの派遣が困難な有識者による遠隔講義や、複数国をつないだ地域ワークショップなどを実施しています。例えば日本センタープロジェクトでは、遠隔による現地カウンターパート研修を定期的に行っています。各カウンターパートは、センターの運営方法や日本の文化に関する知識など、共通したテーマについての能力向上が求められています。共通テーマについての遠隔研修は、より多くのカウンターパートが参加する機会を得る、他国から新たな気づきを得る協調学習の機会となるなどのメリットがあります。(右図参照)。

マルチメディア教材の作成

マルチメディア教材とは、動画、写真、文書などさまざまなメディアをCD-ROMやDVDなどに記録したもので、JICA事業に関する知見をデジタル化し、開発途上国の人々やJICA関係者と共有するなど、主として、技術協力用の学習教材として活用することを目的として作成しています。これまでに開発したマルチメディア教材は約250件あります。例えば、2011年度に制作した教材「人々のためのインフラ～アジアハイウェイ～」では、開発途上国でのさまざまな開発課題の中でも、道路や橋、港湾の整備を通じて人々の生活の基盤を支える「運輸・交通」分野での日本ODAの取り組みを、ベトナム・カンボジアの首都同士をつなぐ国道1号線に焦点をあて紹介しています。

ウェブサイトを通じた教材の配信

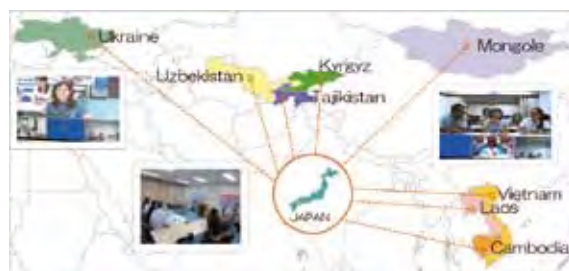
遠隔講義セミナーの指導例や資料、マルチメディア教材などデジタルコンテンツをウェブ上に蓄積し、世界中のJICA事業関係者間で共有し再利用する環境を提供しています。また、同じウェブサイト上で遠隔技術協力の事例や利用方法を紹介することにより、さらなる利用の促進を目指しています。

JICA-Net ウェブサイト

URL <http://jica-net.jica.go.jp/ja2/index.html>

遠隔によるカウンターパート能力向上へ 8カ国の日本センターをネットワークでつなぐ

JICA-Netを活用し8カ国の日本センターをつないでの遠隔研修を実施。JICA-Netの活用には、①広域と面的な協力、②足の早い協力を実現、③移動・時間コスト削減、といったメリットがあります。



日本センター — 市場経済移行国でビジネス人材を育成

2000年から8カ国に設置

日本人材開発センター(通称:日本センター)は、インドシナ地域や中央アジアなど市場経済移行国における人材育成の拠点として、2000年9月にベトナム(ハノイ市、ホーチミン市)とラオスに設置されました。その後、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジア、ウクライナにも広がり、現在、計8カ国に9つの拠点が置かれています(注:ウクライナ、カザフスタンについてはプロジェクトは終了しましたが、日本センターは引き続き現地側により運営されています)。

ビジネス人材育成を支援

日本センターが事業の柱として実施している「ビジネスプログラム」では、これまでに累計88,000人以上に対し研修を行うなど、ビジネス人材の育成に貢献してきました。主に中小企業の経営者やマネージャー、起業家などを対象とした、日本的経営を含む経営管理やビジネススキルについての実践的な研修の提供や、工場現場の診断・指導などを実施し、現地の企業や経済界から高く評価されています。研修受講者の中には、事業を大きく発展させた経営者や研修を通じて作成方法を学んだビジネスプランを基に事業を立ち上げた起業家もいます。近年では、ビジネスプログラム修了生により立ち上げられた同窓会などが、活発に活動している国もあり、現地ビジネス人材のネットワーク化が進みつつあります。

日系企業等との連携への取り組み

日本センター設置国はベトナムやカンボジアなど日系企業の進出が進んでいる国も多く、日本センターが長年にわたり培ってきたビジネスプログラムのノウハウやネットワークを生かし、これら日系企業への支援や連携のための取り組みを行っています。

日系企業が自社の現地社員に、日本のビジネス文化や習慣、日本的経営やビジネスの基礎知識を習得させるために、日本センターのビジネスプログラムに派遣する事例も増加しています。

また、日本の言語や文化を知ることは社内のコミュニケーションの円滑化にもつながります。多くの日本センターでは国際交流基金と連携した「日本語コース」を開設していますが、近年では「日本語がわかる人材を採用したい」「最低限の日本語能力を習得し、業務に役立ててもらいたい」といったニーズが増えつつあり、現地社員向けのカスタマイズコースを行っている日本センターもあります。

このような日系企業との連携をはじめとして、大学や民間企業、NGO、政府機関、地方自治体等にも日本センターが活用されることによって、日本センターが日本と相手国との協力・交流のプラットフォームとなることを目指し、JICAも協力を行っています。

事例

ベトナム日本センター

ベトナム産業界のビジネスリーダーを育成する「経営塾」

ベトナム日本センターのビジネスプログラムのひとつである「経営塾」は、2009年より開始し、ベトナム企業の若手経営者等約20名を対象に、毎月1週間のプログラム(経営戦略、マーケティング戦略、生産管理、人材育成等)を10カ月にわたり実施しています。「経営塾」では、講義のみならずグループ研究やディスカッション・発表等を取り入れた実践的なプログラムを提供していますが、「日本的経営・ものづくり」を体系的に

習得することにより、将来のベトナム産業界を牽引するビジネスリーダーとなる人材の育成を目指しています。

また、経営塾の卒業生を中心に結成された「経営塾クラブ」は、卒業生間のビジネスネットワークの形成を目的としており、日本の経済団体と交流会を行ったり、現地で開催される日本企業との商談会に参加するなど、2国間のビジネス交流の拡大に資する活動も

行うようになりました。日本企業の経営手法に理解を有する「経営塾クラブ」のメンバーは日本企業のビジネスパートナーとしても期待されています。



第3回経営塾開講式の様子

ボランティア——「世界も、自分も、変えるシゴト。」 市民が主役の国際協力

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済、社会の開発や復興のために協力しようとする市民(ボランティア)の活動を支援するものです。日本の国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されているだけでなく、日本社会でもグローバルな視点をもった貴重な存在として期待されています。

青年海外協力隊

原則として開発途上国で2年間活動します。「現地の人々と共に」という言葉に集約されているように、相手国の人々と共に生活し、働き、彼らの言葉を話し、相互理解を図りながら、彼らの自助努力を高めることに配慮して協力活動を展開します。

応募できる年齢は20歳から39歳までで、協力分野は農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の8部門、約120種と多岐にわたります。2011年度は、全体で1,046人を派遣し、これまでの累計派遣人数は、3万6,951人、88カ国に及んでいます。

シニア海外ボランティア

応募できる年齢は40歳から69歳までで、近年、退職後の「第二の人生」をより有意義なものにしたいと応募される方が増えています。長年培った専門分野の知識、技術など、実績のある確かな経験を開発途上国で存分に生かしたいという強い意欲をもって協力活動を行っています。



マラウイのNGOに配属されている青年海外協力隊員(義肢装具士・製作)。製作中の義肢装具に関して、患者にとって最も負担の少ない装着方法について同僚と打ち合わせをする

協力分野は主に農林水産、エネルギー、保健・医療、人的資源(教育・文化・スポーツなど)など9分野にわたります。2011年度は246人を派遣しました。現在までの派遣国は68カ国、累計派遣者数は4,874人に上ります。

このほか、中南米の日系人社会に貢献するための日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアも派遣しています【OP.134「移住者・日系人支援」を参照ください】。

帰国後の進路

現在、日本国内の地域社会、行政、教育、企業活動などさまざまな場面で、多様な文化や社会を受け入れ、対話し、行動する人材として、帰国後のJICAボランティアに期待が高まっています。その表れとして、地方自治体や教育委員会でのJICAボランティア経験者の特別採用制度を導入する自治体が増えてきており、その数は2012年4月1日時点で確認されているものは50(教員採用24、自治体職員26)に上ります。

JICAではこのように、各ボランティアが派遣国で培った経験を、帰国後の社会で生かしてもらうための支援体制を用意しています。また、帰国後に子育て支援や地域の活性化など、日本社会の抱える課題に取り組むJICAボランティア経験者も多く、JICAとしてもボランティア事業が、開発途上国への貢献のみならず、「日本も元気にする」事業である点も広報していくこととしています。



ブータンに派遣されている道路管理のシニア海外ボランティア。基礎インフラの整備は国家としての最大の課題。首都ティンプーへの輸送路確保のため、ハイウェイ突貫工事が行われている

民間企業のグローバル人材育成とJICA

事業の新興国への展開、開発途上国を対象としたBOPビジネスへの関心の高まりなど、企業活動がグローバル化する中、それに対応するためのグローバルな視野や素養を備えた人材の確保も喫緊の課題となっています。そのような中、青年海外協力隊事務局では、民間企業へのアプローチを強化してきました。企業と協力隊事業との連携事例をまとめたウェブ企画「青年海外協力隊を応援します!サポーター宣言〜グローバル人材・CSR・BOPビジネスの可能性〜」の開設、企業向けの事業説明会の実施、「企業が求めるグローバル人材〜その活用と課題に迫る〜」をテーマとしたシンポジウムの開催等、新しい取り組みを行ってきました。ここでは、グローバル人材の育成を目的として社員を青年海外協力隊に派遣したサントリーホールディングス株式会社の事例をご紹介します。

サントリーホールディングス株式会社 キャリア開発部課長

伊藤 博之さん(2012年2月取材)

「グローバル人材」育成のために 社員を協力隊に派遣

新たなマーケットを求めて新興国・途上国に進出する上で欠かせないのが、「グローバル人材」の育成です。当社では、グローバルビジネススキルと専門性をもって、どんな国の人ももしっかりコミュニケーションが取れ、異文化を受容しながら業務を遂行できる社員を育てるために、新しい試みとして、社員を青年海外協力隊に参加させることにしました。協力隊での経験を通して、グローバルなビジネスに不可欠な、語学力・異文化理解力・コミュニケーション力を身に付けてもらうのが目的です。

拠点のない国にも、 安心して社員を派遣できる

海外での人材育成プログラムを検討するにあたり、「人材の先行投資」も意識して、今回は拠点のない国にも社員を送り込むことは決めていました。しかし、その方法が見つかりませんでした。仮に送り込めたとしても、現地でトラブルが生じた場合、対処できない可能性があります。

ます。そんな時に、JICA が企業と連携してグローバル人材の育成に貢献する青年海外協力隊のプログラムを検討しているという話をうかがいました。派遣実績が豊富で健康・安全面の対策も充実しているJICAなら、安心して社員をお預けできると考え、参加を決めました。「これは渡りに船だ!」という感じでした(笑)。

具体的には、社員1名を青年海外協力隊員としてベトナムのホイアン市に派遣し、現地企業を対象にした環境教育の啓発活動に携わってもらいます。企業が環境保護に取り組むことの意義や、当社の取り組みを伝えるのが主な役割です。当社では、この新たな人材育成プログラムに、熱意あふれる28歳の社員を選びました。現在は当社のエコ戦略部で活動内容のレクチャーを受けるなど、派遣に向けて着々と準備を進めています。

協力隊では、グローバル人材としての基盤になる部分や周囲の人たちをまとめていく力などを身に付けさせ、帰国後は、現地で培った能力をビジネスで生かしてほしいと考えています。協力隊の活動で習得する現地語のスキルも活用できるといいですね。東南アジア展開において、有力な駐在員候補になると思います。

「ビジネスパートナー」としてのJICA

今回はJICAと当社がタッグを組み、活動内容などを一緒に検討しました。現地からの要望を満たすと同時に、当社のCSRビジョンや人材育成の目的にもフィットした、理想的なプログラムに仕上がったと思います。当社の海外拠点に人材を預ける場合とは、現地での経験や人との関わり方が大きく異なるため、どのような成長をしてくれるのか、非常に楽しみにしています。

JICAにはビジネスパートナーとして期待しています。当社はグローバル人材を育成し、JICAは企業での経験を生かして活動できる隊員を派遣できる。理想的なWin-Winの関係ではないでしょうか。JICAの活動を自社に取り入れることで、グローバルな企業力を高めると同時に、日本の存在感を世界中に、もっと強く示してもらえたらと思います。

市民参加協力 — 国際協力を日本の文化に

市民による国際協力への取り組みは、NGOなど市民団体による活動のほか、JICAが実施するボランティアや技術協力などのODA事業への参加など、さまざまな形で実施されています。なかでも市民団体の発意や個人のボランティア精神に基づき実施される活動を、JICAでは国民等の協力活動と呼んでいます。その国民等の協力活動の実施と国際協力への理解の促進のための活動を「市民参加協力事業」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。

市民による国際協力を行うことの意義は、開発途上国の課題に応えるアプローチが多様化することや、国際協力の理解者、実践者が増えることにより、日本社会に広く途上国の現状の理解と国際協力が浸透していくこと、またそのことを通じて日本の地域が活性化し国際化が進むことです。市民参加協力を通じて、国際協力が日本の文化のひとつになることが期待されています。

市民参加協力事業は、個人や団体の意志や発意を重視するとともに、すべての国民に参加の機会があることを特長としています。市民参加協力のうち、ボランティア事業については「ボランティア事業」【▶P.126】を、草の根技術協力事業とNGO支援事業については「NGO等との連携」【▶P.130】もご参照ください。

全国の国内機関を拠点に

JICAには全国に17の国内機関があり、各地域で国際協力への理解を促進し、参加の機会を提供する活動を行っています。また、地方自治体の国際交流協会などに配置しているJICA国際協力推進員は、JICAの窓口として地域と連携しながらイベントやセミナーを開催しているほか、国際協力に関する各種相談に対応しています。

東京・広尾にある「JICA地球ひろば」や愛知県名古屋市にある「なごや地球ひろば」では、国際協力の経験をもつ「地球案内人」のガイドにより、「見て、聞いて、触って」体験できる展示を通じ、開発途上国の現状や地球規模の課題を来場者が体感できます。2つの地球ひろばでは、エスニック料理などが味わえるカフェや、フェアトレード商品も販売しています。セミナーや報告会などに最適な貸し出しスペースも併設し、市民に

よる国際協力の活動や成果を発信する場として活用されています。

国際協力の理解のために—開発教育支援事業

さらに、JICAは教育現場を中心に、開発途上国の現状への理解を深め、国民の協力活動を含めた国際協力の活動を知ってもらうことを目的に、NGOや学校関係者と連携し、開発教育支援事業を実施しています。

学校の授業現場などに、青年海外協力隊ボランティア経験者や有識者などの開発教育・国際理解教育支援のための講師を派遣する「国際協力出前講座」(毎年



青年海外協力隊ボランティア経験者による出前講座

約2,000回実施)や、国際協力に関する作文コンクール「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」(中高合わせて、毎年約7万人以上が応募)、グローバル教育に資する写真・映像、報告書のコンクール「グローバル教育コンテスト」、一般市民を開発途上国のODA(政府開発援助)の現場に派遣し、そこで見聞したことを、帰国後、さまざまな場所で発信する「国際協力レポーター」、開発教育に関心のある教員を途上国に派遣し、社会や教育現場の実情を視察し、帰国後の授業実践に活用する「教師海外研修」、開発教育・国際理解の教材の作成、施設見学などを実施しています。

これらの市民参加協力活動は、地域とのつながりの下で活動しているNGOや地方自治体などと協力して実施しています。日本の市民にとって国際協力が当たり前となり、身近に感じられ、日本の優れた文化のひとつになるよう、活動を深めています。

JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト

次の世代を担う全国の中学生・高校生を対象に、開発途上国の現状と国際協力の必要性について理解を深め、国際社会のなかで日本は何をすべきか、また、自分たち一人ひとりがどう行動すべきかについて考えてもらうことなどを目的として、国際協力に関するエッセイコンテストを実施しています。

以下は、エッセイコンテスト2011中学生の部に入賞した作品(抜粋)です。

「国と国とが助け合い、協力する。当たり前のことのように思える。しかし、これをしなければどの国も世界という大きな家族の中では生きていくことができない。家族であるなら、自分の損得など考えず、他の家族の中の誰かが困っているなら、その人のために自分のできる精一杯のことをする。それが家族全員が笑顔でいられるための心構えだと思う。」



エッセイコンテスト2011の入賞者たち

ジュニア地球案内人プログラム

JICA地球ひろばでは、全国の大学生向けのプログラムとして、毎年春休みと夏休みの時期に、「ジュニア地球案内人プログラム」を実施しています。

JICA地球ひろばには、市民を対象に、開発途上国の課題や国際協力をわかりやすい形で理解していただくための常設展示施設『体験ゾーン』があり、この展示の内容をわかりやすく説明する「地球案内人」が常駐しています。

「ジュニア地球案内人プログラム」は、この「地球案内人」の業務の体験、JICA職員をはじめとする国際協力活動に従事している人々との交流、国際協力に関するワークショップの企画・実施等を通じて、大学生の皆さんに国際協力と自分たちとの係りを考えてもらうことを目的とした、体験型プログラムです。



大学生に国際協力に関する仕事を体験してもらう「ジュニア地球案内人」プログラム

NGO等との連携 — 国際協力の多様な担い手との連携

開発途上国における支援のニーズが多様化するなか、ミレニアム開発目標(MDGs)などの開発課題に対して「人間の安全保障」の概念に基づいて取り組むためには、日本の「人」「知恵」「技術」を結集した国際協力が必要です。NGO(Non-Governmental Organization:非政府組織)、大学、自治体などの多様な担い手との連携は、特に地域の教育・保健・環境の改善、コミュニティ開発支援、平和構築・復興支援などの分野で、ODA事業の効果的な実施に大事な役割を果たしています。

JICAは対話、連携、支援の側面からもNGO等との連携に取り組んでいます。

草の根技術協力事業

—海外での国際協力活動の共同実施

草の根技術協力事業は、国際協力の意志のある日本のNGO、大学、地方自治体や公益法人などの団体が、これまで培ってきた知見や経験を生かした提案に基づき、開発途上国の地域住民の経済・社会の開発を目的にJICAと共同で行う事業です。特徴は、開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に直接役立つ内容で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業である点です。2011年度は219件の事業を世界48カ国で実施しました。草の根技術協力には、開発途上国で一定程度の活動実績がある団体がこれまでの経験や技術を生かす「草の根パートナー型」、開発途上国での活動実績が少ない団体による「草の根協力支援型」、地方自治体が主体となり日本の地域社会のノウハウを生かす「地域提案型」の3つの形態があります。



トンガ・ババウ島の空任リサイクル現場における状況調査(地域提案型「トンガ・美ら島ババウもったいない運動プロジェクト」那覇市/沖縄リサイクル運動市民の会)

NGO-JICAジャパンデスク

—現地の日本のNGOの活動を支えるために

開発途上国での日本のNGOの活動を支援するため、現在21カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置しています。草の根技術協力事業などでの活動に有用な、現地の法律・制度や社会情勢、現地NGOの活動状況などの情報を提供したり、各種相談に対応しています。

■ NGO等の人材育成・組織強化支援

—より質の高い国際協力の推進に向けて

国際協力活動を行うNGO等の活動を支援するため、JICAはプロジェクト管理手法の研修(NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修)、人材育成を通じ、団体の組織強化を支援する研修(組織力アップ! NGO人材育成研修)や専門知識を有するアドバイザーの派遣(NGO組織強化のためのアドバイザー派遣、NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣)などの支援プログラムを実施しています。2011年度は、378人が研修に参加し、28団体、4海外プロジェクトにアドバイザーを派遣しました。

NGO-JICA協議会

—対等なパートナーシップに基づく連携のために

NGOとJICAが対等なパートナーシップに基づき、より良い連携を進め、相互理解を深めるには、「対話」が重要です。JICAは、本部、在外事務所、国内機関で、それぞれの地域や課題についてNGOと意見・情報交換を行っています。また、年4回「NGO-JICA協議会」を開催し、双方の関心事項や連携促進に関する協議や、情報共有を行っています。

世界の人びとのためのJICA基金

—寄附を通じた国際協力

JICAは「世界の人びとのためのJICA基金」を設置し、寄附を通じて、市民の皆様や法人・団体の皆様に国際協力へ参加いただいています。寄附金は、開発途上国で活動するNGOなどの市民団体による事業に活用して、現地の人々の貧困削減、医療や教育の向上、環境問題の解決のために役立てています。2011年度は7事業に対し本基金を活用しました。

森づくりは人づくり。地域との長く深い関わりを生かして コミュニティ・フォレスト実現を目指す

草の根パートナー型

「ラスタ郡農村開発事業—住民参加による循環型農林業の試み」
特定非営利活動法人フー太郎の森基金 (F.F.F.)

エチオピアの世界遺産・岩窟教会で有名なラベラとその周辺は、山岳部の森林減少や不適切なごみ処理から、生活環境の悪化が進行しています。本プロジェクトでは、F.F.F.とラスタ郡政府がこの問題を改善するために、住民グループによる有機ごみの堆肥化や、堆肥を活用した緑化、植林地と放牧地の適正な管理、さらには子どもを対象とした環境教育を中心に、持続可能な育林システムの定着を目指した活動を行っています。

NGOスタッフの声

プロジェクトコーディネーター
藤村健司さん

2009年からスタートした本事業は3年間で一気に150万本の苗木を植えるとい

うもの。苗木生産、植林地の確保など、木を植えるまでの準備もさることながら、それ以上に頭を悩ますのが、植林後の管理です。村では植林地には家畜を入れないよう取り決めを行いますが、一部のエリアでは家畜による食害で、せっかくの苗木がごとごとく枯れてしまうことも。「村人の協力が得られなければ、これまでの努力が全く水泡に帰してしまう…」。そんな危機感を胸に、現在は「村人による自主管理を牽引するリーダーの養成」と「牧草収入を組み合わせた持続的管理システムの構築」に注力しています。

3月11日の大震災により、本部事務所(福島県相馬市)との連絡が途絶え、現地の活動資金も一時底をつくなど、2011年度事業は想定外の状況でスター



小学生への環境教育で人づくりも

トしました。エチオピア側でもスタッフはじめ関係者に変な動揺が走ったものの、事務所、スタッフの無事が確認できた後は、幸いにも目標達成に向けての一体感が高まりました。私たちに注ぐ地元の人達の間にも、以前にも増して暖かいものになったと感じます。

被害に遭われながらも、活動を支えてくださる関係者の皆様に感謝申し上げます。

障害児をスムーズに受け入れられる教師を育成

草の根協力支援型

「ベトナムドンナイ省 インクルージョン教育研修システムの構築」
特定非営利活動法人アジア・レインボー

ベトナムには現在92万人の障害ある児童がいます。そのうち学校教育を受ける機会を得ることができる児童は25%程度です。ベトナム政府は、公立普通学校で障害ある児童を受け入れる「インクルージョン教育」の実施を教育方針として示しています。しかし、多くの教師は障害児教育の研修を受けたことがなく、適切な指導ができなかったり、ストレスを感じたりしています。

プロジェクトでは、枯葉剤の影響が大きく、障害ある児童が多いドンナイ省で、インクルージョン教育の実施に取り組んでいる教師たちを支援しています。小学校の教師に対して、障害ある児童を受け入れ、より良い教育を提供するための研修を実施しています。プロジェクト

終了時には、インクルージョン教育の専門家(キーティーチャー)を育成し、ドンナイ省で継続的に障害児教育研修が展開できるよう、研修システムの構築を目指しています。

ドンナイ省では2012年現在、746名の障害ある児童が自宅近くの公立小学校の普通クラスで学んでおり、その担当教師全員への研修が行われます。

NGOスタッフの声

プロジェクトマネージャー
馬場裕美子さん

ベトナムでインクルージョン教育支援事業を行うには、大きな壁がありました。「画一教育で1クラスあたりの児童数が多



聴覚に障害のある児童のために携帯用黒板と手話を用いた授業を展開

いベトナムの学校で、個別支援教師なしにインクルージョン教育の実現が本当に可能なのか」、「インクルージョン教育を実施するために必要な個別支援教育計画書を多忙なベトナムの教師が作成できるのか」。事業開始前からこのような壁を乗り越えるために試行錯誤の日々を送ってきました。事業が実施されて1年が経ち、これらの壁をJICAの理解のもと、素晴らしい現地担当者のチーム力でひとつひとつ乗り越えています。

民間連携 — 経済成長を支える 新しいパートナーシップ

開発途上国の社会開発やインフラ開発の需要は膨大です。これにODAのみで対応することは難しく、また、先進国から開発途上国への資金の流れの中で、民間資金が多くを占めるようになってきています。このような状況のなか、民間セクターの活動と連携することで、より効果的な開発支援を行うことが期待されています。

最近では、企業が積極的に開発途上国への貿易・投資を拡大しているほか、「官民パートナーシップ」(Public-Private Partnership: PPP)によるインフラ事業、BOPビジネスやCSR活動といった新たな活動にも力を入れています。その結果、開発途上国での民間ビジネスが、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果をもたらしています。また、高い技術力を誇るわが国中小企業の中には、その技術や事業アイデアが開発途上国の課題解決に資するものも多いといわれています。

しかし、このような企業活動も、企業が単独で行うにはまだまだ障害が多いのが現状です。例えば、開発途上国での企業活動には、関連の法制度整備、人材育成や、周辺インフラ整備など、ソフト・ハード両面からビジネス・投資環境の整備が重要ですが、企業だけの努力では実施困難な部分があり、ODAとの連携が期待されています。

これらの状況を踏まえると、ODAと民間活動が有意義なパートナーシップを構築し、開発途上国における開発効果を増大させ、成長の加速化を目指すことが、開発途上国自身だけでなく、日本にとっても望ましいといえます。

JICAでは、さまざまなスキームを活用し、民間セクターとの連携を図っています。

協力準備調査(PPPインフラ事業)

官民が協働で開発途上国のインフラ事業に取り組む

従来、公共事業として行われてきた開発途上国のインフラ事業で、官民の適切な役割・リスク分担のもと、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率性を目指すPPP形態での実施の動きが拡大しており、官民が協働で開発途上国の課題開発に取り組む仕組みが実現されてきています。JICAも、円借款や海外投融資での支

援を想定したPPPインフラ事業の形成を図っています。

PPPインフラ事業は、事業オーナー、スポンサーなどさまざまな関係者の意向を十分踏まえ、計画初期段階から官民協働で調査を進める必要があります。このため、民間企業からPPPインフラ事業計画のプロポーザルを広く募り、JICAが選定したプロポーザルの提案者に委託して基本事業計画の策定調査を協力準備調査として行う提案公募型調査制度を実施しています。

2011年度に2回の公募を実施し、計16件の調査案件を採択しました。

協力準備調査(BOPビジネス連携促進)

企業のビジネス原理を活用した、途上国支援への新たなアプローチ

BOPビジネスは、Inclusive Businessとも呼ばれ、援助機関だけでは達成できない開発途上国の課題解決を、企業がビジネスを通じて行う新たなアプローチとして注目を集めています。各国の援助機関や国際機関も、BOPビジネスとの連携を積極的に推進しています。

BOPビジネスが成功するためには、BOP層のニーズの実態、社会・経済状況などについて情報収集・分析し、人々のニーズに合わせた商品開発やビジネス・プラン作成を行っていくことが不可欠です。しかしこのような情報が企業などには不足していることが、

事例

バングラデシュ・緑豆生産の体制構築(協力準備調査(BOPビジネス連携促進))

株式会社雪国まいたけは、「もやし」の原材料である「緑豆」栽培国拡充のため、バングラデシュの農村に栽培ノウハウを提供しています。そして収穫した緑豆を市場価格よりも高値で農民から購入し、日本で「もやし」として販売するビジネスモデルの確立を目指しています。本事業では、協力準備調査(BOPビジネス連携促進)を活用し、栽培規模の拡大を目標とした農民の組織化や指導、また管理方法の確立などをパイロット的な栽培の元に行い、事業化の可能性について調査しています。本プロジェクトでは、収穫後の選別作業(ゴミや虫の除去)や販売業務において、女性の雇用創出が期待されるほか、本事業の収益はグラミンググループのソーシャルビジネスを通じて地元還元することになっています。

BOPビジネスに参入する際の障壁のひとつになっています。そこで、開発課題解決に資するBOPビジネスの事業計画のプロポーザルを広く募り、JICAが選定したプロポーザルの提案者に、情報収集やJICAとの連携を含む事業計画立案のための調査を委託して実施する、提案公募型調査制度を実施しています。

2011年度は計2回の公募を実施し、計32件の調査案件を採択しました。

中小企業連携促進調査(F/S支援)

中小企業が有する環境・エネルギーをはじめとする多様な分野の製品・サービスや技術を開発途上地域に展開することを通じ、中小企業の活性化と開発途上地域の経済社会開発の両立を図るべく、2012年2月、JICAは中小企業を対象とする新たな提案公募型調査を公示しました。この調査は、開発途上国への事業展開計画のプロポーザルを中小企業から募り、JICAが選定したプロポーザルの提案企業に対して、事業計画と資金計画策定のための調査を委託して実施するものです。

10件程度の採択案件に対して、2012年7月から最大1年間の調査実施を支援する予定です。

海外投融資：開発途上国における民間企業による開発事業への支援

JICAが行う有償資金協力のうち、円借款に並ぶもうひとつの柱が、民間活動支援を通じた経済協力を行う海外投融資業務です。民間企業が開発途上国でさまざまな事業を行うことは、開発途上国の経済活性化、雇用創出、ひいては人々の生活向上に結びつく開発効果をもたらします。同時に、外貨獲得や技術移転などの効果も期待できます。しかし、開発途上国での事業はリスクもあり、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。

海外投融資業務は、このような状況下で開発途上国において事業を行おうとする民間企業を「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものであり、2010年に日本政府が発表した「新成長戦略」などを踏まえ、2011年3月に再開しました。海外投融資は、MDGs・貧困削減、インフラ・成長加速、気候変動対策の3分野を対象とし、民間企業が開発途上国で行うインフラ事業やBOPビジネス、また、マイクロファイナンスや社会開発事業などへの支援が期待されます。

2011年度は「ベトナム産業人材育成事業」、「パキ

スタン貧困層向けマイクロファイナンス事業」に係る出融資契約を締結しました。

事例

ベトナム産業人材育成事業

2011年11月、ベトナム最大の民間商業銀行であるアジア・コマーシャル・ジョイント・ストック銀行(ACB)との間で、「ベトナム産業人材育成事業」を対象として、融資契約に調印しました。

事業は、ベトナムの現地企業であるエスハイ社が産業人材の育成を行うために必要となっている校舎建設などの事業拡大のための資金を、JICAが海外投融資を通じて支援するものです。支援の実施にあたっては、JICAからACBに対して融資が行われ、ACBからエスハイ社に転貸が行われます。

ベトナムでは、製造業などの現場での人材育成・確保が、今後の持続的な成長のための喫緊の課題として指摘されています。日本は技能実習制度のもと、技術移転と人材育成を目的としてベトナムから技能実習生を受け入れ、中小企業などで実習を行っています。研修生は日本での実習を終了した後、ベトナムでの活動を通じて同国の産業発展に貢献することが期待されています。

技能実習生が日本滞在中に技能を十分に習得するためには、派遣前の語学教育と職業訓練が必要であり、エスハイ社による派遣前の訓練は、受け入れ側の日本企業からも高い評価を得ています。今回のJICAの支援は、エスハイ社によるこれらの事業をさらに拡大し、日本の技術・経験を得た優秀な産業人材の拡充と質の向上を図るとともに、現地に進出する中小企業をはじめとする日本企業の海外展開促進にも寄与することが期待されます。

その他の連携

JICAは、上記スキーム以外にも、官民連携研修などを通じて民間セクターとの連携を図っています。

事例

テルモ株式会社と連携し、初の官民連携研修を実施

JICAは、テルモ株式会社と連携し、メキシコの虚血性心疾患による死亡者数を減らすため、メキシコの国立医療機関から医師を招き、医療法人 沖縄徳洲会湘南鎌倉総合病院の協力を得て、身体への負担が少ない手首からカテーテルを挿入する治療法の研修を実施しました。研修は、メキシコ国内での虚血性心疾患による死亡者数を減らすことが期待されるとともに、新成長戦略として掲げる「国際医療交流」の実現に寄与するほか、日本のカテーテル技術を世界に発信、提供していく好機ともなりました。

移住者・日系人支援

高齢者福祉、人材育成に重点を置いて移住者・日系人を支援

移住先国の環境の変化と課題

現在、北米・中南米を中心に全世界で290万人を超える移住者・日系人が生活しています。彼らは政治、経済、教育、文化など、多分野で活躍し、移住先国の発展に寄与するとともに、日本との「懸け橋」となって二国間の関係緊密化に重要な役割を果たしています。

JICAは、戦後の国の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国の社会での定着と生活の安定を図るため、移住投融资事業(土地購入・営農資金などの貸付)や入植地事業(土地の造成・分譲)、基盤整備事業(農業生産、生活環境、医療衛生、教育)を実施してきました。

しかし、時の流れとともに、移住先国における日系社会の成熟や世代交代といった変化が生じてきました。移住者一世の高齢化、出稼ぎによる日系社会の脆弱化、日系人のアイデンティティの喪失といった問題が生まれ、また、日本国内に在留する日系人は年金の未加入などの社会保障問題や子弟の日本語能力不足による不就学という教育問題にも直面しています。

主な事業と取り組み

移住者・日系人が抱える課題に対応するため、JICAでは次のような支援を行っています。

1. 知識普及

2002年に横浜市に開館した海外移住資料館では、海外移住の歴史や日系社会の現状などの資料の常設展示や企画展を実施、ホームページによる情報提供も行っています。広く一般の人々、特に次代を担う若い世代に、海外移住の歴史や移住者とその子孫である日系人への理解を深めてもらうことが目的です。

2. 移住先国での支援

●医療衛生対策

パラグアイ、ボリビアにある5つの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院の運営、ブラジルの巡回診療を助成しています。また、高齢者福祉・医療への要望が高いドミニカ共和国、ブラジルおよびボリビアでは、それぞれ医療保険加入、介護、健康診断、デイサービスなどに関する事業を助成しました。

●教育文化対策

日本語教育対策として、現地日系日本語教師の養成・

確保のため、教師合同研修会、教師謝金、教材などの購入、現地日本語教師の第三国研修、ブラジル日本語センターの日本語調査研究などを助成しています。ブラジルのサンパウロで開催されている汎米日本語教師合同研修会(第三国研修)には、2011年度は23人が参加しました。

●施設などの整備

2011年度は、アルゼンチンの高齢者福祉サービス用機器施設等の整備およびパラグアイで地域開発事業を行うための基礎調査実施に係る経費を助成しました。

3. 移住者子弟の人材育成

●日本語学校生徒研修(2012年から日系社会次世代育成研修に変更)

中南米、北米諸国の日系団体が運営する日本語学校に通う日系人子弟を日本に招き、公立中学校への体験入学などを通し、日本の文化・社会への理解を深める機会を提供。2011年度は49人を受け入れました。

●日系社会リーダー育成事業

日本の大学院で学ぶ日系人に対し、滞在費、学費などの一部を支給しています。2011年度の新規受け入れは9人でした。

4. 日系社会と地域社会への支援

中南米地域の日系社会に、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する青年やシニアのボランティア(日系社会ボランティア)を派遣しています。2008年度には新たな支援策として、日本国内の国公立学校の教員をブラジルの現地政府公認校へ派遣する「現職教員特別参加制度(日系)」を創設し、2011年度は6人を初めて長期(1年9カ月)派遣しました。帰国後は、その経験を生かし日本国内での日系人子弟に対する教育支援での活躍が期待されています。

さらに、大学、地方自治体などの提案により、各国の国づくりの促進などのため中南米諸国から日系研修員を受け入れています(2011年度受け入れ114人)。

5. 事業資金の貸付

移住者や日系団体への貸付は2005年度に終了し、現在は回収のみ実施しています。

日本の惨状に救援の手を ～日系社会の支援～

未曾有の被害を引き起こした東日本大震災の被災者に対し、多くの国から支援の手が差し伸べられましたが、その中でも一際温かな支援を寄せてくれたのがアメリカ大陸の日系社会です。日本の惨状を知っていち早く立ち上がり、募金活動やチャリティー活動等を通して少なくとも16億円以上の義援金が寄せられました(公益財団法人海外日系人協会調べ、2011年9月現在)。移住者の定着や安定のためにJICAは長年にわたり、さまざまな支援を行ってきましたが、このたびの日系移住地や日系団体からの被災者への支援は、これまでのJICAの協力が実を結び、日系社会が発展、成熟している一面を表すものでもあります。

パラグアイ産大豆の豆腐を被災者に～100万丁配布達成～

世界第4位の大豆の輸出量を誇るパラグアイ。この国の大豆生産の牽引役となっているのが日系移住地です。このたびの大震災の被災者に対して、パラグアイならではの支援方法として、日系農家が生産する非遺伝子組み換え大豆を使った豆腐を被災者に届けるというアイデアが生まれました。

世界有数の滝、イグアスの滝の近隣に位置するイグアス移住地では、イグアス農協に加盟する日系組合員が賛同して大豆100トンが提供されました。JICAでは同移住地に対し営農普及、診療所、日本語学校などへの助成金等の支援や日系日本語学校教師等のボランティア派遣などを行ってきました。同移住地の多くの若者は、パラグアイの公用語であるスペイン語のみならず、日本語も堪能です。同移住地からは日系社会リーダー育成事業を通してこれまでに計6人が日本の大学院で医療や農業等の専門分野を学んでいます。

また高齢者福祉や人材育成分野でJICAが助成金の支援を行っているパラグアイ日本人会連合会では、日本における豆腐製造資金を集めるためパラグアイ各地で募金活動も展開しました。こうして日系社会から提供された大豆は、従来から日系農家と大豆の取引を行っていた日本企業、株式会社ギアリンクスの協



野田首相からの感謝状が日系社会の関係者・団体宛に届いたため、2012年2月、在パラグアイ日本大使公邸で感謝状伝達式が行われた【撮影：飯田絵】

力を得て東日本大震災の被災者へ配布するための豆腐へと日本国内で姿を変え、2012年2月、支援目標の100万丁配布を達成しました。

海外の日系人から義援金16億円以上
海外の日系社会から赤十字等を通して被災地に寄せられた義援金が少なくとも16億円以上であることがわかりました。

ブラジル	60,000万円
米国	76,000万円
カナダ	9,000万円
豪州	2,100万円
メキシコ	5,600万円
パラグアイ	3,200万円
アルゼンチン	2,500万円
ポリビア	600万円
ペルー	2,000万円
合計	16億1,000万円

特に150万人の日系社会を抱えるブラジルにおいては、支援活動が積極的に展開されました。ブラジル日系社会を代表する5団体、JICAが助成金の支援をしているブラジル日本文化福祉協会(文協)、ブラジル日本都道府県人会連合会(県連)、ブラジル日本商工会議所、日伯文化連盟そしてJICAの助成金支援のみならず福祉関係等のJICAのボランティアの受け入れや日系研修への派遣を行っているサンパウロ日伯援護協会(援協)は連携のうえ、2011年3月11日の震災発生直後から「日本の震災被災者募金キャンペーン」を実施。同年3月14日にはサンパウロ日本国総領事館を訪問し、管直人首相(当時)宛の見舞状を託し、翌15日には総領事館を通して管首相からの返信が届けられています。

絵手紙を通して「復興への希望」を～アルゼンチン～

アルゼンチンでも、日系団体である在亜日本語教育連合会が中心となり、

2012年1月「TEGAMI展」が、在ア日本大使館広報文化センターにおいて開催されました。この催しは、上記団体配属の日系社会青年ボランティアが中心となって企画したもので、アルゼンチンの日本語学校で日本語を学ぶ子どもたちが、被災地の友人を励ますべく心を込めて作成した「絵手紙」の展示会です。この展示会には、ドイツ在住の日本人アーティストの方の呼びかけで集められた日本国内のアーティストの方々の絵手紙作品も一緒に展示され、展示会の期間中、350人以上の来場者がありました。この催しを通じ、改めて両国の強い「絆」を確認し、両国の子どもから大人まで一緒に「復興への希望」を共有した素晴らしい機会となりました。



アルゼンチンの日本語学校の生徒が作成した絵手紙
【撮影：仲野麻未】

地震工学の日系名誉教授が講演～震災1周年忌～

日本と同じく地震多発国として知られるペルーで、2012年3月11日、ペルー日系人協会の所有する日秘文化会館で震災1周年忌のイベントが開催されました。

現地でも活動中の青年海外協力隊員が集めたペルー各地の人々の日本へのメッセージを展示し、活動地の手作りの民芸品を持ち寄ってその収益を義援金にするチャリティーマーケットを実施。また、1961～62年、技術研修員受入の一貫として地震学コースに参加し、現在は同国の地震工学の重鎮として著名な日系2世のフリオ・クロイワ博士(国立工科大学名誉教授)による講演も開催されました。



復興の思いを込めた折り紙に興味を示す来場者に説明を行う青年海外協力隊【撮影：村井俊康】

人材養成・確保

将来の国際協力を担う人材を育て、
必要な人材を確保する

今日、国際協力の現場では、高度化、多様化していく援助ニーズに的確に対応できるプロフェッショナルが求められています。JICAでは、こうしたニーズに迅速に対応するため、人材養成・人材確保事業として、さまざまな取り組みを行っています。

2011年度の実績

名称	実績(2012年3月現在)
国際キャリア総合情報サイト	
PARTNER	
人材養成	
1. ジュニア専門員	継続67名
2. 長期研修員	海外 新規6名
3. 専門家養成個人研修	新規13名
4. 公募型インターンシップ	新規 29名
5. 研修	
(1) 専門家等赴任前研修	12回新規 302名
(2) 能力強化研修	全13コース 新規253名
(3) UNHCR連携安全管理研修	5コース 5回 計114名
(4) その他	事務所員赴任前研修、 ナショナルスタッフ研修等
人材確保	
1. 国際協力専門員	委嘱者85名
2. 特別嘱託	新規41名

将来に向けた人材の養成

1. ジュニア専門員制度 —若手人材の実務能力向上

開発途上国での活動経験と専門性を有し、将来、国際協力分野での活躍を希望する若手人材を対象にJICAの国内外の業務に従事する機会を提供し、実務能力の向上を図っています。

2. 長期研修 —専門分野の能力向上

将来の専門家等として国際協力の現場で活躍する人



専門家等赴任前研修でのワークショップでプロジェクト運営について議論する参加者

材を育成することを目的に、海外や国内における大学院(修士課程)で専門分野の知識、技術向上を目指す研修制度です。

3. 専門家養成個人研修 —専門能力のブラッシュアップ

開発途上国での実務経験を有する人材を対象に、より高度な開発課題に対応するため、個別プログラムによる国内外の援助機関や教育機関等での研修を行います。

4. 公募型インターンシップ

—国際協力を担う人材の裾野拡大

国際協力に関連する研究を行い、将来この分野で活躍することを志望する大学院生を対象に、国内外のJICA機関で1~4カ月の実習を行います。2011年度は試行的に若手医師に門戸を広げました。

即戦力となる人材の育成

1. 専門家等赴任前研修

—派遣直前のスキルアップとオリエンテーション

赴任前の専門家等に対して、JICAの協力量針、業務内容、最新の援助動向、効果的な技術移転手法などについての研修を行います。

2. 能力強化研修

—即戦力人材の能力アップを図る公募型短期集中研修

特定の専門分野での技能や知識、語学力を有し、近い将来、専門家等として開発途上国への派遣が予定される方を対象に公募し、援助動向に関する知識や実践的なスキルを身につける機会を提供しています。法整備支援、環境社会配慮、平和構築支援等、最近の援助ニーズを踏まえたテーマで実施しています。

3. 安全管理研修

—UNHCRと連携して実施する安全管理面に特化した研修

平和構築支援・復興支援分野のみならず安全配慮が特に求められる業務に従事する人を対象に、UNHCR(国連高等難民弁務官事務所) e-Centreと連携して安全管理研修を実施しています。

4. その他 —援助現場での分野・課題対応力強化のために

途上国の現場での対応力を強化し、効果的・効率的な協力を行うために、海外のJICA事務所員やナショナルスタッフ等に対し、分野・課題対応力の強化などの研修を実施しています。

人材の確保

JICAは、途上国での業務経験が豊富で、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門

員や、特別嘱託の確保に努めています。特に、国際協力専門員は、それぞれの専門分野における卓越した知見を活用してJICA事業の質の向上に貢献しています。

国際協力活動の量・幅・質の拡大を目指して 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」

(<http://partner.jica.go.jp>)

■ PARTNERとは

JICAが企画・運営する「PARTNER」は国際協力分野での活躍を目指す方々と、国際協力人材を求める法人・団体を結び付けることを目的とし、双方に役立つさまざまな情報を提供する「国際協力キャリア総合情報サイト」です。JICAの情報のみならず、国際機関、政府関係機関、自治体、NPO/NGO、公益法人、開発コンサルタント、大学・学校法人、CSR活動を実施する一般企業の情報など、国際協力に係るすべての方々のために、各種情報の閲覧・掲載、メール配信などのサービスを無料で提供しています。



着実に拡大するPARTNER

2011年度は3,304件の求人情報、1,075件の研修・セミナー情報を掲載し、年間のトップページアクセス数は619,560件に上ります。また、2011年3月末時点で国際協力人材登録者として9,530名、国際協力実施団体として668団体が「PARTNER」に登録しています。このほか、メールによるキャリア形成に関する「PARTNERメール相談」を65件/年、面談形式の「PARTNERキャリア相談」を295件/年実施しました。

さらに、JICAをはじめ国際機関やNGO、開発コンサルタントなどでキャリアアップを目指す「PARTNER」登録者を対象に「国際協力人材セミナー」を実施しており、2011年度は東京、兵庫、横浜、広島で開催し、合計685名の方々に参加いただき、参加者からは「地方でこういったセミナーはほとんどなくとても貴重な機会だった」、「講師のレベルが高く、いろいろな組織の話を聞くことができて本当に良かった」などの声が寄せられました。

裾野拡大の取り組み

「PARTNER」では国際協力に関心を持ち始めた、まだ国際協力経験のあまりな

い個人の方向けに簡易登録制度を2011年6月より開始しました。2012年3月末時点で合計2,800名が登録し、そのうち315名が国際協力人材登録者へとステップアップしました。

外部団体との連携強化

公益社団法人日本技術士会との連携を強化し、同会が主催する海外技術業務協力実務講習会(名古屋および東京の2回)で「JICA海外業務の概要、PARTNER利用促進について」講演を行いました。海外展開を希望する技術資格を有する会員が増加してきた同会と、専門性の高い人材のPARTNERへの登録促進を望むJICAとのニーズが合致して実現した連携で、PARTNERを使った同講習会の広報と、PARTNER登録者向けの割引価格での講習受講等の対応により、同講習会への参加者が増え、Win-Winの関係を構築しました。

東日本大震災への対応

PARTNERでは東日本大震災復興支援に対応すべく、復興支援活動に参加を希望する個人の方々と、復興支援に乗り出したPARTNER登録団体とを結び情報の提供を行う「震災に関するPARTNER掲

載情報」コンテンツを2011年3月25日から掲載してきました。2012年3月末時点で約200件以上の復興支援関係の求人情報を掲載し、被災地で活躍できる人材確保に貢献しています。

生まれ変わったPARTNER

PARTNERは設置当初の趣旨に立ち返り、国際協力活動における「量」「幅」「質」すべての拡大に向けてよりいっそうの貢献を果たすため、今後数々の施策を実施していきます。その皮切りとして、2012年6月ウェブサイトをリニューアルしました。

新たなPARTNERサイトでは、従来の各種機能に加え、

- ユーザーのニーズに応じた「マイページ」機能の提供
- 海外展開を考えている中小企業等を対象とした、国際協力人材の情報閲覧・オファーが可能となる「簡易登録団体」の創設
- 自己学習型研修動画コンテンツの提供などの機能・サービスが加わりました。

災害緊急援助

タイムリーで心のこもった
支援を被災者へ

人的、物的な緊急援助活動

JICAでは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に応じて、日本政府が決定した緊急援助活動を実施しています。JICAが実施する緊急援助には人的支援と物的支援があり、人的支援としては、国際緊急援助隊(Japan Disaster Relief Team: JDR)として、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊を派遣します。物的支援としては、緊急援助物資の供与を実施しています。



救助活動を行う救助チーム隊員

世界各地に物資を備蓄、迅速に対応

緊急援助物資を被災地へ迅速、確実、大量に供与するには、事前に物資を調達して、少しでも災害現場に近いところで適切に備蓄しておく必要があります。このためドイツ(フランクフルト)、シンガポール、米国(マイアミ)にJICAの緊急援助物資を備蓄しているほか、世界食糧計画(WFP)と2011年に締結した覚書に基づき、WFPが運営する国連人道支援物資備蓄庫(United Nations Humanitarian Response Depot: UNHRD)を使用しています。備蓄物資はテント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布、ポリタンク、簡易水槽、浄水器、発電機の8品目で、これ以外の物資が必要となる場合は、他の援助機関などがUNHRDに備蓄している援助物資を用いたり、被災国などで物資を調達することもあります。



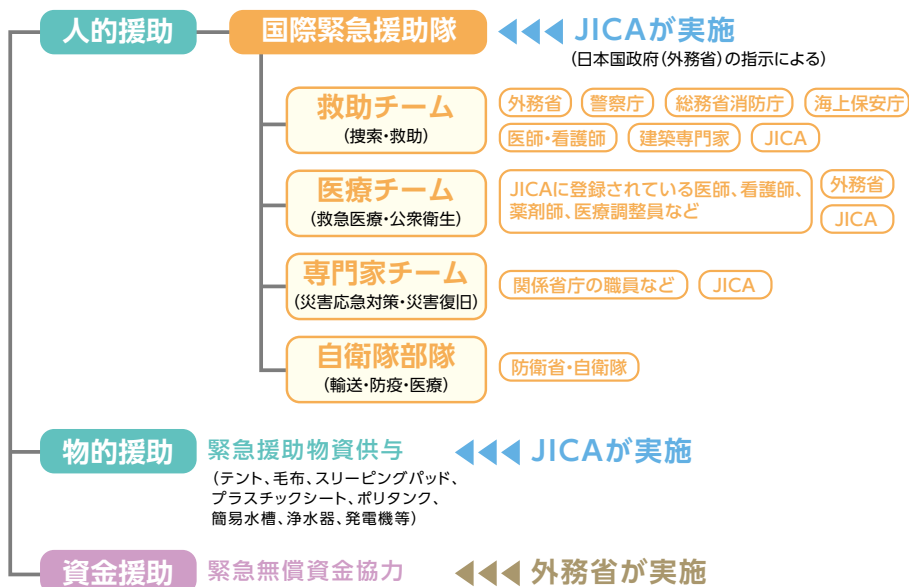
患者にマラリア検査を行う医療チーム隊員



緊急援助物資の引き渡し

干ばつ被害によって国外に逃れたソマリア難民を受け入れたケニアとエチオピアへの緊急援助物資供与の際には(8~9月)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の協力を得て、ニーズ調査、物資の受け取り、難民キャンプへの輸送、配布を行いました。

日本の国際緊急援助体制



2011年度緊急援助実績 (2011年4月～2012年3月 計24件)

No	支援時期	被災国・支援国	災害区分	援助区分	物資供与額/派遣人数	供与物資	
1	2011年	5月	アメリカ合衆国	竜巻	物資供与	約1,000万円	毛布、プラスチックシート
2		5月	ナミビア共和国	洪水	物資供与	約1,200万円	毛布、簡易水槽、プラスチックシート、浄水器
3		8月	ロシア連邦	石油精製工場火災事故	専門家チーム	火傷専門家2名	
4		8月	ケニア共和国 (ソマリア難民支援)	干ばつ	物資供与	約5,000万円	テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布、ポリタンク、簡易水槽、発電機
5		9月	エチオピア連邦民主共和国 (ソマリア難民支援)	干ばつ	物資供与	約4,000万円	テント、発電機
6		9月	パキスタン・イスラム共和国	洪水	物資供与	約3,500万円	テント、浄水タブレット
7		10月	カンボジア王国	洪水	物資供与	約2,500万円	テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器
8		10月 12月	タイ王国	洪水	専門家チーム	上水道専門家4名	
9	専門家チーム				地下鉄専門家2名		
10	専門家チーム				空港専門家2名		
11	専門家チーム				排水専門家等51名		
12	物資供与				約3,000万円	テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機	
13	物資供与				約2,500万円	救援ボート用船外機、ライフジャケット、仮設トイレ、水タンク	
14		10月	ツバル国	干ばつ	物資供与	約800万円	海水淡水化装置の補修用品
15		10月	エルサルバドル共和国	豪雨	物資供与	約1,500万円	スリーピングパッド、毛布、発電機
16		10月	ホンジュラス共和国	豪雨	物資供与	約1,300万円	スリーピングパッド、毛布、ポリタンク、浄水器
17		10月	トルコ共和国	地震	物資供与	約3,000万円	テント
18		10月	ミャンマー連邦共和国	洪水	物資供与	約1,000万円	浄水器、発電機、テント、毛布、スリーピングパッド
19		10月	ニカラグア共和国	豪雨	物資供与	約800万円	浄水器、ポリタンク、発電機
20		10月	ベトナム社会主義共和国	洪水	物資供与	約2,000万円	簡易水槽、ポリタンク、発電機
21		12月	フィリピン共和国	台風	物資供与	約2,500万円	簡易水槽、発電機、プラスチックシート、テント、毛布、スリーピングパッド、ポリタンク
22	2012年	1月	フィジー共和国	洪水	物資供与	約1,800万円	テント、プラスチックシート、ポリタンク
23		2月	モザンビーク共和国	サイクロン	物資供与	約1,900万円	ポリタンク、発電機、毛布、テント、プラスチックシート
24		3月	コンゴ共和国	弾薬庫爆発事故	物資供与	約1,000万円	毛布、テント

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

事例

タイにおける洪水被害

国際緊急援助隊初の排水ポンプ車チームの派遣

2011年7月下旬から降り続いた豪雨により、タイ王国のチャオプラヤ川流域で50年に1度といわれる大規模な洪水が発生し、死者約700名、被災者約500万人の人的被害が出たほか、工業団地や農地を含む約16,000km²が浸水したことにより、大きな経済的被害もたらされました。

JICAは10月上旬から中旬にかけて2回にわたり、合計約5,500万円の予算を投じて緊急援助物資の供与を実施しました。その後、バンコク首都圏まで浸水被害が拡大し、主要インフラへの影響が懸念されたため、10月下旬から11月上旬にかけて、JICAが実施してきた技術・資金協力を通じて現地事情を熟知した方々を中心とする地下鉄、空港、上水道の専門家チーム計8名を派遣し、洪水時の主要インフラの運用・維持管理についてタイ側関係機関に助言を行いました。

また、広大な冠水地域の早期復旧を支援するため、国土交通省や民間企業の専門家等からなる排水ポンプ車チーム(のべ51名)を派遣しました。チームは東日本大震災の津波被害でも活用された国土交通省所有の排水ポンプ車10台を用い、タイ工業省との協力の下、工業団地、住宅地、大学、農地等で排水作業が順調に行われました。排水作業が順調に進んだのは、タイ工業省の職員や現地作業員、そして地域住民の多大な協力があってこそのものでした。11月19日から12月20日までの32日間で、排水量は東京ドームの容積約6.5杯分に当たる810万m³、排水面

積は東京ディズニーランドの約100倍にあたる約5,151万m²にも及びました。

タイ側のニーズに柔軟に対応したこの専門家チームの活動によって、住民生活の正常化のみならず、世界経済への影響が大きく懸念されていた工業団地での生産の早期復旧に寄与することができました。



排水ポンプ車の前で手を握るタイの関係者と日本の排水専門家

開発パートナーシップ

世界中の援助機関と協調し、
開発効果のスケールアップを目指す

近年の課題

21世紀に入り、日本をはじめ各国ドナーおよび国際機関(以下、ドナー)はMDGsという枠組みで貧困削減への取り組みを強化し、「モンテレー開発資金国際会議」(2002年)や「ドーハ開発資金国際会議フォローアップ会合」(2008年)ではMDGs達成に必要な開発資金の確保が国際的に確認され、グレンイーグルス・サミット(2005年)以降は、ドナーによる援助の大幅な増額が合意されてきました。また、MDGs達成には援助の質を高めることも求められ、「援助効果向上にかかるパリ宣言(パリ宣言)」(2005年)によって援助効果の議論が高まり、「アクラ行動計画」(2008年)以降は具体的な取り組みが加速されました。

しかし、ドナーによる開発援助の取り組みはさまざまな点で変化が起きています。MDGs国連首脳会合の成果文書(2010年)によると、MDGs達成に向けた状況は国によって進展が一樣ではなく、さらなる取り組みが求められています。またMDGsに加え、近年は貧困削減に対する経済成長の役割やあり方、紛争・脆弱国支援、気候変動、食糧安全保障、アラブの春を契機とした雇用の創出、防災への取り組みなど開発課題はグローバル化、多様化しています。

リーマン・ショック以降、OECD/DAC加盟国の援助額はほぼ横ばいであり、限られた資金をさまざまな開発課題に充てるため、ドナーは開発成果の発現と効果測定など説明責任への取り組みがいつそう求められています。パリ宣言の総括となった「釜山パートナーシップ・ドキュメント」(2011年12月)では、開発課題の多様化、新興国や民間企業など開発主体の広がりといった新しい援助構造への対応や、援助効果の測定よりも開発そのものの成果を重視するといった、新たな議論が展開されました。

近年は民間企業や財団、NGO、新興国が開発援助において欠かせない役割を担っており、このように開発援助に参画する主体の多様化や援助のあり方について、G20など国際会議でも頻繁に取り上げられるようになりました。援助を取り巻く世界的な環境の変化を把握し、国際会議における情報収集や発信を強化すること、またドナーとの事業連携や知的貢献を進めることは、開発援助を進めるうえでとても重要です。

JICAの対応

2015年のMDGsの達成期限まで4年を切っており、徐々に2015年以降を念頭においた議論も高まっています。JICAは「MDGsフォローアップ会合」(2011年6月)を日本政府等と共催するなど、事業の経験と知見の共有を通じて、ポストMDGsの議論に参画しています。

戦略的に連携および協力して効果的かつ効率的に支援を行い、事業効果のスケールアップを図るため、JICAは従来から欧米ドナー国や国際機関とも緊密なパートナーシップを構築しています。世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行については、年次総会への参加や相互訪問を通じて、開発課題や地域別・国別の援助に関する包括的な協議を実施し、援助戦略の共有により協調融資といった現場における具体的な連携が促進されるなど、効果的かつ効率的な援助の実施につながっています。また、開発経験や知見の発信として、ADB総会では気候変動セミナーをADB、フランス開発庁(AFD)と共催し、IMF・世銀総会の公式セミナー「緊急援助と復興支援」には緒方理事長(当時)が登壇しました。世銀の世界開発報告書2011年(紛争、安全保障と開発)の作成においては副理事長(当時)が諮問委員を務め、JICAが推進する人間の安全保障に関する知見を提供しており、さらにJICA研究所の調査研究と合同で報告書の発表セミナーを公開しました。同報告書2012年(ジェンダーと開発)についても作成段階からJICA研究所が関わるなど、質の高い議論に貢献しています。

国際通貨基金(IMF)とも新たなパートナーシップを開始しています。アジアの低所得国の財務省や中央銀行の幹部を交え、JICA-IMF合同セミナーを初めて開催し、マクロ経済運営の安定、インフラ投資と金融セクター開発のあり方について議論しました。IMFとの対話と情報共有はJICA自らの事業戦略強化にもつながります。

国連機関や欧米のドナーとも連携しています。国連開発計画(UNDP)とは定期協議のほか、毎年南南協力局長級会議を共催し、ドナー国・新興国・途上国とともに、南南協力・三角協力に関する知見の共有促進と発信の強化に努めています。UNDPが人間開発報

告書作成の過程で行うコンサルテーション会合を東アジアで初めて JICAの支援のもと開催し、各国の専門家が集い活発な議論が行われました。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) とは、従来から取り組んできた帰還民支援やホストコミュニティ支援分野での連携に加え、「アフリカの角」干ばつに際してケニアとエチオピアの難民キャンプ向けに JICA が緊急援助物資を供与し UNHCR が配布する新たな連携に取り組んだほか、チュニジアとコートジボアールに支援プログラム計画作成のための合同調査団を派遣しました。

アメリカとは「アフリカの角」干ばつ対策、フランスとは気候変動対策プログラムローンへの協調融資、ドイツとはアフリカの水分野での連携などを、両機関トップや事務レベルの協議を通じて、推進しています。

JICA は 2011 年 9 月に発足した 19 の二国間・地域開発金融機関による相互協力のためのネットワーク (International Development Finance Club: IDFC) に加盟し、運営委員を務めています。気候変動対策ファイナンスにおける二国間・地域開発金融機関の実績や今後の取り組み方針について、COP17 等の国際会議で共同発信に取り組んでいます。

2011 年には新たに国連パレスチナ難民救済機構 (UNRWA)、オーストラリア国際開発庁 (AusAID)、国際 NGO の BRAC や アガ・カーン開発ネットワークなどと、包括的な組織間業務協力協定を締結しました。

新たな協定の枠組みを活用して、組織間の共通の関心分野に相互補完的に協力することで、より質の高い支援を実現していきます。

新興国とのパートナーシップ

韓国が OECD/DAC に加盟し、「第 4 回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム (HLF4)」の開催国となり、また中国が初めて対外援助白書を発表するなど、新興国の援助提供国としての姿勢が明らかになっています。タイやブラジルなど、南南協力に取り組む国は増えており、これら国々の動向を抜きに援助の議論はできなくなりつつあります。長くアジア唯一の DAC ドナーであった日本の経済発展と援助国としての経験を背景に、JICA は新興国との対話を通じ、さまざまな援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を積極的に進めていく考えです。具体的には「第 1 回アジア開発協力会合」(2010 年、韓国主催)への参画に続き、「第 2 回アジア開発フォーラム」(2011 年 6 月)を日本政府と共催し、中国・韓国・タイの政府・援助機関、東南アジア諸国、欧米ドナーなどととも、アジアのドナーの役割やアジアの開発課題等を議論しました。また中国・韓国・タイの援助機関との定期協議や合同協議、相互訪問の機会を通じて、グリーン成長など昨今の開発課題への取り組みや個別の連携事業の推進など、パートナーシップを一層深化させています。

援助効果から開発効果へのパラダイムシフトを目指して

—韓国・釜山で「第 4 回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム (HLF4)」開催—

156 カ国の政府代表団と約 40 の国際機関や NGO などの首脳らを含む約 3,500 人が一堂に会し、効果的な開発援助のあり方などについて話し合う閣僚級の国際会合が釜山で開催されました (2011 年 11 月)。パリ宣言 (2005 年) とアクラ行動計画 (2008 年) の成果を総括し、南南協力・三角協力、官民連携、気候変動等、開発効果のさらなる向上を目指した新たな課題について議論され、新興国や NGO も合意した成果文書として「釜山パートナーシップ・ドキュメント」が採択されました。

途上国が自国の開発経験を基に他の途上国を支援する南南協力で、先進国や国際機関と、支援を行う途上国が連携

して支援を受ける途上国の発展・開発のために行う三角協力は、各国・地域経済間の社会・文化的背景の類似性や、新興国をはじめとする中所得国の経済成長を主たる背景に、先進国から途上国に対する伝統的な援助を量的・質的に補完するアプローチとして、重要課題のひとつとして高い注目を集めています。本会合やセミナーの開催を通じて、日本がコンボプラン加盟時から南南協力を実践、蓄積してきた知見を紹介し、南南協力・三角協力の教訓とよりいっそうの推進の重要性を訴えました。

開会式には議長国 (韓国) の李明博大統領、国連の潘基文事務総長などが出席し、米国のクリントン国務長官が務め

た基調スピーチでは、中国やブラジルなど新興国との協働の重要性を指摘し、日本とブラジルによって開始されたモザンビークへの農業開発に関する三角協力のプロジェクトが、具体的な優良事例として紹介されました。

本会合は、先進国による途上国援助とその効果 (援助効果) というこれまでの枠を超え、幅広い主体による開発への参画とその成果 (開発効果) を重点としたことが注目されます。



第 4 回ハイレベル・フォーラム

広報活動

JICAは、本部をはじめ日本全国にある国内拠点と世界中の海外拠点を通じ、国内外の方々へ幅広く積極的な広報活動を行っています。

広報戦略と実績

国際協力に対するいっそうの理解と参加の促進のため、JICAは、国際社会の抱える課題や国際協力を通じた取り組みと成果、さらには日本との関わりなどの情報を、一般の方々および研究者やメディア・企業関係者等、さまざまな方々の興味・関心に応える形で積極的に発信しています。

一般の方々向けには「イシュー広報」を強化しています。具体的には、開発途上国を取り巻く課題は何なのか、その解決にどのような意義があるのか、解決に向けてどのような取り組みがなされ、どのような結果につながったのか、具体的事実を中心にヒューマンストーリーも交えながら、ウェブサイト等を通じて発信しています。広報誌「JICA's World」では、世の中の流れや国際会議のタイミングを踏まえて、特集を組んでいます。



JICA's World



JICA's World スペイン語版

2011年度はウェブサイトの改善を行いました。トップページに掲載する内容をお知らせと読み物とで分けたり、ターゲット別の入口を用意することで、よりわかりやすいサイトにしました。また個別事業を写真付きで紹介する「ODA見える化サイト」の掲載件数を大幅に増やして、JICA支援事業の内容をわかりやすく公開しています。さらに、日本のビジネス層への情報発信を強化するため、ビジネスパーソン向け情報配信サイトと協力したイラク特集を実施。イラクの現状と課題、



JICA ウェブサイト



ODA 見える化サイト

日本の支援の状況、日本企業進出の可能性を、動画を交えながら紹介しました。

報道メディア向けには本部や国内外の拠点から、タイムリーなプレスリリース発信を行っているほか、メディアの関心の高いテーマを取り上げた記者勉強会を開催し、最近の支援の動向などについて情報提供しています。また、国内および海外の報道メディア向けに、途上国における協力事業や日本で実施している研修の現場を実際に見ていただく機会も提供しています。海外メディア向けとして、2011年度は、自然災害に見舞われるリスクが高い地域から9カ国のメディア関係者を日本に招き、防災・災害復興の取り組みを紹介するとともに、東北の被災地へ案内し、東日本大震災の被災状況と復興の様子も合わせて取材してもらいました。

メディア、学界、経済界などのオピニオン・リーダー層に対して、日本の国家運営における国際協力の意義と重要性を伝えるべく、日本経済への寄与、震災から



被災地で地元住民に話を聞くメディア関係者

の「開かれた復興」の実現、国内外の課題の一体的考察をテーマに「JICA's World」の特別号を発行しました。

2010年度に開始したツイッターでは、専門的な内容から気軽に参加できるイベント情報まで幅広く発信しています。

海外への情報発信については、ウェブサイトや英文広報誌などの活用を強化しています。2011年度は英文版「JICA's World」の中南米特集を、スペイン語とポルトガル語に翻訳し、広く配布しました。

国内拠点・海外拠点の広報の取り組み

国内拠点、海外拠点でも2011年度は以下のようにさまざまな広報の取り組みを行っています。

エジプト事務所：古代エジプトの文化遺産を守る

JICAは、老朽化したカイロ考古学博物館に替わる、大エジプト博物館の新設を支援中です。ツタンカーメン王のマスク計測時には多くのメディアからの取材に対応したほか、保存現場での支援活動を写真入りで紹介したり、ツタンカーメンコーナーでは同博物館で初めて、日本語説明を表記し、世界各国からの観光客に日本の支援をPRしています。



ツタンカーメン王のマスクとJICA専門家

JICA沖縄：センター設立25周年広報

25周年を機に、「県民の国際センター」となることをコンセプトとし、これまで培ってきたメディアとのネットワークを最大限活用した戦略的広報を展開しました。地元テレビ番組への積極的な取材協力や、県内メディアとの意見交換会を実施した結果、イベントの動員数やメディア露出の増加につながりました。

高橋尚子さんが JICAオフィシャルサポーターに就任

JICAオフィシャルサポーターとは、開発途上国の抱えるさまざまな課題解決に協力しているJICAの活動を、著名人を通して広く市民に知ってもらうための制度。テニスプレーヤーのクルム伊達公子さん、元サッカー日本代表の北澤豪さんに続いて、2011年9月、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが、3人目のオフィシャルサポーターに就任しました。



就任記者会見で抱負を語る高橋さん

就任後、初めての途上国視察で高橋さんが訪れたのは、民主化の動きが加速するミャンマー。急速な経済成長が期待される一方、障害者などの社会的弱者に対するケアが行き届かないミャンマーで、JICAが実施する聾者の社会参加促進や脳性麻痺患者等に対するリハビリテーション強化といったプロジェクトを中心に視察しました。

また、2011年度は、北澤豪さんもカンボジア、ラオスの2カ国を訪問。カンボジアに対する日本の地雷対策支援に加え、ラオスにおける不発弾問題の実態や除去作業の現場を視察しました。帰国後は、戦後60年を経過した今でも、依然として不発弾問題を抱える沖縄県で開催されたシンポジウムにスピーカーとして登壇。カンボジア、ラオス両国の被害状況などを報告するとともに、参加者に対し、国内外の共通の課題である不発弾問題に対し、市民の認識を高めてほしいと訴えました。



ミャンマーで現地の方々と交流を深める高橋さん



北澤さんはカンボジアで地雷対策を視察

情報公開

JICA では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）第二十二条に基づき、以下の案内をはじめウェブサイトなどで情報公開を行っています。

組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、役員の報酬・退職手当の支給基準、職員の給与および退職手当の支給基準等

業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期計画、年度計画等

財務に関する情報

決算公告等

組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価関連資料、監事監査報告、監事監査意見書、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書等

調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧等

関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況等

もっと詳しく調べる

JICA ウェブサイトから詳細をご覧いただけます。

情報公開について

[JICAトップページ](#) ▶ [情報公開](#)

URL ▶ <http://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

[JICAトップページ](#) ▶ [JICAについて](#) ▶ [概要](#)

▶ [個人情報保護制度](#)

URL ▶ <http://www.jica.go.jp/personal/index.html>

開示請求の件数 (単位：件)

請求区分	(参考)					計	
	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度		
郵送	4	20	8	27	26	85	
受付窓口	本部	13	13	24	46	25	121
	国内機関	0	0	0	0	0	0
他機関からの移送受付	0	0	0	0	0	0	
合計	17	33	32	73	51	206	

開示決定等の件数 (単位：件) ※ () 内の数字はJBIC承継分

処区分	(参考)					計	
	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度		
処理済	全部開示	1	3	5	11	16	36
	部分開示	14	20	24	54	30	142
	不開示	1	9	2	6(2)	4	22
	取下げ	1	1	1	0	1	4
他機関に全部移送	0	0	0	0	0	0	
合計	17	33	32	71	51	204	
JBIC承継分を含む合計				73			

注：1. この表は、受け付けた開示請求1件ごとのまたは他の機関から移送された事案1件ごとの処理状況を分類したものです。
 2. 「他機関に全部移送」とは、受け付けた開示請求事案を法第12条もしくは第13条に基づき他の機関にすべて移送したことで処理済としたものを示しています。1事案を分割して複数の行政機関に移送している場合も1件としてカウントしています。また、受け付けた開示請求事案の一部を他の行政機関に移送したものは、「他機関に全部移送」にはカウントせず、移送しなかった部分を1件として、「開示決定等の措置済」、「取下げ」又は「処理中」のいずれかに計上しています。
 3. 「取下げ」は、開示請求をいったん受け付けた後に、開示請求者から開示請求を取り下げる旨の申し出があり、その結果開示決定等を行わずに処理済となったものを指します。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求者が開示請求を取りやめたものなど、受付がなされていないものは対象としていません。
 4. 2008年10月1日、国際協力銀行の組織分離・統合に伴い、1件(処区分：不開示)を、株式会社日本政策金融公庫と連名にて処分を行いました。同1件は、上記の表には含まれません。

コンプライアンス

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と国民、国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、行政改革やODA改革等JICAを取り巻く環境の変化も踏まえ、法令、内部規程および社会規範に則した透明、公正な業務運営の確保がますます重要となっており、こうした適正な業務運営を徹底すべく、コンプライアンス態勢の強化が求められています。

こうした認識の下、JICAは、コンプライアンスを組織として取り組むべき経営の最重要課題のひとつと位置づけ、行動理念を上記のコンプライアンス・ポリシーとして定めて実践に努めています。

具体的には、独立行政法人通則法に基づく、監事による監査や会計監査人による監査に加え、理事長直属の内部監査担当部門として、他部門から独立した監査室が定期的に監査を実施し、JICAの業務が適正かつ効率的に遂行されるよう努めています。

また、法令、内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止に資することを目的とする事故報告制度と内部通報制度を設けています。加えて、コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的開催しています。これらを通じ、コンプライアンス・ポリシーを遵守・実現する態勢を整え、JICAの業務運営の公正性の確保を図っています。

さらに、JICAのコンプライアンス・ポリシー、遵守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

こうした基盤のうえに、JICAのコンプライアンスに係る組織的な態勢の定着を目的として、コンプライアンス委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、各年度のコンプライアンスに係る活動を進めています。

2011年度は、組織全体の重要リスクの識別、評価を行うとともに、本部・国内機関の各部署がコンプライアンス上の改善に係る事項を年間計画に記載し、各部署の課題に沿った取り組みを行いました。また、在外拠点ごとに当該国の法令や社会慣習など留意すべき事項がまとめられた各国版のコンプライアンス・マニュアルをもとに、各在外拠点においては、現地職員を含め、事務所員へのコンプライアンス研修を実施しました。

さらに、新たなコンプライアンス課題を含め、各役職員の業務の内容や役割に応じて、研修を実施するなど、各種の取り組みを通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

環境社会配慮ガイドライン

環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気、水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的住民移転、先住民族の権利の侵害など社会への望ましくない影響が発生する可能性があります。持続可能な開発を実現するためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、その回避または最小化のための方策や補填に必要なコストを事業の中に組み入れる必要があります。このように、環境・社会に掛かるコストを開発コストの中に内部化させる取り組みが「環境社会配慮」であり、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続、そして相手国などに求める要件を示した指針が「環境社会配慮ガイドライン」です。

現行の環境社会配慮ガイドライン(以下「ガイドライン」)は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の特性を踏まえつつ、JICAの旧ガイドライン(2004年)と「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)の体系を一体化したもので、2010年7月以降に要請のあった案件に適用されています*。

ガイドラインは、JICAのウェブサイト(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)から閲覧・ダウンロードいただけます。また、同ウェブサイトから、ガイドラインの英語訳、仏語訳、西語訳、そして「よくある質問集」などの資料もご覧いただけます。

ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れられないような影響をもたらすことがないよう、相手国による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行うことにしています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下のものが含まれます。

1. 環境社会配慮の確認

JICAは、プロジェクトの形成、実施の是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階において、相手国などによる環境社会配慮の確認を行っています。その

手続は、プロジェクトを環境社会への影響の度合いに応じて複数のカテゴリに分類する「スクリーニング」、プロジェクトの採択・実施を検討する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、プロジェクトの実施から完了後まで環境社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国などから提供される情報に基づき、環境社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じてA(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つの「環境カテゴリ」に分類します。その後、JICAは、各カテゴリに合った環境社会配慮手続を実施します。

環境レビューは、技術協力、有償資金協力、もしくは無償資金協力の事業実施の要請に対して行われます。環境レビューでは、相手国などが環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境社会影響や相手国などによる対応状況を確認します。特に環境カテゴリがAのプロジェクトについては、相手国などから提出された環境アセスメント報告書などに基づき、相手国などと協議を行い、プロジェクトがもたらす可能性のある正および負の影響について確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価するとともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行います。また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するなど、透明性の確保にも努めています。

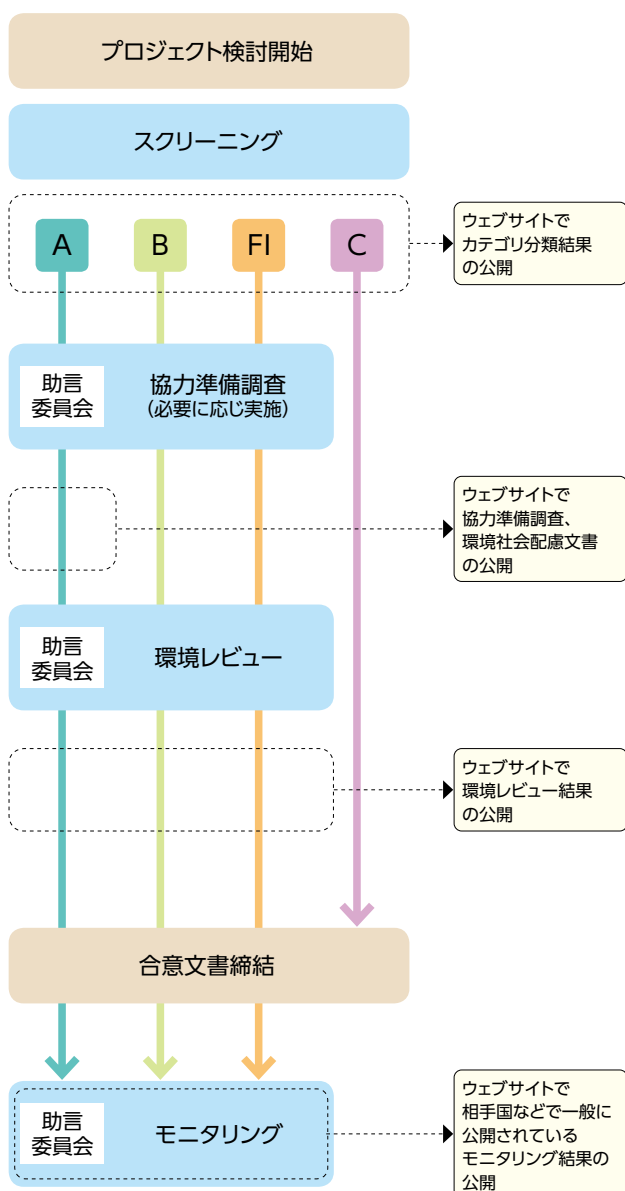
環境社会配慮のモニタリングは、相手国などによって実施されます。JICAは、プロジェクトが終了してからも一定期間、相手国などによるモニタリングの結果を確認し、その結果をJICAウェブサイトで公開します。また、問題が予測・確認された場合には、相手国などに対して適切な対応を促すとともに、必要な支援を行います。

* 2010年6月以前に要請された案件については、スキームに合わせて「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

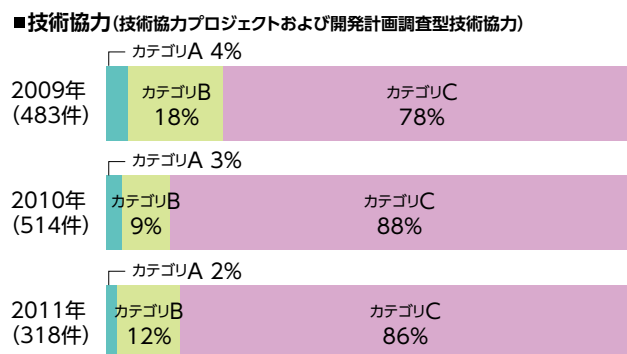
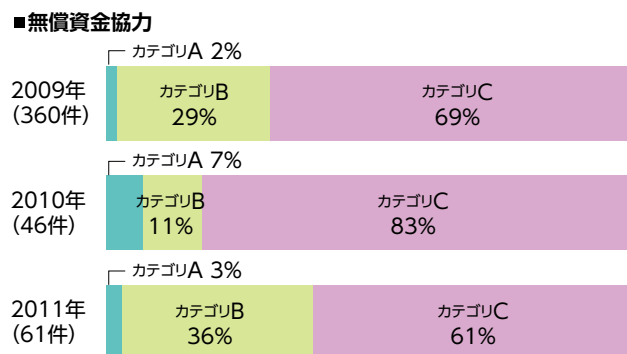
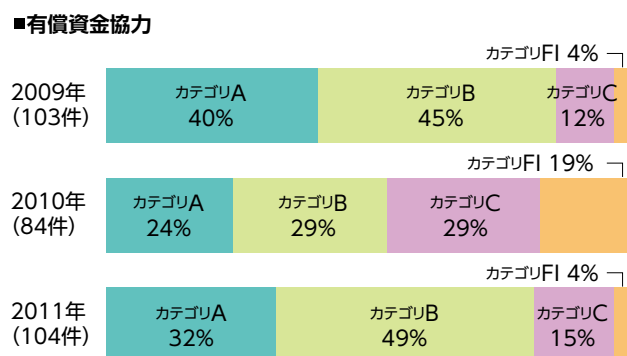
環境カテゴリ分類

カテゴリ	基準
A	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
C	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
FI	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される

環境社会配慮確認の手続き



JICA事業のスクリーニング実績と環境カテゴリの割合の推移



※ 件数は審査部が審査・スクリーニングを行った要請の数であり、年度内にJICAが採択・承諾した案件の数とは一致しない場合があります。

2. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国などが適切な環境社会配慮を実現できるように、さまざまな支援を行っています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「開発計画調査型技術協力」や「協力準備調査」、「詳細計画策定調査」などの枠組みの中で、相手国などによる環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、「円借款事業における環境社会配慮実務研修」をはじめとする研修事業や、カンボジアの経済財務省住民移転局を対象に実施された「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」など、技術協力による相手国などの能力強化も行っています。

さらに、日本国内の支援体制の強化のために、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修「実務者・コンサルタントのための新・環境社会配慮」の実施や、国別の「環境社会配慮プロファイル」の作成、世銀やアジア開発銀行の環境社会配慮担当者との協議・情報交換なども実施しています。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた24名の外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。また、必要に応じて臨時委員の任命も行っています。

2011年度には、委員全員が参集する「全体会合」を12回開催したのに加え、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討を行う「ワーキンググループ会合」を42回実施しています。

環境社会配慮助言委員会の委員、全体会合の議事録はJICAウェブサイトの「環境への取り組み」の中の「環境社会配慮助言委員会」で公開しています(<http://www.jica.go.jp/environment/advice/index.html>)。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。異議申立手続は、ガイドライン不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国の住民が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、JICAの事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守

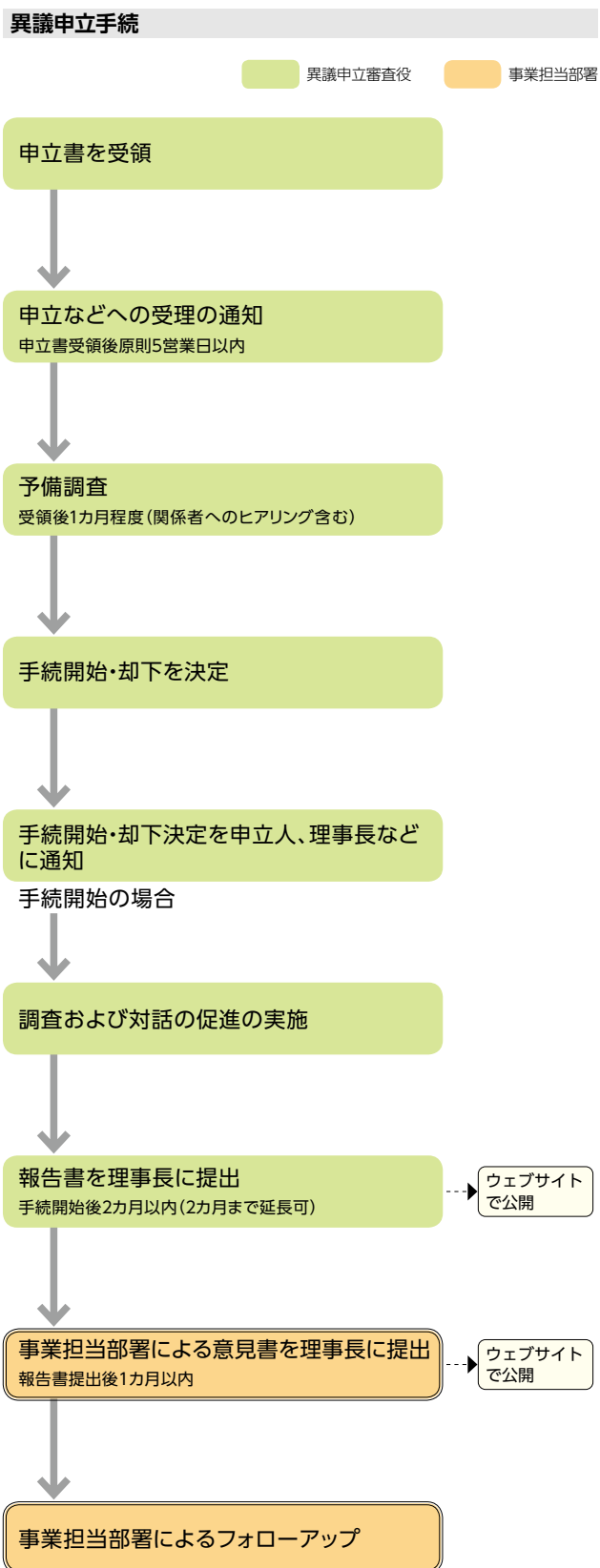
に関する事実関係を調査し、その結果をJICAの理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守から問題や紛争が生じた場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。2012年3月現在、次の方々に異議申立審査役を委嘱しています。

- ・安念 潤司 氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- ・原科 幸彦 氏
東京工業大学大学院総合理工学研究科
(環境理工学創造選考)研究科長・教授

異議申立に係る手続および年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)の中の「環境社会配慮」(和文)、および「Environmental and Social Considerations」(http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/index.html)の中の「Objection Procedures」で公開しています。2011年度に、異議申立の受領はありませんでした。



カンボジア「国道1号線改修計画」における住民協議



5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に係る説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮に係る情報の公開は、相手国などが主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、環境社会配慮ガイドラインに則って適切な方法で公開を行っています。例えば、2010年に改定されたガイドラインが適用された案件のうち、環境カテゴリがAのプロジェクトについては、環境アセスメント(Environmental Impact Assessment: EIA)の結果をJICAのウェブサイトで公開しています。

また、大規模な非自発的住民移転を含むプロジェクトについては住民移転計画(Resettlement Action Plan: RAP)を公開しています。その他にも、前出の環境社会配慮助言委員会の結果や、異議申立手続に関する情報をウェブサイトで公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」(<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>)の中の「環境社会配慮」をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和化

ガイドラインでは、JICAの事業における環境社会配慮について、世界銀行のセーフガードポリシー(世界銀行と相手国政府が遵守する環境社会配慮の要件を示したガイドライン)から大きな乖離がないことを確認し、また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、およびグッドプラクティス(優れた取り組み)を参照することと定めています。そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行うなどして、調和化を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議等に参加し、世界的な動向を把握するとともにJICAの取り組みを発信して、よりよい環境社会配慮の実現に貢献しています。

金融リスク管理

一般金融機関が業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。JICAは開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務における金融リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、JICAの有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保および適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。

JICAの業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクの把握、分析および管理の状況については以下に示します。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力業務では本質的なものです。有償資金協力業務が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大半を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク(外国政府等与信に伴うリスク)の占める割合が大きいために特徴となっています。

JICAでは公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

①信用格付

JICAでは、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当

金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付はJICAのリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

②資産自己査定

JICAでは信用リスクを管理し、償却・引当を適時適切に実施するため金融検査マニュアルを参照し、JICAの資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう、資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、および監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するにとどまらずJICAの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

③信用リスク計量化

JICA有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大半という、民間金融機関には例を見ないJICAのローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組みなどによる債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワッ

プ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

JICA有償資金協力業務では財政投融資資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAではオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正などにより発生するものとしています。なお、オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

海外での安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、そこから多くの一般犯罪が発生しています。また、政情が不安定でクーデターの可能性がある国や、長年、国の一部で内戦が続いている場合もあります。

内戦終結後も、政情が安定せず、治安上の問題の多い国で平和構築のために活動することが求められるケースがあります。さらに世界各地にはテロの危険性も現存しています。また、日本とは異なる交通習慣のなか、未整備な交通インフラや未熟な現地運転者による交通事故のリスクが高い国も多くあります。

JICAは、こうした状況下で活動を続ける関係者が、安全に生活し仕事ができるよう、安全対策と危機管理に力を入れています。

研修やセミナーの実施

JICAは、出発前の専門家やボランティア、随伴家族を含めた関係者に対し、安全対策に関する研修を実施しています。研修では、地域ごとの犯罪の特徴、住居の選び方、現地の人との接し方、貴重品の保管方法、ホールドアップやカージャック、銃器犯罪などに関し、防犯と有事の対応の観点から具体的な・実践的な指導・助言を行います。

また、任地に到着した時点で、JICA海外拠点より、最新の現地治安状況や防犯対策について国別の事情に特化したオリエンテーションを行っています。加えて、JICA海外拠点が中心になって、活動中の全JICA関係者による安全対策連絡協議会を年1回の頻度で開催しています。この協議会では、JICAからの現地安全情報の提供、関係者間の体験や情報の共有がなされ、同じ環境のもとに暮らし、仕事をする関係者同士が、日々工夫している安全対策の具体的なノウハウを交換して安全に対する意識を高めています。

専門的な安全対策アドバイザーの配置

JICAは、現地での安全対策を強化するため、その国の治安や安全管理に詳しい専門人材を「安全対策アドバイザー」として活用しています。安全対策アドバイザーは、日々の治安情報の収集とJICA関係者への発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の安全対策を実施しています。

現地の犯罪傾向を熟知した安全対策アドバイザーは、過去の日本人の犯罪被害の具体例も踏まえて、適切な安全指導を行っています。

また、JICA海外拠点のない国でも、現地の治安情報を収集するための人材を配置している場合があります。

緊急連絡網の構築

JICAは、各国で全関係者を網羅した緊急時の連絡体制を構築しています。連絡手段は、固定電話、地上波携帯電話、衛星携帯電話や無線があり、有事の際の迅速な情報伝達・安否確認などを想定して連絡体制を整備することを、安全対策の重要な柱にしています。

安全対策のための調査団派遣

JICAは、安全上特に懸念がある国に対しては、JICA本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の安全状況を確認しています。この現地調査の結果に基づき、国別の細かな安全対策措置を講じています。例えば、ひとつの国に対しても地域ごとの治安状況を分析して、JICA関係者の活動範囲を決定し、援助ニーズに応えるようにしています。

一般犯罪の多発している国へは、住居防犯、銃器犯罪対策などの指導のため、JICA本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への直接的な安全指導を行っています。

交通安全対策については、各種の指導マニュアルを作成してJICA関係者に配布するとともに、各国の交通事故発生状況を定期的に周知し、安全意識の醸成に努めています。また、現地からの要望などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しています。

防犯設備設置や警備員備上経費の負担

専門家やボランティアなどの住居の防犯設備の設置や警備員の備上、アラーム警備体制に関しては、JICAが経費を負担しています。例えば、防犯設備では、塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鉄格子の設置、鍵の付け替え、補助錠の取り付けなどの工事を必要に応じて実施しています。

24時間危機管理体制の実施

JICA本部は、通常の業務時間外となる平日の夜間や休日、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、対応できるよう待機体制を整え、365日24時間の緊急対応体制を取っています。

テロ対策

最近の懸念は、テロの可能性のある国・地域が増加してきていることです。また、近年の特徴は、国際テロ組織が起こす大規模な事件が増えていることです。これまで、中東・南アジア・アフリカなどで欧米権益などを狙ったテロが発生してきましたが、今後は日本人をターゲットにテロが起きる可能性も否定できません。リスクの高い地域で勤務するJICA関係者には、テロに巻き込まれないための具体的な注意事項を赴任前研修や到着後のオリエンテーションなどの機会にブリーフィングするなど、関係者の意識を高めてリスクを回避する努力を行っています。

復興支援地域などにおける安全対策

アフガニスタン、イラク、コンゴ民主共和国東部、スーダン(ダルフール地方)、南スーダン、パキスタンなどの紛争終結国、紛争が継続している地域でも、多くのJICA関係者が活動しています。JICAは、そうした地域で活動する他の援助機関や国連機関の対応を参考に、流動的な政情や治安状況を日々監視しつつ、行動地域の安全状況を精査し、無線や防弾車両などの必要な安全対策措置を施して事業を行っています。今後、JICAが平和構築分野や復興支援業務を増やしていくうえで、こうした安全対策のさらなる整備が不可欠です。

また、そうした活動では、誘拐、政変や暴動、テロなど予想不可能な事態もあり得ることから、潜在的な危機にいかに対処するかといった現場のノウハウが重要となります。そのため2003年から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)e-Centre(イーセンター)との連携により、国内・海外で「安全管理研修」(Security Risk Management Training)を実施しています。

業績評価制度

JICAは、独立行政法人として、業務の質および効率性の向上を図るとともに、透明性を確保しつつ公共性の高い業務を確実に実施することが求められています。

そのための仕組みとして、中期的な目標管理と第三者による事後評価の制度が「独立行政法人通則法」に定められています。外務大臣が定める3～5年の中期目標の下、JICAは中期計画と年度計画を作成し、各事業年度で中期目標期間中の業務実績、自己評価結果を取りまとめて、外務省「独立行政法人評価委員会」に報告することとなっています。報告を受けた外務省「独立行政法人評価委員会」は、JICAの業務実績を評価し、評価結果は外務省のウェブサイト上に公開されることになっています。さらに、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」は、外務省「独立行政法人評価委員会」を含む各府省の「独立行政法人評価委員会」が行った法人の評価結果について横断的観点から二次的な評価を行うとともに、中期目標期間の終了時には、法人の業務を継続させる必要性、組織、業務全般の見直しを検討し、主務大臣（JICAの場合は外務大臣）に対して勧告ができることとされています。

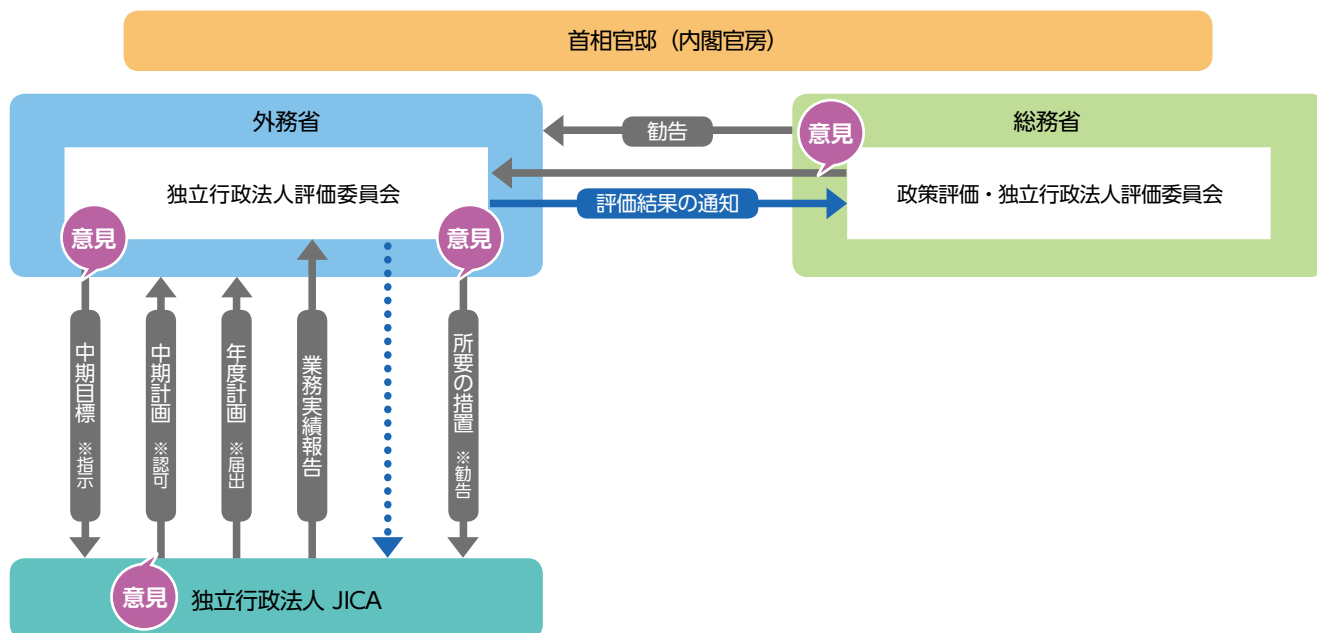
JICAでは、中期計画・年度計画の達成に向けて業務を実施し、半期ごとにその進捗状況のモニタリングを行うとともに、JICA内部において「業績評価委員会」を設置し、外部有識者の参画も得て、業務実績に関

する検討と審議を行い、業務の質の向上、効率化を図っています。これらのモニタリング結果は、外務省「独立行政法人評価委員会」と総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」による評価結果・勧告などとともに、業務に適切に反映することにより、不断の業務改善に取り組んでいます。

第2期中期計画（2007～2011年度）においては、組織・業務運営の効率化を前面に掲げつつ、統合効果の発揮を通じた事業の質および効果の向上を目指してきました。

2012年4月から始まった第3期中期計画（2012～2016年度）においては、JICAの事業実態に即した構成とし、事業面での取り組みがより評価されるよう、政府が開発協力の重点分野に掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題などや平和の構築などの課題への対応、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用するプログラム・アプローチの推進、事業構想力や情報発信力の強化、国内外の関係者とのパートナーシップの拡大を図るなど戦略的かつ効果的な事業の実施に向けた取り組みを前面に掲げています。また、組織・業務運営面や経費面の効率化についても引き続き取り組んでいくこととしています（「第3期中期計画」の概要はP.163を参照ください）。

独法JICAの業務運営と業績評価の枠組み



事業評価

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを活用した事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども反映しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによる評価を行っています。PDCAサイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

JICAの事業評価

1. プロジェクトのPDCAサイクルに沿った一貫した評価(図参照)

2. 援助スキーム間で整合性のある手法・視点による評価

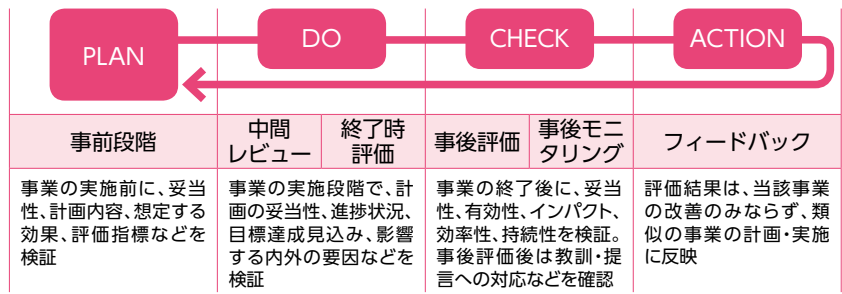
JICAでは、援助スキームの特性を考慮しながら、基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階の評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」(表参照)による評価、レーティング制度などの開発により、統一感のある評価結果を公表しています。

3. テーマ別評価による横断的・総合的な評価

JICAでは、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う「テーマ別評価」を実施しています。特定のテーマに沿ってプロジェクトを選定し、通常の事業評価とは異なる切り口で評価することによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

今後は、JICAが取り組みを強化している「協力プログラム」(開発途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組み)の進展に歩調を合わせ、協力プログラムを対象とした評価も実施していきます。

PDCAサイクル



4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を取り入れています。さらに事後評価結果等をJICAウェブサイトで公開することで、透明性を確保するよう取り組んでいます。また、外部者の視点が事業評価に反映される仕組みとして外部有識者で構成される事業評価外部有識者委員会から、評価の方針や評価体制、手法などに関する助言を得ています。

5. 評価結果の活用を重視する評価

JICAの事業評価は、プロジェクトの各段階の評価結果がPDCAサイクルの「Action」の質を高めるためのフィードバック機能の役割も担っています。対象プロジェクトの改善に関する提言、実施中あるいは将来の類似プロジェクトに対する教訓のフィードバックに加え、今後はJICAの協力プログラムや、課題別指針などのJICAの協力の基本的方針へのフィードバックをさらに強化していきます。また、相手国政府へ評価結果のフィードバックなどを行い、評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策等の上位政策に反映されるよう努めています。

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と効果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

業務改善への取り組み

JICAでは、組織業務改善に向けていくつかの取り組みを実施してきました。2008年10月のJICAと国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力部門の統合から実施してきたモニタリングとともに、2010年6月に外務省が発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」や政府による事業仕分け結果等を踏まえ、①援助の戦略性強化、②効率的な援助の実現に向けた取り組み、③国際社会におけるリーダーシップの発揮、④国民の理解と支持の促進、⑤JICAの組織能力の強化、⑥適正かつ効率的な組織業務運営の6項目について改めて詳細に検討し、今後の業務改善の取り組みの方向性を整理しています。

また、その実現に向けて以下の3つの施策を実施しています。

これらの取り組みを通じて、自律的・能動的に新たな価値創造を提供・発信することを目指します。

組織体制の改善に向けた取り組み

経営戦略機能の強化として、業務の絞り込みや新しい事業形態の開発等の事業企画と、それを実現するために必要な組織のあり方等に係る検討を行い、その結果に基づいて具体的な施策に着手しました。

東日本大震災を受け、震災に関する知識、技術情報等の収集、分析、蓄積、発信および提供等に対応すべく、東日本大震災復興支援室を立ち上げました。また、国際援助機関とのさらなる連携強化を図るべく、企画部内に国際援助協調室を設置しました。

現在、新JICA設立当初の35部・室・局体制から31部・室・局体制に再編されています。さらに社内文書の決裁プロセスの合理化、意思決定の迅速化、責任・権限の明確化、管理スパンの適正化を達成するための取り組みを推進しています。

コスト縮減・調達の競争性向上に向けた取り組み

事業仕分け等の結果も踏まえ、コストのさらなる削減と合理化、調達の競争性向上への取り組みを継続しています。

コスト縮減の取り組みの例としては、職員・専門家等の海外渡航の航空運賃をエコノミークラスを基本とすることや、競争入札による航空券手配が挙げられます。

また、調達の競争性向上の取り組みの例としては、競争性のない随意契約に対する第三者による網羅的な点検、定型的な事務処理に関する業務委託契約の一般競争入札化(総合評価落札方式)、応募要件の緩和(独自の登録制度の廃止、プロポーザルの作成負担軽減)、実施予定案件情報の前広な公開等が挙げられます。今後とも、独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針(2010年12月7日閣議決定)等を踏まえ、適切な見直しを行ってまいります。

在外機能の強化

在外機能の強化として、各海外拠点における体制強化や事業環境の変化に応じた海外拠点配置の見直し、加えて、本部による在外サポート体制の強化を進めています。また、在外の最前線への職員配置を推進しているところです。

ISOへの取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年4月1日に「環境方針」を公表し、環境マネジメントシステムの本格運用を開始しました。2005年度には本部を含む国内の全機関でISO14001の認証を取得しました。2010年度に認証を更新した後も毎年審査を受け、認証継続が認められています。

環境マネジメントのISO14001

ISO14001は、環境問題がきわめて大きな関心を集めていることを背景に、「環境マネジメントシステム」の構築・運用について、ISO(International Organization for Standardization: 国際標準化機構)が定めた国際規格です。組織活動によって生じる環境負荷を予防・低減し、環境によりよい影響を与える取り組みを、PDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)で継続的に改善していくことが求められます。

環境への取り組み

JICAは「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ▶ 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力事業の推進
- ▶ 気候変動に関する取り組み [▶P.96(地球環境・気候変動)を参照ください]
- ▶ 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和 [▶P.146を参照ください]

環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ▶ JICAの環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開
- ▶ 環境問題についての継続的な調査・研究の実施および提言
- ▶ セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA役職員、JICA業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ▶ 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進
- ▶ グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進

環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

URL ▶ <http://www.jica.go.jp/environment/index.html>

東日本大震災へのJICAの取り組み

JICAの知見・経験・ネットワークを生かして

未曾有の大災害となった東日本大震災に対し、JICAは公的機関としての責務を果たすとともに、緊急段階では、海外における災害緊急援助や防災分野等の協力により蓄積した知見、経験を国内で生かし、人材、ネットワーク、施設などを活用した支援を行いました。

また、復旧・復興段階ではJICAに東日本大震災復興支援室を設置し、部署・機関横断的な諸活動の調整、情報の集約・整理・蓄積を行い、組織一体となった効率的・効果的な取り組みを行っています。さらに、これまで日本国内の大規模災害から復興プロセスから得られる教訓を取りまとめ、また、JICAが開発途上国で支援した震災復興プロセス事例や教訓を取りまとめ国内外へ発信し、開発途上国支援へ活用できるよう努力をしています。

緊急段階

JICAは震災当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、首都圏の帰宅困難者対応、備蓄物資提供、JICA東京では透析患者受け入れ、留学生の宿泊提供など迅速な対応を行いました。また、JICA二本松を福島県の避難所として提供し、津波・原発事故からの避難者を受け入れるとともに避難者の支援を行いました。

さらに、日本政府が受け入れた国連災害評価調整チーム(UNDAC)に、活動拠点としてJICA東京の施設を提供したほか、JICAの要員を同チームの活動に参加させました。イスラエルの医療チームにも要員を同行させ、同チームの活動の調整に関する支援を行いました。JICAはこのように国際緊急援助活動の現場で培った知見とネットワークを生かし国際的な支援への協力を貢献しました。

復旧・復興段階

復興支援の経験を有する職員をNPOに出向させ行政・経済界・大学等とのさまざまな調整を担うとともに、JICA東北ではNGOに事務所スペースを提供するなどNGO・NPOを通じた復興への支援を行いました。

JICAは東日本大震災被災地での防災情報を分析し、その教訓を国際的な発信につなぐため大学と調査・研究を進めてきました。また、国際会議を通じ、海外・国内著名人・有識者の参加を得つつ、東日本大震災の教訓を日本国内のみならず、世界共有の問題としてグローバルに発信しています。

JICAはこれまでトルコ地震、スマトラ沖地震他約10年にわたり開発途上国での復興支援経験を蓄積しており、東日本大震災における復興の教訓を将来の復興支援協力をフィードバックしていきます。



JICAが被災地へ派遣している復興支援員



資料編

ブータン：体育の授業でバレーボールの練習をする子どもたち 【撮影：関 健作】

沿革	158	11-1. 円借款供与条件表	196
組織図	160	11-2. 円借款調達条件(承諾ベース)	199
役員一覧	161	11-3. 調達先の国籍別比率	199
予算	162	11-4. 外貨建調達部分における調達先の国籍別比率	199
中期計画・年度計画	163	11-5. 商品借款を除いた受注実績(調達先の国籍別比率)	199
1. 中期計画	163	11-6. 商品借款を除いた受注実績 (外貨建調達部分における調達先の国籍別比率)	199
2. 年度計画	171	12-1. 技術協力プロジェクト案件一覧 (2011年度新規R/D署名分)	200
事業実績統計	176	12-2. 無償資金協力案件一覧(2011年度実施分)	202
1. JICA事業実績の概要	177	12-3. 円借款案件一覧(2011年度新規L/A承諾分)	206
2. 国別事業実績	177	12-4. 海外投融资主要出資案件一覧(2012年3月末現在)	207
3. 地域別人数実績	187	財務諸表	208
4. 分野別技術協力プロジェクトの実施状況	189	1. 一般勘定	208
5. 分野別無償資金協力の実施状況	189	2. 有償資金協力勘定	216
6. 有償資金協力業務の概況(過去5年間の推移)	190	財務状況	224
7. 部門別円借款の承諾状況	190	1. 決算の動き	224
8. 円借款国別・地域別融資実績(2011年度)	191	2. 有償資金協力勘定の財務状況	228
9-1. パリクラブ合意に基づく債務救済措置にかかる 契約締結状況(2011年度)	192	国内拠点・海外拠点	232
9-2. 債権放棄実施状況(2011年度)	192	用語解説	234
10-1. 円借款の主な受注企業名 (2011年度本体契約・金額10億円以上)	193	事例索引	236
10-2. 円借款の主な受注企業名 (2011年度コンサルタント契約・金額1億円以上)	195		

沿革

1954

旧国際協力事業団・ 旧国際協力機構

1954年	1月	(財)日本海外協会連合会設立	1990年	7月	青年海外協力隊25周年で派遣隊員1万人突破
	4月	(社)アジア協会設立	1991年	1月	「評価ガイドライン」作成・発表
1955年	9月	日本海外移住振興(株)設立	1992年	9月	「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」作成・発表
1962年	6月	海外技術協力事業団(OTCA)設立		12月	「WID配慮の手引書」作成・発表
1963年	7月	海外移住事業団(JEMIS)設立	1994年	5月	研修員受入数10万人突破
1965年	4月	OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置	1995年	8月	「事業評価報告書」作成・発表
1974年	5月	「国際協力事業団法」公布	2000年	6月	青年海外協力隊2万人突破
	8月	国際協力事業団(JICA)設立	2001年	12月	「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
	12月	国際協力事業団業務方法書施行	2002年	6月	外部有識者評価委員会設置
1978年	4月	「国際協力事業団法」改正(無償資金協力実施促進業務の追加)		10月	情報公開制度開始
1983年	10月	国際協力総合研修所開設		11月	ISO14001取得
1986年	4月	国際緊急援助隊(JDR)発足			

旧海外経済協力基金・ 旧国際協力銀行

1960年	12月	「海外経済協力基金法」公布	1995年	3月	「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
1961年	3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、資本金54億4,400万円余で海外経済協力基金(OECF)設立	1996年	4月	開発政策・事業支援調査(SADEP)開始
	3月	業務方法書の認可を受け業務開始	1999年	4月	「国際協力銀行法」公布
1966年	3月	OECF初の円借款供与(対韓国)		9月	●「国際協力銀行法施行令」公布 ●「国際協力銀行法施行規則」公布
1968年	5月	法律改正(商品借款の追加)		10月	国際協力銀行(JBIC)設立
1980年	3月	第1回政府保証海外経済協力基金債券発行		12月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(1999年10月1日～2002年3月31日対象)」作成・発表
1987年	4月	援助効果促進業務(SAPS)開始	2001年	4月	円借款の事業事前評価制度導入
1988年	4月	案件形成促進調査(SAPROF)開始		9月	「行政コスト計算書」「民間会計基準準拠財務諸表」作成・発表
1989年	11月	「環境配慮のためのOECFガイドライン」作成・発表		10月	初の財投機関債発行
1991年	5月	「開発と女性」(WID)配慮のためのOECF指針作成・発表		12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
1992年	4月	案件実施支援調査(SAPI)開始			

	12月	「独立行政法人国際協力機構法」公布
2003年	9月	特殊法人国際協力事業団を解散
	10月	●独立行政法人国際協力機構設立 ●第1期中期計画作成・発表 (2003年10月1日～2007年3月31日)
2004年	4月	「JICA環境社会配慮ガイドライン」作成・発表
2006年	4月	JICA地球ひろば開設
2007年	4月	第2期中期計画作成・発表 (2007年4月1日～2012年3月31日)
	4月	寄附金制度「世界の人びとのためのJICA基金」開始
	6月	青年海外協力隊3万人突破

2002年	4月	●「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」作成・発表 ●「業務運営評価制度」導入 ●新たな「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2002年4月1日～2005年3月31日対象)」作成・発表
	10月	情報公開制度開始
2005年	3月	「業務運営評価制度に基づく中期的な業務戦略(2005年4月1日以降対象)」作成・発表
	4月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2005年4月1日～2008年3月31日対象)」作成・発表
	5月	円借款供与国数が100カ国到達
2006年	6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
2008年	3月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2005年4月1日～2008年3月31日対象)」の対象期間を半年間延長

国際協力機構

2006年	11月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
2008年	10月	●旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く)を承継 ●第2期中期計画の変更
2010年	4月	「新環境社会配慮ガイドライン」作成・発表
2012年	4月	第3期中期計画作成・発表 (2012年4月1日～2017年3月31日)

組織図

独立行政法人国際協力機構の組織図 (2012年9月1日現在)

職員数：1,842人



【→更新情報はJICAウェブサイトをご覧ください。】

国内拠点、海外拠点はP.232参照

役員一覧

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人、理事8人以内および監事3人
2. 役員の任期：同法第9条の規定により、理事長および副理事長の任期は4年、理事および監事の任期は2年
3. 役員の氏名、役職、前職等

2012年9月1日現在の役員情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日	前職
理事長	たなか あきひこ 田中 明彦	2012年4月1日	東京大学副学長
副理事長	どうみち ひであき 堂道 秀明	2012年4月25日	特命全権大使 経済外交担当
理事	こでら きよし 小寺 清	2010年4月1日(再任)	世界銀行・IMF合同開発委員会事務局長
理事	いちかわ まさかず 市川 雅一	2011年8月1日(再任)	経済産業省大臣官房審議官
理事	くろかわ つねお 黒川 恒男	2011年9月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構理事長室長
理事	わたなべ まさと 渡邊 正人	2011年9月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構総務部長
理事	あらかわ ひろと 荒川 博人	2012年4月20日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
理事	くろやなぎ としゆき 黒柳 俊之	2012年7月1日	独立行政法人 国際協力機構国際協力専門員
監事	いとう たかふみ 伊藤 隆文	2011年10月1日	独立行政法人 国際協力機構青年海外協力隊事務局長
監事	くろかわ はじめ 黒川 肇	2011年10月1日	有限責任監査法人 トーマツ東京事務所 パブリックセクター部マネージャー

(理事および監事は就任順)

【→更新情報はJICAウェブサイトをご覧ください。】

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2011年度および2012年度)

(百万円)

区分	2011年度	2012年度
年度計画予算 収入	147,039	147,296
運営費交付金(当初予算)	145,681	145,379
運営費交付金(補正予算)	△ 2,380	—
受託収入	1,512	1,553
事業収入	564	358
寄附金収入	9	5
施設整備資金より受入	1,596	—
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	57	—
国際協力機構法第35条資金(無償資金協力事業費)※	0	0
年度計画予算 支出	147,039	147,296
一般管理費	10,296	10,106
うち特殊要因を除いた一般管理費	10,238	10,106
業務経費	133,626	135,632
うち技術協力プロジェクト関係費	69,427	70,084
無償資金協力関係費	290	206
国民参加型協力関係費	16,852	15,383
海外移住関係費	337	333
人材養成確保関係費	550	368
援助促進関係費	8,039	11,134
事業附帯関係費	6,883	6,661
事業支援関係費	30,367	30,583
災害援助等協力関係費	880	880
施設整備費	1,596	—
受託経費	1,512	1,553
寄附金事業費	9	5
無償資金協力事業費※	0	0

注)本表はJICA平成24年度計画(2012年8月1日時点)の別表1(予算)の内訳を表したものである。別表1については「http://www.jica.go.jp/about/jica/pdf/nendo_24.pdf」を参照。
四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 無償資金協力の計画は閣議によって決定されるため、ゼロとしている。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2011年度および2012年度)

(億円)

		2011年度	2012年度
出融資計画	直接借款(円借款)	9,498	8,797
	海外投融资	2	3
	合計	9,500	8,800
原資	一般会計出資金	419	569
	財政投融资	4,380	4,270
	自己資金等	4,701	3,961
	うち 財政機関債	800	800
	合計	9,500	8,800

注)2011年度については補正後の計画。

中期計画・年度計画

1 中期計画

独立行政法人国際協力機構 第3期中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の平成24年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。

中期目標に示された開発援助を取り巻く情勢を踏まえ、政府から示される政府開発援助に関する政策及び方針に基づく事業を効果的に実施するために、機構は「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンとし、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善といった課題に対し、人間の安全保障の視点に基づき、開発途上地域の人々に包括的な支援を迅速に実施する。特に、東日本大震災で甚大な被害を受けた際、世界各国から多大な支援と連帯の表明を受けたこと、東日本大震災からの復興に向けて国を挙げて取り組まなくてはならないことを職員一人一人が胸に刻み、海外からの期待に応える協力を進めるとともに、開発途上地域に広く事業展開し、国内にも各地に拠点を有する数少ない公的機関である組織の特性を最大限に活かし、国内の課題や経験と海外の課題や経験をつなぎ、双方の課題解決に資する取組を行う。

機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、NGO、中小企業を含めた本邦企業、教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。

また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、開発援助に関する国際的な潮流を取り込むことにより、事業の実施に必要な分析や課題解決の能力といった面で組織の専門性をより一層高めていく。加えて、対外的な発信を強化し、国際社会のパートナーと連携を深めることにより、開発援助の世界において日本がリーダーシップを発揮する上で必要な知的貢献を行う。これらの取組を通じ、国際社会からの期待に応えるとともに、事業及び組織の透明性を高め、国内における市民をはじめとするさまざまな層の国際協力への理解、支持、共感及び参加を得る。

さらに、国内における独立行政法人全般及び機構の運営の在り方に対する厳しい指摘を真摯に受け止め、国民の負託に応えるために、組織・業務全般について不断の改善を自律的に行うことにより、より戦略的、効果的かつ効率的な業務実施を実現する。

中期計画を実施するに当たっては、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行うとともに、事業の特性を踏まえて、毎年度の

年度計画においてできる限り定量的かつ具体的に目標設定する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

(イ) 貧困削減(MDGs達成への貢献)

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差は正にも配慮して事業を実施する。

(ハ) 地球規模課題への対応

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

(二) 平和の構築

- 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
 - より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。
 - 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対応能力の向上プロセスを包括的に支援する。
 - 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- (i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー(中期目標期間終了までに50ヶ国程度)及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報(関連する知識・ノウハウ)を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

(ロ) 研究

開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。

具体的には、

- 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究

テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対応していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。

具体的には、

- 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ii) 有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

具体的には、

- 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良

案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

(iii) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(iv) 災害援助等協力

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。

具体的には、

- 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。
- 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

(v) 海外移住

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研

修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。

(vi) 開発人材の育成(人材の養成及び確保)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。

具体的には、

- 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。

(vii) 国民の理解と参加の促進

開発協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民へ伝えるため、機構は、効果的・効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組む。

(イ) ボランティア

ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成23年7月の海外ボランティア事業のあり方及び同年8月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し(「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」)の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODAの他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

具体的には、

- 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

(ロ) 市民参加協力

NGOや自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODAに対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、

NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

具体的には、

- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。
- 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGOや教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指すNGO等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

(ハ) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国ODAに対する理解を促進するとともに、マスメディアやNGO等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

(ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上)

成果重視への転換による援助の効果の明示、全てのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト(HP)等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例が失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODAに対する信頼を高める。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

具体的には、

- NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。
- 途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・

効率的な民間連携事業を推進する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。

具体的には、

- より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。
- 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。
- プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン(平成22年7月1日より施行)に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。

(ロ) 男女共同参画

開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。

(ハ) 事業評価

客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価(PDCAサイクル)を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODAの見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。

具体的には、

- 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。
- 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。
- プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。

(二)安全対策の強化

機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。

具体的には、

- 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。
- 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

(ホ)機構は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号。以下「機構法」という。)第40条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)組織運営の機動性向上

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。

具体的には、

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外

への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。

- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

(2)適正かつ公正な組織・業務運営の実施

機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。

(イ)契約の競争性・透明性の拡大

機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

具体的には、

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。
- 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
- 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。
- 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。

(ロ)ガバナンスの強化と透明性向上

機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用(モニタリングを含む。)により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。

- 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。
- 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。
- 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。
- 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人によ

る評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。

(v)国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。

(ハ)事務の合理化・適正化

実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。

具体的には、

- 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。
- 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。

(3)経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ)経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ)給与水準の適正化等

給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(地域・学歴勘案109.3(22年度実績))、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ)保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策

を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

3 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

(1)機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。

(2)機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円
有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。

大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成25年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

7 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を

を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	2,577
		計 2,577

(注)施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2) 人事に関する計画

機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。

機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。
- 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、

事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。

- 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別表1：予算

(単位：百万円)

区別		
収入	運営費交付金収入	709,640
	施設整備費補助金等収入	2,577
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	722,587
支出	一般管理費	49,988
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	662,405
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	2,577
	計	722,587

注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

注2)上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

注3)無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[人件費の見積り] 期間中、64,539百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

各事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

A(y)：運営費交付金

B(y)：物件費

C(y)：人件費

D(y)：特別業務費

E(y)：特殊要因

F(y)：事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費B(y)は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度における物件費} B(y-1) \times \text{効率化係数} \alpha \times \text{調整係数} \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の改変、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因 E(y)

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる経費の増減であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入 F(y)

各事業年度の事業収入F(y)は以下の式により決定する。

$$F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入} G(y-1) \times \text{収入係数} \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α ：効率化係数(0.986と仮定)

σ ：調整係数(1.00と仮定)

δ ：収入係数(1.03と仮定)

別表2：収支計画

(単位：百万円)

区別	
費用の部	720,656
経常費用	720,656
一般管理費	49,422
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
業務経費	662,405
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
受託経費	7,496
寄附金事業費	120
減価償却費	1,213
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	719,614
経常収益	719,375
運営費交付金収益	709,073
事業収入	1,472
受託収入	7,496
寄附金収入	120
資産見返運営費交付金戻入	1,162
資産見返補助金等戻入	52
財務収益	238
受取利息	238
臨時収益	0
純利益(△純損失)	△ 1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,043
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

別表3：資金計画

(単位：百万円)

区別	
資金支出	739,639
業務活動による支出	719,443
一般管理費	49,422
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
業務経費	662,405
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
受託経費	7,496
寄附金事業費	120
投資活動による支出	3,144
固定資産の取得による支出	3,144
財務活動による支出	4,087
不要財産に係る国庫納付による支出	4,087
国庫納付金による支払額	10,797
次期中期目標期間への繰越金	2,168
資金収入	739,639
業務活動による収入	718,967
運営費交付金による収入	709,640
事業収入	1,711
受託収入	7,496
寄附金収入	120
投資活動による収入	4,343
施設整備費補助金による収入	901
固定資産の売却による収入	647
貸付金の回収による収入	2,795
財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	16,239

注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

独立行政法人国際協力機構 平成24年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の中期計画に基づく平成24年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減(MDGs達成への貢献)

公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を目的としたMDGs達成への貢献に向けた保健、教育、水分野等における優良案件の形成及び実施を行う。

(ロ) 持続的経済成長

インフラ整備、投資環境整備(法・制度整備を含む。)等持続的経済成長の後押しとなる優良案件の形成及び実施を行う。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して案件を形成及び実施を行う。

(ハ) 地球規模課題への対応

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、優良案件の形成及び実施を行う。

(ニ) 平和の構築

緊急人道支援から復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行い、事例紹介を通じて機構の取組を対外発信する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ①「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂し、プログラム・アプローチ推進のための基盤を整備するとともに、同ガイドラインに基づきプログラム計画書を策定し、質の高いプログラム形成に努める。
- ②各プログラム・プロジェクトにおける事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底するとともに、成果達成状況の「見える化」を図る。
- ③事後評価結果等から得られた教訓を事業実施へフィードバックするよう、機構内で推進する。
- ④総合的能力開発(キャパシティ・ディベロップメント)を実施している優良案件の事例を収集し、関係者に共有することで意識向上を図り、キャパシティ・ディベロップメント案件の質の向上に努める。
- ⑤平成24年度の三角協力取組方針(仮称)を策定する。また同方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ①開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で34ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定

する。

- ②毎年度の事業方針に基づき、地域別事業方針を策定する。
- ③戦略的な事業を形成するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、課題や分野別の指針等の策定・更新を行いつつ、援助機関としての専門性を強化する取組を行う。
- ④現地ODAタスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO等との対話を通して得た知見や課題解決のための知見、経験、情報を共有する。

(ロ) 研究

機構が蓄積した知見を活用しつつ、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を推進する。あわせてワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ウェブサイトの充実等により発信を強化する。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ①人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な技術協力プロジェクトの案件形成・実施に努める。課題別研修は、新規又は更新される案件について、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づき形成・実施する。また、研修実施後の体系的レビューにより得られた教訓を抽出し、事業に反映する。
- ②平成23年度に改訂した「技術協力マニュアル」について内部アンケートを実施し、業務フロー及び執務参考資料との整合性を図りつつ必要に応じて改善を検討する。
- ③プロジェクトの事例研究を実施し、結果を活用して、プロジェクトマネジメントの質の向上を目的とした研修を職員、専門家等事業関係者に対して実施する。

(ii) 有償資金協力

- ①開発途上国の経済発展、経済的自立支援を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件形成・実施に努める。
- ②開発途上国のマクロ経済調査、債務持続性調査等を実施し、その知見を円借款事業の案件形成、審査や実施監理において活用する。また、機構職員の審査能力、実施監理能力向上のため、財務・経済的分析手法等の研修を実施する。
- ③円借款の更なる迅速化を可能とする制度見直し等、日本政府とともに開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- ④借入人の為替リスク軽減を含む方策等、我が国の政策的優先度が高く、かつ、開発途上国側のニーズにも合致した新制度につき日本政府と協議する。並行して、既存制度においても、必要に応じて業務フローや手続き等を見直し、執務参考資料やマニュアルに反映する。
- ⑤海外投融資については、パイロットアプローチの教訓を反映して、業務実施体制、リスク審査・管理体制を構築し、開発効果の高い新規案件の形成・実施に取り組む。

(iii) 無償資金協力

- ① 各国、地域の課題解決に資する案件を適正かつ迅速に形成・実施するとともに、案件形成・実施にかかる実績を集計・分析し、次年度の改善案を検討する。
- ② 無償資金協力の事業実施や開発効果の向上を図るために、職員向けの研修、調査及びマニュアルの整備を行う。
- ③ 無償資金協力案件の建築物・機材の仕様や工期の精査等、過去に実施した案件の教訓のフィードバックを行うための検討を行い、新規案件の形成や実施中案件の監理に適切に反映させる。
- ④ 無償資金協力事業への企業の参加を促進し競争性を拡大すべく、入札・契約等の制度改善や予備的経費の試行的導入の結果に係る分析(本格導入された場合には見直し・改善。)を行う。
- ⑤ 我が国の政策的課題に柔軟かつ的確に対応し、プログラム化推進のための取組や過去の案件の教訓に係るフィードバックを無償資金協力の制度に適切に反映させるべく、業務フロー及び手続の改善を行う。

(iv) 災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。
- ② 医療チームは、手術機能付派遣を含めた研修・機材整備を実施する。また、病棟機能等の技術検討を進める。救助チームは、災害援助に関する国際的な認定レベル維持のため各訓練の質の向上を図る。物資供与は、日本からの支援であることがより被災国に伝わるよう工夫しつつ、世界食糧計画(WFP)が運営する国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)活用も含め、供与状況と備蓄体制の適合性を把握し、迅速性及び費用対効果の最適化を図る。
- ③ 平時には国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)等の国際連携枠組に積極的に参画し貢献するとともに関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な情報共有・救援調整を図る。

(v) 海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収する。
- ③ 債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ④ 日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。
- ⑤ 日系社会における継承語教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ⑥ 海外移住資料館において、引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住・日系社会に関する資料の整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、地域等との連携強化などの取り組みを行う。なお、年間の来館者数を30,000人以上、年間の教育プログラム参加人数を1,894人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を113,182以上とすることを旨とする。

(vi) 開発人材の育成(人材の養成及び確保)

- ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。なお、国際協力人材センターウェブサイト「PARTNER」の新規人材登録者数を1,500名、新規登録団体数の65団体、情報提供件数の前年比200件増に取り組む。また、国際協力に携わる人材向けに登録・応募手続きを簡素化し、団体向けには、人材閲覧機能の向上を図り、利用団体の利便性の向上を実現する。
- ② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生インターンを、現行制度に基づき着実に実施する。なお、30名程度の受け入れに取り組む。

(vii) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 開発課題の解決に資する事業の実施を目的に、平成24年度の国別ボランティア派遣計画において、グループ型派遣を本格的に導入するとともに、開発課題に沿った案件形成を実施することにより、特にシニア海外ボランティアの開発ニーズへの合致率を向上させる。
- ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるために、ボランティア事業に関連した国際会議に参加し、国際機関等との協議等を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するために、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの充実及びシンポジウムの開催等に取り組む。
- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するために、ボランティアが作成する活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングを強化する。
- ⑤ また、国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するために、民間連携ボランティアを本格的に導入・実施するとともに、自治体及び大学との連携を促進する。
- ⑥ 選考及び訓練・研修方法の更なる改善として、シニア海外ボランティアの登録制度の改善及び二次選考(面接)の一部地方実施を導入する。また、25年度から新規導入する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練・研修プログラムを確定する。
- ⑦ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化するために、企業・自治体向け説明会の開催回数の拡大(年4回)や進路支援情報サイトの構築・運営等を行うことにより、帰国隊員の進路支援を強化する。また、帰国隊員による社会還元の好事例の収集及び発信を行うとともに、帰国後訓練等支援案を策定する。

(ロ) 市民参加協力

- ① NGO等が活動するために必要な事業対象国情報を、ウェブサイトにて更新する。
- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を実施し、案件開始後計画をレビューする実施計画協議を実施するとともに、終了時における評価の確実な実施に努める。

- ③ NGOと機構間の協議会等における草の根技術協力事業に係る協議の実施と協議内容から抽出された必要な取組の実施に努める。
- ④ 地球ひろばを通じて、所管地域で行われる多様な手作りの国際協力の試みに対し、支援サービスを提供するとともに、NGO、企業、市民等の情報受発信、ネットワーク化等のための機会を提供する。なお、これらの取組により、情報発信件数を1割増加させること、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを旨とする。
- ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。なお、これらの取組により、開発教育に関するJICAウェブサイトの充実によるアクセス数を100,000件以上とすること、開発教育に関する研修の実施実績人数を3,500人以上とすることを旨とする。
- ⑥ 国際協力に関わるNGO等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善を図る。

(ハ) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、開発途上地域における我が国ODAに対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭に、新しい媒体の活用等を含め、総合的な対外発信機能を強化する。

(ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上)

全てのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト等を通じ、「見える化」を徹底し、情報開示を強化する。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO等との連携強化を図るべく、引続きNGOとJICA間の連携協議会の開催を推進する。また、中小企業海外展開支援に資する事業において、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を実施することで、民間企業との連携強化を図る。
- ② 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化を目的とし、教育機関及び自治体との連携推進のための各種会議の開催拡充を図る。
- ③ 民間連携促進のための制度整備と着実な運用を実施するとともに、機構の民間連携に関する情報の対外発信、ニーズ把握の強化を図る。
- ④ 民間の知見が技術協力や資金協力で活かされた案件又は機構の支援が民間の事業化に繋がった案件の形成を促進する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助

潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。

- ② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を図る。
- ③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 本部と在外事務所職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。
- ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し適切な提言や教訓を得て、その活用をいっそう促進するよう取り組む。また、有益な教訓が引き出せるようなプロジェクトについては特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られた教訓を機構内部に広く提供する。
- ② 事業評価年次報告書をよりわかりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイト掲載数増加により、検索機能を充実させる。
- ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標設定及び教訓活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部へ広く情報共有する。

(二) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。
- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント及びコントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図るため、執務参考マニュアルの作成、対外説明用資料の整理及び各援助手法(技術協力・有償資金協力・無償資金協力)における事業段階別での制度的改善策の整理を行うほか、安全対策セミナーの実施や専門員等を派遣し助言等を行う。

(ホ) 主務大臣からの緊急の要請への対応

機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づき、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部のスリム化を含め、本部の組織体制の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。
- ③ 現地職員向けの研修強化や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- ④ 国内拠点については、広尾センターを閉鎖し他の施設への機能移転を行う。
また、大阪国際センターと兵庫国際センターの施設及び組織統合により、関西国際センターとして新体制での業務を開始する。さらに、札幌国際センターと帯広国際センターの組織統合により、北海道国際センターとして新体制での業務を開始する。
- ⑤ 民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップ強化(連携協定締結含む)を通じ、更なる拠点施設の利用を促進する。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を強化する。これらの取組を通じ、国内拠点の利用者数470,000人程度を目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。
- ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。
- ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定すると

ともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 内部監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ② 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ③ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。また、組織全体のリスクを統制するため、リスク管理に関連する各種委員会を定期的に開催し、会議の結果及びリスクへの対応につき、各部署にフィードバックする等の一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。
- ④ 引続き内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑤ 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に取り組む。
- ⑥ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を検討する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。
- ② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。
- ③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務(ローカルコンサルタント)調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。
- ④ 専門家等派遣手続きにおいて、更なる効率化が必要な課題を抽出するとともに、旅行制度及び派遣手当制度との関連性を整理する。また、派遣手続きの効率化に資する旅行制度・派遣手当制度のあり方を検討する。
- ⑤ 平成22年度に公表を行った「研修員システム 業務・システム最適化計画」に基づき、新たな「研修員システム」の導入・運用を開始することで、研修員受入手続きの効率化を図る。
- ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のため見直しを行い、それを踏まえたマニュアルの構築等を行う。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給さ

れる手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成23年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ)給与水準の適正化等

給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。

(ハ)保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方を継続検討する。

3 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

①財務内容の一層の透明性を確保する観点から、平成24事業年度財務諸表におけるセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進める。

②引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円

有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎34戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付又は譲渡する。広尾センターについては、処分の準備を進める。

6 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設・設備

国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。

(2)人事に関する計画

①評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を

適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。

②より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。

③職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。

④在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

①前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により前中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。

②前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫納付する。

事業実績統計

統計を見るとき注意

事業実績統計は、JICAが、2011年度に実施した事業について取りまとめたもので、その集計の方法と範囲は以下のとおりです。

1. 二国間の協力実績を地域別に集計する場合は、次の6地域としています。

- (1)アジア地域(中央アジア・コーカサス地域を含み、中東地域に該当する国を除く)、
- (2)大洋州地域、(3)北米・中南米地域、(4)中東地域(イラン以西、スーダンを除くサハラ砂漠以北)、(5)アフリカ地域(中東地域に該当する国を除く)、(6)欧州地域(トルコを含む)

2. 事業の形態は、人数実績に関しては次の5形態に分類しています。

- (1)研修員受入、(2)専門家派遣、(3)調査団派遣、(4)青年海外協力隊派遣、(5)その他ボランティア派遣

3. 技術協力にかかる分野は、次の10分野に分類しています。

- (1)計画・行政、(2)公共・公益事業、(3)農林水産、(4)鉱工業、(5)エネルギー、(6)商業・観光、(7)人的資源、(8)保健・医療、(9)社会福祉、(10)その他

4. 本誌に掲載していないその他の実績や、本誌に掲載した実績データなどに関する訂正または更新に関する情報は、適宜JICAウェブサイトに掲載しますのでご確認ください。

統計データにおける地域分類と国名表記について

地域分類(大分類)	地域分類(小分類)	国分類
アジア	東南アジア地域	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
	東アジア地域	大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、モンゴル
	南アジア地域	アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
	中央アジア・コーカサス地域	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大洋州	大洋州地域	オーストラリア、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北米・中南米	中米・カリブ地域	アンティグア・バーブーダ、英領モンセラット、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、プエルトリコ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル
	南米地域	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
	北米地域	アメリカ合衆国、カナダ
中東	中東地域	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
アフリカ	アフリカ地域	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧州	欧州地域	アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア
その他	国際機関等	
	全世界	2地域以上にまたがる協力

注)・2007年度以前の円借款実績については、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジアがアフリカ(サハラ以北)に、トルコは中東地域に区分。
 ・2007年度以前の技術協力・無償資金協力実績については、アフガニスタン、スーダン、トルコを中東地域に区分。
 ・各地域での国名の並び順は50音順としている。

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款 2011年度 実行額 (億円)	JICAの 無償資金協力 2011年度 (億円)**				
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)														
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊			他ボランティア			
					新規	継続	新規	継続	新規	継続			新規			継続	新規	継続	
2-1 アジア地域 (続き)																			
中華人民共和国	11.60	288.76	-781.70	2011	人数 3,746	89	514	64	23					15	50	1	9	348.17	4.42
				経費	961,663		1,788,746		101,542		251,736		23,168		139,450		29,627		
香港		0.20		2011	人数														
				経費					263										
マカオ				2011	人数														
				経費															
モンゴル	58.39	23.45	-6.25	2011	人数 254	8	242	15	123					21	55	6	25	11.11	44.64
				経費	287,376		879,861		222,621		93,630		4,615		176,849		100,731		
アフガニスタン	683.03	64.50		2011	人数 378	17	221	37	206	5									132.88
				経費	565,100		3,808,041		909,832		48,835		566,278						
インド	5.23	28.32	762.46	2011	人数 268	3	232	22	378	11				7	14			1,392.21	1.20
				経費	188,784		1,063,539		1,163,071		166,477		64,440		46,782		173		
スリランカ	24.81	32.77	110.23	2011	人数 422	11	173	19	133	3				20	46	3	4	356.88	17.88
				経費	256,468		747,559		633,385		29,228		32,903		130,934		13,764		
ネパール	51.29	23.42	-11.24	2011	人数 155	10	140	22	95	6				20	68	7	28	0.25	32.73
				経費	252,399		952,971		433,630		22,277		15,146		244,257		119,665		
パキスタン	265.48	27.69	169.26	2011	人数 175	6	82	17	272	7								131.00	33.58
				経費	245,401		617,411		855,692		109,035		100,174						
バングラデシュ	21.19	34.72	11.76	2011	人数 111	1	42	11	23					14	31	5	19	138.52	7.06
				経費	294,092		1,457,287		741,128		68,944		67,491		261,947		12,919		
ブータン	17.11	8.82	5.95	2011	人数 83	559	305,245		121,477		42,712		1,228		112,187		52,633	3.78	19.46
				経費	1,494		263		749				365		109				
モルディブ		2.31	2.24	2011	人数 26		1	1						10	24	1	2	1.11	
				経費	35,790		12,467						111,249		3,356				
アゼルバイジャン	4.94	1.11	99.54	2011	人数 27		2	0	4									58.25	2.60
				経費	37,975		1,075		55,628		3,786								
アルメニア	0.46	3.24	3.71	2011	人数 38		6	0	24	5								0.12	
				経費	61,195		19,401		128,506		2,354								
ウズベキスタン	9.37	11.61	-24.60	2011	人数 154	3	48	7	2					11	24	3	11	9.75	2.12
				経費	180,280		342,862		46,303		46,297		11,890		82,251		49,659		
カザフスタン	1.37	3.75	-26.64	2011	人数 86		11	3	4									11.51	
				経費	76,860		111,630		18,444		7,450		6,673						
キルギス	20.36	9.81	-0.37	2011	人数 89	1	30	14	48	6				8	35	2	9	2.292	
				経費	121,858		317,665		287,997		21,748		71,388		108,463		34,420		
グルジア	0.75	0.55	3.42	2011	人数 10		12	0										11.88	
				経費	13,706		16,628		29,629		3,250								
タジキスタン	18.09	4.35		2011	人数 383		11	6	6							1		29.68	
				経費	143,137		138,076		37,892		12,294		4,753		2,986				
トルクメニスタン	0.4	0.59	-2.74	2011	人数 23		0	0											
				経費	25,218				435										
オーストラリア				2011	人数														
				経費					9,661										
キリバス	2.25	1.59		2011	人数 12		0	1						5	7			4.31	
				経費	13,627		10,897		1,333				38,534						

2-2 大洋州地域

オーストラリア				2011	人数														
				経費				9,661											
キリバス	2.25	1.59		2011	人数 12		0	1						5	7			4.31	
				経費	13,627		10,897		1,333				38,534						

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款 2011年度 実行額 (億円)	JICAの 無償資金協力 2011年度 (億円)※					
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)															
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊			他ボランティア				
新規		継続		新規		継続		新規		継続			新規		継続					
2-3 北米・中南米地域(続き)																				
キューバ	0.48	4.25		2011	3.73	人数	23	2	34	1	5									
				経費	27,608	269,151	20,472	56,223												
累計	45.51	人数	737	145	270															
		経費	1,762,155	874,923	1,159,807	332,361	421,515													
グアテマラ	5.91	10.64	-1.37	2011	8.84	人数	142	6	33	13	10			9	39	2	6		7.93	
				経費	180,685	482,163	33,667	37,316	2,692	123,063	24,629									
累計	277.13	人数	1,781	606	1,715															
		経費	3,022,478	5,406,676	9,117,984	1,600,924	1,617,519	6,717,201	229,969											
グレナダ	8.36	0.12		2011	0.13	人数	5	1	0	0										
				経費	13,405															
累計	11.18	人数	110	5	95															
		経費	244,054	304,566	458,713	107,710	2,898													
コスタリカ	1.58	5.61	-10.50	2011	5.09	人数	88	3	16	7	22			5	19	6	19		8.53	
				経費	107,122	152,955	99,892	6,472	12,199	51,924	78,253									
累計	208.48	人数	1,781	479	855															
		経費	3,139,601	4,232,040	4,636,687	2,070,470	503,091	5,507,745	758,512											
ジャマイカ	0.32	2.19	-25.14	2011	1.49	人数	17	5	1	0	1			6	9	4	4			
				経費	57,823	7,665	3,657			45,516	34,576									
累計	85.14	人数	497	134	217															
		経費	1,205,249	1,564,060	759,502	810,896	503,588	3,329,811	340,608											
スリナム		0.03		2011	0.07	人数	4	0	0	0										
				経費	7,287															
累計	7.07	人数	85	8	66															
		経費	233,107	214,831	250,224	4,225	4,404													
セント クリストファー・ ネイビス		0.73		2011	0.28	人数	5	0	0	0	2									
				経費	15,412					12,254										
累計	3.59	人数	53	2	42															
		経費	124,943	6,262	142,263	18,710	66,923													
セントビンセント		0.69		2011	0.53	人数	2	1	0	0					9					
				経費	7,735	8,012	2,200		20	35,323										
累計	15.76	人数	121	12	78															
		経費	338,693	377,091	305,423	71,754	6,472	476,867												
セントルシア	0.12	1.90		2011	1.61	人数	10	2	1	2	6					18				
				経費	28,799	34,057	41,539			56,465										
累計	25.91	人数	149	16	95										120			9		
		経費	363,043	427,312	307,647	58,409	62,205	1,231,205	141,110											
ドミニカ	2.64	0.76		2011	0.59	人数	7	1	0	1					8					
				経費	14,732	15,287														
累計	14.45	人数	115	7	89															
		経費	272,385	322,647	324,430	155,620	24,534	345,208												
ドミニカ共和国	2.45	8.60	-17.36	2011	7.29	人数	65	3	18	7	19			6	22	7	27			
				経費	95,564	343,284	41,336	7,224	37,612	66,138	137,483									
累計	303.39	人数	1,662	577	1,200															
		経費	3,544,933	7,039,360	6,313,860	2,421,114	1,616,936	6,023,792	3,378,928											
トリニダード・ トバゴ		0.07		2011	0.06	人数	2	0	0	0										
				経費	6,225															
累計	32.70	人数	159	70	142															
		経費	380,691	1,829,002	633,859	413,255	12,937													
ニカラグア	10.35	9.01		2011	7.21	人数	91	5	26	16	12			12	37	7				
				経費	124,701	326,500	59,288	42,024	3,784	142,842	22,354									
累計	202.81	人数	1,449	442	1,075															
		経費	2,588,593	3,915,223	5,516,164	1,223,556	1,125,879	5,544,883	366,333										16.86	
ハイチ	17.74	4.50		2011	2.59	人数	38	2	4	1	32	1								
				経費	44,384	82,708	129,625	740	1,960											
累計	22.72	人数	343	46	221															
		経費	720,992	487,990	588,107	116,330	358,983												3.70	
パナマ	1.05	6.48	55.37	2011	4.64	人数	44	1	28	4	14			7	31	2	20			
				経費	46,848	214,890	1,401	21,870	2,063	92,943	83,765									
累計	279.45	人数	1,660	533	1,184															
		経費	3,244,652	7,340,458	6,493,588	3,971,916	1,170,644	4,361,684	1,361,918										52.03	
バハマ				2011		人数														
				経費																
累計	0.63	人数	22																	
		経費	48,655								14,135									
バルバドス		0.61		2011	1.64	人数	5		15	0	1									
				経費	9,255	147,158	7,541													
累計	12.59	人数	99		71															
		経費	215,413	697,305	50,511	138,292	157,028													
プエルト・リコ				2011		人数														
				経費																
累計	0.02	人数	1		1															
		経費	982	934							115									
ベリーズ	0.12	1.10		2011	0.87	人数	18		0	1				5	14	2	1			
				経費	18,478	11,021	1,658													
累計	16.79	人数	225	6	117															
		経費	356,449	47,419	21,975	92,850	43,185	1,083,243	33,707											
ホンジュラス	2.65	8.11		2011	7.83	人数	62		61	8	11	5		32	38	12	5			
				経費	75,359	268,418	71,269	74,349	18,920	216,497	58,529									
累計	395.71	人数	2,584	909	1,707															
		経費	3,157,672	8,693,090	8,792,000	4,069,904	1,271,494	11,814,567	1,772,350										4.76	
メキシコ	0.28	11.64	-63.99	2011	7.69	人数	116	37	79	9				1	2	16	6			
				経費	324,376	326,875	25,075	29,121	4,054	4,207	55,053									
累計	706.99	人数	6,316	2,120	2,572															
		経費	20,239,968	20,770,184	12,097,413	10,101,212														

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款 2011年度 実行額 (億円)	JICAの無償資金協力 2011年度 (億円)※		
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)												
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊			他ボランティア	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規			継続	新規	継続	新規	継続
2-4 中東地域 (続き)																	
サウジアラビア		1.67	-113.10	2011	0.42	人数 18	1	1									
				経費 9,732	25,113	7,063											
累計	208.74	人数 2,052	814	1,118													
シリア	9.02	12.02	-55.22	2011	5.25	人数 109	10	0	18	24	4			1	28	3	11
				経費 100,139	177,259	94,648	83,201	7,819	33,140	28,323							
累計	293.48	人数 2,376	661	1,409										568		112	
チュニジア	0.10	7.60	17.13	2011	7.91	人数 49	56	11	55					5	12	2	9
				経費 84,514	323,771	260,203	36,698	3,436	46,300	36,331							
累計	228.84	人数 1,191	422	1,151										338		147	
バーレーン		0.07		2011		人数											
				経費													
累計	13.64	人数 241	30	5													
パレスチナ	51.03	10.25		2011	8.48	人数 174	1	27	9	49							
				経費 95,069	408,540	260,897	71,913	12,055									
累計	90.14	人数 3,972	229	467													
南イエメン				2011		人数											
				経費													
累計	7.05	人数 29	12	56													
モロッコ	0.98	10.74	18.21	2011	9.13	人数 49	18	8	29	2				36	40	12	17
				経費 90,761	203,551	226,166	19,767	34,519	217,971	119,838							
累計	333.37	人数 1,320	435	1,812										912		102	
ヨルダン	2.21	13.86	-129.16	2011	9.23	人数 101	3	9	14	41	4			23	42	10	12
				経費 113,353	256,091	278,291	24,000	18,591	162,813	69,750							
累計	305.83	人数 1,963	708	1,542										463		188	
リビア	8.13	0.05		2011	0.03	人数											
				経費													
累計	1.33	人数 70	10	20													
レバノン	3.65	1.843	1.20	2011	1.58	人数 6	0	0	2								
				経費 9,231	131,183	17,946											
累計	13.35	人数 200	16	155													
				経費 344,117	179,886	799,974	8,414	2,834									
2-5 アフリカ地域																	
アンゴラ	7.65	3.76		2011	4.28	人数 230	4	6	3	24							
				経費 93,782	145,292	189,180											
累計	44.03	人数 1,523	20	482													
ウガンダ	28.16	27.77	1.15	2011	23.07	人数 166	7	58	23	125	1			43	88	1	4
				経費 208,036	779,493	884,697	76,413	30,821	312,435	15,201							
累計	213.84	人数 2,473	342	1,048										493		13	
エチオピア	81.16	34.54		2011	36.25	人数 165	15	158	41	153	10			21	45	3	6
				経費 255,587	1,866,265	1,040,427	151,450	90,107	194,144	27,370							
累計	305.43	人数 2,083	767	1,264										554		24	
エリトリア	6.25	2.19		2011	1.79	人数 20	6	0	3	3							
				経費 65,705	72,437	17,438	23,625										
累計	20.66	人数 246	39	171													
ガーナ	22.04	23.68		2011	24.83	人数 244	12	101	21	107	10			39	65	2	2
				経費 363,136	1,228,968	470,261	63,302	31,479	293,799	31,752							
累計	465.37	人数 2,924	1,034	1,489										1,160		22	
カーボベルデ	4.46	1.45	20.63	2011	0.34	人数 21	4	2	0								
				経費 23,539	4,101	6,365											
累計	22.30	人数 256	9	264													
ガボン	8.48	4.83	-2.36	2011	4.08	人数 31	5	17	6	7				29	26		
				経費 59,130	163,815	19,909	2,078	5	162,611								
累計	29.76	人数 396	56	87										93			
カメルーン	12.84	6.88	3.96	2011	7.49	人数 54	4	46	4	8	4			10	22		1
				経費 82,954	405,293	100,631	42,524	589	110,830	5,859							
累計	56.11	人数 729	77	371										59		4	
ガンビア	11.17	0.18		2011	0.14	人数 11		0	0								
				経費 14,408													
累計	27.88	人数 240	7	229													
ギニア	1.00	0.98		2011	1.40	人数 12		0	0	20							
				経費 4,803													
累計	63.52	人数 594	30	606													
ギニアビサウ	8.71	1.07		2011	1.32	人数 12		1	0	8	3						
				経費 5,383	7,914	118,519											
累計	8.40	人数 145	4	76													
ケニア	98.57	36.39	-57.17	2011	48.66	人数 1,149	15	143	48	147	7			38	85	2	3
				経費 434,785	2,048,924	1,137,163	868,423	43,201	321,868	11,695							
累計	1,012.80	人数 8,309	2,438	3,707										1,477		28	
				経費 14,409,054	35,624,009	20,791,476	11,398,996	4,740,481	14,152,646	163,009							

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款 2011年度 実行額 (億円)	JICAの 無償資金協力 2011年度 (億円)※					
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)															
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊			他ボランティア				
					新規	継続	新規	継続	新規	継続			新規			継続	新規	継続		
2-5 アフリカ地域 (続き)																				
コートジボワール	6.25	0.36	1.56	2011	0.32	人数	12	0	0											
				経費	6,170			25,318			480									
コモロ	2.11	1.55		2011	1.05	人数	23	1	8	0										
				経費	24,485			38,909			139	41,654								
コンゴ共和国	6.75	0.28		2011	0.42	人数	11	0	0	6										
				経費	22,527			18,979												
コンゴ民主共和国	1,161.49	9.66	-1,029.04	2011	8.03	人数	2,435	17	11	4	3									
				経費	479,497			268,645			34,141	20,764								
サントメ・プリンシペ	3.08	0.46		2011	0.12	人数	18	0	0											
				経費	12,039															
ザンビア	19.60	25.79	0.59	2011	21.08	人数	157	9	109	30	16	7								
				経費	328,705			1,217,762			122,587	46,731	53,409	294,220	44,870					
シエラレオネ	16.42	8.11		2011	7.11	人数	37	3	62	16	2									
				経費	89,634			547,337			38,196	34,155	2,129							
ジブチ	11.94	4.63		2011	4.86	人数	28	6	1	28										
				経費	37,568			29,326			297,649	4,313								
ジンバブエ	16.08	2.01		2011	3.08	人数	101	1	1	1										
				経費	148,959			12,725			92,726	8,331	15,929	29,049						
スーダン	58.95	23.28		2011	21.71	人数	295	1	94	11	87									
				経費	171,370			1,213,442			215,821	546,085	20,430	3,371						
スワジランド	14.43	0.66	-2.53	2011	0.75	人数	139	1	0	2										
				経費	54,309			9,630			11,011	442								
赤道ギニア		0.32		2011	0.07	人数	4	0	0											
				経費	6,823															
セーシェル		1.24		2011	1.37	人数	12	0	0	15	2									
				経費	13,357						123,854									
セネガル	56.34	26.47		2011	28.35	人数	133	1	87	20	69	3								
				経費	232,547			1,342,498			695,556	117,398	52,780	394,585						
ソマリア	40.76	0.01		2011		人数														
				経費																
タンザニア	43.59	37.54	37.91	2011	35.48	人数	2,897	13	148	29	116	7								
				経費	317,624			1,859,860			894,800	137,750	16,904	320,838						
チャド	20.39	0.43		2011	0.48	人数	27	1	0	0										
				経費	48,329															
中央アフリカ	36.64	0.11		2011	0.11	人数	5	0	0											
				経費	9,355						1,490									
トーゴ	126.66	3.10	-120.44	2011	5.18	人数	19	0	0	23	3									
				経費	31,142						464,677	21,946								
ナイジェリア	24.92	13.25		2011	10.84	人数	327	5	52	6	71									
				経費	189,362			450,773			408,511	21,774	13,401							
ナミビア	0.15	3.35	21.69	2011	3.94	人数	67	2	6	3	11	3								
				経費	85,115			133,704			85,925	9,952		79,120						
ニジェール	11.08	4.27		2011	3.65	人数	18	11	12	3										
				経費	14,287			262,723			49,592	1,928	5,604	30,532						
累計						人数	1,484,905	2,598,770	5,527,739	1,176,061	821,007	7,812,722								

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款 2011年度 実行額 (億円)	JICAの 無償資金協力 2011年度 (億円)※			
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)													
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊			他ボランティア		
新規		継続		新規		継続		新規		継続			新規		継続			
2-5 アフリカ地域 (続き)																		
ブルキナファソ	23.16	16.21		2011	14.11	人数	89	1	61	29	40	3			84		4.78	
				経費	180,580		669,238	344,081	43,289	42,428	131,190							
累計	117.46	人数	750	212	568			333										
経費	1,357,935		1,868,241	3,779,762	381,097	1,307,857	3,051,600											
ブルンジ	15.63	3.57		2011	6.14	人数	56	1	30	3	116						17.37	
				経費	60,847		142,156	367,149	43,665									
累計	29.22	人数	396	104	264			12										
経費	490,483		600,208	1,099,248	157,651	526,750	47,960											
ベナン	17.47	7.70		2011	6.29	人数	81	2	22	8	6			17	51		9.8	
				経費	119,349		232,168	69,952		15,440	192,583							
累計	59.94	人数	920	60	299			164										
経費	1,235,634		955,437	1,847,932	138,333	360,045	1,456,759											
ボツワナ	0.27	5.29	-5.66	2011	4.37	人数	59		6	8	23			7	21	6		
				経費	73,528		97,904	110,425	21,224	760	96,108	36,853						
累計	56.54	人数	622	26	129			251	28									
経費	860,828		260,560	878,461	204,216	157,076	2,925,436	367,559										
マダガスカル		10.62		2011	9.86	人数	5		41	15	34				28			
				経費	30,989		622,093	215,339	27,177	18,547	72,225							
累計	168.17	人数	886	319	1,132			125										
経費	1,862,391		4,833,323	5,983,165	1,658,777	1,178,046	1,301,328											
マラウイ	11.37	17.16		2011	19.61	人数	178	14	56	16	45	1		46	74	7		11.96
				経費	311,027		633,743	471,353	114,573	59,350	320,524	50,799						
累計	364.87	人数	2,291	460	1,186			1,557	34									
経費	4,068,863		6,707,241	6,618,067	2,474,391	1,706,210	14,558,725	353,897										
マリ	36.17	7.36		2011	6.53	人数	59		7	4	34			2	9		19.06	
				経費	65,891		128,571	403,137	847	85	54,347							
累計	93.49	人数	557	40	813			11										
経費	1,072,956		450,605	7,287,570	148,052	289,932	98,850	837										
南アフリカ共和国	0.74	8.27	-1.18	2011	9.71	人数	44		56	8	29	6		7	12	1	1,532	
				経費	45,880		426,517	165,486	239,422	36,291	55,750							
累計	96.43	人数	1,273	357	635			75	2									
経費	2,369,651		2,195,875	3,260,052	397,670	698,562	716,485	4,366										
南スーダン	8.71	16.85		2011	19.58	人数	76		119	17	65	8						
				経費	62,111		1,081,828	720,617	93,897									
累計	19.58	人数	76	119	65													
経費	62,111		1,081,828	720,617	93,897													
モザンビーク	14.18	17.09	17.21	2011	25.81	人数	131	7	100	14	85	17		13	47	3		9.18
				経費	145,901		1,034,700	1,065,444	113,726	23,472	185,622	12,003						
累計	131.27	人数	15,145	230	994			174	3									
経費	1,126,764		2,384,937	5,711,192	594,872	1,786,957	1,503,117	19,251										
モーリシャス	0.12	1.25	-3.85	2011	1.39	人数	27		1	1	11						0.07	
				経費	44,281		32,808	61,914										
累計	48.73	人数	411	63	368													
経費	689,411		1,416,012	2,288,365	353,203	125,749												
モーリタニア	9.03	0.96		2011	1.12	人数	42		2	1	7							
				経費	39,270		39,655	32,793	767									
累計	60.53	人数	522	41	624													
経費	851,110		841,413	4,102,361	239,855	18,655												
リベリア	230.64	2.17	-198.24	2011	2.67	人数	36	1	4	2	20	1						
				経費	71,468		60,765	131,848	2,734									
累計	50.40	人数	388	47	200			170										
経費	932,702		514,742	1,436,251	365,247	127,223	1,663,981											
ルワンダ	11.84	12.43		2011	12.80	人数	110	8	79	18	25			17	43	2		0.8
				経費	191,795		701,352	105,197	109,518	16,925	149,778	5,932						
累計	81.25	人数	778	283	365			157	4									
経費	1,229,130		1,719,020	1,896,823	402,246	1,432,336	1,423,523	21,902										
レソト	19.48	0.74		2011	0.55	人数	51	2	0	0		3			1	1,199		13.66
				経費	50,594			3,701										
累計	10.75	人数	543		72			1										
経費	553,852		307	264,650	182,324	59,524	13,082	1,199										

2-6 欧州地域

アイスランド				2011		人数											
				経費													
累計	0.03	人数											2,861				
経費																	
アイルランド				2011		人数											
				経費													
累計	0.00	人数						2									
経費								1									
アルバニア	6.02	2.22	-2.39	2011	1.90	人数	22	1	0	0	24						
				経費	49,110			137,556	3,587								
累計	22.06	人数	342	8	226												
経費	769,961		59,177	1,115,815	122,212	138,795											
イタリア				2011	0.02	人数											
				経費				2,459									
累計	0.90	人数			1	8											
経費				14,221	8,724	63,000	4,048										
ウクライナ	0.98	3.21	107.08	2011	1.55	人数	42	1	2	19							
				経費	39,923		12,272	101,164	251	1,378							
累計	13.92	人数	500	26	131												
経費	574,746		252,849	307,513	46,027	210,965											
英国				2011	0.12	人数											
				経費				7,748	4,268								
累計	3.28	人数	2	5	67												
経費				157,483	36,738	4,383	129,819										

国名	日本のODA(2011年)			JICAの技術協力(2011年度)										JICAの円借款	JICAの無償資金協力			
	無償資金協力 (百万ドル)	技術協力 (百万ドル)	政府貸付等 (百万ドル)	技術協力経費 (億円)*	形態別(千円)										2011年度 実行額 (億円)	2011年度 実行額 (億円)**		
					研修員*		専門家*		調査団*		機材供与*	その他経費*	協力隊				他ボランティア	
新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規			継続	新規	継続	新規	継続	
エストニア		0.16		2011	人数													
				経費														
オーストリア				2011	人数													
				経費														
オランダ				2011	人数													
				経費														
キプロス		0.05		2011	人数													
				経費														
ギリシャ				2011	人数													
				経費														
クロアチア	0.80	2.75		2011	人数													
				経費														
コソボ	0.39	1.49		2011	人数													
				経費														
スイス				2011	人数													
				経費														
スウェーデン				2011	人数													
				経費														
スペイン				2011	人数													
				経費														
スロバキア	0.14	-7.43		2011	人数													
				経費														
スロベニア		0.18		2011	人数													
				経費														
セルビア	4.39	4.73	-0.28	2011	人数													
				経費														
ソヴィエト連邦				2011	人数													
				経費														
チェコ		0.31		2011	人数													
				経費														
チェコ・スロヴァキア				2011	人数													
				経費														
デンマーク				2011	人数													
				経費														
ドイツ				2011	人数													
				経費														
トルコ	11.36	9.73	4.50	2011	人数													
				経費														
ノルウェー				2011	人数													
				経費														
ハンガリー		1.34		2011	人数													
				経費														
フィンランド				2011	人数													
				経費														

2-6 欧州地域(続き)

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

3 地域別人数実績

形態	新規 継続	合計 人数	計画・行政		公共・公益事業				農林水産				鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他
			開発 計画	行政	公益 事業	運輸 交通	社会 基盤	通信・ 放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業		商業・ 貿易	観光	人的 資源	科学・ 文化			
3-1 アジア地域																						
研修員受入	新規	13,599	788	3,298	454	604	1,541	108	976	368	1,332	59	11	158	304	322	96	977	8	1,465	339	391
	継続	469	84	44	7	15	15	8	35	7	5	1	2	23	13			181	1	27		1
	計	14,068	872	3,342	461	619	1,556	116	1,011	375	1,337	60	13	181	317	322	96	1,158	9	1,492	339	392
専門家派遣	新規	5,822	285	1,300	366	527	402	31	476	36	339	33	1	59	250	201	31	506	72	558	272	77
	継続	731	58	118	31	53	43	4	102	11	31	9	1	7	9	25	1	65	2	68	25	68
	計	6,553	343	1,418	397	580	445	35	578	47	370	42	2	66	259	226	32	571	74	626	297	145
調査団派遣	新規	5,198	533	236	602	1,587	266	128	274	31	120	21	5	80	607	159	17	280	8	115	25	104
	継続	189	9	8	23	80	5	2	24		5	2		3	7	5		10		4	1	1
	計	5,387	542	244	625	1,667	271	130	298	31	125	23	5	83	614	164	17	290	8	119	26	105
協力隊派遣	新規	271	2	22			2		23	1	2			5			1	121	5	67	12	8
	継続	714		52	3		15	1	110	9	2	1		24		1	7	242	32	152	54	9
	計	985	2	74	3		17	1	133	10	4	1		29		1	8	363	37	219	66	17
その他 ボランティア	新規	78		5	6		4	3	5	1				8	2	11	2	22	2	2	1	4
	継続	237		28	7	4	11	8	13	3				27	7	18	10	47	13	11	22	5
	計	315		33	13	4	15	11	18	4				35	9	29	12	69	15	13	23	9

3-2 大洋州地域

研修員受入	新規	349	8	51	30	25	21	7	10	1	8	9	1	15	14	2	8	73		55	7	4
	継続	15	1						7					1				6				
	計	364	9	51	30	25	21	7	17	1	8	9	1	16	14	2	8	79		55	7	4
専門家派遣	新規	245		63	45	10	12	30	13		1	11			6					43		11
	継続	44	9	5	4	1	1	3	1		2									1		17
	計	289	9	68	49	11	13	33	14		3	11			6					44		28
調査団派遣	新規	142		5	23	13	6	8			11	7			38			4		22		5
	継続	10			7				1											2		
	計	152		5	30	13	6	8	1		11	7			38			4		24		5
協力隊派遣	新規	102		6			1		12	1	2	1		2			2	49	2	21	2	1
	継続	234		24	1		3		27	1	1	1		15			4	99	6	41	9	2
	計	336		30	1		4		39	2	3	2		17			6	148	8	62	11	3
その他 ボランティア	新規	28		7	5		2	1	3			2		3		1		3	1			
	継続	81		11	5	2	6	4	5	2		8		8	1		2	15	2	9	1	
	計	109		18	10	2	8	5	8	2		10		11	1	1	2	18	3	9	1	

3-3 北米・中南米地域

研修員受入	新規	2,262	75	422	147	52	45	97	183	16	92	38	3	54	67	188	34	204	50	197	251	47
	継続	110	1	10		6	4	14	13	4		7		11	4	3		14	4	14		1
	計	2,372	76	432	147	58	49	111	196	20	92	45	3	65	71	191	34	218	54	211	251	48
専門家派遣	新規	718	26	127	57	50	66	2	66	9	33	43		23	21	23	23	13	3	85	23	25
	継続	158	19	12	4	4	5	2	27		4	3	1		1	5		8	1	14	6	42
	計	876	45	139	61	54	71	4	93	9	37	46	1	23	22	28	23	21	4	99	29	67
調査団派遣	新規	458	10	23	31	94	74		34		2	25	10		73	3	22	7		33	7	10
	継続	22	1			12	3		3			3										
	計	480	11	23	31	106	77		37		2	28	10		73	3	22	7		33	7	10
協力隊派遣	新規	166	1	16	1		1		16	6				4				60	15	35	9	2
	継続	457	1	51	4		3		81	4	2			8			5	119	36	109	24	10
	計	623	2	67	5		4		97	10	2			12			5	179	51	144	33	12
その他 ボランティア	新規	137		11	4	1	3	6	9	2	1	2	1	6		15	1	44	5	6	11	9
	継続	318		22	14	1	13	1	26	3	3	7	1	31	1	35	3	98	12	17	22	8
	計	455		33	18	2	16	7	35	5	4	9	2	37	1	50	4	142	17	23	33	17

形態	新規 継続	合計 人数	計画・行政		公共・公益事業				農林水産				鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他
			開発 計画	行政	公益 事業	運輸 交通	社会 基盤	通信・ 放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業		商業・ 貿易	観光	人的 資源	科学・ 文化			
3-4 中東地域																						
研修員受入	新規	1,421	41	203	148	68	102	11	302	1	4	6		46	272	22	33	33	20	64	36	9
	継続	84		20	31				4	2		10		11				4	1	1		
	計	1,505	41	223	179	68	102	11	306	3	4	16		57	272	22	33	37	21	65	36	9
専門家派遣	新規	394	14	28	30	13			102		4	5		10	9	3	6	89	28	36	2	15
	継続	107	7	11	4	1	4		15			3		5		2	3	14	5	11	2	20
	計	501	21	39	34	14	4		117		4	8		15	9	5	9	103	33	47	4	35
調査団派遣	新規	549	20	46	23	132	24		67		11	3		1	145	30	5	35		7		
	継続	14	2		4				8													
	計	563	22	46	27	132	24		75		11	3		1	145	30	5	35		7		
協力隊派遣	新規	83		1	1				5					3				25	11	21	15	1
	継続	152		8					13					6				56	21	14	32	2
	計	235		9	1				18					9				81	32	35	47	3
その他 ボランティア	新規	30		1	1			2						3		3		15	3		2	
	継続	51		6				4	3	1				9		1		14	5	2	5	
	計	81		7	1			4	5	1				12		4		29	8	2	7	

3-5 アフリカ地域

研修員受入	新規	9,924	113	2,827	77	142	286	41	487	24	96	106	21	19	166	573	90	4,028		784	31	13
	継続	145	4	25			4		52	4	2	18		1				26		9		
	計	10,069	117	2,852	77	142	290	41	539	28	98	124	21	20	166	573	90	4,054		793	31	13
専門家派遣	新規	1,718	25	135	85	105	145		373	9	52	57	2	14	109	45	17	178		300	20	47
	継続	433	32	30	13	14	19		84	1	11	8		2	17	8		60		61	1	72
	計	2,151	57	165	98	119	164		457	10	63	65	2	16	126	53	17	238		361	21	119
調査団派遣	新規	1,679	91	61	120	282	274	3	177	6	19	24	26	34	193	51	3	173		104	13	25
	継続	103	2	1	15	15	17		12			8		4	3			18		7		1
	計	1,782	93	62	135	297	291	3	189	6	19	32	26	34	197	54	3	191		111	13	26
協力隊派遣	新規	424		32	3		4	4	99	12	4	5		13		3	2	146	13	63	16	5
	継続	1,026	3	84	5	1	16		232	14	5	5		49		1	3	350	44	163	45	6
	計	1,450	3	116	8	1	20	4	331	26	9	10		62		4	5	496	57	226	61	11
その他 ボランティア	新規	13		2	1		1	2	1					2		1		1	1			1
	継続	43		6	2	2	2	4	4			1	1	9		2		8			1	1
	計	56		8	3	2	3	6	5			1	1	11		3		9	1		1	2

3-6 欧州地域

研修員受入	新規	292	15	49	9	11	20		51	1	4	2	11	4	15	16	15	21		30	1	17
	継続	15		9		2								1				3				
	計	307	15	58	9	13	20		51	1	4	2	11	5	15	16	15	24		30	1	17
専門家派遣	新規	185	2	21	13	15	67		4		11	4	6		14	3		16			5	4
	継続	16	4				3		2		1				1			2				3
	計	201	6	21	13	15	70		6		12	4	6		14	4		18			5	7
調査団派遣	新規	100	22	3	8	16	11								16	12	2	5				5
	計	100	22	3	8	16	11								16	12	2	5				5
その他 ボランティア	新規	6							1					1				2	1		1	
	継続	5																1	1	2	1	
	計	11							1					1				3	3	3	1	1

3-7 全世界

調査団派遣	新規	401	2	3	7	7		1	11						34	14		7	8	12	9	286
	継続	15													3				2			10
	計	416	2	3	7	7		1	11						37	14		7	10	12	9	296

3-8 国際機関

その他 ボランティア	新規	5																		1		4
	継続	11		2																1		8
	計	16		2																2		12

分野	形態	新規			継続			計		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
計画・行政	開発計画	4	1.03	1.6	13	30.81	7.5	17	31.84	6.8
	行政	17	6.75	10.8	103	50.88	12.4	120	57.64	12.2
公共・公益事業	公益事業	5	6.24	9.9	24	18.85	4.6	29	25.09	5.3
	運輸交通	16	14.90	23.8	29	18.71	4.6	45	33.61	7.1
	社会基盤	6	5.30	8.5	31	35.16	8.6	37	40.46	8.6
	通信・放送				6	3.03	0.7	6	3.03	0.6
農林水産	農業	15	6.25	10.0	81	53.01	13.0	96	59.26	12.6
	畜産				10	3.22	0.8	10	3.22	0.7
	林業	1	0.69	1.1	28	19.68	4.8	29	20.37	4.3
	水産	2	0.65	1.0	19	9.22	2.3	21	9.87	2.1
鉱工業	鉱業									
	工業	2	3.38	5.4	9	3.93	1.0	11	7.31	1.6
エネルギー		1	1.69	2.7	11	9.13	2.2	12	10.82	2.3
商業・観光	商業・貿易	6	1.63	2.6	16	12.77	3.1	22	14.39	3.1
	観光	3	2.54	4.1	3	2.86	0.7	6	5.40	1.1
人的資源		14	4.36	7.0	71	75.23	18.4	85	79.59	16.9
保健・医療		15	7.15	11.4	84	54.47	13.3	99	61.62	13.1
社会福祉		2	0.16	0.3	17	7.77	1.9	19	7.93	1.7
その他										
合計		109	62.73	100.0	555	408.71	100.0	664	471.44	100.0

注)・2011年度にR/Dを締結した案件を新規、2010年度以前にR/Dを締結した案件を継続と分類。
 ・技術協力プロジェクトのみを対象とし、国際科学技術協力、開発計画調査型技術協力および開発調査は含まれない。
 ・金額：会計年度2011年度中に支出された金額(当年度予算および繰越予算)。
 ・四捨五入の関係上、合計値と合わないことがある。

分野	形態	2011年度(平成23年度)		
		件数	金額※	構成比
計画・行政	開発計画一般	1	3.50	3.5
	総合地域開発計画	2	21.51	
	行政一般	2	9.90	
	環境問題	1	2.78	
	計	6	37.69	
公共・公益事業	公益事業一般	2	7.23	64.2
	上水道	18	174.30	
	運輸交通一般	13	98.73	
	道路	16	213.71	
	陸運	5	17.83	
	港湾	1	4.31	
	航空・空港	4	71.83	
	都市交通	2	43.38	
	気象・地震	2	18.71	
	河川・砂防	1	2.84	
	水資源開発	9	37.08	
	通信・放送一般	1	0.67	
	計	74	690.62	
農林水産	農業一般	1	0.42	5.6
	農業土木	2	20.06	
	食糧増産援助	9	30.04	
	林業・森林保全	1	0.97	
	水産	1	9.18	
計	14	60.67		
エネルギー	電力	3	27.04	2.5
人的資源	教育	34	109.58	16.7
	基礎教育	5	35.75	
	中等教育	1	10.85	
	高等教育	8	10.99	
	職業訓練	2	10.87	
	科学	1	0.56	
	文化	2	1.17	
	計	53	179.77	
保健・医療	保健・医療	11	77.05	7.5
	基礎保健	2	3.23	
	計	13	80.28	
合計		163	1,076.07	100.0

注)実施中のJICA実施監理案件を計上。
 ※ 贈与契約が締結された案件の供与限度額。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、贈与契約締結後の各会計年度の供与限度額を計上。

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

		2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	
円借款	承諾状況	アジア地域	40	6,259	69.5	37	7,025	75.6	43	6,472	66.9	26	4,087	75.8	48	7,691	81.0
		大洋州地域	1	46	0.5				1	83	0.9						
		北米・中南米地域	1	194	2.1	4	166	1.8	3	293	3.0	3	302	5.6	3	412	4.3
		中東地域	12	2,147	23.8	7	1,181	12.7	7	1,552	16.0				5	773	8.1
		アフリカ地域	4	367	4.1	3	121	1.3	5	463	4.8	7	579	10.7	2	77	0.8
		欧州地域				2	481	5.2	3	813	8.4		421	7.8	3	453	4.8
		国際機関等				1	321	3.5							1	84	0.9
		その他															
	合計	58	9,012	100.0	54	9,294	100.0	62	9,676	100.0	36	5,389	100.0	62	9,490	100.0	
	実行状況		6,839		7,143		7,450		6,777		6,097						
回収状況		6,601		6,798		6,417		6,803		6,287							
残高状況		113,837		113,828		114,809		114,792		113,686							
海外 投融資	承諾状況	貸付												1	2	0.0	
		出資												1	2	0.0	
	実行状況		0		3		1		0								
	回収状況		200		8		327		6		111						
	残高状況		1,380		1,372		1,279		1,272		1,159						

注)・年次報告書における2007年度以前の円借款実績については、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジアがアフリカ(サハラ以北)に、トルコは中東地域に区分されるため、本実績表における2007年度以前の地域別実績とは一部数値が一致しない。
 ・2007年度、2008年度および2010年度の合計値のうち、件数には増額変更各1件を含まず、承諾額には増額変更分(171億円、105億円、421億円)を含む。
 ・各年度の繰上償還額(翌年度以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、2007年度:746億円、2008年度:672億円、2009年度:36億円、2010年度:715億円、2011年度:133億円。
 ・2008年度以降については債権管理上の実績であり、独法会計基準に基づく決算値とは計上方法が異なる。

部門	2010年度			2011年度			累計			累計			累計								
	円借款			円借款			海外投融資			円借款			海外投融資			合計					
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比			
電力・ガス	8	1,441	26.7	9	1,578	16.6				9	1,578	16.6	626	61,779	22.1	20	191	3.7	646	61,971	21.7
多目的ダム													61	2,738	1.0	3	8	0.2	64	2,746	1.0
発電所	3	842	15.6	2	686	7.2				2	686	7.2	375	42,959	15.3	12	74	1.4	387	43,033	15.1
送電線	5	598	11.1	6	592	6.2				6	592	6.2	160	12,526	4.5	2	15	0.3	162	12,541	4.4
ガス													16	2,648	0.9	3	95	1.8	19	2,743	1.0
その他電力・ガス				1	300	3.2				1	300	3.2	14	908	0.3				14	908	0.3
運輸	12	2,213	41.1	19	4,728	49.8				19	4,728	49.8	856	85,304	30.5	32	229	4.4	888	85,533	30.0
道路	8	1,269	23.5	9	1,253	13.2				9	1,253	13.2	287	25,859	9.2	10	104	2.0	297	25,963	9.1
橋梁	2	340	6.3	2	433	4.6				2	433	4.6	69	5,076	1.8				69	5,076	1.8
鉄道	2	603	11.2	5	2,428	25.6				5	2,428	25.6	225	31,619	11.3	8	34	0.7	233	31,653	11.1
空港				2	496	5.2				2	496	5.2	73	9,316	3.3	1	0	0.0	74	9,317	3.3
港湾				1	119	1.3				1	119	1.3	137	9,869	3.5	5	66	1.3	142	9,935	3.5
海運													47	2,211	0.8	5	18	0.3	52	2,228	0.8
その他運輸													18	1,354	0.5	3	7	0.1	21	1,361	0.5
通信													200	10,119	3.6	11	73	1.4	211	10,192	3.6
通信													175	9,092	3.2	11	73	1.4	186	9,165	3.2
放送													24	1,009	0.4				24	1,009	0.4
その他通信													1	19	0.0				1	19	0.0
灌漑・治水・干拓	1	132	2.4	5	342	3.6				5	342	3.6	242	14,227	5.1	4	24	0.5	246	14,251	5.0
農林・水産業	2	138	2.6	6	494	5.2				6	494	5.2	155	10,263	3.7	259	1,396	26.8	414	11,659	4.1
農業	1	50	0.9	1	61	0.6				1	61	0.6	94	6,251	2.2	123	682	13.1	217	6,933	2.4
林業	1	88	1.6	5	433	4.6				5	433	4.6	42	3,557	1.3	75	552	10.6	117	4,109	1.4
水産業													19	454	0.2	60	160	3.1	79	614	0.2
牧畜業																1	3	0.1	1	3	0.0
鉱工業	1	50	0.9	3	502	5.3				3	502	5.3	235	18,646	6.7	407	2,462	47.2	642	21,108	7.4
鉱業													55	1,921	0.7	158	563	10.8	213	2,485	0.9
工業	1	50	0.9	3	502	5.3				3	502	5.3	177	16,656	5.9	248	1,865	35.8	425	18,521	6.5
その他鉱工業													3	70	0.0	1	33	0.6	4	103	0.0
社会的サービス	5	693	12.9	15	1,595	16.8	2	4	100.0	17	1,600	16.8	511	41,871	15.0	33	396	7.6	544	42,267	14.8
上下水道・衛生	5	693	12.9	8	1,160	12.2				8	1,160	12.2	268	25,802	9.2	7	67	1.3	275	25,869	9.1
教育				1	67	0.7	1	2	46.2	2	69	0.7	78	4,823	1.7	3	7	0.1	81	4,830	1.7
保健・医療				4	227	2.4				4	227	2.4	33	1,405	0.5	1	0	0.0	34	1,405	0.5
観光													17	1,214	0.4	7	155	3.0	24	1,370	0.5
都市・農村生活基盤				1	70	0.7	1	2	53.8	2	72	0.8	50	4,284	1.5	14	155	3.0	64	4,438	1.6
行政機能強化													16	660	0.2				16	660	0.2
総合的環境保全				1	72	0.8				1	72	0.8	44	2,882	1.0	1	12	0.2	45	2,894	1.0
その他社会的サービス													5	801	0.3				5	801	0.3
商品借款等	6	624	11.6	4	166	1.7				4	166	1.7	276	36,428	13.0				276	36,428	12.8
その他	1	99	1.8	1	84	0.9				1	84	0.9	16	1,367	0.5	40	439	8.4	56	1,806	0.6
合計	36	5,389	100.0	62	9,490	100.0	2	4	100.0	64	9,494	100.0	3,117	280,003	100.0	806	5,211	100.0	3,923	285,214	100.0
債務救済	3	219											208	21,101					208	21,101	

注)・2010年度は、海外投融資の承諾はない。
 ・2010年度の合計値のうち、件数には増額変更1件を含まず、承諾額には増額変更分(421億円)を含む。

8 円借款国別・地域別融資実績 (2011年度)

(単位:件、億円)

地域/国名等	承諾額		実行額 金額	回収額 金額	残高 金額	累計承諾額				
	件数	金額				件数	金額			
アジア地域	東南アジア	インドネシア		655	1,250	21,111	668	45,487		
		カンボジア	2	114	25	2	130	13	425	
		シンガポール						2	12	
		タイ			185	381	4,727	242	21,644	
		東ティモール	1	53				1	53	
		フィリピン	7	683	238	795	9,095	281	22,674	
		ベトナム	16	2,700	1,078	282	9,133	163	18,627	
		マレーシア	1	67	139	170	2,737	75	9,238	
		ミャンマー					2,735	67	4,100	
		ラオス	1	42	3	3	126	9	231	
	小計	28	3,659	2,322	2,882	49,795	1,521	122,491		
	東アジア	大韓民国				24	37	92	5,962	
		中華人民共和国			348	1,094	17,083	369	33,597	
		モンゴル	1	16	11	17	327	13	774	
		その他						5	125	
	小計	1	16	359	1,135	17,448	479	40,458		
	南アジア	アフガニスタン						1	7	
		インド	8	2,669	1,392	669	14,389	229	34,318	
		スリランカ	4	495	357	199	3,695	121	8,479	
		ネパール			0	9	129	9	635	
		パキスタン	1	50	131	37	5,715	83	7,985	
		バングラデシュ	4	600	139	101	1,659	88	7,740	
		ブータン	1	22	4		30	2	58	
		モルディブ			1		26	1	27	
	小計	18	3,836	2,024	1,015	25,641	534	59,250		
	中央アジア・ コーカサス	アゼルバイジャン			58	13	484	4	1,012	
		アルメニア			0	3	307	2	318	
		ウズベキスタン	1	181	10	26	589	10	1,430	
		カザフスタン			12	32	744	6	951	
		キルギス				0	278	6	257	
		グルジア			12	3	58	2	231	
		トルクメニスタン				2	35	1	45	
	小計	1	181	91	79	2,495	31	4,244		
	計	48	7,691	4,797	5,111	95,378	2,565	226,443		
	大洋州地域	サモア			11		18	1	46	
		パプアニューギニア			0	18	190	15	704	
		フィジー				1	13	1	23	
		計			11	19	221	17	773	
	北米・ 中南米地域	中米・カリブ	エルサルバドル			18	244	5	392	
			グアテマラ		8	9	169	5	268	
			コスタリカ		9	17	169	5	594	
			ジャマイカ				20	125	9	534
			ドミニカ共和国				14	81	4	316
			ニカラグア						3	211
			パナマ			52	7	222	2	323
			ホンジュラス						6	348
			メキシコ				51	316	9	2,054
			小計			68	136	1,326	48	5,040
南米		アルゼンチン					47	1	82	
		ウルグアイ				2	6	1	72	
		エクアドル				17	120	7	638	
		コロンビア				7		4	466	
		チリ						3	244	
		パラグアイ			3	34	328	16	1,369	
		ブラジル	1	336	2	104	1,035	19	3,149	
		ペルー	2	76	100	80	1,181	41	3,810	
		ボリビア						7	470	
		小計	3	412	105	245	2,718	99	10,299	
計	3	412	174	380	4,044	147	15,339			
中東地域	アルジェリア					15	8	139		
	イエメン				2	239	5	493		
	イラク			286		479	15	3,646		
	イラン				25	192	2	461		
	エジプト	1	327	130	168	2,886	50	5,343		
	シリア				35	481	4	1,386		
	チュニジア	2	212	49	70	804	38	2,452		
	モロッコ	2	234	96	56	1,158	33	2,702		
	ヨルダン			1	102	1,033	17	1,905		
	レバノン			24	7	70	1	130		
	計	5	773	586	465	7,356	173	18,658		

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

地域/国名等	承諾額		実行額	回収額	残高	累計承諾額		
	件数	金額	金額	金額	金額	件数	金額	
アフリカ地域	ウガンダ		2		19	5	277	
	エチオピア					2	37	
	ガーナ					17	1,251	
	カーボヴェルデ	1	62	19		2	107	
	カメルーン			5		4	171	
	ギニア					4	160	
	ケニア			64	71	1,007	35	2,661
	コートジボワール					2	122	
	コンゴ民主共和国					2	356	
	ザンビア			0		2	7	436
	シエラレオネ					1	20	
	ジンバブエ					6	381	
	スーダン					4	105	
	スワジランド				2	41	1	44
	セネガル					9	4	155
	ソマリア					2	65	
	タンザニア	1	15	28		134	16	481
	中央アフリカ						1	6
	トーゴ						3	93
	ナイジェリア						3	551
	ナミビア			22	10	89	1	101
	ニジェール						1	32
	ブルンジ						2	33
	ベナン						1	38
	ボツワナ				5	35	4	132
	マダガスカル						5	107
	マラウイ						8	331
	マリ						2	87
	南アフリカ共和国				1	9	3	141
	モーリシャス			0	3	33	4	161
モーリタニア						3	111	
モザンビーク			13		18	2	93	
リベリア						1	40	
ルワンダ						3	46	
計	2	77	154	91	2,031	161	8,932	
欧州地域	アルバニア		2	3	51	4	181	
	ウクライナ			75		1	191	
	スロバキア				6	73	1	111
	セルビア	1	283				1	283
	トルコ	2	170	148	160	2,792	28	6,092
	ハンガリー						1	49
	ブルガリア			0	13	283	6	770
	ポーランド				12	35	1	214
	ボスニア・ヘルツェゴビナ			1	1	37	2	167
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国			3	5	83	1	97
	ルーマニア			63	21	594	5	1,182
	計	3	453	292	221	4,135	51	9,337
	国際機関等 計	1	84	84		520	3	520
	合計	62	9,490	6,097	6,287	113,686	3,117	280,003

注)・残高は債権管理上の実績であり、独法会計基準に基づく決算値とは計上方法が異なる。
・件数および金額に債務救済は含まない。

9-1 パリクラブ合意に基づく債務救済措置にかかる契約締結状況 (2011年度)

(単位:百万円)

国名	パリクラブ合意日	債務救済措置にかかる契約締結日	対象債権額
該当はありません。			

9-2 債権放棄実施状況 (2011年度)

(単位:百万円)

国名	対象債権額
コンゴ民主共和国	86,036
トーゴ	9,631
計	95,667

10-1 円借款の主な受注企業名 (2011年度本体契約・金額10億円以上)

借入国名	案件名	借款契約承諾日	契約受注総額 (円換算・百万円)	受注企業名
インドネシア	タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業	2004.03.31	8,139	TOYO CONSTRUCTION(日本)/ PT. ADHI KARYA(インドネシア)
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業	2005.03.31	9,493	MARUBENI CORPORATION(日本)
インドネシア	ソロ川下流域河川改修事業(II)	2005.03.31	1,183	PT. HUTAMA KARYA(インドネシア)/ PT. BRANTAS ABIPRAYA(インドネシア)
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)	2005.03.31	10,958	KAJIMA CORPORATION(日本)/ PT. WASKITA KARYA(インドネシア)
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)	2006.03.29	10,643	OBAYASHI CORPORATION(日本)/ PT. JAYA KONSTRUKSI MANGGALA PRATAMA TBK(インドネシア)
インドネシア	ハサメディン大学工学部整備事業	2007.03.29	1,536	PT. PEMBANGUNAN PERUMAHAN(インドネシア)/ ITOCHU CORPORATION(日本)
インドネシア	プサンガン水力発電所建設事業	2007.03.29	1,566	PT. WIJAYA KARYA(インドネシア)/ PT. AMARTA KARYA(インドネシア)
インドネシア	インドネシア大学整備事業	2008.03.28	2,923	PT. WASKITA KARYA(インドネシア)
インドネシア	ウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策事業(I)	2009.03.31	1,303	PT. ADHI KARYA(インドネシア)
タイ	第8次バンコク上水道整備事業	2009.12.03	2,999	SUMMIT GRADE LIMITED PARTNERSHIP(タイ)
タイ	第8次バンコク上水道整備事業	2009.12.03	1,087	SUMMIT GRADE LIMITED PARTNERSHIP(タイ)/ ST POWER ENGINEERING CORP., LTD(タイ)
フィリピン	次世代航空保安システム整備事業	2002.03.28	7,670	SUMITOMO CORPORATION(日本)/ THALES AUSTRALIA LTD.(オーストラリア)/ THALES AIR SYSTEMS S.A.(フランス)
フィリピン	幹線道路バイパス建設事業(I)(プラリデルおよびカバナツアン)	2004.03.30	1,043	C.M.PANCHO CONSTRUCTION INC.(フィリピン)/ J.E.MANALO & CO., INC.(フィリピン)/ D.M. CONSUNJI INC.(フィリピン)
ベトナム	南北鉄道橋梁安全性向上事業	2004.03.31	4,477	TAISEI CORPORATION(日本)/ MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO., LTD.(日本)/ CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO.1(ベトナム)
ベトナム	南北鉄道橋梁安全性向上事業	2004.03.31	3,037	TEKKEN CORPORATION(日本)/ YOKOGAWA BRIDGE CORPORATION(日本)/ THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION(ベトナム)
ベトナム	南北鉄道橋梁安全性向上事業	2004.03.31	5,787	MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO., LTD.(日本)/ NISSAN RINKAI CONSTRUCTION CO., LTD.(日本)/ TAISEI CORPORATION(日本)/ CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO.1(ベトナム)
ベトナム	カイメップ・チーバイ国際港開発事業	2005.03.31	6,544	IHI TRANSPORT MACHINERY CO., LTD.(日本)/ MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO., LTD.(日本)
ベトナム	ビンフック省投資環境改善事業	2007.03.30	3,166	POSCO ENGINEERING & CONSTRUCTION COMPANY LIMITED(大韓民国)
ベトナム	ビンフック省投資環境改善事業	2007.03.30	1,051	VIETNAM WATER AND ENVIRONMENT INVESTMENT CORPORATION(ベトナム)
ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業	2008.03.31	4,563	SUMITOMO MITSUI CONSTRUCTION CO., LTD.(日本)
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業(II)	2009.03.31	1,667	HYDRAULICS CONSTRUCTION CORPORATION NO.4 JOINT STOCK COMPANY(ベトナム)
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業(II)	2009.03.31	1,468	BACH DANG CONSTRUCTION CORPORATION(ベトナム)
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業(II)	2009.03.31	2,505	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO.8(ベトナム)/ THANG LONG CONSTRUCTION CORPORATION(ベトナム)/ 319 ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY(ベトナム)/ 68 TRADING CONSTRUCTION AND SERVICE JSC(ベトナム)
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業(II)	2009.03.31	1,670	URBAN INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT INVESTMENT CORPORATION(ベトナム)/ BACH DANG CONSTRUCTION CORPORATION(ベトナム)
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業(II)	2009.03.31	2,835	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO.8(ベトナム)
ベトナム	ノイバイ国際空港-ニャットタン橋間連絡道路建設事業(I)	2010.03.18	2,934	CIVIL ENGINEERING CONSTRUCTION CORPORATION NO.4(ベトナム)
ベトナム	ノイバイ国際空港-ニャットタン橋間連絡道路建設事業(I)	2010.03.18	2,452	KUKDONG ENGINEERING & CONSTRUCTION CO., LTD(大韓民国)
ベトナム	ノイバイ国際空港-ニャットタン橋間連絡道路建設事業(I)	2010.03.18	2,937	HANSHIN ENGINEERING & CONSTRUCTION CO., LTD(大韓民国)
ベトナム	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(I)	2010.03.18	53,898	TAISEI CORPORATION(日本)/ VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT - EXPORT JOINT STOCK CORPORATION(ベトナム)
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業(II)	2011.01.24	1,206	CONSTRUCTION CORPORATION NO.1 - ONE MEMBER CO., LTD.(ベトナム)
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業(II)	2011.01.24	1,154	PHU XUAN CONSTRUCTION AND CONSULTANT JSC(ベトナム)/ TRUONG XUAN CONSTRUCTION JSC(ベトナム)/ PHU NGUYEN HAI CO., LTD.(ベトナム)/ MIEN TRUNG CONSULTING AND CONSTRUCTION JSC(ベトナム)
ベトナム	ニャットタン橋(日越友好橋)建設事業(I)	2011.01.24	5,246	SUMITOMO MITSUI CONSTRUCTION CO., LTD.(日本)/ VIETNAM CONSTRUCTION & IMPORT - EXPORT JOINT STOCK CORPORATION(ベトナム)
マレーシア	パハン・スランゴール導水事業	2005.03.31	4,918	LOH & LOH CONSTRUCTIONS SDN BHD(マレーシア)
中華人民共和国	広西チワン族自治区玉林市水環境整備事業	2006.06.23	1,283	CHINA OVE ENVIRONMENTAL ENGINEERING CO., LTD.(中華人民共和国)
アゼルバイジャン	地方都市上下水道整備事業	2009.05.29	2,083	AZERSUTECHIZATTIKINTI OPEN JSC(アゼルバイジャン)
グルジア	東西ハイウェイ整備事業	2009.12.16	5,863	TODINI COSTRUZIONI GENERALI S.P.A.(イタリア)/ TAKENAKA CIVIL ENGINEERING & CONSTRUCTION CO., LTD.(日本)

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

借入国名	案件名	借契約承諾日	契約受注総額 (円換算・百万円)	受注企業名
インド	バンガロール・メトロ建設事業	2006.03.31	12,724	COASTAL PROJECTS LTD.(インド)/ TRANSTONNELSTROY LIMITED(ロシア)
インド	バンガロール・メトロ建設事業	2006.03.31	4,541	GUANGDONG YUANTIAN ENGINEERING CO.(中華人民共和国)/ COASTAL PROJECTS LTD.(インド)
インド	バンガロール・メトロ建設事業	2006.03.31	1,249	ETA ENGINEERING PVT.LTD.(インド)/ EMIRATES TRADING AGENCY L.L.C.(アラブ首長国連邦)
インド	バンガロール・メトロ建設事業	2006.03.31	1,507	BLUE STAR LTD.(インド)
インド	バンガロール配電網設備高度化事業	2007.03.30	1,285	SATEL OY(フィンランド)/ EFACEC ENGENHARIA E SISTEMAS, S.A.(ポルトガル)
インド	アムリトサル下水道整備事業	2007.03.30	1,314	M/ S NAGARJUNA CONSTRUCTION COMPANY LTD., HYDERABAD(インド)
インド	アムリトサル下水道整備事業	2007.03.30	2,723	JYOTI BUILD TECH PVT.LTD.(インド)/ ABHYUDAYA HOUSING & CONSTRUCTIONS PVT. LTD.(インド)
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	2007.03.30	1,059	M/ S ILJIN ELECTRIC CO., LTD. (大韓民国)
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	2007.03.30	1,633	M/ S ILJIN ELECTRIC CO., LTD. (大韓民国)
インド	ゴア州上下水道整備事業	2007.09.14	2,562	SMC INFRASTRUCTURE PRIVATE LTD(インド)/ SPML INFRA LTD(インド)
インド	ゴア州上下水道整備事業	2007.09.14	4,387	PRATIBHA INDUSTRIES LTD.(インド)/ SAI SUDHIR INFRASTRUCTURES LTD.(インド)/ MEGHA ENGINEERING & INFRASTRUCTURES LIMITED(インド)
インド	グワハティ上水道整備事業	2009.03.31	1,282	M/ S IVRCL INFRASTRUCTURES AND PROJECTS LTD.(インド)
インド	グワハティ上水道整備事業	2009.03.31	1,548	M/ S IVRCL INFRASTRUCTURES AND PROJECTS LTD.(インド)
インド	コルカタ東西地下鉄建設事業(II)	2010.03.31	4,693	ANSALDO STS AUSTRALIA PTY LTD.(オーストラリア)/ ANSALDO STS (イタリア)
スリランカ	大コロンボ圏都市交通整備事業フェーズ2(II)	2011.03.22	32,137	TAISEI CORPORATION(日本)
パキスタン	全国幹送電網拡充事業	2010.03.31	1,372	NORTHEAST CHINA INTERNATIONAL ELECTRIC POWER CORPORATION(中華人民共和国)
パキスタン	全国幹送電網拡充事業	2010.03.31	1,124	NORTHEAST CHINA INTERNATIONAL ELECTRIC POWER CORPORATION(中華人民共和国)
パキスタン	ポリオ撲滅事業	2011.08.15	2,393	WORLD HEALTH ORGANIZATION(WHO)(その他)
パキスタン	ポリオ撲滅事業	2011.08.15	2,294	UNITED NATIONS CHILDREN'S FUND (UNICEF)(その他)
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	2006.06.29	3,893	CHINA NATIONAL TECHNICAL IMPORT & EXPORT CORPORATION(中華人民共和国)/ BEIJING SOUND ENVIRONMENTAL ENGINEERING CO., LTD.(中華人民共和国)
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	2006.06.29	8,396	KUBOTA CONSTRUCTION CO., LTD.(日本)/ MARUBENI CORPORATION(日本)
バングラデシュ	ダッカーチッタゴン鉄道網整備事業	2007.12.11	2,343	MAX AUTOMOBILE PRODUCTS LTD.(バングラデシュ)
バングラデシュ	ダッカーチッタゴン鉄道網整備事業	2007.12.11	3,068	MARUBENI CORPORATION(日本)
バングラデシュ	ダッカーチッタゴン鉄道網整備事業	2007.12.11	13,379	CHINA RAILWAY MATERIALS IMPORT & EXPORT CO., LTD.(中華人民共和国)/ CHENGDU RANKEN RAILWAY CONSTRUCTION CO., LTD.(中華人民共和国)/ MAX AUTOMOBILES PRODUCT LTD.(バングラデシュ)
バングラデシュ	中部地域配電網整備事業	2009.03.01	1,272	SIEMENS LTD.(インド)
バングラデシュ	東部バングラデシュ橋梁改修事業	2009.03.01	1,152	MONICO LIMITED(バングラデシュ)/ DIENCO LTD.(バングラデシュ)
バングラデシュ	東部バングラデシュ橋梁改修事業	2009.03.01	2,824	GANNON DUNKERLEY & CO., LTD.(インド)
ペルー	地方都市上下水道整備事業(II)	2000.09.04	2,664	COSAPI S.A.(ペルー)
イラク	アルムサイブ火力発電所改修事業	2008.01.25	7,779	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO., LTD.(大韓民国)
イラク	アルムサイブ火力発電所改修事業	2008.01.25	9,036	HITACHI, LTD.(日本)/ TOYOTA TSUSHO CORPORATION(日本)
イラク	アルムサイブ火力発電所改修事業	2008.01.25	9,180	SIEMENS AG(ドイツ)
イラク	サマーワ橋梁・道路建設事業	2008.01.25	1,952	DAAR ENGINEERING, INC.(アメリカ合衆国)/ BURJ AL-EMAAR CO.(イラク)
イラク	港湾セクター復興事業	2008.01.25	3,307	GREEN SHIPBUILDING & HEAVY INDUSTRIES CO. LTD.(大韓民国)
イラク	港湾セクター復興事業	2008.01.25	4,671	AVIC INTERNATIONAL HOLDING CORPORATION(中華人民共和国)
イラク	灌漑セクターローン	2008.01.25	1,379	TOYOTA TSUSHO CORPORATION(日本)
イラク	コール・アルズベール肥料工場改修事業	2008.01.25	6,689	SAIPEM S.P.A.(イタリア)
イラク	原油輸出施設復旧事業	2008.01.25	39,706	LEIGHTON OFFSHORE PTE. LTD.(シンガポール)
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電事業	2006.01.19	1,883	ARAB ENGINEERING AND DISTRIBUTION COMPANY(エジプト)
エジプト	大エジプト博物館建設事業	2006.05.15	63,278	BESIX SA(ベルギー)/ ORASCOM CONSTRUCTION INDUSTRIES(エジプト)
ケニア	モンバサ港開発事業	2007.11.20	20,751	TOYO CONSTRUCTION(日本)
ケニア	オルカリAI 4・5号機地熱発電事業	2010.03.31	14,827	TOYOTA TSUSHO CORPORATION(日本)/ HYUNDAI ENGINEERING CO., LTD.(大韓民国)
モザンビーク	ナンブラ〜クアンバ間道路改善事業	2010.03.10	3,674	CHINA HENAN INTERNATIONAL COOPERATION GROUP CO. LTD(中華人民共和国)
モザンビーク	ナンブラ〜クアンバ間道路改善事業	2010.03.10	3,688	CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO. LTD(中華人民共和国)
モザンビーク	ナンブラ〜クアンバ間道路改善事業	2010.03.10	4,240	GABRIEL A.S COUTO(ポルトガル)

10-2 円借款の主な受注企業名 (2011年度コンサルタント契約・金額1億円以上)

借入国名	案件名	借款契約承諾日	契約受注総額 (円換算・百万円)	契約者名
インドネシア	ジャワ南線複線化事業(III)(E/S)	2007.03.29	563	EGIS BCEOM INTERNATIONAL(フランス)/EGIS RAIL(フランス)/PT. SUCOFINDO APPRAISAL UTAMA(インドネシア)/INGEROSEC CORPORATION(日本)/PT.IREC REKA YASA(インドネシア)/PT.INTI DAYA KRESICITRA(インドネシア)
インドネシア	ウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策事業(I)	2009.03.31	616	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/PT.INDRA KARYA(インドネシア)/PT.BINA KARYA(インドネシア)/PT.DDC CONSULTANTS(インドネシア)/PT.GEO ACE(インドネシア)/PT.WIRATMAN & ASSOCIATES(インドネシア)
インドネシア	バンドン工科大学整備事業(III)	2009.03.31	350	YACHIYO ENGINEERING CO., LTD.(日本)/PT.YODYA KARYA(インドネシア)/PT.PROSYS BANGUN PERSADA(インドネシア)
インドネシア	洪水制御セクター・ローン	2009.03.31	930	YACHIYO ENGINEERING CO., LTD.(日本)/CTI ENGINEERING INTERNATIONAL CO., LTD(日本)/PT.TRICON JAYA(インドネシア)/PT.DDC CONSULTANTS(インドネシア)/PT.BINA KARYA(インドネシア)/PT.GEO ACE(インドネシア)/PT.KWARSA HEXAGON(インドネシア)/PT.TATA GUNA PATRIA(インドネシア)/PT.MULTIMERA HARAPAN(インドネシア)
インドネシア	マミナサタ広域都市圏廃棄物管理事業	2010.03.30	363	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/YACHIYO ENGINEERING CO., LTD.(日本)/PT.ARKONIN ENGINEERING MANGGALA PRATAMA(インドネシア)/PT.INDAH KARYA(インドネシア)/PT.SILCON ADILARAS(インドネシア)/PT.CATUR KARSA GEMILANG(インドネシア)
インドネシア	ルムットバライ地熱発電事業	2011.03.29	880	ELC ELECTROCONSULT S.P.A.(イタリア)
カンボジア	シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業	2009.08.21	460	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/ORIENTAL CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
フィリピン	道路改良・保全事業	2011.03.31	245	KATAHIRA & ENGINEERS INTERNATIONAL(日本)/NIPPON ENGINEERING CONSULTANTS CO., LTD.(日本)/RENARDET S.A. CONSULTING ENGINEERS(スイス)/EGIS INTERNATIONAL(フランス)/DCCD ENGINEERING CORPORATION(フィリピン)/ENGINEERING AND DEVELOPMENT CORPORATION OF THE PHILIPPINES(フィリピン)/PERK TECHNICAL CONSULTANTS CORPORATION(フィリピン)
ベトナム	サイゴン東西ハイウェイ建設事業(II)	2002.03.29	669	ORIENTAL CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業(I)	2005.03.31	496	YACHIYO ENGINEERING CO., LTD.(日本)/NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業(I)	2005.03.31	813	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/CDM INTERNATIONAL INC.(アメリカ合衆国)/VIETNAM WATER SANITATION AND ENVIRONMENT JOINT STOCK COMPANY(ベトナム)
ベトナム	中小企業支援事業(III)	2009.11.10	152	NOMURA RESEARCH INSTITUTE, LTD.(日本)/VISION & ASSOCIATES(ベトナム)
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業(III)	2009.11.10	307	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/THAI ENGINEERING CONSULTANTS COMPANY LIMITED(タイ)
ベトナム	ノイバイ国際空港-ニャツタン橋間連絡道路建設事業(I)	2010.03.18	679	STANLEY CONSULTANTS INC.(アメリカ合衆国)/CTI ENGINEERING INTERNATIONAL CO., LTD(日本)
ベトナム	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(I)	2010.03.18	2,109	JAPAN AIRPORT CONSULTANTS, INC.(日本)
ベトナム	ホアラクハイテクパーク・インフラ建設事業(E/S)	2010.03.18	709	NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/ORIENTAL CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業(II)	2010.11.19	248	KRI INTERNATIONAL CORPORATION(日本)
インド	グワハティ上水道整備事業	2009.03.31	814	NJS CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
インド	グワハティ上水道整備事業	2009.03.31	2,257	JINDAL WATER INFRASTRUCTURE LIMITED(インド)/RANHILL BERHAD(マレーシア)
インド	シッキム州生物多様性保全・森林管理事業	2010.03.31	305	PADECO CO., LTD.(日本)/LOUIS BERGER GROUP, INC.(アメリカ合衆国)
インド	貨物専用鉄道建設事業(フェーズ2)	2010.07.26	1,525	NIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.(インド)/PB JAPAN CO., LTD.(日本)/NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/ORIENTAL CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
インド	ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業(III)	2011.02.17	585	AECOM INDIA PRIVATE LIMITED(インド)/TTI CONSULTING ENGINEERS INDIA PRIVATE LIMITED(インド)/NJS ENGINEERS INDIA PVT. LTD.(インド)/NJS CONSULTANTS CO., LTD.(日本)
スリランカ	観光セクター開発事業	2006.03.28	247	NIHON KEIZAI ADVERTISING CO., LTD.(日本)
スリランカ	水セクター開発事業(II)	2008.07.29	262	NIHON SUIDO CONSULTANTS CO., LTD.(日本)/NJS CONSULTANTS CO., LTD.(日本)/CEYWATER CONSULTANTS (PVT) LTD.(スリランカ)
スリランカ	キャンディ市下水道整備事業	2010.03.26	797	NIHON SUIDO CONSULTANTS CO., LTD(日本)/NJS CONSULTANTS CO., LTD.(日本)/NIPPON KOEI UK CO., LTD(英国)/CEYWATER CONSULTANTS (PVT) LTD.(スリランカ)
スリランカ	地方道路開発事業(中央州・サバラガム州)	2010.03.26	534	MG CONSULTANTS (PVT.) LTD.(スリランカ)/ENGINEERING CONSULTANTS (PVT.) LTD.(スリランカ)
パキスタン	ハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興事業(洪水災害対策)	2011.02.22	680	NATIONAL ENGINEERING SERVICES PAKISTAN PVT LIMITED(パキスタン)
バングラデシュ	チッタゴン環状道路建設事業	2010.03.24	1,235	SMEC INTERNATIONAL PTY LTD.(オーストラリア)
バングラデシュ	農村地域配電網整備事業	2010.03.24	440	SMEC INTERNATIONAL PTY LTD.(オーストラリア)/ACE CONSULTANTS LTD.(バングラデシュ)/NIAZ & ASSOCIATES LTD.(バングラデシュ)
イラク	アル・アッカーズ火力発電所建設事業	2010.03.31	2,099	TOKYO ELECTRIC POWER SERVICES CO., LTD.(日本)

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

借入国名	案件名	借款契約承諾日	契約受注総額 (円換算・百万円)	契約者名
イラク	デラロック水力発電所建設事業	2010.03.31	1,231	ELC ELECTROCONSULT S.P.A.(イタリア)
モロッコ	地方都市上水道整備事業	2010.03.19	372	IGIP(ドイツ)/ NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/ CONSEIL, INGENIERIE ET DEVELOPEMENT(モロッコ)
ブラジル	サンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善事業	2010.03.31	1,885	ENGEVIX ENGENHARIA S/ C LTDA.(ブラジル)/ PROSUL PROJETOS,SUPERVISAO E PLANEJAMENTO,LTDA.(ブラジル)/ NIPPON KOEI CO., LTD.(日本)/ CHUO KAIHATSU CORPORATION(日本)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ウグレヴィツク火力発電所排煙脱硫装置建設事業	2009.10.20	507	HAMON ENVIROSERV GMBH(ドイツ)
ルーマニア	ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設事業	2010.03.10	8,630	PADECO CO., LTD.(日本)/ ORIENTAL CONSULTANTS CO., LTD.(日本)/ METROUL S.A.(ルーマニア)

11-1 円借款供与条件表 (2012年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI(2010年)	条件	基準/オプション	金利(%)	償還期間(年)	うち据置期間(年)	調達条件	
LDC	うち貧困国	無利子近似	基準	0.01	40	10	アンタイト	
			一般条件	基準	0.70	30		10
				オプション1	0.65	25		7
		オプション2		0.60	20	6		
		優先条件	オプション3	0.55	15	5		
			基準	0.55	40	10		
			オプション1	0.45	30	10		
		優先条件	オプション2	0.40	20	6		
			オプション3	0.30	15	5		
			気候変動対策	基準	0.20	40		10
		オプション1		0.15	30	10		
		オプション2		0.10	20	6		
		貧困国	US\$ 1,005以下	一般条件	基準	1.20		30
一般条件	オプション1				0.90	25	7	
	オプション2				0.75	20	6	
	オプション3			0.65	15	5		
優先条件	基準			0.55	40	10		
	オプション1			0.45	30	10		
	オプション2			0.40	20	6		
STEP	オプション3			0.30	15	5		
	基準			0.20	40	10		
	オプション			0.10	30	10		
気候変動対策	基準			0.25	40	10		
	オプション1			0.20	30	10		
	オプション2			0.15	20	6		
うちSTEP	オプション3	0.10	15	5				
	基準	0.10	40	10				
	基準	0.10	40	10				
低所得国	US\$ 1,006以上 US\$ 1,915以下	一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイト	
			一般条件	オプション1	0.80	20		6
				オプション2	0.70	15		5
		オプション3		0.65	15	5		
		優先条件	基準	0.65	40	10		
			オプション1	0.55	30	10		
			オプション2	0.50	20	6		
		STEP	オプション3	0.40	15	5		
			基準	0.20	40	10		
			オプション	0.10	30	10		
		気候変動対策	基準	0.30	40	10		
			オプション1	0.25	30	10		
			オプション2	0.20	20	6		
うちSTEP	オプション3	0.15	15	5				
	基準	0.10	40	10				
	基準	0.10	40	10				
中所得国	US\$ 1,916以上 US\$ 3,975以下	一般条件	基準	1.40	25	7	アンタイト	
			一般条件	オプション1	0.95	20		6
				オプション2	0.80	15		5
		オプション3		0.65	15	5		
		優先条件	基準	0.65	40	10		
			オプション1	0.55	30	10		
			オプション2	0.50	20	6		
		STEP	オプション3	0.40	15	5		
			基準	0.20	40	10		
			オプション	0.10	30	10		
		気候変動対策	基準	0.30	40	10		
			オプション1	0.25	30	10		
			オプション2	0.20	20	6		
うちSTEP	オプション3	0.15	15	5				
	基準	0.10	40	10				
	基準	0.10	40	10				

所得段階	一人当たりGNI(2010年)	条件	基準/オプション	金利(%)	償還期間(年)	うち据置期間(年)	調達条件
中進国	US\$ 3,976以上 US\$ 6,925以下	一般条件	基準	1.70	25	7	アンタイト
			オプション1	1.60	20	6	
			オプション2	1.50	15	5	
		優先条件	基準	1.20	25	7	
			オプション1	1.00	20	6	
			オプション2	0.60	15	5	
		気候変動対策	基準	0.60	40	10	
			オプション1	0.50	30	10	
			オプション2	0.40	20	6	
		オプション3	0.30	15	5		
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間および据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。					

注)・STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイト援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
 ・オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。
 ・EPSAノンプリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される(※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。)
 ・EPSAノンプリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
 ・所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
 ・IMFのプログラムが順調に進んでいる国およびIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。

[参考] 主要国所得階層別分類(国連および世銀の分類による)

所得段階	一人当たりGNI(2010年)	
	うち貧困国	アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、カンボジア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	LDC	アンゴラ、イエメン、キリバス、サントメ・プリンシペ、サモア、ザンビア、ジブチ、スーダン、ソロモン諸島、赤道ギニア、セネガル、ツバル、パヌアツ、東ティモール、ブータン、モーリタニア、ラオス、レソト
貧困国	US\$ 1,005以下	キルギス、ケニア、ジンバブエ、タジキスタン
低所得国	US\$ 1,006以上 US\$ 1,915以下	ウズベキスタン、インド、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、ベトナム、ホンジュラス、ボリビア、モルドバ、モンゴル
中所得国	US\$ 1,916以上 US\$ 3,975以下	アルメニア、イラク、インドネシア、ウクライナ、エジプト、エルサルバドル、ガイアナ、カーボヴェルデ、グアテマラ、グルジア、コソボ、コンゴ共和国、シリア、スリランカ、スワジランド、トルクメニスタン、トンガ、パラグアイ、フィジー、フィリピン、ベリーズ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モロッコ
中進国	US\$ 3,976以上 US\$ 6,925以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルバニア、イラン、エクアドル、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、セルビア、タイ、中国、チュニジア、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ナミビア、パラオ、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、南アフリカ、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン

1 優先条件適用可能な対象分野は以下のとおり

【地球環境】

(1)森林保全・造成

- a) 森林保全・管理
- b) 造林・植林
- c) 森林資源調査
- d) その他(モニタリング・システム等)

(2)公害防止

- a) 大気汚染防止
例：大気汚染防止施設の設置、大気汚染物質排出削減に資する既存発電所のリハビリ、工場等の高規格化・リハビリ、大気汚染防止のための石炭調質・選炭
- b) 水質汚濁防止
例：排水処理・再生利用、ヘドロ処理・残渣処理、水質汚濁防止のための工場移転、港湾等における汚濁物質の排水防止施設、下水処理施設

c) 廃棄物処理

例：廃棄物収集・処理・処分

(3)省エネ・省資源

例：省エネルギー施設の設置、省エネ・省資源を目的とした発電所・送配電線、地域熱供給、コージェネレーション

(4)自然環境保全

- a) 野生生物保護
- b) 水産資源調査
- c) 遺伝資源調査
- d) 土壌保全
- e) その他(研究、モニタリング)

(5)代替エネルギー(新・再生可能エネルギー)

例：太陽光発電・太陽熱利用(発電を含む)、風力発電、廃棄物発電および熱利用、地熱発電、バイオマスエネルギー、都市廃熱利用、燃料電池、排ガス利用

(6)オゾン層保護

例：フロン等排出抑制・回収技術、オゾン層破壊物質処理、モニタリング

(7)海洋汚染

例：海洋汚染防止のための機械・船舶等、海洋投棄対策、モニタリング

(8)砂漠化防止

例：植林・森林保全、砂漠化防止型農業

(9)感染症対策・貧困削減に資する上水道

【人材育成支援】

- (1)わが国への留学・研修
- (2)わが国からの専門家派遣
- (3)わが国への私費留学生等に対する貸付

【中小企業】

中小企業のうち特に零細なもの等への低利融資制度

【平和の構築支援】

平和構築対象国および周辺国において復興等に資する案件

注1) 案件の一部が優先条件適用分野である場合には、当該部分を優先条件適用分野に分類することもできる。

注2) 環境への負荷が大きくないと認められる水力発電は、代替エネルギー分野に含められるが、環境面で特に慎重な検討を行い、問題がないと認められたものに限る。

2 中進国については、円借款を供与可能な分野を原則として「環境」、「人材育成支援」、「地震対策」および「貧困地域における格差是正支援」に限定していたが、中進国の多様な開発ニーズに即応するべく、「地震対策」を「防災・災害対策」とし、「格差是正支援」の対象を、貧困地域のみならず都市部における貧困層の生活改善に直接資する社会基盤の整備等にも拡大する。
 なお、2010年5月の「アフリカ支援のための円借款の活用について」において、TICAD IVでのわが国の公約を踏まえ、2012年度末までの時限措置として、上記4分野に加えて、アフリカ諸国を対象に、アフリカの経済成長を通じた貧困削減に資する「広域インフラ」、「農業および農村開発案件」等を供与対象として追加した。

3 本邦技術活用条件の適用条件は以下のとおり。

【制度趣旨】

- (1)わが国ODAに対してさまざまな意見があるなかで、引き続きODAを推進していくためには国民各層のODAへの参加促進等を通じた理解と支持が不可欠となっている。
- (2)そのため、わが国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じてわが国の「顔の見える援助」を促進するため、「本邦技術活用条件」が新たに創設され、2002年7月1日より適用されることとなった。

【対象国】

円借款の対象国であり、OECDルール上タイド借款が供与可能な国。

【対象案件】

以下の分野に該当し、かつわが国の事業者の有する技術・資機材がその実現に必要なかつ実質的に生かされる案件。

- ・ 橋梁・トンネル
- ・ 港湾
- ・ 空港
- ・ 都市交通システム
- ・ 通信・放送・公的情報システム
- ・ 発電・送配電
- ・ 石油・ガス輸送貯蔵施設
- ・ 都市洪水対策事業

- ・ 幹線道路・ダム(わが国の耐震・免震技術、地盤処理技術、急速施工技術が活用されるもの)
- ・ 環境対策事業(わが国の大気汚染防止技術、水質汚濁防止技術、廃棄物処理・再資源化技術、熱回収・廃熱利用技術が活用されるもの)

【金利・償還期間】

OECDルール上、タイドが可能となる条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。

【調達条件】

主契約は日本タイド、下請けは一般アンタイド。主契約については借入国との共同企業体(JV)を認めるが、本邦企業が当該JVのリーディング・パートナーとなることが条件。

【融資比率】

総事業費の100%相当額までが円借款の融資対象。

【原産地ルール】

円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、下表のとおり(a)日本を原産とする資機材および本邦企業の提供する役務、または(b)資機材を調達することとする。

分類	具体的分野(例)
工法等の面でわが国企業の優れた技術の活用が期待される部分については、資機材だけではなく、サービスも本邦調達率の算定に含める。	トンネル、港湾、コンクリート橋、幹線道路、ダム、下水道、大都市地下導水トンネル、公的情報システム、水力発電、地熱発電 等
資機材やプラント等の設置が主な目的であり、資機材の面でわが国の技術の活用が期待される部分については、資機材だけで本邦調達率を算定する。	通信・放送施設、風力・太陽光・火力発電、石油ガス輸送貯蔵システム、廃棄物処理場、ごみ焼却処理場、鋼橋、都市交通システム、都市河川洪水制御、送配電 等

【調達監査】

調達プロセスの公正性を確保するため、借款資金やJICA調査費用等を活用して、第三者機関などによる調達手続きに関する入札後の監査を導入する。

注) 主要国所得階層別分類についてはP.197参照。

11-2 円借款調達条件 (承諾ベース)

(単位：%)

	2009年度	2010年度	2011年度***
一般アンタイト	87.3	75.1	79.4
部分アンタイト*	0.0	13.4**	0.0
二国間タイト	0.0	0.6	0.0
タイト	12.7	10.8	20.6

一般アンタイト：調達先に一切の制限がない調達条件

部分アンタイト：日本およびDAC援助受取国リスト(パート1およびパート2の両者)のすべてを調達適格国とする調達条件

二国間タイト：日本および借入国のみを調達適格国とする調達条件

タイト：日本のみを調達適格国とする調達条件

*アフリカ開発基金(AfDF)設立協定に規定された参加国及びメンバー国及び、アジア開発銀行(ADB)設立協定に規定されているメンバー国による国際競争入札。

**L/A増額アmendによる案件(複合案件)のうち部分アンタイト(本体)分を含む。

***AfDB「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅲ)」は調達を含まないため除く。

11-3 調達先の国籍別比率

(単位：%)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)
日本	17.0	18.6	20.6	11.6	23.2	19.7
先進国	6.5	18.1	7.8	14.0	7.7	17.3
開発途上国	37.6	23.6	31.5	31.3	29.0	24.1
内貨費用融資分	38.8	39.7	40.2	43.1	40.2	39.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)先進国は日本を除く。数値はいずれも四捨五入したもので、合計値が100にならない場合がある。

11-4 外貨建調達部分における調達先の国籍別比率

(単位：%)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)
日本	27.8	30.8	34.4	20.5	38.7	32.3
先進国	10.7	30.0	13.0	24.5	12.8	28.3
開発途上国	61.5	39.2	52.6	55.0	48.4	39.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)先進国は日本を除く。数値はいずれも四捨五入したもので、合計値が100にならない場合がある。

11-5 商品借款を除いた受注実績 (調達先の国籍別比率)

(単位：%)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)
日本	18.0	19.9	22.6	13.5	24.5	20.0
先進国	6.9	14.4	2.5	7.7	6.0	16.0
開発途上国・外貨分	34.2	23.2	30.8	27.2	26.9	24.4
内貨費用融資分	40.9	42.5	44.1	51.6	42.6	39.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)先進国は日本を除く。数値はいずれも四捨五入したもので、合計値が100にならない場合がある。

11-6 商品借款を除いた受注実績 (外貨建調達部分における調達先の国籍別比率)

(単位：%)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)
日本	30.4	34.6	40.4	27.9	42.8	33.1
先進国	11.7	25.0	4.5	15.9	10.4	26.4
開発途上国・外貨分	57.9	40.4	55.1	56.2	46.9	40.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)先進国は日本を除く。数値はいずれも四捨五入したもので、合計値が100にならない場合がある。

12-1 技術協力プロジェクト案件一覧 (2011年度新規R/D署名分)

国名	案件名	R/D署名日	協力開始日	協力終了日
アジア地域				
インドネシア	南南協力推進のためのナレッジマネジメントプロジェクト	2011.12. 7	2012. 3. 1	2013. 5.30
	日伊経済連携協定活用強化プロジェクト	2011. 4.26	2011. 5. 1	2014. 4.30
	スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画プロジェクトフェーズ2	2011.10.24	2012. 1. 1	2014.12.31
	家畜衛生ラボ能力向上プロジェクト	2011. 7. 1	2011. 7.17	2015. 7.16
	海上交通保安能力向上プロジェクト	2011.11.25	2012. 1.27	2015. 1.26
カンボジア	租税総局能力強化プロジェクト	2011. 6.23	2011. 9. 5	2014. 9. 4
	REDD+戦略政策実施支援プロジェクト	2011. 5.27	2011. 6. 1	2016. 5.31
	民法・民事訴訟法普及プロジェクト	2012. 1. 4	2012. 4. 1	2017. 3.31
	カンボジア工科大学教育能力向上プロジェクト	2011.10.13	2011.10.13	2015.10.12
タイ	酸性雨の影響評価分析にかかるキャパシティディベロップメントプロジェクト	2011. 4. 1	2011. 4. 1	2012. 3.31
フィリピン	コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト	2011.11.23	2012. 2. 1	2017. 1.31
	道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ2	2011. 7.21	2011.10. 1	2014. 9.30
	災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト	2011.10.28	2012. 3. 1	2015. 2.28
	全国産業クラスター能力向上プロジェクト	2011.11.22	2012. 3.25	2015. 3.31
ベトナム	農民組織機能強化プロジェクトフェーズ2	2011.10.26	2012. 7. 1	2015. 6.30
	農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト	2011.10.27	2011.12. 1	2014.11.30
	税務行政改革支援プロジェクトフェーズ3	2011. 9. 1	2011. 9. 1	2014. 8.31
マレーシア	廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト	2011. 7.15	2011. 9.26	2013. 3.30
	海上保安能力向上プロジェクトフェーズ2	2011. 5.30	2011. 7.25	2013. 7.24
ミャンマー	人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト	2012. 2. 1	2012. 6. 1	2015. 5.31
	主要感染症対策プロジェクトフェーズ2	2011.12.19	2012. 3.19	2015. 3.18
ラオス	ビエンチャンバス公社運営能力改善プロジェクト	2011. 8. 8	2012. 1.11	2014.12.26
	母子保健人材開発プロジェクト	2011.12. 6	2012. 2.22	2016. 2.21
	道路維持管理能力強化プロジェクト	2011. 7.21	2011. 9.22	2016. 9.21
	コミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクトフェーズ2	2012. 1.31	2012. 2. 1	2016. 1.31
中華人民共和国	市民参加による気候変動対策推進プロジェクト	2011.12.28	2011.12.28	2014. 3.31
	国際税務プロジェクト	2012. 3.13	2012. 9.20	2015. 9.19
	独禁法立法及び執行プロジェクト	2012. 2.17	2012. 5. 1	2015. 3.31
モンゴル	内部監査及び業績モニタリングにかかる能力向上プロジェクト	2011.10.24	2012. 1. 1	2013.12.31
	モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト	2011.12.26	2012. 1.22	2015. 1.21
スリランカ	認証野菜種子生産システム強化プロジェクト	2012. 2.29	2012. 5.14	2017. 5.13
ネパール	シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト	2011. 8.22	2011.12.10	2015.12. 9
	モニタリング評価システム強化プロジェクトフェーズ2	2011. 7.18	2011.11.15	2015. 5.15
パキスタン	ギルギット・バルティスタン地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト	2012. 3.12	2012. 5.15	2015.11.30
	ノンフォーマル教育推進プロジェクト	2011. 4. 1	2011. 4. 1	2014. 6.30
バングラデシュ	母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2	2011. 5.29	2011. 7. 1	2016. 6.30
	TQMを通じた公共サービス改善プロジェクト	2011.11.24	2012. 2. 1	2017. 1.31
ブータン	農道架橋設計・実施監理能力向上プロジェクト	2011. 6.28	2011.12. 1	2014. 5.30
キルギス	一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシクリ州コミュニティ活性化プロジェクト	2011.10. 3	2011.12.15	2014.12.15
タジキスタン	ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト	2011.11.24	2012. 3.25	2016. 3.25
	アフガニスタン・タジキスタン国境バダフシャーン地域における農村開発プロジェクト	2012. 2. 1	2012. 2. 1	2015. 1.31
大洋州地域				
バヌアツ	豊かな前浜計画第2フェーズプロジェクト	2011. 9. 9	2011.12. 1	2014.11.30
パプアニューギニア	小規模稲作振興プロジェクトフェーズ2	2011.10. 4	2011.12. 1	2015. 5.31
	メディアを活用した遠隔教育普及・組織強化プロジェクト(EQUITV)フェーズ2	2012. 2. 1	2012. 4. 1	2015.12.31
北米・中南米地域				
エルサルバドル	貝類養殖技術向上・普及プロジェクト	2012. 2. 1	2012. 6.20	2015. 6.19
キューバ	中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト	2011.12.15	2012. 4.11	2016. 4.10
ドミニカ共和国	地方自治体計画策定能力強化プロジェクト	2011.10. 1	2011.12. 1	2015. 3.31
ニカラグア	家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト	2011.12.16	2012. 1.22	2016. 1.21
ホンジュラス	地方開発のための自治体能力強化プロジェクト	2011. 9.20	2011.10.26	2016.11.25
エクアドル	チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト	2011.12. 7	2012. 3.15	2017. 3.14
	実践的手法による訓練コースの開発と運営管理プロジェクト	2011.12.20	2012. 3. 1	2014. 3.31

国名	案件名	R/D署名日	協力開始日	協力終了日
北米・中南米地域 (続き)				
パラグアイ	プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト	2011.11.18	2012. 2. 1	2016. 1.31
	イタプア県・カアサバ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト	2011. 8. 9	2012. 2. 1	2017. 1.31
中東地域				
アルジェリア	高等海運学校大学院教育・研究能力強化プロジェクト	2011.12.28	2012. 2. 1	2015. 1.31
イラク	上水道維持管理フェーズ2	2011. 9. 1	2011. 9. 1	2014. 3.31
イラン	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	2011.12.18	2012. 3.21	2015. 2.20
エジプト	スエズ運河戦略強化プロジェクト	2011.11.28	2012. 3. 1	2014. 2.28
	橋梁維持管理能力向上プロジェクト	2011.10.30	2012. 3.20	2015. 3.19
	中東向け第三国研修「院内感染対策」プロジェクト	2011. 9.15	2011. 5. 1	2014. 3.31
パレスチナ	ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト	2011. 6. 6	2011. 9.11	2015. 1.10
アフリカ地域				
アンゴラ	ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画	2011. 7. 1	2011.10.28	2014.10.27
	稲作開発プロジェクト	2012. 3. 1	2012. 3. 1	2017. 2.28
ウガンダ	保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト	2011. 4.19	2011. 8. 9	2014.12. 8
	湿地管理プロジェクト	2011.10.28	2012. 2.15	2016. 3.14
	地方道路地理情報システムデータベース整備および運用体制構築プロジェクト	2011.12. 2	2012. 3.20	2015. 3.31
	コメ振興プロジェクト	2011.11. 1	2011.11. 1	2016.10.30
エチオピア	アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト	2011. 9.23	2011.11.25	2015.11.24
	農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト	2011. 6.30	2011.11.13	2015.11.12
	地すべり対策工能力強化プロジェクト	2011. 4.12	2011. 6.30	2016. 3.31
	シミエン国立公園および周辺地域における官民協働によるコミュニティ・ツーリズム開発プロジェクト	2011. 8. 4	2011.11. 1	2014.10.30
ガーナ	品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト	2011. 9.13	2011.11.15	2014.11.14
	HIV母子感染予防にかかる運営能力強化プロジェクト	2011.11. 9	2012. 4. 1	2015. 3.31
	鉄道安全運行整備計画策定プロジェクト	2011. 8.19	2012. 2. 1	2013.12.27
ケニア	小零細企業向けBDS強化による品質・生産性向上プロジェクト	2011.11.23	2012. 3.25	2015. 3.31
	再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト	2011.10.15	2012. 3. 1	2015. 2.28
	一村一品サービス改善プロジェクト	2011. 9.15	2011.11. 7	2014.11. 6
コンゴ民主共和国	マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト	2012. 1. 6	2012. 4.14	2015. 3.31
ザンビア	地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト	2011. 6.29	2011. 9.15	2016. 2.15
	授業実践能力強化プロジェクト	2011. 9.13	2011.10.30	2015.12.31
	産業ストラテジー策定支援	2011. 4.12	2011. 8.20	2013. 5.31
	コメを中心とした作物多様化推進プロジェクト	2012. 3.21	2012. 6.20	2015. 6.19
シエラレオネ	中学校理科数科教育の質向上プロジェクト	2011.10.10	2011.11.27	2014.12.26
スーダン	水供給人材育成プロジェクトフェーズ2	2011. 8.14	2011.10.16	2015. 9.30
	フロントライン母子保健強化プロジェクト(マザーナイル・プロジェクト)フェーズ2	2011. 6. 6	2011. 9.15	2014. 9.14
セネガル	セネガル日本職業訓練センター機能強化プロジェクト	2011. 9.14	2011.10. 1	2015. 9.30
	タンバクンダ、ケドゥグ、マダム州村落衛生改善プロジェクト	2011.12.15	2012. 3. 1	2016. 2.28
	理数科教育改善プロジェクトフェーズ2	2011. 6. 3	2011. 9. 1	2015. 8.31
タンザニア	地下水開発セクター能力向上プロジェクト	2011.12.16	2012. 3.10	2016. 3.31
	村落給水事業実施・運営維持管理能力強化(RUWASA-CAD)プロジェクトフェーズ 2	2011. 5.23	2011. 9. 1	2014. 8.31
	ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクトフェーズ2	2011. 7.25	2011.11. 1	2015.10.31
	ASDP事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2	2011. 6. 8	2011. 8.15	2015. 6.30
	地方道路開発技術向上プロジェクト	2011.12.16	2012. 4.27	2016. 4.26
州保健行政システム強化プロジェクトフェーズ2	2011. 7.28	2011.10.25	2014.10.24	
ニジェール	サヘル地域における貯水池の有効活用と自律的コミュニティ開発プロジェクト	2011.12. 9	2012. 3. 5	2015. 3. 4
ブルキナファソ	初等教育・理数科現職教員研修改善プロジェクトフェーズ2(SMASEブルキナ2)	2011.12. 1	2012. 1.11	2015. 9.30
マラウイ	持続可能な土地管理促進プロジェクト	2011. 8. 4	2011.11.11	2015.11.10
マリ	学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2	2011. 9.26	2011.11. 1	2015.10.31
南スーダン	ジュバ市持続的な道路維持管理能力強化プロジェクト	2011. 7. 4	2011. 9. 1	2014. 3.31
	ジュバ廃棄物管理能力強化プロジェクト	2011. 7. 4	2011.10.31	2014.10.30
モーリシャス	地すべり対策プロジェクト	2012. 3. 1	2012. 4. 1	2014. 9.30
	海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト	2012. 2.16	2012. 4. 1	2015. 6.30

国名	案件名	R/D署名日	協力開始日	協力終了日
アフリカ地域 (続き)				
モザンビーク	ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト	2011.11.16	2012. 3.26	2015. 3.25
	道路維持管理能力向上プロジェクト	2011. 5.19	2011. 8. 1	2014. 7.31
	保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト	2011.11.28	2012. 1. 5	2015.12.20
	観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・プロモーション能力強化プロジェクト	2011.12. 7	2012. 3. 1	2015. 3. 1
欧州地域				
アルバニア	ディヴィアカ・カラヴァスタ国立公園参加型管理による保全と持続的利用プロジェクト	2011.12.12	2012. 4.30	2014. 4.29
トルコ	イスタンブール市歴史地区交通需要管理プロジェクト	2011. 4.20	2011. 7. 1	2013.12.31
	中央アジア・中東向け自動制御技術普及プロジェクト	2011.11.28	2012. 5. 1	2015. 4.30
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ヘルツェゴビナ国際観光コリドー・環境保全プロジェクト	2012. 3.14	2012. 7. 1	2015. 6.30
計109件(52カ国・地域)				

12-2 無償資金協力案件一覧 (2011年度実施分) (単位:億円)

国名	プロジェクト名	G/A締結日	金額※
アジア地域			
インドネシア	第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画	2010. 1. 12	1.32
	ニアス島橋梁復旧計画	2010. 1. 12	4.57
	プルイット排水機場緊急改修計画	2011. 9. 30	2.47
カンボジア	人材育成奨学計画	2010. 6. 23	0.99
	ネアックルン橋梁建設計画	2010. 6. 23	29.02
	人材育成奨学計画	2011. 6. 14	1.24
	貧困農民支援	2011. 7. 13	2.90
	カンボジア工科大学地図資源・地質工学部教育機材整備計画	2011. 8. 23	0.56
	国立、市及び州病院医療機材整備計画	2012. 3. 29	3.74
フィリピン	人材育成奨学計画	2009. 5. 27	0.79
	気象レーダーシステム整備計画	2009.11. 13	11.32
	人材育成奨学計画	2011. 7. 4	1.20
	マヨン火山周辺地域避難所整備計画	2011. 8. 18	7.39
ベトナム	第二次中南部海岸保全林植林計画	2009. 7. 6	0.97
	人材育成奨学計画	2010. 7. 12	1.17
	人材育成奨学計画	2011. 7. 20	1.43
	ハノイ首都圏高速道路交通管制システム整備計画	2012. 3. 29	5.27
	税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画	2012. 3. 22	26.61
ミャンマー	人材育成奨学計画	2009.10. 30	0.91
	人材育成奨学計画	2010. 9. 3	1.38
	中央乾燥地村落給水計画	2012. 2. 13	6.29
	人材育成奨学計画	2011. 9. 28	0.30
ラオス	人材育成奨学計画	2009. 5. 25	0.60
	人材育成奨学計画	2010. 5. 14	0.91
	人材育成奨学計画	2011. 6. 20	1.09
	国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画	2011. 8. 3	0.83
	ビエンチャン国際空港拡張計画	2011. 8. 3	19.35
中華人民共和国	人材育成奨学計画	2009. 7. 23	1.60
	人材育成奨学計画	2010. 8. 25	2.43
	人材育成奨学計画	2011. 8. 12	0.39
モンゴル	ウランバートル市高架橋建設計画	2009. 5. 27	19.11
	人材育成奨学計画	2009. 5. 27	0.51
	第四次初等教育施設整備計画	2009. 8. 18	12.07
	人材育成奨学計画	2010. 5. 4	0.80
	ウランバートル市水供給改善計画	2011. 6. 21	2.33
	人材育成奨学計画	2011. 6. 21	0.95
	ウランバートル市消火技術及び消防機材改善計画	2012. 3. 12	8.40
	文化遺産センター分析機材整備計画	2012. 3. 12	0.47

国名	プロジェクト名	G/A締結日	金額※
アジア地域 (続き)			
アフガニスタン	カブール国際空港誘導路改修計画	2010.10.12	20.28
	第二次農業生産拡大及び生産性向上計画	2011. 6. 6	9.14
	小児感染症予防計画	2011.12.10	7.16
	カブール県及びバミヤン県灌漑施設整備計画	2011.11.26	13.10
	中央高地三県における学校建設計画	2012. 1.12	18.95
	カブール国際空港駐機場改修計画	2012. 3.10	19.60
	カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画	2012. 3.10	6.96
	カブール市東西幹線道路等整備計画	2012. 3.10	25.09
	バミヤン空港改修計画	2012. 3.10	12.60
インド	ポリオ撲滅計画	2012. 3.26	1.20
スリランカ	人材育成奨学計画	2010. 5.25	0.76
	東部州五橋架け替え計画	2010.11.25	8.48
	人材育成奨学計画	2011. 6.29	0.98
	マンムナイ橋梁建設計画	2011. 9.13	0.41
	キリノッチ上水道復旧計画	2012. 3. 6	6.77
	ケラニア大学及びサバラガムワ大学日本語学習機材整備計画	2012. 3. 6	0.48
ネパール	シンズリ道路建設計画(第三工区)	2009. 6.23	17.66
	シンズリ道路建設計画(第三工区)	2012. 2.15	5.77
	基礎教育改革プログラム支援のための学校改善計画	2012. 2.24	9.30
パキスタン	アボタバード市上水道整備計画	2010. 9.14	20.04
	パンジャブ州技術短期大学強化計画	2011. 7. 6	8.67
	洪水警報及び管理能力強化計画	2011. 7.12	2.84
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画	2011.11. 3	2.03
バングラデシュ	人材育成奨学計画	2010. 6.13	0.74
	貧困削減戦略支援無償	2011. 9.13	5.00
	人材育成奨学計画	2011. 7. 3	0.90
	食糧備蓄能力強化計画(詳細設計)	2012. 2. 8	0.42
ブータン	第三次橋梁架け替え計画	2009. 6.19	9.27
	サイクロン災害復興支援計画	2011. 8. 8	10.19
アゼルバイジャン	貧困農民支援	2011. 4. 6	2.60
ウズベキスタン	人材育成奨学計画	2009. 7.29	0.46
	人材育成奨学計画	2010. 7.15	0.76
	人材育成奨学計画	2011. 7.25	0.90
キルギス	人材育成奨学計画	2009. 6.18	0.60
	体育庁柔道器材整備計画	2011.10. 7	0.69
	人材育成奨学計画	2011. 6.24	1.00
タジキスタン	人材育成奨学計画	2009. 6. 5	0.18
	人材育成奨学計画	2010. 5.17	0.36
	第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画	2011. 6. 2	7.79
	人材育成奨学計画	2011. 6.20	0.56
	第二次フルガンチュベドゥスティ間道路改修計画	2011.12.12	18.89
	貧困農民支援	2012. 3.15	1.90

大洋州地域

キリバス	ベシオ港拡張計画	2011. 6.29	4.31
サモア	貧困削減戦略支援無償(教育)	2012. 3.23	1.00
ソロモン	ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画	2009. 6.17	13.79
	ギソ病院再建計画	2009. 6.17	5.32
ツバル	モトフォウア高等教育施設整備計画	2011. 8.24	6.92
トンガ	バイオラ病院改善整備計画(第二次)	2010. 5.11	15.42
バヌアツ	ピラ中央病院改善計画(詳細設計)	2012. 1.24	0.65
バブアニューギニア	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画	2009. 6.25	10.59

北米・中南米地域

ガイアナ	第二次東デメララ貯水池修復計画	2011. 9. 6	3.02
ニカラグア	サンタフェ橋建設計画	2010. 5.26	9.17
	マナグアーエルラマ間橋架け替え計画	2011. 6.20	7.69

国名	プロジェクト名	G/A締結日	金額※
北米・中南米地域 (続き)			
ハイチ	貧困農民支援	2011.12. 20	3.70
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画	2011. 6. 16	4.76
エクアドル	新マカラ国際橋建設計画	2010. 3. 17	4.98
コロンビア	コミュニティ・先住民ラジオ放送局番組制作機材整備計画	2011.11. 29	0.67
パラグアイ	貧困農民支援	2011. 7. 7	1.30
	コンセプション市及びピラル市給水システム改善計画	2011. 8. 30	14.89
ペルー	新マカラ国際橋建設計画	2010. 4. 19	4.98
ボリビア	ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画	2009.10. 21	0.26
中東地域			
イエメン	地方給水整備計画	2010. 5. 17	7.20
ヨルダン	南部地域給水改善計画	2011. 6. 14	2.68
アフリカ地域			
アフリカ地域	コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画	2012. 1. 25	2.78
アンゴラ	ヴィアナ職業訓練センター機材整備計画	2011.12. 5	2.20
ウガンダ	中央ウガンダ地域医療施設改善計画	2010. 6. 17	16.02
	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画	2012. 2. 23	11.53
エチオピア	オロミア州給水計画	2009. 7. 16	2.53
	ティグライ州地方給水計画	2010. 5. 14	7.49
	国道一号線アワシ橋架け替え計画	2011. 6. 9	1.68
	第四次幹線道路改修計画	2011. 6. 9	2.70
	アムハラ州中学校建設計画	2011. 6. 9	12.08
	貧困農民支援	2012. 3. 6	4.90
ガーナ	国道八号線改修計画	2009. 7. 7	43.37
	貧困削減戦略支援無償(保健)	2012. 2. 28	2.00
	貧困削減戦略支援無償	2012. 2. 28	3.50
カメルーン	第五次小学校建設計画	2011. 7. 19	9.66
ギニアビサウ	ビサウ市小学校建設計画	2012. 2. 13	9.98
ケニア	カプサベット上水道拡張計画	2009. 7. 6	1.75
	エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画	2010. 7. 26	11.04
	ナイロビ西部環状道路建設計画	2010.11. 16	22.43
	第二次地方給水計画	2011. 8. 8	6.09
	ワクチン保管施設強化計画	2011. 8. 8	8.99
	アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画	2011. 8. 8	5.81
コンゴ共和国	コミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画	2011. 6. 20	5.29
コンゴ民主共和国	キンシャサ市ボワ・ルー通り補修及び改修計画(第二次)	2010. 6. 4	19.64
	ンガリエマ浄水場拡張計画	2010. 6. 4	26.04
	キンシャサ保健人材センター整備計画	2011. 8. 11	6.11
ザンビア	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画	2009. 8. 28	12.04
	第二次ルアラ州地下水開発計画	2011. 6. 2	7.12
	ルサカ南部地域居住環境改善計画	2011. 6. 29	0.62
	ンドラ市上水道改善計画	2011. 6. 29	21.16
	貧困削減戦略支援無償(教育)	2012. 3. 28	3.00
スーダン	カッサラ市給水緊急改善計画	2011 4. 6	10.86
	カッサラ市給水計画(詳細設計)	2011. 8. 22	0.96
セネガル	タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画	2009. 5. 29	5.64
	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画	2009. 5. 29	2.42
タンザニア	ムワンザ州及びマラ州給水計画	2009. 5. 27	3.67
	ニューバガモヨ道路拡幅計画	2010. 5. 31	20.95
	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	2011. 8. 29	0.80
	ダルエスサラーム市交通機能向上計画(詳細設計)	2011. 8. 29	0.37
	貧困削減戦略支援無償(地方自治・地方行政)	2011.12. 5	1.50
中央アフリカ	小学校建設計画	2009. 7. 10	2.32
	北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画	2011. 6. 28	9.98
トーゴ	マリタイム及びサバナス地域村落給水計画	2012. 2. 17	8.99

国名	プロジェクト名	G/A締結日	金額※
アフリカ地域 (続き)			
ナイジェリア	ジェバ水力発電所緊急改修計画	2011. 5. 17	19.90
	地方給水改善計画	2012. 2. 23	11.63
	小児感染症予防計画	2012. 3. 26	6.00
ニジェール	ティラベリ州ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画	2009. 6. 11	1.28
ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	2009. 6. 26	4.78
ブルンジ	ブジュンブラ市内交通網整備計画	2010. 6. 7	15.87
	貧困農民支援	2012. 3. 2	1.50
ベナン	第六次村落給水計画	2009. 7. 7	0.93
	ジョグー初等教員養成機関能力強化計画	2011. 8. 12	6.77
	貧困農民支援	2011. 8. 31	2.10
マラウイ	第二次国道一号线南ルクル橋架け替え計画	2012. 3. 30	1.11
	第二次中等学校改善計画	2012. 3. 30	10.85
マリ	第二次マリ-セネガル南回廊道路橋梁建設計画	2009. 5. 22	2.42
	第三次マリ-セネガル南回廊道路橋梁建設計画	2009. 7. 7	6.53
	第四次小学校建設計画	2011. 8. 24	10.11
モザンビーク	マプト魚市場建設計画	2012. 2. 29	9.18
ルワンダ	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	2011. 9. 6	0.80
レソト	太陽光を利用したグリーンエネルギー導入計画	2011. 4. 11	2.97
	中等学校建設・施設改善計画	2011. 4. 11	10.69
欧州地域			
モルドバ	太陽光を利用したグリーンエネルギー導入計画	2011. 7. 18	4.17
計163件(63カ国・地域※※)			1,076.07

注)実施中のJICA実施監理事件を計上。

※ 贈与契約が締結された案件の供与限度額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、贈与契約締結後の各会計年度の供与限度額を計上。

※※「コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画」はカメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国を対象としており、いずれの国も他に実施案件があることから国・地域数に算入しない。

12-3 円借款案件一覧 (2011年度新規L/A承諾分)		(単位:百万円)	
国名	プロジェクト名	L/A調印日 またはアmend日	承諾額または 増額アmend額
アジア地域			
カンボジア	トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業	2011.8.23	4,269
	シエムリアップ上水道拡張事業	2012.3.29	7,161
東ティモール	国道1号線整備事業	2012.3.19	5,278
フィリピン	森林管理事業	2012.3.30	9,244
	中部ルソン接続高速道路建設事業	2012.3.30	22,796
	幹線道路バイパス建設事業(Ⅱ)	2012.3.30	4,591
	ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業	2012.3.30	6,063
	パシグーマリキナ川河川改修事業(Ⅲ)	2012.3.30	11,836
	洪水リスク管理事業(カガヤン川、タゴロアン川、イムス川)	2012.3.30	7,546
	灌漑セクター改修・改善事業	2012.3.30	6,187
ベトナム	南北高速道路建設事業(ホーチミン-ソーザイ間)(Ⅱ)	2011.6.15	25,034
	南北高速道路建設事業(ダナン-クアンガイ間)(Ⅰ)	2011.6.15	15,912
	気候変動対策支援プログラム(Ⅱ)	2011.11.2	10,000
	ラックフェン国際港建設事業(港湾)(Ⅰ)	2011.11.2	11,924
	ラックフェン国際港建設事業(道路・橋梁)(Ⅰ)	2011.11.2	9,071
	ギソン火力発電所建設事業(Ⅲ)	2011.11.2	40,330
	衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業(Ⅰ)	2011.11.2	7,227
	南北高速道路建設事業(ベンルック-ロンタイン間)(Ⅰ)	2011.11.2	14,093
	第10次貧困削減支援借款	2012.3.30	3,500
	南部ビズオン省水環境改善事業(フェーズ2)	2012.3.30	19,961
	地方病院医療開発事業(Ⅱ)	2012.3.30	8,693
	国道3号線道路ネットワーク整備事業(Ⅱ)	2012.3.30	16,486
	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(Ⅱ)	2012.3.30	20,584
	ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベンタイン-ソースイティエン間<1号線>)(Ⅱ)	2012.3.30	44,302
	ホアラック科学技術都市振興事業(Ⅰ)	2012.3.30	15,218
	保全林造林・持続的管理事業	2012.3.30	7,703
マレーシア	マレーシア日本国際工科院整備事業	2011.12.27	6,697
ラオス	南部地域電力系統整備事業	2012.3.20	4,173
モンゴル	社会セクター支援プログラム(Ⅱ)	2012.3.12	1,550
ウズベキスタン	カルシールメズ鉄道電化事業	2012.2.27	18,067
インド	アンドラ・ブラデシュ州農村部高圧配電網整備事業	2011.6.16	18,590
	マディヤ・ブラデシュ州送電網整備事業	2011.6.16	18,475
	中小零細企業・省エネ支援事業(フェーズ2)	2011.6.16	30,000
	新・再生可能エネルギー支援事業	2011.6.16	30,000
	バンガロール・メトロ建設事業(Ⅱ)	2011.6.16	19,832
	ラジャスタン州植林・生物多様性保全事業(フェーズ2)	2011.6.16	15,749
	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	2012.3.29	127,917
	西ベンガル州森林・生物多様性保全事業	2012.3.29	6,371
スリランカ	緊急災害復旧支援事業	2011.9.29	7,000
	バンドラナイケ国際空港改善事業フェーズ2	2012.3.28	28,969
	地方基礎社会サービス改善事業	2012.3.28	3,935
	ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設事業	2012.3.28	9,573
パキスタン	ポリオ撲滅事業	2011.8.15	4,993
バングラデシュ	パドマ多目的橋建設事業	2011.5.18	34,200
	クルナ水供給事業	2011.5.18	15,729
	中小企業振興金融セクター事業	2011.5.18	5,000
	母子保健改善事業(保健・人口・栄養セクター開発プログラム)(フェーズ1)	2012.1.25	5,040
ブータン	地方電化事業(フェーズ2)	2011.6.23	2,187
北米・中南米地域			
ブラジル	サンパウロ州無収水対策事業	2012.2.23	33,584
ペルー	地方アマゾン給水・衛生事業	2012.3.30	3,210
	山岳地域小規模灌漑整備事業	2012.3.30	4,406
中東地域			
エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	2012.3.19	32,717
チュニジア	ガベス〜メドニン間マグレブ横断道路整備事業	2012.2.17	15,084
	地方都市給水網整備事業	2012.2.17	6,094
モロッコ	フェズ・メクネス地域上水道整備事業	2011.7.29	17,440
	地方道路整備事業(Ⅱ)	2011.7.29	5,981
アフリカ地域			
カーボヴェルデ	送配電システム整備事業	2012.3.30	6,186
タンザニア	第8次貧困削減支援借款	2011.5.19	1,500
欧州地域			
セルビア	ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業	2011.11.24	28,252
トルコ	チョルフ川流域保全事業	2011.6.22	4,225
	地方自治体下水道整備事業	2011.6.22	12,784
国際機関等			
アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅲ)	2011.10.17	8,440
計62件(22カ国1機関)			948,959

12-4 海外投融資主要出資案件一覧 (2012年3月末現在)

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金 (通貨、単位)	出資比率 (%)	相手国
アサハン水力発電 アルミニウム製錬合併事業	日本アサハンアル ミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業およびその電力によるアルミ製錬(年産約22万5,000トン)	1975年12月	99,985 (百万円)	50.0	インドネシア
シンガポール エチレン等製造合併事業	日本シンガポール 石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万トン等)	1977年8月	23,877 (百万円)	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・ アルミニウム製造合併事業	日本アマゾンアル ミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万トン)およびアルミ製錬(年産約45万トン)	1978年8月	57,350 (百万円)	44.9	ブラジル
サウジアラビア メタノール製造合併事業	日本・サウジアラ ビアメタノール (株)	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約440万トン)	1979年12月	2,310 (百万円)	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア 石油化学製品製造合併事業	サウディ石油化学 (株)	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万トン、エチレングリコール年産約135万トン)	1981年6月	28,400 (百万円)	37.1	サウジアラビア
バングラデシュ KAFCO肥料製造合併事業	カフコジャパン投 資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約70万トン)およびアンモニア(年産約50万トン)の製造	1990年7月	5,024 (百万円)	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	1993年9月	5,852 (千ドル)	22.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ (株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万トンのパルプを生産する	1995年4月	13,351 (百万円)	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADB等と合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	1996年4月	133,341 (千ルピー)	22.7	インド
国際連合大学私費留学生 育英資金貸与事業	国際連合大学信託 基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	2003年8月	31 (百万円)	100.0	日本

注) 主要案件とは、当機構出資比率が20%以上のものをいう。

財務諸表

1 一般勘定

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		57,339,270,090
有価証券		76,000,000,000
たな卸資産		
貯蔵品	411,141,789	411,141,789
前渡金		16,676,229,116
前払費用		189,590,727
未収収益		18,110,759
未収入金		1,682,082,336
開発投融資短期貸付金	437,279,000	
貸倒引当金	△ 1,949,616	435,329,384
移住投融資短期貸付金	266,760,215	
貸倒引当金	△ 2,007,541	264,752,674
積送物品		3,198,488
仮払金		30,785,690
立替金		5,050,640
流動資産合計		153,055,541,693
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	45,937,441,254	
減価償却累計額	△ 13,995,980,031	
減損損失累計額	△ 2,823,122,082	29,118,339,141
構築物	1,583,248,254	
減価償却累計額	△ 884,734,453	
減損損失累計額	△ 18,212,404	680,301,397
機械装置	195,318,404	
減価償却累計額	△ 123,743,477	71,574,927
車両運搬具	1,948,092,632	
減価償却累計額	△ 1,113,985,792	834,106,840
工具器具備品	2,051,320,160	
減価償却累計額	△ 1,188,384,097	862,936,063
土地	17,967,106,913	
減損損失累計額	△ 542,214,472	17,424,892,441
建設仮勘定		17,145,498
有形固定資産合計		49,009,296,307
2 無形固定資産		
商標権		1,840,254
電話加入権		4,296,350
無形固定資産合計		6,136,604
3 投資その他の資産		
開発投融資長期貸付金	1,841,868,984	
貸倒引当金	△ 136,982,350	1,704,886,634
移住投融資長期貸付金	1,354,376,382	
貸倒引当金	△ 980,900,464	373,475,918
長期入植地割賦元金	24,716,176	
貸倒引当金	△ 24,716,176	0
長期前払費用		22,168,107
差入保証金		1,498,676,765
投資その他の資産合計		3,599,207,424
固定資産合計		52,614,640,335
資産合計		205,670,182,028

(単位:円)

負債の部			
I 流動負債			
無償資金協力事業資金		90,198,603,848	
預り寄附金		418,962,299	
未払金		21,830,720,333	
未払費用		291,221,104	
リース債務		95,382,393	
預り金		372,824,316	
前受収益		178,652	
	流動負債合計		113,207,892,945
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	2,058,781,796		
資産見返補助金等	118,075,433	2,176,857,229	
長期リース債務		37,775,727	
長期預り金		113,819,809	
資産除去債務		272,752,155	
	固定負債合計		2,601,204,920
	負債合計		115,809,097,865
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		79,986,116,422	
	資本金合計		79,986,116,422
II 資本剰余金			
資本剰余金		△ 769,819,348	
損益外減価償却累計額		△ 15,495,514,437	
損益外減損損失累計額		△ 3,376,899,961	
損益外利息費用累計額		△ 3,815,342	
	資本剰余金合計		△ 19,646,049,088
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金		1,945,613,317	
積立金		2,825,252,443	
当期末処分利益		24,750,151,069	
(うち当期総利益)		(24,750,151,069)	
	利益剰余金合計		29,521,016,829
	純資産合計		89,861,084,163
	負債純資産合計		205,670,182,028

損益計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	76,595,006,283		
無償資金協力関係費	118,219,155		
国民参加型協力関係費	16,847,124,478		
海外移住関係費	301,085,682		
災害援助等協力関係費	1,071,686,858		
人材養成確保関係費	520,234,453		
援助促進関係費	11,843,592,234		
事業附帯関係費	6,422,520,248		
事業支援関係費	28,694,607,505		
無償資金協力事業費	83,432,778,283		
受託経費	868,044,531		
寄附金事業費	8,444,867		
減価償却費	452,631,063	227,175,975,640	
一般管理費		8,837,394,320	
財務費用			
支払利息	19,010		
外国為替差損	468,052,366	468,071,376	
雑損		21,756,874	
経常費用合計			236,503,198,210
経常収益			
運営費交付金収益		173,619,290,743	
無償資金協力事業資金収入		83,432,778,283	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	861,449,801		
他の主体からの受託収入	8,691,264	870,141,065	
開発投融資収入		56,651,512	
入植地事業収入		3,484,122	
移住投融資収入		46,923,004	
寄附金収益		8,444,867	
貸倒引当金戻入		128,819,627	
資産見返運営費交付金戻入		548,978,409	
資産見返補助金等戻入		36,827,457	
財務収益			
受取利息	49,719,589	49,719,589	
雑益		2,327,048,833	
経常収益合計			261,129,107,511
経常利益			24,625,909,301
臨時損失			
固定資産除却損		16,120,004	
固定資産売却損		2,368,922	
国庫納付金		2,411,625	
減損損失		14,542,097	35,442,648
臨時利益			
固定資産売却益		13,190,268	13,190,268
当期純利益			24,603,656,921
前中期目標期間繰越積立金取崩額			146,494,148
当期総利益			24,750,151,069

キャッシュ・フロー計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業支出	△ 140,438,410,024
無償資金協力事業費支出	△ 83,495,766,074
受託経費支出	△ 1,536,027,845
人件費支出	△ 15,227,616,971
その他の業務支出	△ 948,446,044
運営費交付金収入	143,300,731,000
無償資金協力事業資金収入	106,701,522,294
受託収入	1,023,921,583
貸付金利息収入	108,583,367
入植地事業収入	9,318,002
利息収入	3,464,122
割賦元金	5,853,880
寄附金収入	27,370,243
その他の業務収入	3,039,864,433
小計	12,565,043,964
利息の受取額	54,061,151
利息の支払額	△ 19,010
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,619,086,105
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,319,899,499
固定資産の売却による収入	1,015,618,872
貸付金の回収による収入	940,043,119
定期預金の預入による支出	△ 450,000,000,000
定期預金の払戻による収入	548,500,000,000
譲渡性預金の取得による支出	△ 328,000,000,000
譲渡性預金の払戻による収入	252,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,135,762,492
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 99,037,401
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 1,166,291,564
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,265,328,965
IV 資金に係る換算差額	△ 393,148,813
V 資金増加額	34,096,370,819
VI 資金期首残高	17,919,899,271
VII 資金期末残高	52,016,270,090

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

行政サービス実施コスト計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用			
(1)損益計算書上の費用			
業務費	227,175,975,640		
一般管理費	8,837,394,320		
財務費用	468,071,376		
雑損	21,756,874		
固定資産除却損	16,120,004		
固定資産売却損	2,368,922		
国庫納付金	2,411,625		
減損損失	14,542,097	236,538,640,858	
(2)(控除)自己収入等			
受託収入	△ 870,141,065		
開発投融资収入	△ 56,651,512		
入植地事業収入	△ 3,484,122		
移住投融资収入	△ 46,923,004		
寄附金収益	△ 8,444,867		
貸倒引当金戻入	△ 128,819,627		
財務収益	△ 49,719,589		
雑益	△ 2,327,048,833		
固定資産売却益	△ 13,190,268	△ 3,504,422,887	
業務費用合計			233,034,217,971
II 損益外減価償却相当額			1,569,837,580
III 損益外減損損失相当額			3,369,006,861
IV 損益外利息費用相当額			1,435,266
V 損益外除売却差額相当額			△ 316,647,755
VI 引当外賞与見積額			29,574,069
VII 引当外退職給付増加見積額			836,975,631
VIII 機会費用			
政府出資等の機会費用			612,812,691
IX (控除)法人税等及び国庫納付額			△ 2,411,625
X 行政サービス実施コスト			<u>239,134,800,689</u>

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～50年	構築物	1～42年
機械装置	1～20年	車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年		

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第88に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

8 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

10 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12 重要な会計方針の変更

当事業年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(平成12年2月16日(平成23年6月28日改訂))並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A(平成12年8月(平成24年3月最終改訂))を適用しております。

上記改訂により、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の処分(売却)に関する会計処理については、当該資産の除売却差額を損益計算書上に計上せず、資本剰余金を減額しているため、当期純利益及び当期総利益がそれぞれ64,911,890円増加しております。

13 表示方法の変更

損益計算書の経常費用について、前事業年度においては、独立科目として掲記していた「国・課題別事業計画関係費」「フォローアップ関係費」「事業評価関係費」「研究関係費」を、当事業年度は、予算科目の組替えにより「援助促進関係費」に集約して表示しております。

注記事項

貸借対照表関係

1 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

31,028,481,786円

(1) 退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

	平成23事業年度末
(1) 退職給付債務	△41,877,411,524
(2) 年金資産	10,848,929,738
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△31,028,481,786
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務 (債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△31,028,481,786
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△31,028,481,786

(2) 退職給付費用の内訳

(単位：円)

	平成23事業年度
(1) 勤務費用	2,210,566,923
(2) 利息費用	561,642,095
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	306,857,178
(6) その他 (厚生年金基金加入者掛金)	△340,323,856

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	退職年金	平成23事業年度
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1年	1年
(4) その他 (会計基準変更時差異の処理年数)	1年	1年

2 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

775,480,759円

3 固定資産減損関係

(1) 減損を認識した固定資産

① 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	減損前帳簿価額	当期減損損失額	当期末減損損失累計額
大阪国際センター	研修員宿泊施設	大阪府茨木市	建物	3,284,026,330	2,791,569,160	2,791,569,160
			構築物	21,425,234	18,212,404	18,212,404
			土地	780,478,000	519,548,000	519,548,000
ハイツサンライズ607号室他、計28戸	職員住宅	名古屋市中区他	建物	142,215,413	31,552,922	31,552,922
			土地	161,446,842	22,666,472	22,666,472

② 減損の認識に至った経緯

大阪国際センターについては、平成24年度から始まる「第三期中期計画」において、平成24年度中に国庫納付することが計画されていることから、平成23年度末をもって使用しておりません。

そのため、当事業年度において帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を特定資産に該当する資産については、資本剰余金の控除項目として損益外減損損失累計額に、非特定資産に該当する資産については、減損損失(臨時損失)として損益計算書に計上しております。

職員住宅のうち34戸については、同中期計画において、平成24年度中に処分することが計画されています。この34戸中、当事業年度末において引き続き職員住宅の用に供している6戸を除く28戸について減損を認識し、回収可能サービス価額が当事業年度末の帳簿価額を上回る13戸を除く15戸について、当事業年度において帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を資本剰余金の控除項目として損益外減損損失累計額に計上しております。

③ 減損損失額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳及び回収可能サービス価額の算出方法の概要

(単位：円)

資産名称	種類	減損損失額	回収可能サービス価額の算出方法
大阪国際センター	建物	2,777,027,063	回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者による評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。
	構築物	18,212,404	
	土地	519,548,000	
ハイツサンライズ607号室他、計28戸	建物	31,552,922	
	土地	22,666,472	

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

① 減損の兆候が認められるという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

以下の資産について減損の兆候があります。(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
広尾センター	業務施設	東京都渋谷区	建物	1,115,310,187
			構築物	1,622,390
			土地	1,652,251,000
町屋ハイム303号室他、計72戸	職員住宅	愛知県名古屋市他	建物	448,559,563
			土地	457,062,143

② 減損の兆候が認められるという決定を行った経緯及び理由

広尾センターについては、平成24年度から始まる「第三期中期計画」において、平成25年度中の国庫納付が計画されていることから、減損の兆候が認められますが、当事業年度末時点において、その処分時期が確定しておらず、引き続き事業の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

町屋ハイム303号室他、計72戸の職員住宅については、同中期計画において、処分が計画されていることから、減損の兆候が認められますが、当事業年度末時点において、その処分時期が確定しておらず、引き続き職員住宅の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

4 無償資金協力にかかる贈与資金について

無償資金協力は、日本国政府から贈与資金の交付を受けて、当機構が被援助国政府等との贈与契約に基づき実施しております。平成23年度末の贈与契約に係る贈与未実行残高は155,131,464,507円であります。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(平成24年3月31日現在)

現金及び預金	57,339,270,090円
定期預金	△5,323,000,000円
資金の期末残高	52,016,270,090円

(2) 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品 18,185,764円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち49,202,241円は、出向職員

(延べ35人)に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

金融商品の状況に関する事項

一般勘定は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、資金調達については主務大臣により認可された運営費交付金を主としており、財政融資資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行は行っておりません。

金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,339,270,090	57,339,270,090	0
(2) 有価証券	76,000,000,000	76,000,000,000	0
(3) 未払金	(21,830,720,333)	(21,830,720,333)	0

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券(譲渡性預金)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース取引に関する事項

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は277,198円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、24,750,428,267円であります。

資産除去債務に関する事項

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い5年間、割引率は0.529%を採用しております。

前事業年度末において、会計基準適用に伴い資産除去債務に計上した金額は271,316,889円であり、当事業年度末における資産除去債務残高は、上記金額271,316,889円と時の経過による資産除去債務の調整額1,435,266円の合計272,752,155円であります。

不要財産の国庫納付等に関する事項

不要財産の国庫納付は、前事業年度及び当事業年度に譲渡を行った物件を、当事業年度に国庫納付しており、その譲渡取引は、次のとおりであります。

また、いずれも、当該譲渡取引のうち、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年9月30日外務省令第22号(平成22年11月26日最終改正))の第13条の2「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額、譲渡に要した費用については、独立行

政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

(1) 不要財産としての譲渡等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位:円)

譲渡年度	資産名称	種類	譲渡時帳簿価額	
平成22年度	東京国際センター八王子別館	建物	0	
		構築物	0	
		工具器具備品	492,797	
			土地	145,212,000
	箱根研修所	建物	183,551,889	
		構築物	8,534,276	
		機械装置	634,528	
		土地	36,896,097	
	区分所有職員住宅(51戸)及び区分所有保養所(3戸)	建物	80,740,043	
		土地	213,829,337	
平成23年度	区分所有職員住宅(38戸)	建物	172,118,285	
		土地	204,635,284	

(2) 不要財産となった理由

独立行政法人の不要財産の国庫納付等を規定する独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)の施行に伴い、中期計画等により、当該不要財産を売却処分する旨、決定したため。

(3) 国庫納付の方法

独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による納付

(4) 当該不要財産に係る譲渡収入の額

平成22年度売却物件	785,355,819円(税抜)
平成23年度売却物件	408,106,135円(税抜)
合計	1,193,461,954円(税抜)

(5) 当該譲渡収入より控除した費用の額

平成22年度売却物件	27,870,198円(税抜)
平成23年度売却物件	13,996,183円(税抜)
合計	41,866,381円(税抜)

(6) 国庫納付の額及び納付年月日

平成22年度売却物件	757,485,621円、平成23年6月10日
平成23年度売却物件	394,109,952円、平成24年2月22日
合計	1,151,595,573円

(7) 減資額

平成22年度売却物件	2,705,068,809円
平成23年度売却物件	641,681,619円
合計	3,346,750,428円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立行政法人通則法第39条に基づき、会計監査人による監査を受けております。

2 有償資金協力勘定

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金		74,880,164,480	
貸付金	11,032,404,261,842		
貸倒引当金	<u>△ 131,589,282,758</u>	10,900,814,979,084	
前渡金		4,700,710,593	
前払費用		74,222,421	
未収収益			
未収貸付金利息	46,169,712,784		
未収コミットメントチャージ	816,185,298		
未収受取利息	<u>1,525,201</u>	46,987,423,283	
未収入金		410,354,918	
積送物品		801,622	
仮払金		3,465,469	
立替金		68,262	
算定割当量		302,840,931	
差入保証金		<u>7,621,000,000</u>	
	流動資産合計		11,035,796,031,063
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	3,149,774,812		
減価償却累計額	<u>△ 496,329,719</u>		
減損損失累計額	<u>△ 675,214,797</u>	1,978,230,296	
構築物	50,328,065		
減価償却累計額	<u>△ 11,599,874</u>		
減損損失累計額	<u>△ 11,670,468</u>	27,057,723	
機械装置	194,040,596		
減価償却累計額	<u>△ 47,949,392</u>		
減損損失累計額	<u>△ 102,287,680</u>	43,803,524	
車両運搬具	293,602,164		
減価償却累計額	<u>△ 125,705,415</u>	167,896,749	
工具器具備品	547,147,567		
減価償却累計額	<u>△ 156,755,046</u>	390,392,521	
土地	12,703,270,000		
減損損失累計額	<u>△ 6,091,196,973</u>	6,612,073,027	
建設仮勘定		<u>3,022,101</u>	
	有形固定資産合計		9,222,475,941
2 無形固定資産			
商標権		<u>133,429</u>	
	無形固定資産合計		133,429
3 投資その他の資産			
投資有価証券		5,502,411,788	
関係会社株式		97,311,546,428	
破産債権、再生債権、更生債権			
その他これらに準ずる債権	24,557,275,808		
貸倒引当金	<u>△ 24,557,275,808</u>	0	
長期前払費用		5,357,190	
差入保証金		<u>807,075,455</u>	
	投資その他の資産合計		103,626,390,861
	固定資産合計		112,849,000,231
	資産合計		<u>11,148,645,031,294</u>

(単位:円)

負債の部			
I 流動負債			
1年以内償還予定財政融資資金借入金	323,204,130,000		
未払金	7,470,664,874		
未払費用	10,576,300,423		
金融派生商品	9,201,780,777		
リース債務	85,710,045		
預り金	45,675,496		
賞与引当金	206,673,918		
仮受金	723,193,893		
		<u>流動負債合計</u>	351,514,129,426
II 固定負債			
債券	200,000,000,000		
財政融資資金借入金	1,896,770,524,000		
長期リース債務	193,787,810		
退職給付引当金	7,776,522,950		
資産除去債務	69,514,322		
		<u>固定負債合計</u>	2,104,810,349,082
		<u>負債合計</u>	2,456,324,478,508
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金	7,664,455,785,510		
		<u>資本金合計</u>	7,664,455,785,510
II 利益剰余金			
準備金	942,223,309,638		
当期末処分利益	94,068,154,211		
(うち当期総利益)	(94,068,154,211)		
		<u>利益剰余金合計</u>	1,036,291,463,849
III 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△ 44,631,271		
繰延ヘッジ損益	△ 8,382,065,302		
		<u>評価・換算差額等合計</u>	△ 8,426,696,573
		<u>純資産合計</u>	8,692,320,552,786
		<u>負債純資産合計</u>	<u>11,148,645,031,294</u>

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

損益計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
有償資金協力業務関係費			
債券利息	3,627,165,520		
借入金利息	35,646,479,872		
金利スワップ支払利息	6,126,274,892		
業務委託費	22,564,069,904		
債券発行費	345,537,321		
外国為替差損	39,133,983		
人件費	3,350,982,761		
賞与引当金繰入	5,736,339		
退職給付費用	543,331,474		
物件費	11,749,211,304		
減価償却費	405,394,155		
税金	119,661,715		
投資有価証券評価等損	313,679,590		
関係会社株式評価等損	4,184,252,752		
利息費用	365,796		
貸倒引当金繰入	35,535,314,432		
その他経常費用	427,948		
		124,557,019,758	
経常費用合計			124,557,019,758
経常収益			
有償資金協力業務収入			
貸付金利息	196,680,036,363		
国債等債券利息	21,607,556		
受取配当金	19,964,422,800		
貸付手数料	2,123,858,611		
その他経常収益	245,481,048	219,035,406,378	
財務収益			
受取利息	13,049,325	13,049,325	
雑益		478,935,049	
経常収益合計			219,527,390,752
経常利益			94,970,370,994
臨時損失			
固定資産除却損		988,760	
固定資産売却損		902,751,787	903,740,547
臨時利益			
固定資産売却益		1,523,764	1,523,764
当期純利益			94,068,154,211
当期総利益			94,068,154,211

キャッシュ・フロー計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付による支出	△ 609,733,698,286
民間借入金の返済による支出	△ 31,000,000,000
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 318,066,664,000
利息の支払額	△ 45,835,100,821
人件費支出	△ 3,817,127,843
その他の業務支出	△ 48,068,525,931
貸付金の回収による収入	629,000,110,465
民間借入による収入	31,000,000,000
財政融資資金借入による収入	78,200,000,000
債券の発行による収入	59,654,462,679
貸付金利息収入	198,162,767,960
その他の業務収入	11,289,203,657
小計	△ 49,214,572,120
利息及び配当金の受取額	19,999,116,651
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,215,455,469
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 72,150,589
固定資産の売却による収入	412,185,231
投資有価証券の取得による支出	△ 11,025,286
投資有価証券の回収による収入	142,602,015
関係会社株式の回収による収入	10,538,553,614
譲渡性預金の取得による支出	△ 658,300,000,000
譲渡性預金の払戻による収入	658,300,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,010,164,985
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 207,709,691
政府出資の受入による収入	41,900,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	41,692,290,309
IV 資金増加額	23,486,999,825
V 資金期首残高	51,393,164,655
VI 資金期末残高	74,880,164,480

行政サービス実施コスト計算書 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用	
(1)損益計算書上の費用	
業務費	124,557,019,758
固定資産除却損	988,760
固定資産売却損	902,751,787
	125,460,760,305
(2)(控除)自己収入等	
業務収入	△ 219,035,406,378
財務収益	△ 13,049,325
雑益	△ 478,935,049
固定資産売却益	△ 1,523,764
業務費用合計	△ 219,528,914,516
II 引当外退職給付増加見積額	12,331,329
III 機会費用	
政府出資等の機会費用	75,288,531,987
IV 行政サービス実施コスト	△ 18,767,290,895

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

重要な会計方針

1 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年	構築物	2～46年
機械装置	2～17年	車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年		

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

2 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

(2)その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

6 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸付金とヘッジ手段である金利スワップを特定し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日及び想定元本に差異がないかを基礎として判断しております。

11 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12 重要な会計方針の変更

当事業年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(平成12年2月16日(平成23年6月28日改訂))並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A(平成12年8月(平成24年3月最終改訂))を適用しております。これによる財務諸表への影響はありません。

注記事項

貸借対照表関係

1 連帯債務

当機構は株式会社日本政策金融公庫(平成24年4月1日、同公庫から分離した株式会社国際協力銀行)が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	800,000,000,000円
政府保証外債	4,150,000,000ドル
	1,250,000,000ユーロ

2 融資未実行残高

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内であつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は4,134,223,714,465円であります。

損益計算書関係

固定資産売却損

主なものは麻布研修所売却による902,420,930円であります。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(平成24年3月31日現在)

現金及び預金	74,880,164,480円
資金の期末残高	74,880,164,480円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品 297,348,424円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当金外退職給付増加見積額のうち12,331,329円は、出向職員(延べ35人)に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、財投機関債の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理(ALM)の観点から、金利変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

2 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、主に開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券、投資有価証券及び関係会社株式は、政策推進目的等で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各地域部のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的にはリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体の信用リスクに関しては、民間連携室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

(2) 市場リスクの管理

① 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

② 価格変動リスクの管理

保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価額の変動をモニタリングしております。これらの情報は、総務部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

(4) デリバティブ取引の管理

金利スワップ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	11,032,404,261,842		
貸倒引当金	△131,589,282,758		
	10,900,814,979,084	10,827,367,137,524	△73,447,841,560
(2)破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,557,275,808		
貸倒引当金	△24,557,275,808		
	0	0	0
(3)財政融資資金借入金(1年以内償還予定を含む)	(2,219,974,654,000)	(2,302,767,206,370)	(82,792,552,370)
(4)デリバティブ取引	(9,201,780,777)	(9,201,780,777)	0

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

①貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

②破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

③財政融資資金借入金(1年以内償還予定を含む)

財政融資資金借入金(1年以内償還予定を含む)の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

④デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券	5,502,411,788
関係会社株式	97,311,546,428

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

退職給付関係

(1)退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

	平成23事業年度末
(1)退職給付債務	△10,495,539,357
(2)年金資産	2,719,016,407
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△7,776,522,950
(4)会計基準変更時差異の未処理額	0
(5)未認識数理計算上の差異	0
(6)未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)	△7,776,522,950
(8)前払年金費用	0
(9)退職給付引当金(7)-(8)	△7,776,522,950

(2)退職給付費用の内訳

(単位：円)

	平成23事業年度
(1)勤務費用	499,314,672
(2)利息費用	140,761,726
(3)期待運用収益	0
(4)過去勤務債務の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△17,626,855
(6)その他(厚生年金基金加入者掛金)	△79,118,069

(3)退職給付債務などの計算基礎

	退職年金	平成23事業年度
(1)割引率		2.0%
(2)退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
(3)数理計算上の差異の処理年数		1年
(4)その他(会計基準変更時差異の処理年数)		1年

資産除去債務関係

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い5年間、割引率は0.529%を採用しております。

前事業年度末において、会計基準適用に伴い資産除去債務に計上した金額は69,148,526円であり、当事業年度末における資産除去債務残高は、上記金額69,148,526円と時の経過による資産除去債務の調整額365,796円の合計69,514,322円であります。

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりであります。

(1)関連会社に対する投資の金額	98,772,173,856円
(2)持分法を適用した場合の投資の金額	109,963,861,803円
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	25,103,912,560円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸付金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額等	償却額		
貸付金	11,051,139	610,265	629,000	0	11,032,404	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	25,089	0	531	0	24,557	
合計	11,076,228	610,265	629,532	0	11,056,962	

※当期増加額及び当期減少額の回収額等は、「貸付金」と「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」との間の振替を含んでおります。

借入金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
財政融資資金借入金	2,459,841	78,200	318,067	2,219,975 (323,204)	1.529	2012年12月～ 2037年1月	

※()内は1年以内償還予定のもの。

債券の明細

(単位：百万円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
国際協力機構債券	140,000	60,000	0	200,000 (0)	0.380～ 2.470	2015年12月～ 2041年9月	

※()内は1年以内償還予定のもの。

独立行政法人通則法第39条に基づき、会計監査人による監査を受けております。

財務状況

1 決算の動き

1-1 一般勘定

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成23年 3月31日現在	平成24年 3月31日現在	科目	平成23年 3月31日現在	平成24年 3月31日現在
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金	121,420	57,339	運営費交付金債務	30,906	—
有価証券	—	76,000	無償資金協力事業資金	66,918	90,199
たな卸資産			預り寄附金	392	419
貯蔵品	448	411	未払金	18,502	21,831
前渡金	7,712	16,676	未払費用	214	291
前払費用	188	190	リース債務	95	95
未収収益	28	18	預り金	250	373
未収入金	1,838	1,682	前受収益	0	0
開発投融資短期貸付金	509	437	流動負債合計	117,277	113,208
貸倒引当金	△ 10	△ 2			
移住投融資短期貸付金	210	267	II 固定負債		
貸倒引当金	△ 2	△ 2	資産見返負債		
積送物品	11	3	資産見返運営費交付金	2,036	2,059
仮払金	32	31	資産見返補助金等	70	118
立替金	5	5	長期リース債務	119	38
流動資産合計	132,389	153,056	長期預り金	—	114
			資産除去債務	271	273
II 固定資産			固定負債合計	2,496	2,601
1 有形固定資産			負債合計	119,773	115,809
建物	45,669	45,937			
減価償却累計額	△ 12,726	△ 13,996	純資産の部		
減損損失累計額	△ 128	△ 2,823	I 資本金		
構築物	1,576	1,583	政府出資金	83,333	79,986
減価償却累計額	△ 818	△ 885	資本金合計	83,333	79,986
減損損失累計額	—	△ 18			
機械装置	200	195	II 資本剰余金		
減価償却累計額	△ 131	△ 124	資本剰余金	△ 2,610	△ 770
車両運搬具	1,861	1,948	損益外減価償却累計額	△ 14,334	△ 15,496
減価償却累計額	△ 1,055	△ 1,114	損益外減損損失累計額	△ 173	△ 3,377
工具器具備品	2,091	2,051	損益外利息費用累計額	△ 2	△ 4
減価償却累計額	△ 1,132	△ 1,188	資本剰余金合計	△ 17,119	△ 19,646
土地	18,391	17,967			
減損損失累計額	△ 36	△ 542	III 利益剰余金		
建設仮勘定	24	17	前中期目標期間繰越積立金	2,092	1,946
有形固定資産合計	53,788	49,009	積立金	1,696	2,825
2 無形固定資産			当期末処分利益	1,129	24,750
商標権	2	2	(うち当期総利益)	(1,129)	(24,750)
電話加入権	4	4	利益剰余金合計	4,917	29,521
無形固定資産合計	7	6			
3 投資その他の資産			純資産合計	71,131	89,861
長期性預金	323	—			
開発投融資長期貸付金	2,379	1,842	負債純資産合計	190,904	205,670
貸倒引当金	△ 152	△ 137			
移住投融資長期貸付金	1,762	1,354			
貸倒引当金	△ 1,088	△ 981			
長期入植地割賦元金	31	25			
貸倒引当金	△ 31	△ 25			
長期前払費用	1	22			
差入保証金	1,495	1,499			
投資その他の資産合計	4,720	3,599			
固定資産合計	58,515	52,615			
資産合計	190,904	205,670			

損益計算書 (単位:百万円)

科目	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日
経常費用		
業務費		
国・課題別事業計画関係費	6,700	—
技術協力プロジェクト関係費	70,636	76,595
無償資金協力関係費	149	118
国民参加型協力関係費	19,619	16,847
海外移住関係費	342	301
災害援助等協力関係費	917	1,072
人材養成確保関係費	708	520
援助促進関係費	—	11,844
フォローアップ関係費	1,199	—
事業評価関係費	326	—
研究関係費	501	—
事業附帯関係費	7,427	6,423
事業支援関係費	27,735	28,695
無償資金協力事業費	90,587	83,433
受託経費	1,881	868
寄附金事業費	12	8
減価償却費	448	453
一般管理費	8,788	8,837
財務費用		
支払利息	0	0
外国為替差損	658	468
雑損	19	22
経常費用合計	238,652	236,503
経常収益		
運営費交付金収益	144,254	173,619
無償資金協力事業資金収入	90,587	83,433
受託収入		
国又は地方公共団体からの受託収入	1,881	861
他の主体からの受託収入	1	9
開発投融资収入	73	57
入植地事業収入	4	3
移住投融资収入	54	47
寄附金収益	12	8
貸倒引当金戻入	79	129
資産見返運営費交付金戻入	485	549
資産見返補助金等戻入	22	37
財務収益		
受取利息	83	50
雑益	2,272	2,327
経常収益合計	239,805	261,129
経常利益	1,153	24,626
臨時損失		
固定資産除却損	22	16
固定資産売却損	15	2
国庫納付金	—	2
減損損失	—	15
臨時利益		
固定資産売却益	2	13
当期純利益	1,117	24,604
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12	146
当期総利益	1,129	24,750

キャッシュ・フロー計算書 (単位:百万円)

科目	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
事業支出	△ 133,722	△ 140,438
無償資金協力事業費支出	△ 89,377	△ 83,496
受託経費支出	△ 1,975	△ 1,536
人件費支出	△ 14,628	△ 15,228
その他の業務支出	△ 1,400	△ 948
運営費交付金収入	151,726	143,301
無償資金協力事業資金収入	99,680	106,702
受託収入	2,011	1,024
貸付金利息収入	138	109
入植地事業収入		
利息収入	6	3
割賦元金	7	6
寄附金収入	41	27
その他の業務収入	2,632	3,040
小計	15,139	12,565
利息の受取額	93	54
利息の支払額	△ 0	△ 0
業務活動によるキャッシュ・フロー	15,232	12,619
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 598	△ 1,320
固定資産の売却による収入	1,242	1,016
貸付金の回収による収入	1,136	940
定期預金の預入による支出	△ 511,000	△ 450,000
定期預金の払戻による収入	448,500	548,500
譲渡性預金の取得による支出	—	△ 328,000
譲渡性預金の払戻による収入	—	252,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,719	23,136
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 110	△ 99
不要財産に係る国庫納付等による支出	—	△ 1,166
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 110	△ 1,265
IV 資金に係る換算差額	△ 426	△ 393
V 資金減少額	△ 46,024	—
VI 資金増加額	—	34,096
VII 資金期首残高	63,944	17,920
VIII 資金期末残高	17,920	52,016

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

1-2 有償資金協力勘定

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成23年 3月31日現在	平成24年 3月31日現在	科目	平成23年 3月31日現在	平成24年 3月31日現在
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金	51,393	74,880	1年以内償還予定財政融資 資金借入金	318,067	323,204
貸付金	11,051,139	11,032,404	未払金	4,845	7,471
貸倒引当金	△ 96,054	△ 131,589	未払費用	11,420	10,576
前渡金	4,568	4,701	金融派生商品	-	9,202
前払費用	74	74	リース債務	161	86
未収収益			預り金	441	46
未収貸付金利息	47,652	46,170	賞与引当金	201	207
未収コミットメントチャージ	673	816	仮受金	16	723
未収受取利息	2	2	流動負債合計	335,151	351,514
未収入金	432	410	II 固定負債		
積送物品	3	1	債券	140,000	200,000
仮払金	4	3	財政融資資金借入金	2,141,775	1,896,771
立替金	0	0	長期リース債務	29	194
算定割当量	174	303	退職給付引当金	7,707	7,777
金融派生商品	4,022	-	資産除去債務	69	70
差入保証金	-	7,621	固定負債合計	2,289,580	2,104,810
流動資産合計	11,064,082	11,035,796	負債合計	2,624,731	2,456,324
II 固定資産			純資産の部		
1 有形固定資産			I 資本金		
建物	3,298	3,150	政府出資金	7,622,556	7,664,456
減価償却累計額	△ 391	△ 496	資本金合計	7,622,556	7,664,456
減損損失累計額	△ 675	△ 675	II 利益剰余金		
構築物	59	50	準備金	779,252	942,223
減価償却累計額	△ 11	△ 12	当期末処分利益	162,972	94,068
減損損失累計額	△ 12	△ 12	(うち当期総利益)	(162,972)	(94,068)
機械装置	194	194	利益剰余金合計	942,223	1,036,291
減価償却累計額	△ 41	△ 48	III 評価・換算差額等		
減損損失累計額	△ 102	△ 102	その他有価証券評価差額金	△ 132	△ 45
車両運搬具	249	294	繰延ヘッジ損益	4,420	△ 8,382
減価償却累計額	△ 84	△ 126	評価・換算差額等合計	4,289	△ 8,427
工具器具備品	726	547	純資産合計	8,569,068	8,692,321
減価償却累計額	△ 417	△ 157	負債純資産合計		
土地	13,873	12,703		11,193,799	11,148,645
減損損失累計額	△ 6,091	△ 6,091			
建設仮勘定	0	3			
有形固定資産合計	10,575	9,222			
2 無形固定資産					
商標権	0	0			
無形固定資産合計	0	0			
3 投資その他の資産					
投資有価証券	5,990	5,502			
関係会社株式	112,034	97,312			
破産債権、再生債権、 更生債権その他					
これらに準ずる債権	25,089	24,557			
貸倒引当金	△ 24,803	△ 24,557			
長期前払費用	-	5			
差入保証金	832	807			
投資その他の資産合計	119,142	103,626			
固定資産合計	129,717	112,849			
資産合計	11,193,799	11,148,645			

損益計算書		(単位:百万円)	
科目	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	
経常費用			
有償資金協力業務関係費			
債券利息	2,523	3,627	
借入金利息	42,819	35,646	
金利スワップ支払利息	2,029	6,126	
業務委託費	15,876	22,564	
債券発行費	297	346	
外国為替差損	30	39	
人件費	3,325	3,351	
賞与引当金繰入	1	6	
退職給付費用	737	543	
物件費	13,218	11,749	
減価償却費	402	405	
税金	110	120	
投資有価証券評価等損	30	314	
関係会社株式評価等損	487	4,184	
利息費用	0	0	
貸倒引当金繰入	-	35,535	
その他経常費用	250	0	
経常費用合計	82,135	124,557	
経常収益			
有償資金協力業務収入			
貸付金利息	206,370	196,680	
国債等債券利息	16	22	
受取配当金	7,604	19,964	
貸付手数料	1,821	2,124	
貸倒引当金戻入	35,361	-	
その他経常収益	-	245	
財務収益			
受取利息	10	13	
雑益	496	479	
償却債権取立益	372	-	
経常収益合計	252,049	219,527	
経常利益	169,915	94,970	
臨時損失			
固定資産除却損	2	1	
固定資産売却損	2	903	
減損損失	6,930	-	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9	-	
臨時損失合計	6,943	904	
臨時利益			
固定資産売却益	0	2	
臨時利益合計	0	2	
当期純利益	162,972	94,068	
当期総利益	162,972	94,068	

キャッシュ・フロー計算書		(単位:百万円)	
科目	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
貸付による支出	△ 677,748	△ 609,734	
民間借入金の返済による支出	△ 40,800	△ 31,000	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 462,529	△ 318,067	
利息の支払額	△ 47,535	△ 45,835	
人件費支出	△ 3,728	△ 3,817	
その他の業務支出	△ 30,575	△ 48,069	
貸付金の回収による収入	680,389	629,000	
民間借入による収入	40,800	31,000	
財政融資資金借入による収入	192,200	78,200	
債券の発行による収入	59,703	59,654	
貸付金利息収入	209,987	198,163	
その他の業務収入	4,452	11,289	
小計	△ 75,384	△ 49,215	
利息及び配当金の受取額	7,630	19,999	
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 67,754	△ 29,215	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 119	△ 72	
固定資産の売却による収入	213	412	
投資有価証券の取得による支出	-	△ 11	
投資有価証券の回収による収入	127	143	
関係会社株式の回収による収入	-	10,539	
譲渡性預金の取得による支出	△ 368,300	△ 658,300	
譲渡性預金の払戻による収入	368,300	658,300	
投資活動によるキャッシュ・フロー	222	11,010	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出	△ 166	△ 208	
政府出資の受入による収入	104,400	41,900	
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,234	41,692	
IV 資金増加額	36,702	23,487	
V 資金期首残高	14,691	51,393	
VI 資金期末残高	51,393	74,880	

特集

事業の目的と概況

活動報告

実施体制

資料編

2 有償資金協力勘定の財務状況

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	平成22年度			平成23年度		
	平均残高	利息(注)	利回り	平均残高	利息(注)	利回り
資金運用勘定	11,213,983	215,304	1.92	11,185,503	214,305	1.92
うち 貸付金	11,041,044	208,191	1.89	10,998,877	198,804	1.81
出資金	119,487	7,087	5.93	108,199	15,466	14.29
預金+有価証券	53,452	26	0.05	78,427	35	0.04
資金調達勘定	2,708,565	45,342	1.67	2,478,806	39,274	1.58
うち 借入金	2,596,126	42,819	1.65	2,307,057	35,646	1.55
債券	112,438	2,523	2.24	171,749	3,627	2.11

(注) 出資金については、投資有価証券、関係会社株式を含み、受取配当金、投資有価証券評価等損益、関係会社株式評価等損益を利息項目に計上しております。

余資運用にかかる預金残高等

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
預金+有価証券	51,393	74,880

総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度
総資金利鞘	△ 1.08	△ 1.49
資金運用利回り	1.92	1.92
資金調達原価	3.00	3.41

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高
資金調達原価=(資金調達費用+債券費+経費)/資金調達勘定平均残高(参考) 資金運用収入=貸付金利息+国債等債券利息+受取配当金+受取利息
+貸付手数料+投資有価証券評価等損益+関係会社株式評価等損益
資金運用勘定平均残高=貸付金+出資金+預金等(当座預金を除く)
資金調達費用=借入金利息+債券利息+金利スワップ支払利息
債券費=債券発行費
経費=業務委託費+人件費(含む退職給付・賞与引当金繰入)
+物件費+減価償却費+税金
資金調達勘定平均残高=借入金+債券

貸付金等に対する貸倒引当金

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
貸付金	96,054	131,589
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,803	24,557
合計	120,857	156,147

(注) 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

主たる外貨建資産残高

(単位：千US\$、千INR)

	平成22年度末	平成23年度末
関係会社株式(US\$)	12	—
投資有価証券(US\$)	5,814	1,787
投資有価証券(INR)	47,044	33,603

残存期間別貸付金回収見込み (平成24年3月31日現在)

(単位: 億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	6,228
2年以内	6,449
3年以内	6,662
4年以内	6,724
5年以内	6,668
5年超～10年以内	31,531
10年超～15年以内	21,064
15年超～20年以内	11,379
20年超～25年以内	7,738
25年超～30年以内	4,447
30年超～35年以内	1,314
35年超～40年以内	198
40年超	0
合計	110,404

(注) 左記金額は、貸借対照表上の「貸付金」および「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」の回収見込み額の合計から、平成24年3月末時点において3ヶ月以上の延滞となっている元本を除いています。

残存期間別財政融資資金借入金返済見込み (平成24年3月31日現在)

(単位: 億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	3,232
1年超～2年以内	3,171
2年超～3年以内	2,759
3年超～4年以内	2,444
4年超～5年以内	2,151
5年超～10年以内	6,069
10年超～15年以内	1,389
15年超～20年以内	592
20年超～25年以内	393
25年超	0
合計	22,200

残存期間別国際協力機構債券償還見込み (平成24年3月31日現在)

(単位: 億円)

残存期間	償還見込み
1年以内	0
1年超～2年以内	0
2年超～3年以内	0
3年超～4年以内	100
4年超～5年以内	0
5年超～10年以内	100
10年超～15年以内	150
15年超～20年以内	1,600
20年超～25年以内	0
25年超～30年以内	50
30年超	0
合計	2,000

独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定における貸出金等の状況

独立行政法人国際協力機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下「金融検査マニュアル」という。)に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)及び要管理債権(金融再生法)に分類しています。

1 リスク管理債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ)に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1)破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。(注1)

(2)延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(3)3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。(注2)

(単位:百万円)

	平成24年3月期
破綻先債権	—
延滞債権	24,557
3か月以上延滞債権	47,338
貸出条件緩和債権	846,473
合計①	918,368
貸付金残高合計②	11,056,962
①/②	8.31%

2 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

右表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下、「金融再生法」という。)による開示基準(金融再生法施行規則第4条)に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3)要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。)をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。)をいう。)です。(注2)

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

平成24年3月期		
貸出金等* (総与信に占める比率、%)	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	— (—)
	危険債権	24,557 (0.22)
	要管理債権	893,811 (8.05)
	小計	918,368 (8.27)
	正常債権	10,185,579 (91.73)
貸倒引当金**	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—
	危険債権	24,557
	要管理債権	91,054
	小計	115,611
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	40,535
	特定海外債権引当金	—
	合計	156,147
担保・保証等	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—
	危険債権	—
	要管理債権	—
	小計	—
保全額*** (保全率%)	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	— (—)
	危険債権	24,557 (100.00)
	要管理債権	91,054 (10.19)
	小計	115,611 (12.59)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1)

民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口の枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注2)

国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議(パリクラブ)の場合において債務繰り延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成24年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,096,140百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3カ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、846,473百万円(うち繰り延べ対象元本残高は742,850百万円)となっています。

国内拠点・海外拠点

国内拠点

JICA北海道

(札幌)

TEL: 011-866-8333 (代)

〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

<http://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代)

〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2

<http://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代)

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル15階

<http://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代)

〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

<http://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代)

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

<http://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

<http://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3400-7717 (代)

〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-2-24

<http://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

(注:2012年10月1日から東京都新宿区市谷本村町10-5へ移転)

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代)

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

<http://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代)

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15

<http://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代)

〒920-0853

石川県金沢市本町1-5-2 リファール(オフィス棟) 4階

<http://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代)

〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

JICA中部 <http://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

なごや地球ひろば

<http://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代)

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

<http://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代)

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1

<http://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824 (代)

〒760-0017 香川県高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル7階

<http://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代)

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

<http://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代)

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1

<http://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
 インド事務所
 インドネシア事務所
 ウズベキスタン事務所
 カンボジア事務所
 キルギス事務所
 スリランカ事務所
 タイ事務所
 タジキスタン支所
 中華人民共和国事務所
 ネパール事務所
 パキスタン事務所
 バングラデシュ事務所
 東ティモール事務所
 フィリピン事務所
 ブータン事務所
 ベトナム事務所
 マレーシア事務所
 ミャンマー事務所
 モルディブ支所
 モンゴル事務所
 ラオス事務所

大洋州

サモア支所
 ソロモン支所
 トング支所
 バヌアツ支所
 パプアニューギニア事務所
 パラオ支所
 フィジー事務所
 マーシャル支所
 ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
 アルゼンチン事務所
 ウルグアイ支所
 エクアドル支所
 エルサルバドル事務所
 グアテマラ事務所
 コスタリカ支所
 コロンビア支所
 ジャマイカ支所
 セントルシア支所
 チリ支所
 ドミニカ共和国事務所
 ニカラグア事務所
 パナマ支所
 パラグアイ事務所
 ブラジル事務所
 ベネズエラ支所
 ベリーズ支所
 ペルー事務所
 ボリビア事務所
 ホンジュラス事務所
 メキシコ事務所

アフリカ

ウガンダ事務所
 エチオピア事務所
 ガーナ事務所
 ガボン支所
 カメルーン事務所
 ケニア事務所
 コートジボワール事務所
 コンゴ民主共和国事務所
 ザンビア事務所

ジブチ支所
 ジンバブエ支所
 スーダン事務所
 セネガル事務所
 タンザニア事務所
 ナイジェリア事務所
 ナミビア支所
 ニジェール支所
 ブルキナファソ事務所
 ベナン支所
 ボツワナ支所
 マダガスカル事務所
 マラウイ事務所
 南アフリカ共和国事務所
 南スーダン事務所
 モザンビーク事務所
 ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
 イラク事務所
 イラン事務所
 エジプト事務所
 シリア事務所
 チュニジア事務所
 パレスチナ事務所
 モロッコ事務所
 ヨルダン事務所

欧州

英国事務所
 トルコ事務所
 バルカン事務所
 フランス事務所

各拠点の連絡先は、JICAウェブサイトをご覧ください。

[国際協力機構トップページ](#)

[JICAについて](#)

[JICAの機関・施設](#)

<http://www.jica.go.jp/about/structure/index.html>

用語解説

50音順

あ インクルーシブな開発

すべての人々が成果を享受できる包括的な開発。JICAはかねてより、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンに掲げ、インクルーシブ(包括的)な開発を通じて、持続的な成長により貧困削減を達成するべく、より多くの人々が広く平等に「成長の過程」に参加し、恩恵を受けることを目指している。

ODA卒業国

経済協力開発機構 開発援助委員会(DAC)が作成する「援助受取国リスト」から、所得の向上などにより、外れた国を指す。同リストは3年ごとに見直されるが、その時点で3年連続して一人当たりGNIが中所得国を超える等すると、同リストから外れてODA卒業国となる。

ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ

2010年6月、国内外の環境の変化を踏まえ、外務省がこれからのODAのあり方について提言した。理念の明確化、重点分野の絞り込み、民間企業・NGOとの連携強化、戦略的・効果的な援助、情報開示の取り組み、国民の開発協力への参加促進などについてとりまとめた。

か 開発途上国

経済発展・開発の水準が先進国に比べて低く、経済成長の途上にある国の総称。一般的にはDACが作成する「援助受取国リスト」に記載されている国、地域を指す。

カウンターパート

国際協力事業において、技術移転や政策アドバイスの対象となる相手国行政官や技術者を指す。

ガバナンス

ある国の安定・発展に向けて、その国の資源を、国民の意思を反映できる

形で効率的に動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿をいう。①国家の政治体制、②政府の政策策定・実施能力、③政府の市民社会・民間部門との相互関係にかかわる仕組みや制度の3つの側面が含まれる。

キャパシティ・ディベロップメント

Capacity Development: CD

開発課題に対処するための能力(キャパシティ)を途上国自身が強化していくこと。外からの能力構築を指すキャパシティ・ビルディングに対し、CDは開発途上国のキャパシティを個人、組織、制度・社会と包括的にとらえ、途上国が主体的に向上させていくプロセスを指す。JICAの協力は、開発途上国のCDを側面的に支援するファシリテーターの役割を担っている。

後発開発途上国(LDC)

国連開発計画委員会(CDP)が認定した基準に基づき、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。一人当たりGNIが992ドル以下で、人的資源開発が遅れ、経済的脆弱性が高い国が対象となる。3年に一度リストの見直しが行われる。現在は48カ国で、アフリカ33カ国、アジア14カ国、中南米1カ国。

さ 三角協力

開発途上国の発展のために、日本が他の援助国や国際機関と共同で協力事業を実施すること。

循環型社会

資源の消費を抑制し、環境への負荷を減らす社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に替わる、循環型社会形成に向け、政府は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定。「リデュース(ごみの減量)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再資源化)」の3Rを行動指針とした。

新興国

先進国に対し、急速に経済成長を遂げている中南米、東南アジア、東欧諸国などの開発途上国を指すことが多い。

新成長戦略

日本経済を成長させるための政策のこと。2009年12月に日本政府が基本方針を発表。6つの戦略分野としてグリーン・イノベーションによる環境およびエネルギー大国戦略、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略、アジア経済戦略、観光立国および地域活性化戦略、科学技術立国戦略、雇用人材戦略をあげている。

生物多様性ホットスポット

人類により生物多様性の破壊が危機にある地域。オックスフォード大学のノーマン・マイヤーズ博士によって提唱され、1,500種以上の固有植物種があるものの70%以上が本来の生息地を失っている地域を指す。世界で日本を含め34カ所があげられている。

た 中進国

一人当たりGNIが、3,976ドル以上6,925ドル以下の国々(国連および世銀の分類による)を指す。

な 南南協力

開発が比較的進んでいる途上国が、自国の開発経験や人材などを活用して、開発が進んでいない後発開発途上国に対して協力事業を行うこと。

は パッケージ型インフラ輸出

日本の高い技術を生かし、製品提供、インフラ施設建設にとどまらず、運営・管理業務を含めた総合的なパッケージとして輸出する考え方。日本政府の新成長戦略でも、水、石炭火力・石炭ガス化プラント、送発電、原子力、鉄道、リサイクル、宇宙、スマートグリッド・スマートコミュニティ、再生可能エネルギー、情報通信、都市開発・工業団地の11分野にわたり、官民連携による戦略的展開を掲げている。

万人のための教育

Education for All: EFA

世界中のあらゆる人々に教育の機会を提供することを目指して、1990年に開始された国際的なイニシアティブ。あらゆる国・地域で2015年までに、「初等教育の完全修了の達成」「男女の教育格差の解消」「識字水準の50%改善」など、6つの目標がゴールとして設定されている(ダカール行動枠組み)。

本邦技術活用条件

Special Terms for Economic Partnership: STEP

日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年に導入された円借款の融資条件。日本タイトの調達条件のほか、他の融資条件に比べて、より譲許的な条件が適用される。

ま マスタープラン

さまざまな長期開発事業を実施するために作成される基本計画。

ミレニアム開発目標

Millennium Development Goals: MDGs

21世紀の国際社会の目標として宣言された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、ひとつの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015年までに達成すべき8つの目標を掲げている。

アルファベット順

A ADB

Asian Development Bank

アジア開発銀行

アジア地域の開発途上国の開発促進を目的として、準商業ベースの貸付を行う国際金融機関。

AU

African Union

アフリカ連合

アフリカ54カ国・地域が加盟する世界最大の地域機関。本部はエチオピアの首都アディス・アベバ。2002年7月、

「アフリカ統一機構」(OAU)から発展改組されて発足。2010年1月、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)を統合し、開発分野での役割を増大させている。

B BOP

Base of the Pyramid

年間3,000ドル未満で暮らしている貧困層を指す。世界で約40億人いるといわれている。「BOPビジネス」は、こうした開発途上国の貧困層および社会や開発プロセスから除外されている状態にある人々が抱えるさまざまな問題に改善をもたらし得るビジネス。

D DAC

Development Assistance Committee

開発援助委員会

経済協力開発機構(OECD)の三大委員会のひとつで、援助供与国間で意見を調整する。日本は1964年にOECD加盟と同時に加盟国となった。

F FAO

Food and Agriculture Organization of the United Nations

国連食糧農業機関

「人々が健全で活かな生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成する」ことを目的とする、国連専門機関。

G GNI

Gross National Income

国民総所得

その国の国籍をもつ人々によって、国の内外で一定期間中に生産された財貨・サービスの総計。

I IMF

International Monetary Fund

国際通貨基金

貿易や平常の金融取引に必要な比較的短期間の資金の融通を図ることを目的とした国連の専門機関。

P PPP

Public Private Partnership

公共サービス提供に民間主体を活用し、官民が協調して事業を実施する手法。

民間事業者の参画度合いに応じて、単純な業務委託からBOT(建設・管理・運営、移転を行う仕組み)、完全民営化まで幅広い形態を含んでいる。インフラ整備を目的とするのが、「PPPインフラ事業」。

T TICAD

Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

アフリカの開発をテーマとする国際会議。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行などと共同で開催している。5年ごとに開催されており、2013年6月に横浜でTICAD Vが開催される。

U UNICEF

United Nations Children's Fund
国連児童基金

開発途上国の保健分野を中心に、栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育などを通じた児童への援助を行う国連機関。

W WB

World Bank

世界銀行

各国の中央政府または同政府から債務保証を受けた機関に対し融資を行う、世界最大の開発援助機関。

WFP

World Food Programme

世界食糧計画

飢餓と貧困の撲滅を使命とする国連の食糧支援機関。

WHO

World Health Organization

世界保健機関

国際協力を通じた世界的疾病の抑制、健康・栄養基準の向上などを目的とする、国連専門機関。

WTO

World Trade Organization

世界貿易機関

差別のない自由な貿易を促進するため、1995年に設立された国際機関。

事例索引

ASEAN

[アジアカーゴハイウェイ]実現のための税関協力 [活動報告] P.31

アフリカ地域

[アフリカの角]地域干ばつに対する協力 [活動報告] P.47

アフガニスタン

国づくりの中核となる人材育成 [活動報告] P.38

コムギ育種素材開発プロジェクト [活動報告] P.100

イラク

バスマ製油所改良事業 [活動報告] P.43

クルド地域園芸技術の改善・普及 [活動報告] P.101

インド

地下鉄網の整備 [活動報告] P.37

インド・アフリカ

日印アフリカ三角協力 [特集] P.16

インドネシア

クリーンコールテクノロジーの導入促進 [活動報告] P.105

日イ経済連携協定活用強化プロジェクト [特集] P.13

ウクライナ

ボリスポリ空港拡張事業 [活動報告] P.65

エクアドル

社会的弱者のための職業訓練強化 [活動報告] P.57

エジプト

[アラブの春]とJICAによる選挙支援 [活動報告] P.45

カイロ地下鉄4号線第一期整備事業 [実施体制] P.117

エチオピア

住民参加による循環型農林業の試み [実施体制] P.131

エルサルバドル

経済インフラ復旧と広域防災システム整備計画 [活動報告] P.54

オマーン

電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト [活動報告] P.109

カンボジア

法制度整備プロジェクト フェーズ3 [活動報告] P.75

政府統計能力向上プロジェクト フェーズ3 [活動報告] P.77

カンボジア・ラオス

地雷・不発弾対策分野へのJICAの協力 [活動報告] P.82

キルギス

一村一品運動 [活動報告] P.35

ケニア

ソマリア難民キャンプ周辺地域の水・衛生改善 [活動報告] P.49

コスタリカ

地域住民参加の総合リハビリテーション強化 [活動報告] P.91

スーダン

復興支援 [活動報告] P.83

スリランカ

地方基礎社会サービス改善 [活動報告] P.41

セネガル・コンゴ民主共和国

職業訓練指導員の能力強化 [活動報告] P.51

タイ

洪水からの復興戦略支援 [特集] P.15

洪水被害 [実施体制] P.139

大洋州地域

島嶼における循環型社会形成支援プログラム [活動報告] P.63

中国

人とトキが共生できる地域環境づくりプロジェクト [活動報告] P.33

ドミニカ共和国

官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト [活動報告] P.55

トルコ

揚水発電開発支援 [活動報告] P.107

パキスタン

ポリオ撲滅事業 [特集] P.9

バングラデシュ

緑豆生産の体制構築 [実施体制] P.132

東ティモール

産業基盤整備プログラム [活動報告] P.29

ブータン

氷河湖決壊洪水の研究 [活動報告] P.95

フィジー

南太平洋大学ICTキャパシティビルディング [活動報告] P.73

フィリピン

優遇税制分析調査 [活動報告] P.79

ブラジル

アマゾンの森林における炭素動態の広域評価 [活動報告] P.59

ベトナム

ノイバイ国際空港への展開 [活動報告] P.69

ドンナイ省 インクルージョン教育研修システムの構築 [実施体制] P.131

産業人材育成事業 [実施体制] P.133

日本センター [実施体制] P.125

マレーシア

マレーシア日本国際工科院整備事業 [活動報告] P.27

マラウイ

地質・鉱物資源の情報整備計画 [特集] P.11

南スーダン

社会経済インフラ総合開発と緊急支援計画策定調査 [活動報告] P.71

ミャンマー

児童中心型教育強化プロジェクト フェーズ2 [活動報告] P.87

保健分野の包括的協力 [活動報告] P.89

メキシコ

テルモ株式会社と連携し、初の官民連携研修を実施 [実施体制] P.133

メコン地域

人身取引対策 広域協力支援 [活動報告] P.81

モロッコ

零細漁業資源管理 [活動報告] P.102

その他

マイクロファイナンスへの取り組み(能力強化研修) [活動報告] P.85

森林減少・劣化を防ぎ、温室効果ガス排出量の削減 [活動報告] P.93

東日本大震災の教訓 [活動報告] P.97

釜山ハイレベル会合プレイベント/本会合 [活動報告] P.111

世界の日系社会から日本の被災地への温かな支援 [実施体制] P.135

アンケートご協力をお願い

「国際協力機構 年次報告書2012」をお読みいただき、誠にありがとうございました。
JICAでは、より充実した内容の年次報告書をご提供するため、読者の皆様のご意見・ご感想をJICA WEBサイトにてお待ちしております。

<http://www.jica.go.jp/about/report/2012/index.html>

なお、いただいたアンケートの内容は、上記の目的以外に一切使用いたしません。

お問い合わせ先

JICA 広報室

TEL:03-5226-9781(直通)

FAX:03-5226-6396

国際協力機構 年次報告書 2012

2012年9月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
〒102-8012
電話番号 03 (5226) 9781
<http://www.jica.go.jp/>

編集協力 株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ
東京都渋谷区神宮前2-26-8
神宮前グリーンビル1F
〒150-0001 電話番号 03 (5413) 5161
<http://www.fbicom.co.jp>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
©2012 国際協力機構 Printed in Japan
ISBN978-4-86357-044-3

